

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2-1 外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等(1/3)						
事業	原子炉施設以外の 状況把握対象	把握できる設備	把握内容			
※1 公的機関からの情報等: 公的機関からの情報及びテレビ、ラジオ等。 ※2 計算の目的は異なるが、津波監視カメラにおいても構内状況を監視可能。 ※3 地図を複数した場合中央制御室に情報が発信する。						
(台風)	台風情報(現状況、勢力等)の把握。台風による設備周辺における資機材等の現状況及び高潮の発生状況を確認。	公的機関からの情報等 構内状況把握 潮位計 雨量計	気象情報を確認し、台風の状況を把握する。 風による資機材等の飛散状況を把握する。 敷地内の風速を把握する。 潮位の状況を把握する。			【大飯】記載内容の相違 ・大飯は外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等を記載しているが、泊は監視カメラと監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象等を分けて記載
電雷	電雷発生状況及び電雷による設備周辺における資機材等の飛散状況を確認。	公的機関からの情報等 構内状況把握 潮位計	電雷からの飛散状況を把握する。 風による資機材等の飛散状況を把握する。 敷地内の風速を把握する。			【女川】記載表現の相違 ・泊は監視カメラにより把握可能な自然現象等に加えて、監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象「表2-1-4」を追加し、中央制御室にて把握可能な自然現象等を明確にしたため
凍結	屋外機器等の凍結の有無の確認。	公的機関からの情報等 気温湿度計	公的機関からの情報確認し、凍結の状況を把握する。 敷地内の気温度を把握する。			【女川】記載内容の相違 ・上記、【女川】記載表現の相違と同様の理由
降水	降水状況(降水量、継続時間等)を把握し、敷地内の降水状況を確認。	公的機関からの情報等 構内状況把握 雨量計	公的機関からの情報確認し、降水状況を把握する。 敷地内の降水状況を把握する。			【女川】設備の相違 ・泊は潮位計を設置しているため、津波の把握手段に記載を追記(大飯と同様)
積雪	積雪状況(積雪量、解消時間等)を把握し、敷地内の積雪状況を確認。	公的機関からの情報等 構内状況把握 カメラ	公的機関からの情報確認し、降雪状況を把握する。 敷地内の高雪状況を把握する。			【女川】記載の充実 ・監視カメラ以外の設備等による把握手段として、公的機関や気象観測設備にて把握する情報を明確に記載
落雷	落雷を起因とした森林火災の発生状況を確認。	公的機関からの情報等 構内状況把握 カメラ	公的機関からの情報確認し、落雷の状況を把握する。 敷地内に森林火災の発生状況を把握する。			【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記(監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様)
表2-1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等				表2-1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等		
自然現象等	監視カメラにより把握できる 発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段		自然現象等	監視カメラにより把握できる 発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段
地震	地震による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	公的機関(地震速報)		地震	地震による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	公的機関(地震速報)
津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計 公的機関(津波警報・注意報)		津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計 ※1 潮位計
(台風)	風(台風)・電雷(飛来物含む)による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	気象観測設備(風向、風速) 公的機関(台風、電雷注意報)		(台風)	風(台風)・電雷(飛来物含む)による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	公的機関(台風、電雷注意報)
電雷	電雷による発電所構内の損壊状況	公的機関(台風、電雷注意報)		電雷	電雷による発電所構内の損壊状況	公的機関(台風、電雷注意報)
降水	発電所構内の浸水状況	気象観測設備(降水量)		降水	発電所構内の浸水状況	公的機関(降雨予報)
積雪	発電所構内及び原子炉施設の積雪状況	気象観測設備(降水量)		積雪	発電所構内及び原子炉施設の積雪状況	気象観測設備(降水量)
落雷	発電所構内及び原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関(雷注意報)		落雷	発電所構内及び原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関(雷注意報)
火山の影響	火山事象による発電所構内の落雷状況	目視確認※1		火山の影響	発電所構内及び原子炉施設の落雷状況	目視確認(※1)
(噴火火砕物)	火山事象による発電所構内の落雷状況	目視確認※1		火山の影響	発電所構内及び原子炉施設の落雷状況	目視確認(※1)
森林火災	森林火災及びばい煙等の状況を確認。	公的機関からの情報等 構内状況把握 カメラ	公的機関からの情報確認し、火災状況を把握する。 敷地内の森林火災状況を把握する。	森林火災	森林火災及びばい煙の方向確認	目視確認※1
生物学的事象	生物学的事象による発電所構内の海生生物(クラゲ等)の襲来状況	取水ピット水位計※2		生物学的事象	発電所構内における海生生物(クラゲ等)の襲来状況	取水ピット水位計※2
生物的季象	生物的季象による発電所構内の海生生物(クラゲ等)の襲来状況	取水ピット水位計※2		生物的季象	発電所構内における海生生物(クラゲ等)の襲来状況	取水ピット水位計※2
高潮	高潮による発電所構況を確認。	公的機関からの情報等 構内状況把握 カメラ	公的機関からの情報確認し、高潮の状況を把握する。 構内状況把握	高潮	高潮による発電所構況	目視確認※1
堆積物(航空機落下)	航空機落下による堆積物を確認。	潮位計	潮位の状況を把握する。	堆積物(航空機落下)	航空機落下による堆積物を確認。	目視確認※1
近隣工場等の大火	近隣工場等の大炎による発電所構況を確認。	公的機関からの情報等 構内状況把握 カメラ	公的機関からの情報確認し、大火状況を把握する。 構内状況把握	近隣工場等の大炎	近隣工場等の大炎による発電所構況	目視確認※1
船舶の衝突	船舶の衝突による発電所構況を確認。	潮位計	潮位の状況を把握する。	船舶の衝突	船舶の衝突による発電所構況	目視確認※1
※1 公的機関からの情報等: 公的機関からの情報及びテレビ、ラジオ等。 ※2 計算の目的は異なるが、津波監視カメラにおいても構内状況を監視可能。 ※3 地図を複数した場合中央制御室に情報が発信する。				※1 取水口が閉塞した場合、取水ピットの水位が低下するため把握可能。 ※2 取水口が閉塞した場合、津波と取水ピット水位に水位差が生じるため把握可能。 ※3 地図を複数した場合中央制御室に情報が発信する。		
表2-1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象				表2-1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象		
自然現象	監視カメラ以外の設備等により把握できる 発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段		自然現象	監視カメラ以外の設備等により把握できる 発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段
凍結	発電所構内及び発電用原子炉施設の凍結状況	気象観測設備(気温) 公的機関(凍結予報)		凍結	発電所構内及び発電用原子炉施設の凍結状況	気象観測設備(気温)
高潮	高潮の発生状況	取水ピット水位計 潮位計 公的機関(高潮警報)		高潮	高潮の発生状況	取水ピット水位計 潮位計 公的機関(高潮警報)
= DB				= DB 条文関連		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<table border="1"> <caption>表2-1 外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等（3/3）</caption> <thead> <tr> <th>事象</th><th>原子炉施設外の 状況把握対象</th><th>把握できる設備</th><th>把握内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">船舶の衝突</td><td>小型船舶が漂流した場合の、取水路への進入状況及び大型タンカー等の船体による重油等の取水路への漂流状況を確認。</td><td>公的機関からの情報等<sup>※1</sup> 津波監視カメラ</td><td>船舶の位置、座標情報を確認し、漂流状況を把握する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>津波監視カメラ</td><td>敷地への漂流状況を把握する。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地震</td><td>地盤の震源、震度を把握し、地震発生後の発電所敷地内及び屋外施設への影響を確認。</td><td>公的機関からの情報等<sup>※1</sup> 地震監視カメラ</td><td>地盤情報を確認し、地震状況を把握する。</td></tr> <tr> <td></td><td>観測用地震計<sup>※2</sup></td><td>敷地内の地震状況を把握する。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td><td>津波の予想範囲、高さ、到着予想時間の把握及び地震発生後の津波襲来の状況（流入津波及び敷地への海上）を確認。</td><td>公的機関からの情報等<sup>※1</sup> 津波監視カメラ</td><td>津波情報を確認し、津波状況を把握する。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>敷地への津波状況を把握する。</td></tr> <tr> <td></td><td>潮位計</td><td>潮位の状況を把握する。</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 公的機関からの情報等：公的機関からの情報及びテレビ、ラジオ等。      ※2 設置の目的は異なるが、津波監視カメラにおいても構内状況を監視可能。</p> <p>※3 地震を検知した場合中央制御室内に警報が発信する。</p> <p>当該施設がない等により把握が不要な事象</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>洪水</td><td>敷地の地形及び蓄流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。</td></tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td><td>発電所の近くには発電所に影響を及ぼすようなダムは存在しないことから把握不要。</td></tr> <tr> <td>爆発</td><td>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。</td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td><td>幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート等の施設は発電所から十分な離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガスの影響はないため不要。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>サーボ・ノイズや電磁波の侵入に対してラインフィルタや絶縁回路の設置によりサーボ・ノイズの確実な除去が実現しているため把握不要。</td></tr> </tbody> </table> <p>設計基準対応施設の耐震設計において、構内状況把握カメラ等については、耐震重要度分類上、基準地震動 Saに対する耐震性の要求はないが、津波監視機能を有する施設（津波監視設備<sup>※3</sup>）は、基準地震動 Saによる地盤力に対して、要求される機能が保持できることの要求あり。</p> <p>※津波監視設備：津波監視カメラ、潮位計</p> <p style="text-align: center;">■ = DB</p>	事象	原子炉施設外の 状況把握対象	把握できる設備	把握内容	船舶の衝突	小型船舶が漂流した場合の、取水路への進入状況及び大型タンカー等の船体による重油等の取水路への漂流状況を確認。	公的機関からの情報等 <sup>※1</sup> 津波監視カメラ	船舶の位置、座標情報を確認し、漂流状況を把握する。			津波監視カメラ	敷地への漂流状況を把握する。	地震	地盤の震源、震度を把握し、地震発生後の発電所敷地内及び屋外施設への影響を確認。	公的機関からの情報等 <sup>※1</sup> 地震監視カメラ	地盤情報を確認し、地震状況を把握する。		観測用地震計 <sup>※2</sup>	敷地内の地震状況を把握する。	津波	津波の予想範囲、高さ、到着予想時間の把握及び地震発生後の津波襲来の状況（流入津波及び敷地への海上）を確認。	公的機関からの情報等 <sup>※1</sup> 津波監視カメラ	津波情報を確認し、津波状況を把握する。			敷地への津波状況を把握する。		潮位計	潮位の状況を把握する。	洪水	敷地の地形及び蓄流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。	ダムの崩壊	発電所の近くには発電所に影響を及ぼすようなダムは存在しないことから把握不要。	爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。	有毒ガス	幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート等の施設は発電所から十分な離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガスの影響はないため不要。	電磁的障害	サーボ・ノイズや電磁波の侵入に対してラインフィルタや絶縁回路の設置によりサーボ・ノイズの確実な除去が実現しているため把握不要。		<table border="1"> <caption>当該施設がない等により把握が不要な事象</caption> <tbody> <tr> <td>洪水</td><td>敷地の地形及び蓄流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。</td></tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td><td>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないことから把握不要。</td></tr> <tr> <td>爆発</td><td>発電所敷地10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。</td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td><td>発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可能施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入力する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置。外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金具シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としているため把握不要。</td></tr> </tbody> </table> <p>設計基準対応施設の耐震設計において、構内監視カメラについては、耐震重要度分類上、基準地震動 Saに対する耐震性の要求はないが、津波監視機能を有する施設（津波監視設備<sup>※3</sup>）は、基準地震動 Saによる地盤力に対して、要求される機能が保持できることの要求あり。</p> <p>※津波監視設備：津波監視カメラ、取水ピット水位計、潮位計</p> <p style="text-align: right;">■ : DB 条文関連</p>	洪水	敷地の地形及び蓄流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。	ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないことから把握不要。	爆発	発電所敷地10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。	有毒ガス	発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可能施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。	電磁的障害	電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入力する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置。外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金具シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としているため把握不要。	<p>【女川】記載の充実（大飯実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川審査実績の反映             <p>(6条 外部からの衝撃による損傷の防止のうち、有毒ガスに対する記載内容を引用しており、6条にて女川の記載と整合を図っているため、大飯と相違している)</p> </li> </ul>
事象	原子炉施設外の 状況把握対象	把握できる設備	把握内容																																																	
船舶の衝突	小型船舶が漂流した場合の、取水路への進入状況及び大型タンカー等の船体による重油等の取水路への漂流状況を確認。	公的機関からの情報等 <sup>※1</sup> 津波監視カメラ	船舶の位置、座標情報を確認し、漂流状況を把握する。																																																	
			津波監視カメラ	敷地への漂流状況を把握する。																																																
地震	地盤の震源、震度を把握し、地震発生後の発電所敷地内及び屋外施設への影響を確認。	公的機関からの情報等 <sup>※1</sup> 地震監視カメラ	地盤情報を確認し、地震状況を把握する。																																																	
		観測用地震計 <sup>※2</sup>	敷地内の地震状況を把握する。																																																	
津波	津波の予想範囲、高さ、到着予想時間の把握及び地震発生後の津波襲来の状況（流入津波及び敷地への海上）を確認。	公的機関からの情報等 <sup>※1</sup> 津波監視カメラ	津波情報を確認し、津波状況を把握する。																																																	
			敷地への津波状況を把握する。																																																	
		潮位計	潮位の状況を把握する。																																																	
洪水	敷地の地形及び蓄流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。																																																			
ダムの崩壊	発電所の近くには発電所に影響を及ぼすようなダムは存在しないことから把握不要。																																																			
爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。																																																			
有毒ガス	幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート等の施設は発電所から十分な離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガスの影響はないため不要。																																																			
電磁的障害	サーボ・ノイズや電磁波の侵入に対してラインフィルタや絶縁回路の設置によりサーボ・ノイズの確実な除去が実現しているため把握不要。																																																			
洪水	敷地の地形及び蓄流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。																																																			
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないことから把握不要。																																																			
爆発	発電所敷地10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。																																																			
有毒ガス	発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可能施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。																																																			
電磁的障害	電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入力する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置。外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金具シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としているため把握不要。																																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																									
<p><b>表2-2 監視カメラ以外に中央制御室にて監視可能なパラメータ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th><th>測定レンジ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気圧</td><td>930hPa～1,050hPa（絶対圧）</td></tr> <tr> <td>大気温度</td><td>-20.0°C～40.0°C</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>0.0%～100.0%</td></tr> <tr> <td>降雨量</td><td>0.0mm～100.0mm (1時間積算値) 0.0mm～2,400.0mm (1日積算値)</td></tr> <tr> <td>風向</td><td>0.0°～540.0°(N～S) (E,L.約+23°) 0.0°～540.0°(N～S) (E,L.約+80°)</td></tr> <tr> <td>瞬間風速</td><td>0.0m/s～60.0m/s (E,L.約+23°) 0.0m/s～30.0m/s (E,L.約+80°)</td></tr> <tr> <td>平均風速 (10分間平均値)</td><td>0.0m/s～60.0m/s (E,L.約+23°) 0.0m/s～30.0m/s (E,L.約+80°)</td></tr> <tr> <td>日射量</td><td>0.0kW/m<sup>2</sup>～1.4kW/m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>放射収支量</td><td>-0.2kW/m<sup>2</sup>～1.2kW/m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>潮位(3,4号炉海木ポンプエリア)</td><td>T.P.-5.1m～+1.5m</td></tr> <tr> <td>潮位(3,4号炉防護壁)</td><td>T.P.-5.1m～+8.5m</td></tr> <tr> <td>スクリーン水位差</td><td>0.0m～3.0m</td></tr> <tr> <td>放射線量 (モニタリングステーション)</td><td>低レンジ 1.0×10<sup>3</sup>nGy/h～1.0×10<sup>5</sup>nGy/h 高レンジ 1.0×10<sup>3</sup>nGy/h～1.0×10<sup>7</sup>nGy/h</td></tr> <tr> <td>ダスト・よう素 (モニタリングステーション)</td><td>ダスト 1.0×10<sup>3</sup>cps～1.0×10<sup>8</sup>cps よう素 1.0×10<sup>3</sup>cps～1.0×10<sup>8</sup>cps</td></tr> <tr> <td>空気象に関するパラメータについて、大飯発電所の気象特性（過去の最大・最小値）、測定目的を考慮した測定レンジとしている。</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">□ = DB</p>	パラメータ	測定レンジ	大気圧	930hPa～1,050hPa（絶対圧）	大気温度	-20.0°C～40.0°C	湿度	0.0%～100.0%	降雨量	0.0mm～100.0mm (1時間積算値) 0.0mm～2,400.0mm (1日積算値)	風向	0.0°～540.0°(N～S) (E,L.約+23°) 0.0°～540.0°(N～S) (E,L.約+80°)	瞬間風速	0.0m/s～60.0m/s (E,L.約+23°) 0.0m/s～30.0m/s (E,L.約+80°)	平均風速 (10分間平均値)	0.0m/s～60.0m/s (E,L.約+23°) 0.0m/s～30.0m/s (E,L.約+80°)	日射量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～1.4kW/m <sup>2</sup>	放射収支量	-0.2kW/m <sup>2</sup> ～1.2kW/m <sup>2</sup>	潮位(3,4号炉海木ポンプエリア)	T.P.-5.1m～+1.5m	潮位(3,4号炉防護壁)	T.P.-5.1m～+8.5m	スクリーン水位差	0.0m～3.0m	放射線量 (モニタリングステーション)	低レンジ 1.0×10 <sup>3</sup> nGy/h～1.0×10 <sup>5</sup> nGy/h 高レンジ 1.0×10 <sup>3</sup> nGy/h～1.0×10 <sup>7</sup> nGy/h	ダスト・よう素 (モニタリングステーション)	ダスト 1.0×10 <sup>3</sup> cps～1.0×10 <sup>8</sup> cps よう素 1.0×10 <sup>3</sup> cps～1.0×10 <sup>8</sup> cps	空気象に関するパラメータについて、大飯発電所の気象特性（過去の最大・最小値）、測定目的を考慮した測定レンジとしている。				<p><b>2.1.5 中央制御室にて把握可能なパラメータ</b></p> <p>監視カメラ以外に中央制御室内にて状況把握が可能なパラメータを表2.1-4に示す。</p> <p><b>表2.1-4 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ項目</th><th>測定レンジ</th><th>測定レンジの考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温</td><td>-20.0～40.0°C</td><td>設計基準温度（低外気温）である-15.0°Cが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>海水温度</td><td>0.0～40.0°C</td><td>設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>0.0～100.0%</td><td>設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>雨雪量</td><td>0.0mm～500.0mm (標高75.8m, 地上高1.8m)</td><td>最寄の気象観測所における一般気象観測結果の日最大降水量206.3mmを考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>風向</td><td>全方位</td><td>台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>風速 (標高70m, 175m)</td><td>0～60.0m/s (70m) (10分間平均値) 0～30.0m/s (175m) (10分間平均値)</td><td>設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できるものとする。 最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>瞬間風速</td><td>0.0～60.0m/s (10m)</td><td>最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>平均風速 (10分間平均値)</td><td>0.0～60.0m/s (標高20m, 地上高10m) 0.0～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)</td><td>設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>日射量</td><td>0.0kW/m<sup>2</sup>～1.4kW/m<sup>2</sup> (標高76.3m, 地上高2.3m)</td><td>「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。</td></tr> <tr> <td>放射収支量</td><td>0.0kW/m<sup>2</sup>～0.28kW/m<sup>2</sup> (標高75.8m, 地上高1.8m)</td><td>水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>取水ピット水位</td><td>T.P.-11.25m～+19.00m</td><td>水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>潮位</td><td>T.P.-7.5m～+2.5m (T.P.-7.5m)</td><td>水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1～6)</td><td>(低レンジ) 0～2×10<sup>3</sup>nGy/h (高レンジ) 10<sup>4</sup>～10<sup>6</sup>nGy/h</td><td>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10<sup>6</sup>nGy/h)を満足する設計としている。</td></tr> <tr> <td>ダスト・よう素 (モニタリングステーション)</td><td>1.0×10<sup>3</sup>cps～1.0×10<sup>8</sup>cps</td><td>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10<sup>6</sup>nGy/h)を満足する設計としている。</td></tr> </tbody> </table> <p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤変動に伴い、社鹿半島全体で約1mの沈降が発生していることを考慮した設計</p> <p style="text-align: right;">□ : DB範囲</p>	パラメータ項目	測定レンジ	測定レンジの考え方	気温	-20.0～40.0°C	設計基準温度（低外気温）である-15.0°Cが把握できる設計としている。	海水温度	0.0～40.0°C	設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。	湿度	0.0～100.0%	設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。	雨雪量	0.0mm～500.0mm (標高75.8m, 地上高1.8m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の日最大降水量206.3mmを考慮した設計としている。	風向	全方位	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。	風速 (標高70m, 175m)	0～60.0m/s (70m) (10分間平均値) 0～30.0m/s (175m) (10分間平均値)	設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できるものとする。 最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。	瞬間風速	0.0～60.0m/s (10m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。	平均風速 (10分間平均値)	0.0～60.0m/s (標高20m, 地上高10m) 0.0～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)	設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できる設計としている。	日射量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～1.4kW/m <sup>2</sup> (標高76.3m, 地上高2.3m)	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。	放射収支量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～0.28kW/m <sup>2</sup> (標高75.8m, 地上高1.8m)	水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。	取水ピット水位	T.P.-11.25m～+19.00m	水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。	潮位	T.P.-7.5m～+2.5m (T.P.-7.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。	空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1～6)	(低レンジ) 0～2×10 <sup>3</sup> nGy/h (高レンジ) 10 <sup>4</sup> ～10 <sup>6</sup> nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 <sup>6</sup> nGy/h)を満足する設計としている。	ダスト・よう素 (モニタリングステーション)	1.0×10 <sup>3</sup> cps～1.0×10 <sup>8</sup> cps	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 <sup>6</sup> nGy/h)を満足する設計としている。	<p><b>2.1.5 中央制御室にて把握可能なパラメータ</b></p> <p>監視カメラ以外に中央制御室内にて状況把握が可能なパラメータを表2.1-5に示す。</p> <p><b>表2.1-5 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ項目</th><th>測定レンジ</th><th>測定レンジの考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温</td><td>-20.0°C～40.0°C (標高75.8m, 地上高1.8m)</td><td>設計基準温度（低外気温）である-19°Cが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>海水温度</td><td>0.0°C～50.0°C (T.P.-6.725m, T.P.-5.225m (T.P.4.6m))</td><td>設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>0.0%～100.0% (標高75.8m, 地上高1.8m)</td><td>設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>雨雪量</td><td>0.0mm～500.0mm (標高75.8m, 地上高1.8m)</td><td>最寄の気象観測所における一般気象観測結果の日最大降水量206.3mmを考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>風向</td><td>0.0°～510.0°(N～S) (標高20m, 地上高10m) 0.0°～510.0°(N～S) (標高84m, 地上高10m)</td><td>台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>風速</td><td>0.0m/s～60.0m/s (標高20m, 地上高10m)</td><td>最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>瞬間風速</td><td>0.0m/s～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)</td><td>最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>平均風速</td><td>0.0m/s～60.0m/s (標高20m, 地上高10m) 0.0m/s～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)</td><td>設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>日射量</td><td>0.0kW/m<sup>2</sup>～1.4kW/m<sup>2</sup> (標高76.3m, 地上高2.3m)</td><td>「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。</td></tr> <tr> <td>放射収支量</td><td>0.0kW/m<sup>2</sup>～0.28kW/m<sup>2</sup> (標高75.8m, 地上高1.8m)</td><td>水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>取水ピット水位</td><td>T.P.-8.0m～L.5m (T.P.3.5m)</td><td>水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>潮位</td><td>T.P.-7.5m～+2.5m (T.P.-7.5m)</td><td>水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1～7)</td><td>低レンジ 8.7×10<sup>-4</sup>nGy/h～1.0×10<sup>-3</sup>nGy/h 高レンジ 1.0×10<sup>-3</sup>nGy/h～1.0×10<sup>-2</sup>nGy/h</td><td>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10<sup>6</sup>nGy/h)を満足する設計としている。</td></tr> </tbody> </table> <p>カッコ内は設備の設置レベルを示す。</p> <p style="text-align: right;">□ : DB条文関連</p>	パラメータ項目	測定レンジ	測定レンジの考え方	気温	-20.0°C～40.0°C (標高75.8m, 地上高1.8m)	設計基準温度（低外気温）である-19°Cが把握できる設計としている。	海水温度	0.0°C～50.0°C (T.P.-6.725m, T.P.-5.225m (T.P.4.6m))	設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。	湿度	0.0%～100.0% (標高75.8m, 地上高1.8m)	設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。	雨雪量	0.0mm～500.0mm (標高75.8m, 地上高1.8m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の日最大降水量206.3mmを考慮した設計としている。	風向	0.0°～510.0°(N～S) (標高20m, 地上高10m) 0.0°～510.0°(N～S) (標高84m, 地上高10m)	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。	風速	0.0m/s～60.0m/s (標高20m, 地上高10m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。	瞬間風速	0.0m/s～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。	平均風速	0.0m/s～60.0m/s (標高20m, 地上高10m) 0.0m/s～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)	設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できる設計としている。	日射量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～1.4kW/m <sup>2</sup> (標高76.3m, 地上高2.3m)	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。	放射収支量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～0.28kW/m <sup>2</sup> (標高75.8m, 地上高1.8m)	水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。	取水ピット水位	T.P.-8.0m～L.5m (T.P.3.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。	潮位	T.P.-7.5m～+2.5m (T.P.-7.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。	空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1～7)	低レンジ 8.7×10 <sup>-4</sup> nGy/h～1.0×10 <sup>-3</sup> nGy/h 高レンジ 1.0×10 <sup>-3</sup> nGy/h～1.0×10 <sup>-2</sup> nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 <sup>6</sup> nGy/h)を満足する設計としている。	<p><b>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</b></p> <p><b>【女川】設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の気象特性（過去の気象データ）を考慮した測定レンジの考え方を記載</li> </ul> <p><b>【大飯】設備の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊に大気圧はないが公的機関の天気図にて大気圧を把握可能であるため、実質的な相違はない（女川と同様、中央制御室にて天気図から大気圧を把握することは可能である。）</li> </ul> <p><b>【女川】設備名称の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川：降水量～泊：雨雪量</li> </ul> <p><b>【女川】記載の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は日射量、放射収支量が監視可能であることから記載を追加</li> </ul> <p><b>【女川】設備の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は潮位が監視可能であることから記載を追加（大飯と同様）</li> </ul> <p><b>【大飯】設計方針の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は生物学的事象を把握するための基準適合上必要な設備を取水ピット水位計としている（女川と同様）</li> <li>なお、泊もスクリーン水位差は把握可能である</li> </ul> <p><b>【大飯】設備の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊はダスト・よう素のモニタリングは手分析にて行い、中央制御室にて把握できないため、記載していない（手分析による手法は東海第二と同様）</li> </ul>
パラメータ	測定レンジ																																																																																																																											
大気圧	930hPa～1,050hPa（絶対圧）																																																																																																																											
大気温度	-20.0°C～40.0°C																																																																																																																											
湿度	0.0%～100.0%																																																																																																																											
降雨量	0.0mm～100.0mm (1時間積算値) 0.0mm～2,400.0mm (1日積算値)																																																																																																																											
風向	0.0°～540.0°(N～S) (E,L.約+23°) 0.0°～540.0°(N～S) (E,L.約+80°)																																																																																																																											
瞬間風速	0.0m/s～60.0m/s (E,L.約+23°) 0.0m/s～30.0m/s (E,L.約+80°)																																																																																																																											
平均風速 (10分間平均値)	0.0m/s～60.0m/s (E,L.約+23°) 0.0m/s～30.0m/s (E,L.約+80°)																																																																																																																											
日射量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～1.4kW/m <sup>2</sup>																																																																																																																											
放射収支量	-0.2kW/m <sup>2</sup> ～1.2kW/m <sup>2</sup>																																																																																																																											
潮位(3,4号炉海木ポンプエリア)	T.P.-5.1m～+1.5m																																																																																																																											
潮位(3,4号炉防護壁)	T.P.-5.1m～+8.5m																																																																																																																											
スクリーン水位差	0.0m～3.0m																																																																																																																											
放射線量 (モニタリングステーション)	低レンジ 1.0×10 <sup>3</sup> nGy/h～1.0×10 <sup>5</sup> nGy/h 高レンジ 1.0×10 <sup>3</sup> nGy/h～1.0×10 <sup>7</sup> nGy/h																																																																																																																											
ダスト・よう素 (モニタリングステーション)	ダスト 1.0×10 <sup>3</sup> cps～1.0×10 <sup>8</sup> cps よう素 1.0×10 <sup>3</sup> cps～1.0×10 <sup>8</sup> cps																																																																																																																											
空気象に関するパラメータについて、大飯発電所の気象特性（過去の最大・最小値）、測定目的を考慮した測定レンジとしている。																																																																																																																												
パラメータ項目	測定レンジ	測定レンジの考え方																																																																																																																										
気温	-20.0～40.0°C	設計基準温度（低外気温）である-15.0°Cが把握できる設計としている。																																																																																																																										
海水温度	0.0～40.0°C	設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。																																																																																																																										
湿度	0.0～100.0%	設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。																																																																																																																										
雨雪量	0.0mm～500.0mm (標高75.8m, 地上高1.8m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の日最大降水量206.3mmを考慮した設計としている。																																																																																																																										
風向	全方位	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。																																																																																																																										
風速 (標高70m, 175m)	0～60.0m/s (70m) (10分間平均値) 0～30.0m/s (175m) (10分間平均値)	設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できるものとする。 最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。																																																																																																																										
瞬間風速	0.0～60.0m/s (10m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。																																																																																																																										
平均風速 (10分間平均値)	0.0～60.0m/s (標高20m, 地上高10m) 0.0～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)	設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できる設計としている。																																																																																																																										
日射量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～1.4kW/m <sup>2</sup> (標高76.3m, 地上高2.3m)	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。																																																																																																																										
放射収支量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～0.28kW/m <sup>2</sup> (標高75.8m, 地上高1.8m)	水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。																																																																																																																										
取水ピット水位	T.P.-11.25m～+19.00m	水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。																																																																																																																										
潮位	T.P.-7.5m～+2.5m (T.P.-7.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。																																																																																																																										
空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1～6)	(低レンジ) 0～2×10 <sup>3</sup> nGy/h (高レンジ) 10 <sup>4</sup> ～10 <sup>6</sup> nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 <sup>6</sup> nGy/h)を満足する設計としている。																																																																																																																										
ダスト・よう素 (モニタリングステーション)	1.0×10 <sup>3</sup> cps～1.0×10 <sup>8</sup> cps	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 <sup>6</sup> nGy/h)を満足する設計としている。																																																																																																																										
パラメータ項目	測定レンジ	測定レンジの考え方																																																																																																																										
気温	-20.0°C～40.0°C (標高75.8m, 地上高1.8m)	設計基準温度（低外気温）である-19°Cが把握できる設計としている。																																																																																																																										
海水温度	0.0°C～50.0°C (T.P.-6.725m, T.P.-5.225m (T.P.4.6m))	設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。																																																																																																																										
湿度	0.0%～100.0% (標高75.8m, 地上高1.8m)	設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。																																																																																																																										
雨雪量	0.0mm～500.0mm (標高75.8m, 地上高1.8m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の日最大降水量206.3mmを考慮した設計としている。																																																																																																																										
風向	0.0°～510.0°(N～S) (標高20m, 地上高10m) 0.0°～510.0°(N～S) (標高84m, 地上高10m)	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。																																																																																																																										
風速	0.0m/s～60.0m/s (標高20m, 地上高10m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。																																																																																																																										
瞬間風速	0.0m/s～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速53.2m/sを考慮した設計としている。																																																																																																																										
平均風速	0.0m/s～60.0m/s (標高20m, 地上高10m) 0.0m/s～60.0m/s (標高84m, 地上高10m)	設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できる設計としている。																																																																																																																										
日射量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～1.4kW/m <sup>2</sup> (標高76.3m, 地上高2.3m)	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。																																																																																																																										
放射収支量	0.0kW/m <sup>2</sup> ～0.28kW/m <sup>2</sup> (標高75.8m, 地上高1.8m)	水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるようT.P.-8.0m(取水ピット底面)～T.P.1.5mを測定範囲とした設計としている。																																																																																																																										
取水ピット水位	T.P.-8.0m～L.5m (T.P.3.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。																																																																																																																										
潮位	T.P.-7.5m～+2.5m (T.P.-7.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるようT.P.-7.5m～T.P.+2.5mを測定範囲とした設計としている。																																																																																																																										
空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1～7)	低レンジ 8.7×10 <sup>-4</sup> nGy/h～1.0×10 <sup>-3</sup> nGy/h 高レンジ 1.0×10 <sup>-3</sup> nGy/h～1.0×10 <sup>-2</sup> nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 <sup>6</sup> nGy/h)を満足する設計としている。																																																																																																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3. 酸素濃度計の配備				
3.1 酸素濃度計の概要				
中央制御室内の対策要員の居住環境の確認のため、携行式酸素濃度計を配備する。また、二酸化炭素濃度計も配備する。				
設置場所	3,4号炉中央制御室			
設置個数	1（予備2）			
検知ガス	酸素			
電源	乾電池			
検知範囲	0～25.0 vol%			
測定原理	ガルバニ電池式  陽極（半金屬）と陰極（貴金属）が接している電解液に隔膜を介して酸素を溶解させると、溶解した酸素量に比例した電流が発生する。隔膜を透過する酸素量は、測定ガスの酸素分圧に比例することから、電流を測定することで酸素濃度を計測する。			
精度 (JIS-T-8201準拠)	±0.5 vol%			
警報点	一段目 19.5 vol% 二段目 18.0 vol%			
写真				
図3-1 携行式酸素濃度計の概要				
設置場所	3,4号炉中央制御室			
設置個数	1（予備2）			
検知ガス	二酸化炭素			
電源	乾電池			
検知範囲	0～1%※ ※0～5%の範囲で測定可能（カタログ値）			
測定原理	測定原理：非分散形赤外線式  赤外光線より照射された赤外線は広域の波長を含んでおり、ガスセルの中のガスによる吸収で、そのガス特有の波長の赤外線は、ガス濃度に応じた割合で減衰する。このガスの吸収波長と吸収の影響を受けない参照波長でのセンサからの信号を比較することで、ppmレベルでの高精度な分析・検知ができる。			
測定精度	±3%F.S.（同一条件）			
警報点	1,000ppm 又は 5,000ppm			
写真				
図3-2 携行式二酸化炭素濃度計の概要				
2.2 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計について				
2.2.1 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の設備概要				
外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するため、2号炉中央制御室には酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を各1台配備している。				
表2.2-1 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の概要				
機器名称及び外観	仕様等			
酸素濃度計	検知原理 ガルバニ電池式  検知範囲 0～100%  表示精度 ±0.5% (0.0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)  電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：通常約8,000時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)  台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。)			
二酸化炭素濃度計	検知原理 NDIR (非分散型赤外線)  検知範囲 0.04%～5.0%  表示精度 ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう  電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：約20時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)  台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備2台を保有する。)			
表2.2-1 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の概要				
機器名称及び外観	仕様等			
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	検知原理 酸素：定電位電解式 二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法 (NDIR)  検知範囲 酸素：0～25.0vol% 二酸化炭素：0～5.00vol%  表示精度 酸素：±0.7vol% 二酸化炭素：±0.25vol%  電源 乾電池 (単四×2) 測定可能時間：7時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)  台数 1個 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備2個を保有する。)			
DB・SA 条文関連				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 【柏崎6／7号炉第26条まとめ資料別添1より引用】	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>2.2 銀素濃度計等について</p> <p>2.2.1 銀素濃度・二酸化銀素濃度計の設置概要</p> <p>外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、銀素濃度、二酸化銀素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するため、6号炉及び7号炉中央制御室に日本銀素濃度・二酸化銀素濃度計を各号炉各1台配置している。</p> <p>表2.2-1 銀素濃度・二酸化銀素濃度計の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名稱及び外観</th><th>仕様等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀素濃度・二酸化銀素濃度計</td><td> <p>検知原理：二酸化銀素：PID（部分量型赤外線） 銀素：ガルバニ式</p> <p>検知範囲：二酸化銀素：0.04%～5.00% 銀素：15.0～36.0%</p> <p>表示精度：二酸化銀素：±1.0%FS 銀素：3%FS</p> <p>電源：乾電池（単三×4） 測定可能時間：約20時間 (バックリセットの場合、半導体接觸させ、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数：6号及び7号炉に各1台 (故障時及びPWR点検による荷物搬送時のハシゴアップ用として半導体接觸を保有する。)</p> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">□ : D.B.範囲 △ : S.A.範囲</p>	機器名稱及び外観	仕様等	銀素濃度・二酸化銀素濃度計 	<p>検知原理：二酸化銀素：PID（部分量型赤外線） 銀素：ガルバニ式</p> <p>検知範囲：二酸化銀素：0.04%～5.00% 銀素：15.0～36.0%</p> <p>表示精度：二酸化銀素：±1.0%FS 銀素：3%FS</p> <p>電源：乾電池（単三×4） 測定可能時間：約20時間 (バックリセットの場合、半導体接觸させ、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数：6号及び7号炉に各1台 (故障時及びPWR点検による荷物搬送時のハシゴアップ用として半導体接觸を保有する。)</p>		
機器名稱及び外観	仕様等						
銀素濃度・二酸化銀素濃度計 	<p>検知原理：二酸化銀素：PID（部分量型赤外線） 銀素：ガルバニ式</p> <p>検知範囲：二酸化銀素：0.04%～5.00% 銀素：15.0～36.0%</p> <p>表示精度：二酸化銀素：±1.0%FS 銀素：3%FS</p> <p>電源：乾電池（単三×4） 測定可能時間：約20時間 (バックリセットの場合、半導体接觸させ、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数：6号及び7号炉に各1台 (故障時及びPWR点検による荷物搬送時のハシゴアップ用として半導体接觸を保有する。)</p>						

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 酸素濃度の管理</p> <p>酸素濃度計による酸素濃度管理は、労働安全衛生法及び鉱山保安法(管理値、測定方法)に基づき、酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1%を超えるおそれがある場合は、手順書により、外気をフィルタで浄化しながら取入れる。</p> <p>中央制御室換気空調系の事故時運転モード(少量外気取入)は、外気を500m<sup>3</sup>/hの風量にて中央制御室内に取り込むとともに、室内的空気を500m<sup>3</sup>/hの風量にて排気することにより、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を改善することを目的としている。この場合において、室内的酸素及び二酸化炭素濃度を確実に改善できることについては、事故時運転モード(少量外気取入)による酸素の供給量及び中央制御室の運転員による酸素の消費量、並びに事故時運転モード(少量外気取入)による二酸化炭素の排気量及び中央制御室の運転員による二酸化炭素の吐出量を比較することにより、以下のとおり確認している。</p> <p>なお、中央制御室は、中央制御室換気空調系によりバウンダリ内全域が換気されており、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度は概ね一様であることから、運転員の監視性を考慮した場所において酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>(1)評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気風量 500 m<sup>3</sup>/h</li> <li>・外気の酸素濃度 20.95%</li> <li>・室内的二酸化炭素濃度 1.0% (二酸化炭素濃度の管理値)</li> <li>・酸素消費量 0.066 m<sup>3</sup>/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における歩行時の呼吸量24L/minに基づき算出)</li> <li>・二酸化炭素吐出量 0.046 m<sup>3</sup>/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における中等作業時の二酸化炭素吐出量)</li> </ul>	<p>2.2.2 酸素濃度、二酸化炭素濃度の管理</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による室内外酸素濃度、二酸化炭素濃度管理は、労働安全衛生法に基づき、酸素濃度が18%を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回るおそれがある場合には、中央制御室換気空調系を事故時運転モード(少量外気取入)とし、外気をフィルタにて浄化しながら取り入れる運用としている。</p> <p>中央制御室換気空調系の事故時運転モード(少量外気取入)は、外気を500m<sup>3</sup>/hの風量にて中央制御室内に取り込むとともに、室内的空気を500m<sup>3</sup>/hの風量にて排気することにより、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を改善することを目的としている。この場合において、室内的酸素及び二酸化炭素濃度を確実に改善できることについては、外気取入れ運転による酸素の供給量及び中央制御室の運転員による酸素の消費量、並びに外気取入れ運転による二酸化炭素の排気量及び中央制御室の運転員による二酸化炭素の吐出量を比較することにより、以下のとおり確認している。</p> <p>なお、中央制御室は、中央制御室換気空調装置によりバウンダリ内全域が換気されており、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度は概ね一様であることから、運転員の監視性を考慮した場所において酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>(1)評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気風量 5,100 m<sup>3</sup>/h</li> <li>・外気の酸素濃度 20.95%</li> <li>・室内的二酸化炭素濃度 1.0% (二酸化炭素濃度の管理値)</li> <li>・酸素消費量 0.066 m<sup>3</sup>/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における歩行時の呼吸量24L/minに基づき算出)</li> <li>・二酸化炭素吐出量 0.046 m<sup>3</sup>/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における中等作業時の二酸化炭素吐出量)</li> </ul>	<p>2.2.2 酸素濃度、二酸化炭素濃度の管理</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計による室内外酸素濃度、二酸化炭素濃度管理は、労働安全衛生法及び鉱山保安法に基づき、酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回るおそれがある場合には、中央制御室空調装置を外気取入れ運転とし、外気をフィルタにて浄化しながら取り入れる運用としている。</p> <p>中央制御室空調装置の外気取入れ運転は、外気を5,100m<sup>3</sup>/hの風量にて中央制御室内に取り込むとともに、室内的空気を5,100m<sup>3</sup>/hの風量にて排気することにより、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を改善することを目的としている。この場合において、室内的酸素及び二酸化炭素濃度を確実に改善できることについては、外気取入れ運転による酸素の供給量及び中央制御室の運転員による酸素の消費量、並びに外気取入れ運転による二酸化炭素の排気量及び中央制御室の運転員による二酸化炭素の吐出量を比較することにより、以下のとおり確認している。</p> <p>なお、中央制御室は、中央制御室空調装置によりバウンダリ内全域が換気されており、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度は概ね一様であることから、運転員の監視性を考慮した場所において酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>(1)評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気風量 5,100 m<sup>3</sup>/h</li> <li>・外気の酸素濃度 20.95%</li> <li>・室内的二酸化炭素濃度 1.0% (二酸化炭素濃度の管理値)</li> <li>・酸素消費量 0.066 m<sup>3</sup>/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における歩行時の呼吸量24L/minに基づき算出)</li> <li>・二酸化炭素吐出量 0.046 m<sup>3</sup>/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における中等作業時の二酸化炭素吐出量)</li> </ul>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】運用の相違 ・女川は労働安全衛生法、並びに大飯は労働安全法及び鉱山保安法に基づき管理値を設定。管理値は異なるが、人体への影響を考慮した管理値を設定し、必要に応じて外気取入れを行う方針に相違なし。</p> <p>【女川】設備の相違 ・設備の相違による換気風量の相違。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>・泊の中央制御室空調装置の外気取入れ機能は中央制御室非常用循環系統の安全機能ではなく、閉回路循環運転により外気取入れを遮断したままで、酸素及び二酸化炭素濃度の変化によって中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えることを確認している。</p> <p>・泊は女川との比較のため、参考として外気取入れ運転時の換気効果を評価した。</p> <p>【女川】設備の相違 ・設備の相違による換気風量の相違。</p>



DB・SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在室人員 7名</li> <li>・空気流入はないものとする</li> </ul> <p>(2)評価</p> <p>a. 酸素濃度</p> <p>事故時運転モード（少量外気取入）による酸素供給量  <math>500 \text{ [m}^3/\text{h}] \times 0.2095 = 104.75 \text{ [m}^3/\text{h}]</math></p> <p>中央制御室内の運転員による酸素の消費量  <math>0.066 \text{ [m}^3/\text{h}] \times 7 \text{ [名]} = 0.462 \text{ [m}^3/\text{h}]</math></p> <p>酸素供給量 &gt; 酸素消費量であることから事故時運転モード（少量外気取入）により、室内の酸素濃度を改善することが可能。</p> <p>b. 二酸化炭素濃度</p> <p>事故時運転モード（少量外気取入）による二酸化炭素排気量  <math>500 \text{ [m}^3/\text{h}] \times 0.01 = 5 \text{ [m}^3/\text{h}]</math></p> <p>中央制御室内の運転員による二酸化炭素吐出量  <math>0.046 \text{ [m}^3/\text{h}] \times 7 \text{ [名]} = 0.322 \text{ [m}^3/\text{h}]</math></p> <p>二酸化炭素排気量 &gt; 二酸化炭素吐出量であることから事故時運転モード（少量外気取入）により、室内の二酸化炭素濃度を改善することが可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在室人員 10名</li> <li>・空気流入はないものとする</li> </ul> <p>(2) 評価</p> <p>a. 酸素濃度</p> <p>外気取入れ運転による酸素供給量  <math>5,100 \text{ [m}^3/\text{h}] \times 0.2095 = 1,068.45 \text{ [m}^3/\text{h}]</math></p> <p>中央制御室内の運転員による酸素の消費量  <math>0.066 \text{ [m}^3/\text{h}] \times 10 \text{ [名]} = 0.66 \text{ [m}^3/\text{h}]</math></p> <p>酸素供給量 &gt; 酸素消費量であることから外気取入れ運転により、室内の酸素濃度を改善することが可能。</p> <p>b. 二酸化炭素濃度</p> <p>外気取入れ運転による二酸化炭素排気量  <math>5,100 \text{ [m}^3/\text{h}] \times 0.01 = 51 \text{ [m}^3/\text{h}]</math></p> <p>中央制御室内の運転員による二酸化炭素吐出量  <math>0.046 \text{ [m}^3/\text{h}] \times 10 \text{ [名]} = 0.46 \text{ [m}^3/\text{h}]</math></p> <p>二酸化炭素排気量 &gt; 二酸化炭素吐出量であることから外気取入れ運転により、室内の二酸化炭素濃度を改善することが可能。</p>	<p>【女川】記載方針の相違          ・泊の設計基準事故時に          おける中央制御室の在          室人数を運転員6名に          加えて研修員等を考慮          した10名にて評価。          ・女川は運転員のみの人          数にて評価。          以下、(2)評価におい          ても人数の違いは同様。</p> <p>【女川】設備の相違          ・設備の相違による換氣          風量の相違。</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川】設備の相違          ・設備の相違による換氣          風量の相違。</p> <p>【女川】記載方針の相違</p>

: DB範囲  
 : SA範囲

DB・SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p><b>酸素欠乏症等防止規則（一部抜粋）</b>  <b>（定義）</b></p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態をいう。</p> <p><b>（換気）</b></p> <p>第五条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>酸素濃度</th><th>症状等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21%</td><td>通常の空気の状態</td></tr> <tr> <td>18%</td><td>安全限界だが連続換気が必要</td></tr> <tr> <td>16%</td><td>頭痛、吐き気</td></tr> <tr> <td>12%</td><td>目まい、筋力低下</td></tr> <tr> <td>8%</td><td>失神昏倒、7～8分以内に死亡</td></tr> <tr> <td>6%</td><td>瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡</td></tr> </tbody> </table> <p>（厚生労働省HPより抜粋）</p> <p><b>鉱山保安法施行規則（一部抜粋）</b>  <b>（通気の確保）</b></p> <p>第十六条 法第五条第二項の規定に基づき、衛生に関する通気の確保について鉱業権者が講すべき措置は、次の各号に掲げる基準を満たすための措置とする。</p> <p>一 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。</p>	酸素濃度	症状等	21%	通常の空気の状態	18%	安全限界だが連続換気が必要	16%	頭痛、吐き気	12%	目まい、筋力低下	8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡	6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡	<p><b>酸素欠乏症等防止規則（一部抜粋）</b>  <b>（定義）</b></p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態をいう。</p> <p><b>（換気）</b></p> <p>第五条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>酸素濃度</th><th>症状等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21%</td><td>通常の空気の状態</td></tr> <tr> <td>18%</td><td>安全限界だが連続換気が必要</td></tr> <tr> <td>16%</td><td>頭痛、吐き気</td></tr> <tr> <td>12%</td><td>目まい、筋力低下</td></tr> <tr> <td>8%</td><td>失神昏倒、7～8分以内に死亡</td></tr> <tr> <td>6%</td><td>瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡</td></tr> </tbody> </table> <p>（出典：厚生労働省リーフレット「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」）</p> <p><b>労働安全衛生規則（一部抜粋）</b>  <b>（坑内の炭酸ガス濃度の基準）</b></p> <p>第五百八十三条 事業者は、坑内の作業場における炭酸ガス濃度を、一・五パーセント以下としなければならない。ただし、空気呼吸器、酸素呼吸器又はホースマスクを使用して、人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、この限りでない。</p>	酸素濃度	症状等	21%	通常の空気の状態	18%	安全限界だが連続換気が必要	16%	頭痛、吐き気	12%	目まい、筋力低下	8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡	6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡	<p><b>酸素欠乏症等防止規則（一部抜粋）</b>  <b>（定義）</b></p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態をいう。</p> <p><b>（換気）</b></p> <p>第五条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>酸素濃度</th><th>症状等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21%</td><td>通常の空気の状態</td></tr> <tr> <td>18%</td><td>安全限界だが連続換気が必要</td></tr> <tr> <td>16%</td><td>頭痛、吐き気</td></tr> <tr> <td>12%</td><td>目まい、筋力低下</td></tr> <tr> <td>8%</td><td>失神昏倒、7～8分以内に死亡</td></tr> <tr> <td>6%</td><td>瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡</td></tr> </tbody> </table> <p>（出典：厚生労働省リーフレット「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」）</p> <p><b>鉱山保安法施行規則（一部抜粋）</b>  <b>（通気の確保）</b></p> <p>第十六条 法第五条第二項の規定に基づき、衛生に関する通気の確保について鉱業権者が講すべき措置は、次の各号に掲げる基準を満たすための措置とする。</p> <p>一 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。</p>	酸素濃度	症状等	21%	通常の空気の状態	18%	安全限界だが連続換気が必要	16%	頭痛、吐き気	12%	目まい、筋力低下	8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡	6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡	<p>【大飯】記載内容の相違    ・女川実績の反映</p> <p>【女川】運用の相違    ・女川は労働安全衛生法、泊並びに大飯は労働安全法及び鉱山保安法に基づき管理値を設定。    管理値は異なるが、人体への影響を考慮した管理値を設定し、必要に応じて外気取入れを行いう方針に相違なし。    ・泊の運用は大飯と同様。</p>
酸素濃度	症状等																																												
21%	通常の空気の状態																																												
18%	安全限界だが連続換気が必要																																												
16%	頭痛、吐き気																																												
12%	目まい、筋力低下																																												
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡																																												
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡																																												
酸素濃度	症状等																																												
21%	通常の空気の状態																																												
18%	安全限界だが連続換気が必要																																												
16%	頭痛、吐き気																																												
12%	目まい、筋力低下																																												
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡																																												
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡																																												
酸素濃度	症状等																																												
21%	通常の空気の状態																																												
18%	安全限界だが連続換気が必要																																												
16%	頭痛、吐き気																																												
12%	目まい、筋力低下																																												
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡																																												
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡																																												

D B範囲  
S A範囲

DB・SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 重大事故発生時におけるモニタリング及び作業服の着替えを行うための区画 中央制御室の外側が、放射性物質で汚染されるような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するためモニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画としてチャンジングエリアを設置している。チャンジングエリアは中央制御室横通路を活用し、通路に扉を設置することにより通路を区画化している。また、平常時から設置しておくことより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができるとともに、事故発生後に直ぐに使用が可能となるようにしている。 運転員等が放射性物質で汚染されたエリアで作業を行った後、中央制御室に入室する際にチャンジングエリアを利用する。</p>	<p>2.3 汚染の持込み防止について 中央制御室には、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチャンジングエリアを設ける。 チャンジングエリアは、中央制御室に待機していた要員が、中央制御室外で作業を行った後、再度、中央制御室に入室する際等に利用する。 チャンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から制御建屋内、かつ中央制御室パウンドリに隣接した場所に設営する。</p>	<p>2.3 汚染の持込み防止について 中央制御室には、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うためのチャンジングエリアを設ける。 チャンジングエリアは、中央制御室に待機していた要員が、中央制御室外で作業を行った後、再度、中央制御室に入室する際等に利用する。 チャンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋の中央制御室パウンドリ内に設営する。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映） 【女川、大飯】記載表現の相違 【女川】建屋名称の相違 【女川、大飯】設計の相違 ・チャンジングエリアの全てをパウンドリ内に設置するのは泊のみであるが、中央制御室内に汚染を持込まない設計であることに相違なし。 なお、川内はパウンドリ内にスクリーニングエリアと除染エリアを設置し、パウンドリ外には靴着脱エリアと脱衣エリアを設置している。</p>
<p>図5-1 チェンジングエリア設置場所及び中央制御室の入退城ルート</p> <p>チャンジングエリアの運用については、下記のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射性物質で汚染したエリアから中央制御室へ入室する現場作業員等は、「脱衣エリア」の手前でゴム手袋（1枚目）等を外す。</li> <li>② 次に「脱衣エリア」に入り、必要に応じてタイベック等の防護具類を脱ぐ。</li> <li>③ その後、「身体サーベイエリア」に入り、身体サーベイを実施し、異常がなければ中央制御室へ移動する。</li> <li>④ 身体サーベイの結果、汚染が確認された場合は、「除染エリア」にて除染を行い、再度、身体サーベイを実施する。</li> </ol> <p>= SA</p>	<p>また、チャンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し、乾電池内蔵型照明を配備する。中央制御室のチャンジングエリア設営場所及び概略図を図2.3-1に示す。</p> <p>また、チャンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約90分を想定している。 チャンジングエリアの設営のタイムチャート図を図2.3-2に示す。</p> <p>: SA範囲</p>	<p>また、チャンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し、可搬型照明（SA）を配備する。中央制御室のチャンジングエリア設営場所及び概略図を図2.3-1に示す。</p> <p>また、チャンジングエリアの設営は、放管班員2名で約100分を想定している。 チャンジングエリアの設営のタイムチャート図を図2.3-2に示す。</p> <p>SA 条文関連</p>	<p>【女川】設備の相違 ・女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリ式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。（大飯、伊方、川内と同様） 【女川】設計の相違 ・女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのに対し、泊は設當時に養生から行うものの設営時間に大きな差はない。</p>



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.4 炉心の著しい損傷が発生した場合に運転員がとどまるための設備について</p> <p>2.4.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備として、遮蔽設備及び換気空調設備を備えた中央制御室及び中央制御室待避所を設置する。</p> <p>中央制御室は、炉心の著しい損傷が発生した場合に中央制御室換気空調系給排気隔離弁により外気を遮断し、中央制御室再循環送風機により高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを通した事故時運転モードとし、放射線被ばくから防護する設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気することで、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>中央制御室待避所は、中央制御室待避所加圧設備により中央制御室換気空調系パウンダリ内の遮蔽に囲まれた気密空間を加圧し、外気の流入を一定時間完全に遮断することで、炉心の著しい損傷発生後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる際の放射性雲の影響による運転員の被ばくを低減することが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避所は、炉心の著しい損傷発生後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる際の中央制御室内執務の運転員及び現場操作対応の運転員を合わせた2号炉運転員7名に加え、予備要員の余裕を持たせた合計12名を収容可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室待避所には、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタを配備することで、居住性確保ができていることを常時確認できる設計とする。可搬型照明、データ表示装置(待避所)、通信連絡設備を配備することで、中央制御室待避所においても継続的にプラントの監視を行うことが可能な設計とし、必要に応じて中央制御室制御盤でのプラント操作を行うことができる設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備の系統概要を図2.4-1に、中央制御室換気空調系パウンダリ及び中央制御室待避所加圧設備の加圧パウンダリを図2.4-2に示す。</p>	<p>2.4 炉心の著しい損傷が発生した場合に運転員がとどまるための設備について</p> <p>2.4.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備として、遮蔽設備及び換気空調設備を備えた中央制御室を設置する。</p> <p>中央制御室は、炉心の著しい損傷が発生した場合に中央制御室空調装置ダンパである中央制御室外気取込ダンパ、中央制御室排気風量調節ダンパ、中央制御室排気第1隔離ダンパ及び中央制御室排気第2隔離ダンパにより外気を遮断し、中央制御室非常用循環ファンにより微粒子フィルタ及びよう素フィルタを通した閉回路循環運転とし、放射線被ばくから防護する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、アニュラス内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器からアニュラス内に漏えいした放射性物質を含む気体を吸いし、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させて排気筒から排気することで、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】②の相違</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【女川】①の相違</p>
			SA条文関連
	= S A	: S A範囲	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図2.4-1 中央制御室換気空調装置及び中央制御室待避所加圧設備 系統概要図</p> <p>図2.4-2 中央制御室換気空調系バウンダリ及び中央制御室待避所加圧設備の加圧バウンダリ図</p> <p>26条-別添1-2-19 : SA範囲</p>	<p>図2.4-1 中央制御室空調装置 系統概要図</p> <p>図2.4-2 中央制御室空調装置バウンダリ図</p> <p>: 拝読みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>SA条文関連</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.4.2 中央制御室待避所の加圧バウンダリの設計差圧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室待避所加圧バウンダリは、配置上、動圧の影響を直接受けない屋内に設置されているため、室内へのインリークは隣接区画との温度差によるものと考えられる。</li> <li>炉心の著しい損傷が発生した場合の中央制御室待避所内の温度を中央制御室のある制御建屋の設計最高温度 40°C、隣接区画を外気の設計外気温度（冬季）-4.9°Cと仮定すると、中央制御室待避所の階層高さは約 3.3m であるため、以下のとおり約 7Pa の圧力差があれば、温度の影響を無視できると考えられる。</li> </ul> $\Delta P = \{ (-4.9^{\circ}\text{C} \text{の乾き空気の密度}) - (40^{\circ}\text{C} \text{の乾き空気の密度}) \} \times \text{階層高さ}$ $= (1.316 - 1.128) \times 3.3$ $= 0.6204 \text{ (kg/m}^2\text{)}$ $\rightarrow 0.6204 \times 9.8 = 6.07992 \approx 7 \text{ (Pa)}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>このため、中央制御室待避所加圧バウンダリの必要差圧は設計裕度を考慮して隣接区画 +20Pa とする。</li> <li>また、中央制御室待避所は、周囲に対し +20Pa に加圧した際のリーク量が部屋容積比 0.1 回/h 未満となるよう間仕切り壁/床等の気密処理を行い、加圧を模擬した加圧試験にて、気密処理基準を達成していることを検証する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[ ] : SA範囲</p>		【女川】①の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.4.3 中央制御室の居住性確保</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>中央制御室は、放射性物質による中央制御室外からの放射線を遮蔽するためコンクリート構造を有している。炉心の著しい損傷が発生した場合には外気を遮断し、<b>中央制御室再循環送風機</b>により<b>高性能エアフィルタ</b>及び<b>チャコールエアフィルタ</b>を通した<b>事故時運転モード</b>とすること、中央制御室内へのフィルタを介さない外気の流入を防止する設計とする。</p> <p>なお、室内的居住環境が悪くなった場合には、<b>中央制御室再循環フィルタ装置</b>により外気を浄化して取り入れることもできる。</p> <p>また、<b>非常用ガス処理系</b>により<b>原子炉建屋原子炉棟内</b>を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から<b>原子炉建屋原子炉棟内</b>に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気することで、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の<b>中央制御室換気空調系</b>及び<b>中央制御室待避所加圧設備</b>の系統概要を図2.4-3に示す。</p>	<p>2.4.2 中央制御室の居住性確保</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>中央制御室は、放射性物質による中央制御室外からの放射線を遮蔽するためコンクリート構造を有している。炉心の著しい損傷が発生した場合には外気を遮断し、<b>中央制御室非常用循環ファン</b>により<b>微粒子フィルタ</b>及び<b>よう素フィルタ</b>を通した<b>閉回路循環運転</b>とすることで、中央制御室内へのフィルタを介さない外気の流入を防止する設計とする。</p> <p>なお、室内的居住環境が悪くなった場合には、<b>中央制御室非常用循環フィルタユニット</b>により外気を浄化して取り入れることもできる。</p> <p>また、<b>アニュラス空気浄化設備</b>により<b>アニュラス内</b>を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から<b>アニュラス内</b>に漏えいした放射性物質を含む気体を吸いし、<b>アニュラス空気浄化フィルタユニット</b>を介して<b>放射性物質を低減させて</b>排気筒から排気することで、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の<b>中央制御室空調装置</b>の系統概要を図2.4-3に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)</p> <p>【女川】②の相違</p> <p>【女川】①の相違</p>

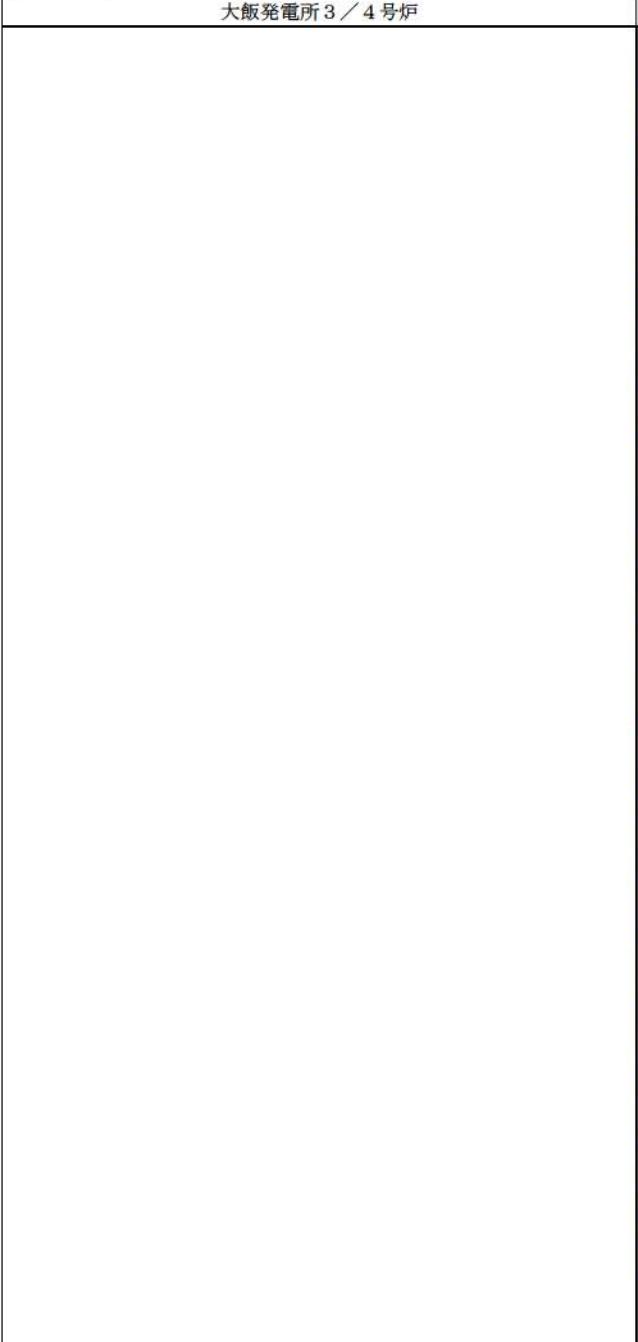
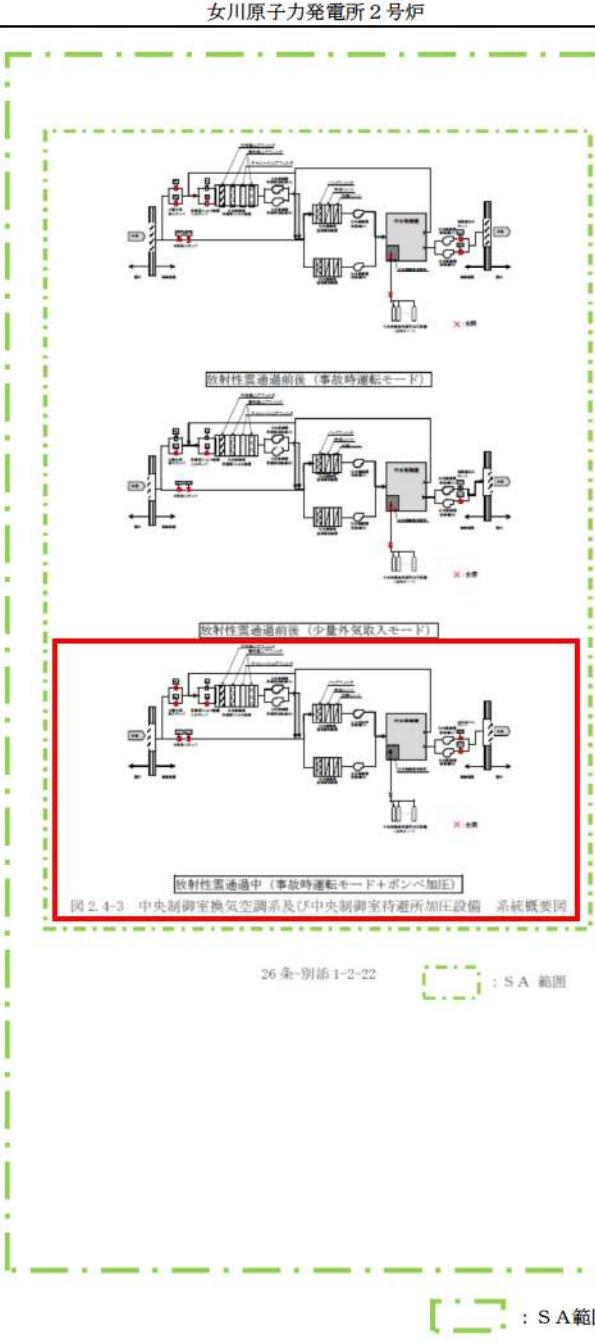
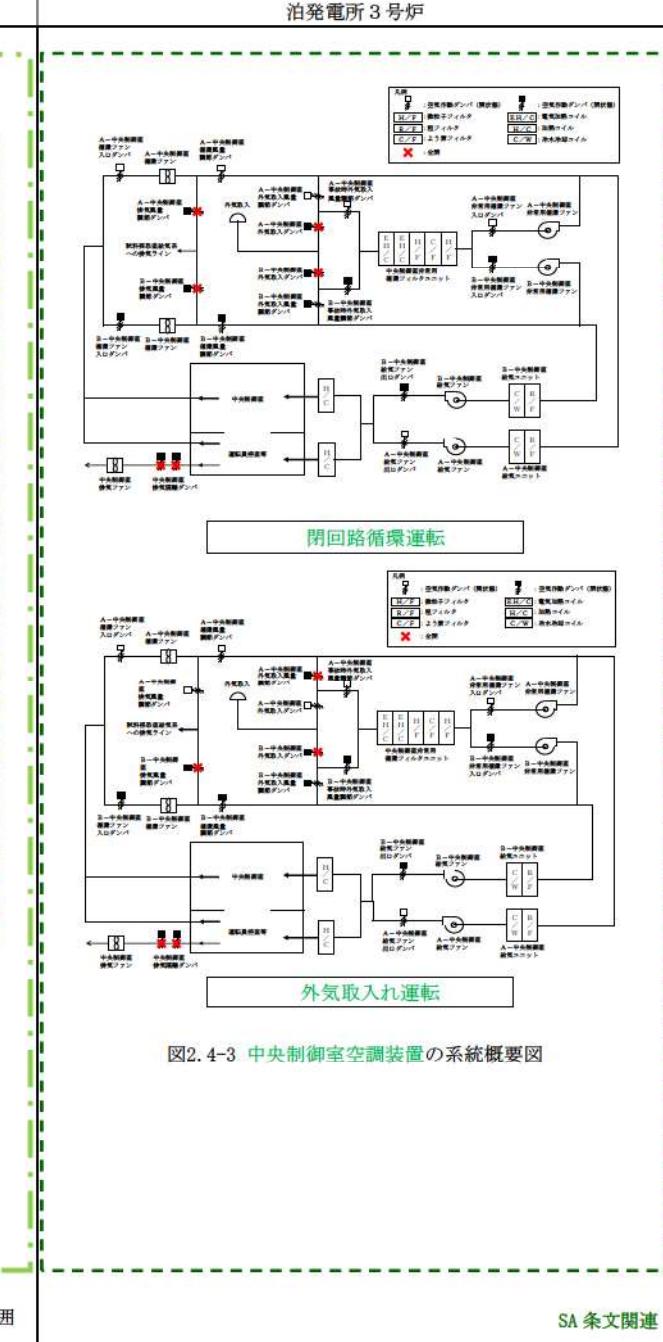
[ ] : SA範囲

SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

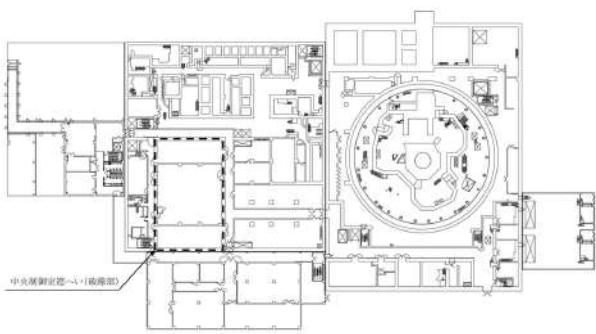
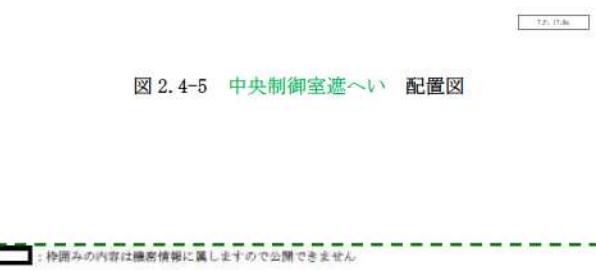
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2.4-3 中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備 系統概要図</p> <p>26条-別添1-2-22</p> <p>S.A範囲</p> <p>図2.4-3 中央制御室空調装置の系統概要図</p> <p>S.A範囲</p>	 <p>図2.4-3 中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備 系統概要図</p> <p>26条-別添1-2-22</p> <p>S.A範囲</p>	 <p>閉回路循環運転</p> <p>外気取り入れ運転</p> <p>図2.4-3 中央制御室空調装置の系統概要図</p> <p>S.A範囲</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の中央制御室空調装置の外気取り入れ機能は中央制御室非常用循環系統の安全機能ではなく、閉回路循環運転により外気取り入れを遮断したままでも、酸素及び二酸化炭素濃度の変化により中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えないことを確認している。</li> <li>泊は、外気取り入れ運転の系統概要を示すため、参考図として外気取り入れ運転の概要図を記載した。</li> </ul> <p>SA条文関連</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 遮蔽設備</p> <p>中央制御室の遮蔽設備はコンクリート厚さ [ ] mm 以上の建屋躯体と一体となった壁であり、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減する設計としている。図 2.4-4 に中央制御室遮蔽の概要を、また図 2.4-5 に中央制御室遮へいの配置図を示す。</p>  <p>図 2.4-4 中央制御室遮蔽の概要</p>  <p>図 2.4-5 中央制御室遮蔽 配置図</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>	<p>(2) 遮蔽設備</p> <p>中央制御室の遮蔽設備はコンクリート厚さ [ ] mm 以上の建屋躯体と一体となった壁であり、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減する設計としている。図 2.4-4 に中央制御室遮へいの概要を、また図 2.4-5 に中央制御室遮へいの配置図を示す。</p>  <p>図 2.4-4 中央制御室遮へいの概要（断面図）</p>  <p>図 2.4-5 中央制御室遮へい 配置図</p> <p>【 ] : 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)
			SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 中央制御室換気空調系 通常時は、中央制御室送風機及び中央制御室排風機により、外気を一部取り入れる通常運転モードにより中央制御室の空気調節を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室換気空調系は、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置及び中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。なお、外気との遮断は、中央制御室換気空調系の給気隔離弁4弁、排気隔離弁2弁の合計6弁により行い、全交流動力電源喪失時にも常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの給電により、中央制御室からの操作スイッチによる操作で弁の閉操作が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気空調系は、外気との遮断が長期にわたり、室内環境が悪化した場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>なお、中央制御室換気空調系については、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から受電するまでの間は起動しないが、居住性の被ばく評価においては、全交流動力電源喪失発生後、30分後に起動することを条件として評価しており、必要な居住環境が確保されることを確認している。</p> <p>中央制御室換気空調系の配置を図2.4-6に示す。</p> <p><b>【設備仕様】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室送風機 台数：1（予備1） 容量：80,000 m<sup>3</sup>/h</li> <li>・中央制御室排風機 台数：1（予備1） 容量：5,000 m<sup>3</sup>/h</li> <li>・中央制御室再循環送風機 台数：1（予備1） 容量：8,000 m<sup>3</sup>/h</li> </ul>	<p>(3) 中央制御室空調装置 通常時は、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室給気ユニットにより、外気を一部取り入れる通常運転により中央制御室の空気調節を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。なお、外気との遮断は、中央制御室空調装置の外気取入ダンバ2個、排気風量調節ダンバ2個及び排気隔離ダンバ2個の合計6個により行い、交流動力電源が健全な場合には中央制御室換気系隔離信号により自動でダンバの閉止が行われるほか、中央制御室の主盤からの操作でダンバの閉操作が可能な設計とし、全交流動力電源が喪失した場合には駆動源喪失により自動で閉動作する設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、外気との遮断が長期にわたり、室内環境が悪化した場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>なお、中央制御室空調装置については、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から受電するまでの間起動しないが、居住性の被ばく評価においては全交流動力電源喪失発生後、300分後に起動することを条件として評価しており、必要な居住環境が確保されることを確認している。</p> <p>中央制御室空調装置の配置を図2.4-6に示す。</p> <p><b>【主要仕様】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室給気ファン 台数：2 容量：約500m<sup>3</sup>/min（1台当たり）</li> <li>・中央制御室循環ファン 台数：2 容量：約500m<sup>3</sup>/min（1台当たり）</li> <li>・中央制御室非常用循環ファン 台数：2 容量：約85m<sup>3</sup>/min（1台当たり）</li> </ul>	<p>(3) 中央制御室空調装置 通常時は、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室給気ユニットにより、外気を一部取り入れる通常運転により中央制御室の空気調節を行う。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。なお、外気との遮断は、中央制御室空調装置の外気取入ダンバ2個、排気風量調節ダンバ2個及び排気隔離ダンバ2個の合計6個により行い、交流動力電源が健全な場合には中央制御室換気系隔離信号により自動でダンバの閉止が行われるほか、中央制御室の主盤からの操作でダンバの閉操作が可能な設計とし、全交流動力電源が喪失した場合には駆動源喪失により自動で閉動作する設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、外気との遮断が長期にわたり、室内環境が悪化した場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>なお、中央制御室空調装置については、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から受電するまでの間起動しないが、居住性の被ばく評価においては全交流動力電源喪失発生後、300分後に起動することを条件として評価しており、必要な居住環境が確保されることを確認している。</p> <p>中央制御室空調装置の配置を図2.4-6に示す。</p> <p><b>【主要仕様】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室給気ファン 台数：2 容量：約500m<sup>3</sup>/min（1台当たり）</li> <li>・中央制御室循環ファン 台数：2 容量：約500m<sup>3</sup>/min（1台当たり）</li> <li>・中央制御室非常用循環ファン 台数：2 容量：約85m<sup>3</sup>/min（1台当たり）</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)</p> <p>【女川】設備名称及び記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川は全交流動力電源喪失時に中央制御室を隔離するための操作として、代替交流電源設備からの給電または現場での操作により電動ダンバを閉止することを記載している。 ・泊の中央制御室空調装置のダンバは空気作動ダンバであり、全交流動力電源喪失時には、駆動源である制御用空気喪失により自動で閉動作する。(大飯と同様) ・ダンバの個数はプラント固有の設計。 ・設備仕様は個別設計の相違</p> <p>・中央制御室空調装置が起動する時間の違いは、全交流動力電源喪失発生時かつ早期に炉心損傷に至る事故シーケンスにおける被ばく評価上の中央制御室空調装置起動時間の相違による。</p> <p>【女川】④の相違</p>

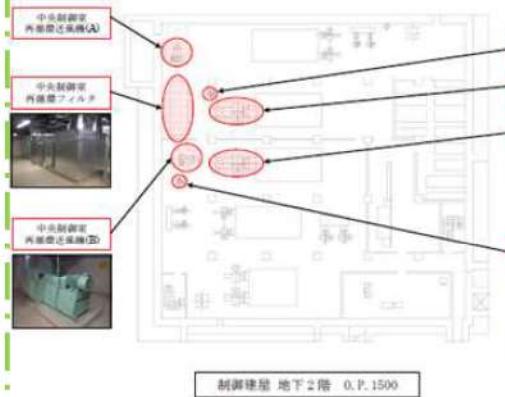
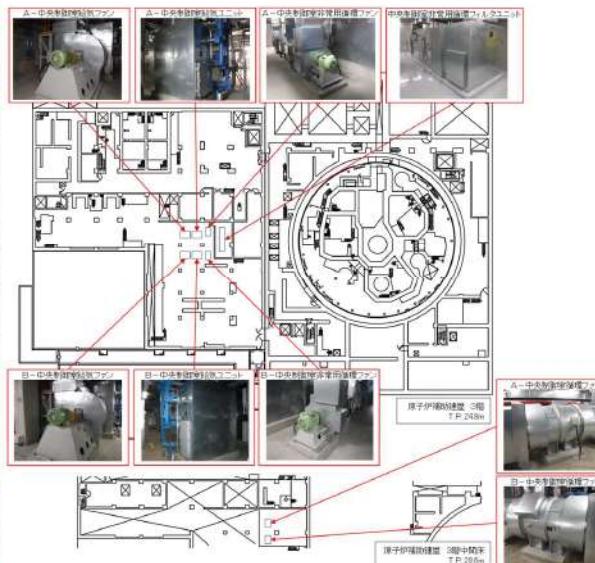
[ ] : SA範囲

SA 条文関連

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・中央制御室再循環フィルタ装置 捕集効率：高性能エアフィルタ 99.9%以上（直径 <math>0.5\mu\text{m}</math> 以上の粒子） ：チャコールエアフィルタ 90%以上（相対湿度 70%以下において） 台数 : 1 容量 : 8,000 m<sup>3</sup>/h</p>  <p>図 2.4-6 中央制御室換気空調系の設置エリア</p>	<p>・中央制御室非常用循環フィルタユニット 捕集効率 : 粒子除去効率 99%以上 (<math>0.7\mu\text{m}</math>粒子) ：よう素除去効率 95%以上（相対湿度95%において） 基数 : 1 容量 : 約85m<sup>3</sup>/min</p> <p>・中央制御室給気ユニット 基数 : 2 容量 : 約500m<sup>3</sup>/min (1基当たり)</p>  <p>図 2.4-6 中央制御室空調装置の設置エリア</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査の反映）      【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】⑤の相違</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査の反映）      【女川】設備名称の相違</p>

: S.A範囲

SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

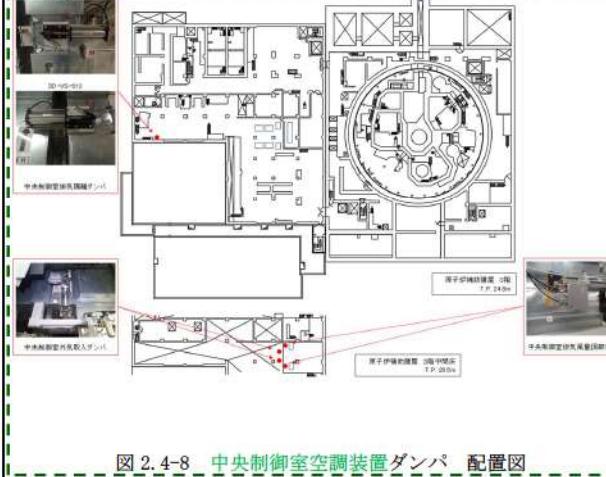
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 中央制御室換気空調系ダンパ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室を隔離するために閉操作する中央制御室換気空調系ダンパの系統概略図を図2.4-7に示す。</p> <p>操作対象のダンパは、給気側2弁、排気側2弁の合計4弁あり、全交流動力電源喪失時においても、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの給電により、中央制御室からの操作スイッチによる操作で弁の閉操作が可能である。なお、ダンパの閉操作は、現場においてハンドルを閉側に回すことにより、手動での操作も可能な設計としている。</p> <p>中央制御室換気空調系ダンパの配置図を図2.4-8に示す。</p> <p>図2.4-7 中央制御室換気空調系ダンパ 系統概略図</p>	<p>(4) 中央制御室空調装置ダンパ</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概要を図2.4-7に示す。</p> <p>a. 交流動力電源が健全な場合</p> <p>操作対象のダンパは、給気側2個、排気側4個の合計6個あり、中央制御室換気系隔離信号により自動でダンパの閉止が行われるほか、中央制御室の主盤からの操作でダンパの閉操作が可能である。</p> <p>b. 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>中央制御室空調装置の空気作動ダンパはいずれもフェイル・クローズ設計であることから、全交流動力電源が喪失した場合には隔離のために必要なダンパは自動で閉動作する。</p> <p>動作確認対象のダンパは、給気側2個、排気側4個の合計6個あり、全交流動力電源喪失時においては、駆動源喪失により自動で閉動作する。</p> <p>中央制御室空調装置ダンパの配置図を図2.4-8に示す。</p> <p>図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統概要図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違 ・女川は全交流動力電源喪失時に中央制御室を隔離するための操作として、代替交流電源設備からの給電または現場での操作により電動ダンパを閉止することを記載している。</p> <p>・泊の中央制御室空調装置のダンパは空気作動ダンパであり、全交流動力電源喪失時には、駆動源である制御用空気喪失により自動で閉動作する。</p> <p>・ダンパの個数はプラント固有の設計。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>	

: S.A範囲

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

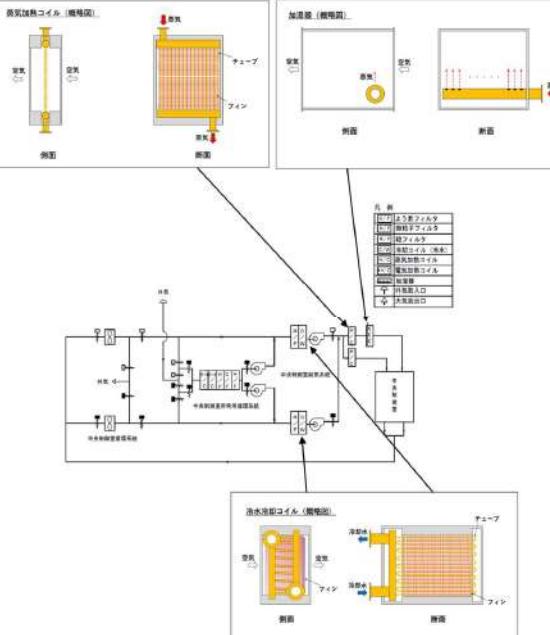
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 2.4-8 中央制御室換気空調系ダンバ配置図</p> <p>【】: S.A範囲</p>	 <p>図 2.4-8 中央制御室空調装置ダンバ配置図</p> <p>SA 条文関連</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 中央制御室給気系統ダクト内設置設備      中央制御室給気系統は、中央制御室への新鮮な外気の供給及び中央制御室の冷暖房をするための系統であり、冷水冷却コイルを内蔵した中央制御室給気ユニット、中央制御室給気ファン、加湿器及び蒸気加熱コイルを設ける。冷水冷却コイル、加湿器及び蒸気加熱コイルについて、中央制御室空調装置内の流路抵抗として設計段階より考慮していることから、通常運転、閉回路循環運転及び外気取入れ運転において中央制御室空調装置の機能を阻害しない。      冷水冷却コイル、加湿器及び蒸気加熱コイルの概略図を図2.4-9に示す。</p>  <p>図 2.4-9 冷水冷却コイル、加湿器及び蒸気加熱コイルの概略図</p>	<p>【大飯、女川】記載内容の相違    ・泊は中央制御室空調装置の流路に設置されている冷水冷却コイル、加湿器及び蒸気加熱コイルが通常運転、閉回路循環運転及び外気取入れ運転において、中央制御室空調装置の機能を阻害しないことを説明する資料を追加した。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 非常用ガス処理系 炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばく線量を低減するための重大事故等対処設備として、非常用ガス処理系及び原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置を使用する。</p> <p>非常にガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含むガスを排気筒から排気することで、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持とともに、中央制御室の運転員の被ばく線量の低減が可能な設計とする。</p> <p>なお、本系統を使用することにより重大事故等対応要員の被ばく線量を低減することも可能である。 原子炉建屋原子炉棟の気密パウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋プローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置は、現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>非常にガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>非常にガス処理系の系統概要を図2.4-9に示す。</p>	<p>(6) アニュラス空気浄化設備 炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばく線量を低減するための重大事故等対処設備として、アニュラス空気浄化設備を使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、アニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、アニュラス空気浄化ファンにより原子炉格納容器からアニュラス内に漏えいした放射性物質を含むガスを吸出し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させて排気筒から排気することで、アニュラス内を負圧に維持するとともに、中央制御室の運転員の被ばく線量の低減が可能な設計とする。</p> <p>なお、本系統を使用することにより災害対策要員の被ばく線量を低減することも可能である。</p>	<p>アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開操作することができる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化設備の系統概要を図2.4-10に示す。</p>	<p>【大飯】記載充実 (女川審査の反映)</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊では非常用ガス処理装置及び原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置は設置していない。 ・放射性物質の濃度低減のため、アニュラス空気浄化設備を設置している。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

: SA範囲

SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系排風機 台数：1（予備1） 容量：2,500 m<sup>3</sup>/h</li> <li>・原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置 個数：1</li> </ul>	<p>【主要仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アニュラス空気浄化ファン 台数：2 容量：約310m<sup>3</sup>/min（1台当たり）</li> <li>・アニュラス空気浄化フィルタユニット 捕集効率：よう素除去効率 95%以上（相対湿度95%において） 粒子除去効率 99%以上（0.7 μm粒子） 基数：2 容量：約310m<sup>3</sup>/min（1基当たり）</li> <li>・排気筒 本数：1 地上高さ：約73m 標高：約83m</li> <li>・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ 種類：鋼製容器 個数：1（予備1）</li> </ul>	<p>【大飯】記載充実 (女川審査の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>	

【 】：S.A範囲

SA条文関連

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

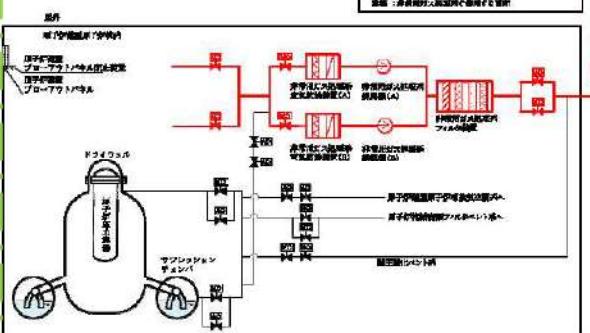
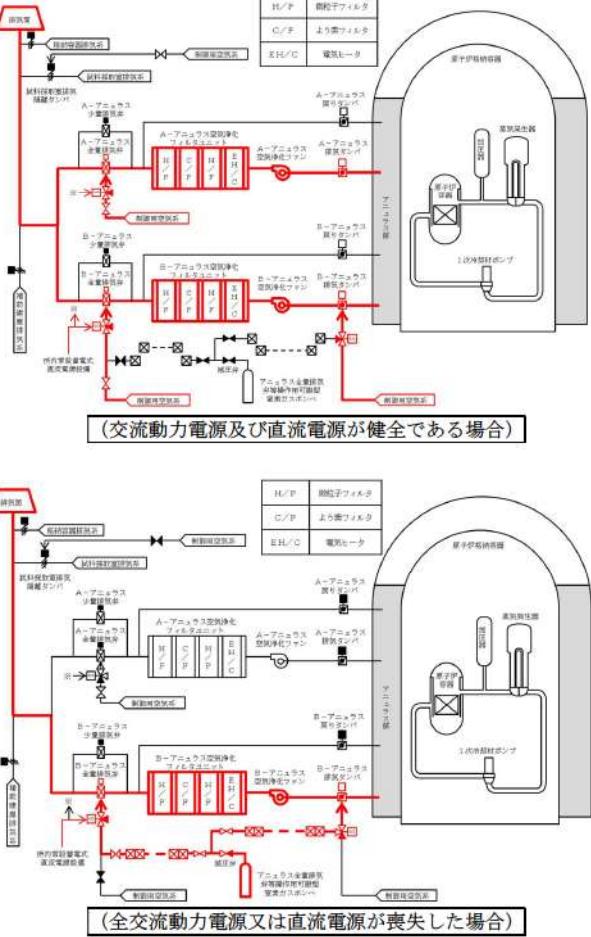
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>(交流動力電源及び直流水源が健全である場合)</p> <p>(全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)</p>	<p>【大飯】記載充実 (女川審査の反映)</p>

図 2.4-9 非常用ガス処理系 系統概要図

図 2.4-10 アニュラス空気浄化設備の系統概要図

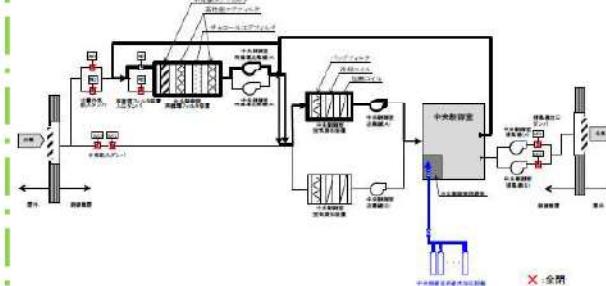
: S.A範囲

SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.4.4 中央制御室待避所の居住性確保</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>炉心の著しい損傷の発生時に原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合においては、中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備により正圧化する設計とする。これにより、中央制御室待避所にとどまる間、中央制御室内に取り込んだ放射性物質からの直接線影響の低減が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避所は、コンクリート壁等により遮蔽性能を高めた設計とする。また、中央制御室待避所は、気密性を高めた設計とともに、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）により中央制御室待避所を正圧に維持し、中央制御室待避所内への外気流入を一定時間完全に遮断することで居住性を高めた設計とする。</p> <p>ここで、正圧維持の差圧は、中央制御室と中央制御室待避所の差圧を差圧計により、2.4.2 項に示す正圧維持設計圧力値を監視することとし、中央制御室と中央制御室待避所との差圧は中央制御室待避所の気密扉を閉めることにより確保する設計とする。</p> <p>中央制御室待避所加圧設備の系統概要を図2.4-10に示す。</p>  <p>図2.4-10 中央制御室待避所加圧設備の系統概要図      (炉心の著しい損傷発生時、放射性雲通過中)</p> <p style="text-align: right;">: S A範囲</p>		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">[機密事項の内容を公開できません]</p> <p>(2) 収容人数及び設置場所</p> <p>中央制御室待避所の収容人数は、2号炉運転員7名（運転操作の統括を行う発電課長1名、運転操作の指揮、監視及び指示を行う発電副長1名、運転操作対応を行う運転員5名）に余裕を考慮した合計12名が収容可能な設計とする。中央制御室待避所のレイアウトを図2.4-11に示す。</p> <p>図2.4-11 中央制御室待避所 レイアウト</p> <p>(3) 遮蔽設備</p> <p>中央制御室待避所の壁は、コンクリート厚さ□mm以上とし、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減する設計とする。概要は図2.4-11に示すとおり。</p> <p style="text-align: right;">[ ] : S A範囲</p>		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 中央制御室待避所加圧設備</p> <p>a. 系統構成</p> <p>中央制御室待避所加圧設備の系統概要図を図 2.4-12 に示す。</p> <p>図 2.4-12 中央制御室待避所加圧設備 系統概要図</p> <p>b. 必要ポンベ本数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価の結果、正圧維持又は酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持を考慮した必要なポンベ本数は 40 本となるが、今後、加圧試験を実施し、その結果を踏まえて適切な空気ポンベ本数を確保する。</li> <li>評価の概要については、以下のとおり。</li> <li>(a) 正圧維持に必要な空気ポンベ本数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室待避所を 10 時間正圧化するために必要な空気量は、中央制御室待避所の設計漏えい量 <math>162\text{m}^3</math>（中央制御室待避所の容積 <math>162\text{m}^3</math> に対し部屋容積比 0.1 回/h の設計漏えい量 × 10 時間分）に余裕分を考慮した <math>300\text{m}^3</math> とする。ポンベ使用可能量を <math>7.5\text{m}^3/\text{本}</math>とした場合（実容量約 <math>9\text{m}^3/\text{本}</math>に対し、外気温度 <math>-4.9^\circ\text{C}</math>での容量を保守的に評価した値）、必要ポンベ本数は下記のとおり 40 本となる。</li> </ul> </li> </ul>		<p>【女川】設計方針の相違          ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>

: S.A範囲

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">表 2.4-1 正圧維持に必要な空気ポンベ配備数の設定根拠</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>①空気ポンベの容量</td><td>m<sup>3</sup>/本</td><td>7.5</td></tr> <tr> <td>②隣接区画より正圧に保つために必要な流量</td><td>m<sup>3</sup>/h</td><td>30</td></tr> <tr> <td>③1時間正圧に保つために必要なポンベ本数</td><td>本/h</td><td>4</td></tr> <tr> <td>④10時間正圧に保つために必要なポンベ本数 (③)×10)</td><td>本/10h</td><td>40</td></tr> </table> <p>(b) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンベ本数          中央制御室待避所における加圧設備使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンベ本数について評価を行った。中央制御室待避所への空気の流入はないものとし、放射性雲通過中に収容する人数12名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、許容酸素濃度18%以上及び許容二酸化炭素濃度1.0%以下を満足する結果となった。したがって、許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度を維持するのに必要な空気ポンベ本数は、正圧維持に必要な40本となる。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在室人員：12名</li> <li>・中央制御室待避所内体積：162m<sup>3</sup></li> <li>・空気流入はないものとする。</li> <li>・許容酸素濃度：18%以上（労働安全衛生規則）</li> <li>・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下</li> <li>・（労働安全衛生規則の許容二酸化炭素濃度1.5%に余裕を見た値）</li> <li>・酸素消費量：0.022m<sup>3</sup>/h/人</li> <li>・（「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量）</li> <li>・呼吸による炭酸ガス排出量：0.022m<sup>3</sup>/h/人</li> <li>・（「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値）</li> <li>・加圧開始時酸素濃度：20.65%（中央制御室内酸素濃度）</li> <li>・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.166%（中央制御室内二酸化炭素濃度）</li> <li>・空気ポンベ加圧時間：10時間</li> </ul> <p style="text-align: right;">【 】 : S A範囲</p>	①空気ポンベの容量	m <sup>3</sup> /本	7.5	②隣接区画より正圧に保つために必要な流量	m <sup>3</sup> /h	30	③1時間正圧に保つために必要なポンベ本数	本/h	4	④10時間正圧に保つために必要なポンベ本数 (③)×10)	本/10h	40		<p>【女川】設計方針の相違          ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
①空気ポンベの容量	m <sup>3</sup> /本	7.5													
②隣接区画より正圧に保つために必要な流量	m <sup>3</sup> /h	30													
③1時間正圧に保つために必要なポンベ本数	本/h	4													
④10時間正圧に保つために必要なポンベ本数 (③)×10)	本/10h	40													

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>(b) 評価結果          10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図2.4-13に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は表2.4-2のとおりであり、いずれも許容値を満足している。</p> <p>表2.4-2 10時間加圧後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>酸素濃度(%)</th> <th>二酸化炭素濃度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧10時間後</td> <td>20.16</td> <td>0.793</td> </tr> </tbody> </table> <p>図2.4-13 中央制御室待避所待避期間中の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化</p> <p style="text-align: right;">: S.A範囲</p>		酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)	加圧10時間後	20.16	0.793		<p>【女川】設計方針の相違          ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
	酸素濃度(%)	二酸化炭素濃度(%)							
加圧10時間後	20.16	0.793							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

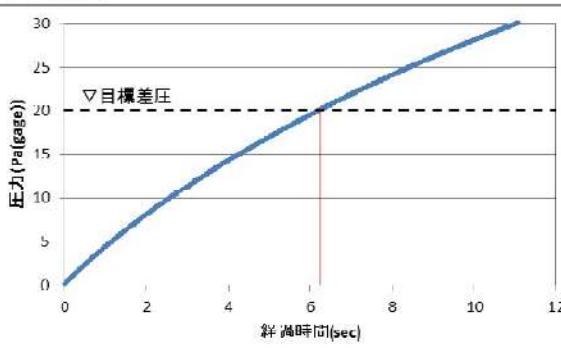
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 正圧達成までに要する時間          中央制御室待避所を加圧した際に隣接区画に比べて+20Pa の正圧達成までに要する時間を評価した結果、約 6.3 秒となった。</p> <p>なお、本評価においては、間仕切り壁/床等の気密処理基準（周囲に対し+20Pa に加圧した際のリーク量が部屋容積比 0.1 回/h 未満）より想定したリーク面積を用いた。</p> <p>(a) 評価モデル          中央制御室待避所への空気の加圧の評価モデル及び評価式を以下に示す。</p> <p>図 2.4-14 中央制御室待避所加圧設備加圧バウンダリ正圧化モデル</p> <p>中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）により供給した空気が <math>N_{in}</math>[mol/s] のモル流量にて供給され、リーク面積 <math>A</math>[m<sup>2</sup>] の開口から <math>N_{out}</math>[mol/s] のモル流量にて流出し、空気の流入量と流出量のモル数差により中央制御室待避所加圧設備加圧バウンダリ（以下「加圧バウンダリ」という。）圧力 <math>P_t</math> が変化するモデルを考える。</p> <p>なお、加圧バウンダリからのリーク量は、加圧バウンダリ圧力+20[Pa]において加圧バウンダリ容積比 0.1[回/h]とする。</p> <p>〈その他評価条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給気空気温度 <math>T</math> : 20 [°C]</li> <li>・空気密度 <math>\rho</math> : 1.204786 [kg/m<sup>3</sup>]</li> <li>・空気のモル質量 <math>m</math> : 28.964 [g/mol]</li> <li>・加圧空気量 : 30 [m<sup>3</sup>/h]</li> <li>・気体定数 <math>R</math> : 8.3144621 [J/K/mol]</li> <li>・室容積 <math>V</math> : 162 [m<sup>3</sup>] (加圧バウンダリ内容積)</li> <li>・大気圧 <math>P</math> (大気) : 101,325[Pa] (標準大気圧)</li> <li>・リーク面積 <math>A</math> : <math>7.81 \times 10^{-4}</math> [m<sup>2</sup>]          (20Pa で 0.1 回/h となる面積)</li> <li>・室内風速 <math>V_1</math> : 0[m<sup>3</sup>/s]          (加圧バウンダリ内の空気の流れは十分遅いものとする。)</li> </ul> <p style="text-align: right;">: S A範囲</p>		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 26 条 原子炉制御室等（別添 1）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(b) 評価式          評価式は、気体の状態方程式及びベルヌーイの定理から微小時間後の加圧パウンダリ圧力を求める式を、以下のとおり導出した。</p> $P^{t+\Delta t} = P^t + \Delta t \times \frac{RT}{V} \times (N_{in} - N_{out}) [Pa]$ <p>なお、上式における <math>N_{in}</math>, <math>N_{out}</math> は以下に表される。</p> $N_{in} = \frac{30[m^3/h] \times \rho [kg/m^3]}{m[g/mol]} = 0.3466[mol/s]$ $N_{out} = A \times \frac{\rho}{m} \times V_2 = A \times \frac{\rho}{m} \times \sqrt{\frac{2(P^t - P_{大気})}{\rho}} [mol/s]$ <p>(c) 評価結果</p>  <p>図 2.4-15 中央制御室待避所内圧力の時間変化</p> <p>d. 空気ポンベ設置エリア          空気ポンベの配置を図 2.4-16 に示す。空気ポンベは、制御建屋地下 2 階及び地上 1 階に配置し、制御建屋地上 3 階の中央制御室待避所に空気を供給する。</p>		<p>【女川】設計方針の相違          ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

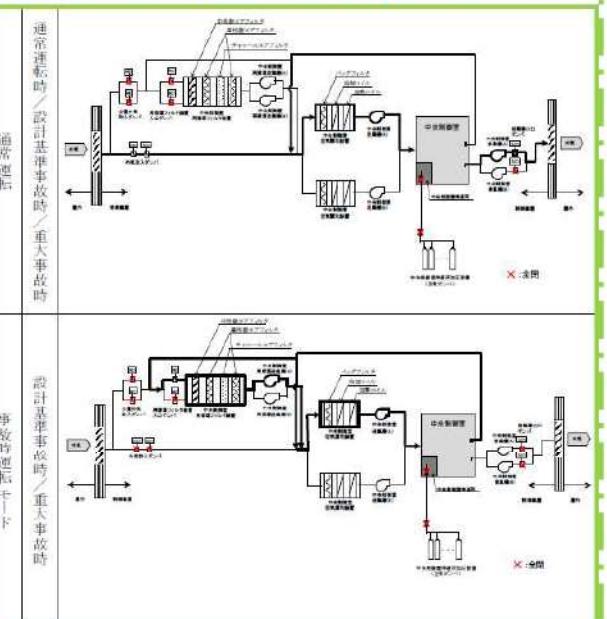
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 2.4-16 空気ポンベ配置図</p> <p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

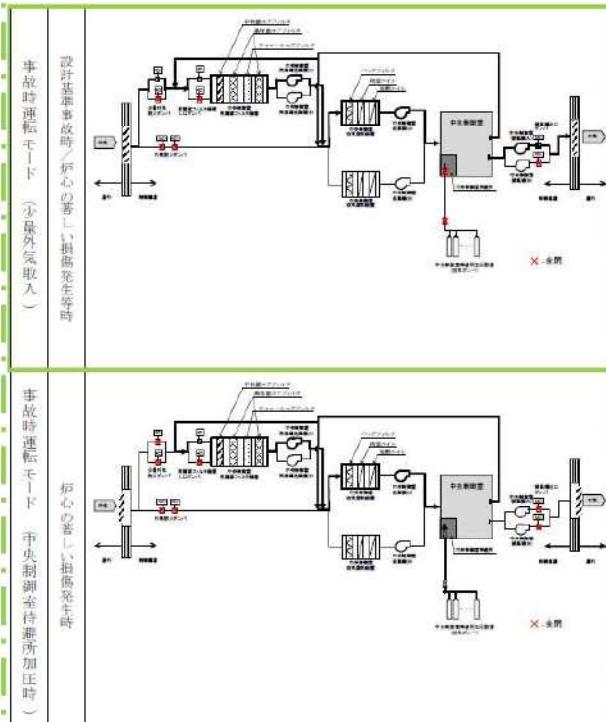
## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備の運転状態比較</p> <p>中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備の運転状態について、通常運転時、設計基準事故時、重大事故時の炉心の著しい損傷が発生した場合を比較、図示すると以下のとおりとなる。通常運転時、設計基準事故時の運転モードを、図2.4-17(1/2)に示す。</p>  <p>図2.4-17 運転モードごとの中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備系統概略図 (1/2)</p> <p>: DB範囲      : SA範囲</p>		<p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</li> <li>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

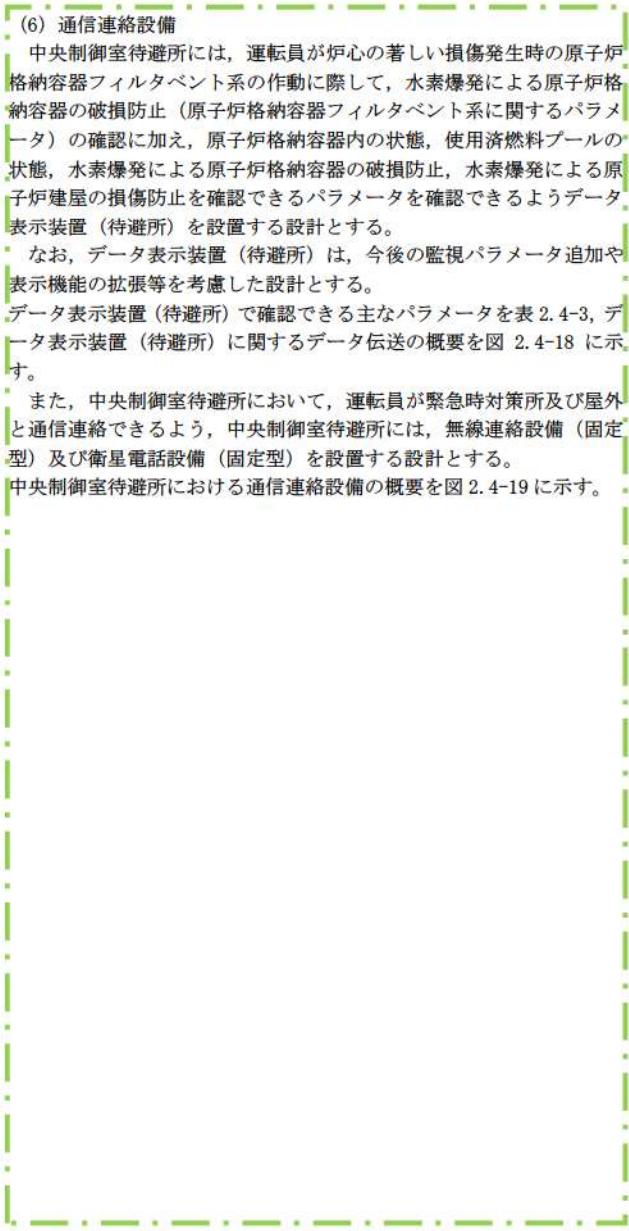
## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

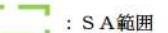
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>炉心の著しい損傷発生時の放射性雲通過前・後、及び放射性雲通過中の運転モードを、図2.4-17(2/2)に示す。</p>  <p>図2.4-17 運転モードごとの中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備系統概略図 (2/2)</p>		<p>【女川】設計方針の相違          ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 通信連絡設備</p> <p>中央制御室待避所には、運転員が炉心の著しい損傷発生時の原子炉格納容器フィルタベント系の作動に際して、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止（原子炉格納容器フィルタベント系に関するパラメータ）の確認に加え、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータを確認できるようデータ表示装置（待避所）を設置する設計とする。</p> <p>なお、データ表示装置（待避所）は、今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避所）で確認できる主なパラメータを表2.4-3、データ表示装置（待避所）に関するデータ伝送の概要を図2.4-18に示す。</p> <p>また、中央制御室待避所において、運転員が緊急時対策所及び屋外と通信連絡できるよう、中央制御室待避所には、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）を設置する設計とする。</p> <p>中央制御室待避所における通信連絡設備の概要を図2.4-19に示す。</p> 		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>


 : S A範囲

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

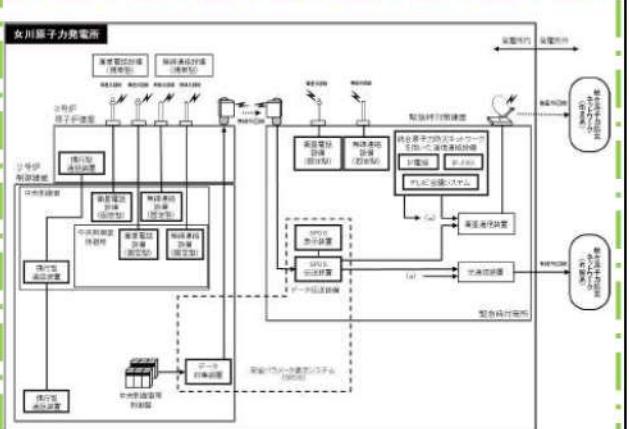
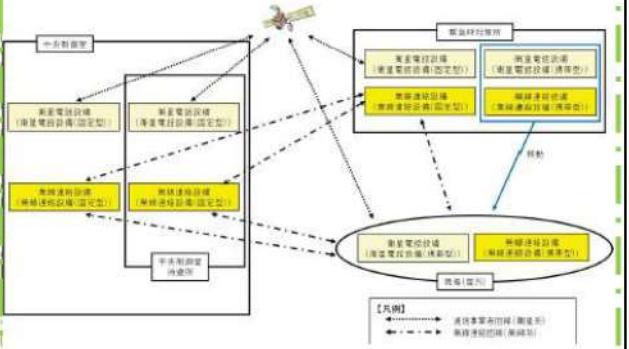
## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p style="text-align: center;"><b>表 2.4-3 データ表示装置（待避所）で確認できる主なパラメータ</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊心反応度の状態確認</td><td>中性子束 原子炉水位（冷却域）（燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力容器温度 低圧伊心スプレイ系系統流量 高圧伊心スプレイ系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 残留熱除去系系統流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 非常用ディーゼル発電機の給電状態 非常用高圧母線電圧</td></tr> <tr> <td>伊心冷却の状態確認</td><td>格納容器内圧力 格納容器内温度 格納容器内水素濃度、酸素濃度 格納容器内尊重気放射線レベル サブレッショングループ水位 格納容器下部水位 格納容器スプレイモニタ開閉状態 格納容器下部注水流量</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の状態確認</td><td>放射能漏難の状態 排気筒放射線レベル モニタリングボスト稼働率 気象情報</td></tr> <tr> <td>放射能漏難の状態確認</td><td>使用済燃料プール水位 使用済燃料プール水温度 フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線レベル</td></tr> <tr> <td>環境への影響確認</td><td>水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認</td></tr> <tr> <td>使用済燃料プールの状態確認</td><td>原子炉建屋内水素濃度</td></tr> <tr> <td>水素爆発による原子炉建屋の破損防止確認</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【】 : S A範囲</p>	目的	対象パラメータ	伊心反応度の状態確認	中性子束 原子炉水位（冷却域）（燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力容器温度 低圧伊心スプレイ系系統流量 高圧伊心スプレイ系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 残留熱除去系系統流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 非常用ディーゼル発電機の給電状態 非常用高圧母線電圧	伊心冷却の状態確認	格納容器内圧力 格納容器内温度 格納容器内水素濃度、酸素濃度 格納容器内尊重気放射線レベル サブレッショングループ水位 格納容器下部水位 格納容器スプレイモニタ開閉状態 格納容器下部注水流量	原子炉格納容器内の状態確認	放射能漏難の状態 排気筒放射線レベル モニタリングボスト稼働率 気象情報	放射能漏難の状態確認	使用済燃料プール水位 使用済燃料プール水温度 フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線レベル	環境への影響確認	水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認	使用済燃料プールの状態確認	原子炉建屋内水素濃度	水素爆発による原子炉建屋の破損防止確認		<p>【女川】設計方針の相違 ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>	
目的	対象パラメータ																		
伊心反応度の状態確認	中性子束 原子炉水位（冷却域）（燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力容器温度 低圧伊心スプレイ系系統流量 高圧伊心スプレイ系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 残留熱除去系系統流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 非常用ディーゼル発電機の給電状態 非常用高圧母線電圧																		
伊心冷却の状態確認	格納容器内圧力 格納容器内温度 格納容器内水素濃度、酸素濃度 格納容器内尊重気放射線レベル サブレッショングループ水位 格納容器下部水位 格納容器スプレイモニタ開閉状態 格納容器下部注水流量																		
原子炉格納容器内の状態確認	放射能漏難の状態 排気筒放射線レベル モニタリングボスト稼働率 気象情報																		
放射能漏難の状態確認	使用済燃料プール水位 使用済燃料プール水温度 フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線レベル																		
環境への影響確認	水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認																		
使用済燃料プールの状態確認	原子炉建屋内水素濃度																		
水素爆発による原子炉建屋の破損防止確認																			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 2.4-18 データ表示装置（待避所）に関するデータ伝送の概要</p>  <p>図 2.4-19 中央制御室待避所における通信連絡設備の概要</p>		<p>【女川】設計方針の相違          ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	<p>(7) 中央制御室待避所のその他設備・資機材          炉心の著しい損傷発生時の原子炉格納容器フィルタベント系作動時において運転員が中央制御室待避所にとどまれるようにするため、可搬型照明（SA）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタを配備する。          運転員が中央制御室待避所にとどまり必要な監視等を行うのに必要な照度を有するものとして、可搬型照明（SA）を1個配備する。表2.4-4に中央制御室待避所に配備する可搬型照明を示す。</p> <p>表2.4-4 中央制御室待避所に配備する可搬型照明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>保管場所</th><th>数量</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明（SA） </td><td>中央制御室</td><td>1個 (予備1個(中央制御室の予備1個と共用))</td><td>(A.C.) 100V-240V 点灯時間: 10時間以上 (蓄電池による点灯時)</td></tr> </tbody> </table>	名称	保管場所	数量	仕様	可搬型照明（SA） 	中央制御室	1個 (予備1個(中央制御室の予備1個と共用))	(A.C.) 100V-240V 点灯時間: 10時間以上 (蓄電池による点灯時)	<p>【女川】設計方針の相違          ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
名称	保管場所	数量	仕様							
可搬型照明（SA） 	中央制御室	1個 (予備1個(中央制御室の予備1個と共用))	(A.C.) 100V-240V 点灯時間: 10時間以上 (蓄電池による点灯時)							

【 】: SA範囲

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は中央制御室待避所の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを、それぞれ1台配備する。表2.4-5に中央制御室待避所に配備する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を示す。</p> <p>表2.4-5 中央制御室待避所に配備する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称及び外観</th><th>仕様等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> <p>検知原理 ガルバニ電池式</p> <p>検知範囲 0～100%</p> <p>表示精度 <math>\pm 0.5\%</math> (0.0～25.0%) <math>\pm 3.0\%</math> (25.1%以上)</p> <p>電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：連続約8,000時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個*を保有する。)</p> </td></tr> <tr> <td></td><td> <p>検知原理 NDIR (非分散型赤外線)</p> <p>検知範囲 0.04%～5.0%</p> <p>表示精度 <math>\pm 10\%rdg</math>又は0.01%のうち大きいほう</p> <p>電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：約20時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個*を保有する。)</p> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※予備1台は中央制御室と共に</p> <p style="text-align: right;">  : D B範囲   : S A範囲     </p>	機器名称及び外観	仕様等		<p>検知原理 ガルバニ電池式</p> <p>検知範囲 0～100%</p> <p>表示精度 <math>\pm 0.5\%</math> (0.0～25.0%) <math>\pm 3.0\%</math> (25.1%以上)</p> <p>電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：連続約8,000時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個*を保有する。)</p>		<p>検知原理 NDIR (非分散型赤外線)</p> <p>検知範囲 0.04%～5.0%</p> <p>表示精度 <math>\pm 10\%rdg</math>又は0.01%のうち大きいほう</p> <p>電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：約20時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個*を保有する。)</p>		<p>【女川】設計方針の相違 ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
機器名称及び外観	仕様等								
	<p>検知原理 ガルバニ電池式</p> <p>検知範囲 0～100%</p> <p>表示精度 <math>\pm 0.5\%</math> (0.0～25.0%) <math>\pm 3.0\%</math> (25.1%以上)</p> <p>電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：連続約8,000時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個*を保有する。)</p>								
	<p>検知原理 NDIR (非分散型赤外線)</p> <p>検知範囲 0.04%～5.0%</p> <p>表示精度 <math>\pm 10\%rdg</math>又は0.01%のうち大きいほう</p> <p>電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：約20時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。)</p> <p>台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個*を保有する。)</p>								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>可搬型エリアモニタは中央制御室待避所の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを、1台配備する。表2.4-6に中央制御室待避所に配備する可搬型エリアモニタを示す。</p> <p>表2.4-6 中央制御室待避所に配備する可搬型エリアモニタ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称及び外観</th><th colspan="2">仕様等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td><td>検出器の種類</td><td>半導体検出器</td></tr> <tr> <td></td><td>検知範囲</td><td>測定範囲：0.001～99.99mSv/h</td></tr> <tr> <td></td><td>電源</td><td>電源：AC100V 乾電池（単一×8）【連続200時間以上】 (予備：単一×32)</td></tr> <tr> <td></td><td>台数</td><td>1台（予備1台）</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【S A範囲】</p>	機器名称及び外観	仕様等		可搬型エリアモニタ	検出器の種類	半導体検出器		検知範囲	測定範囲：0.001～99.99mSv/h		電源	電源：AC100V 乾電池（単一×8）【連続200時間以上】 (予備：単一×32)		台数	1台（予備1台）		<p>【女川】設計方針の相違 ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
機器名称及び外観	仕様等																	
可搬型エリアモニタ	検出器の種類	半導体検出器																
	検知範囲	測定範囲：0.001～99.99mSv/h																
	電源	電源：AC100V 乾電池（単一×8）【連続200時間以上】 (予備：単一×32)																
	台数	1台（予備1台）																

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 重大事故が発生した場合に給電可能な代替交流電源設備の設置 中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（空調及び照明）を設置している。これらの設備については、重大事故が発生した場合にも、代替交流電源設備（空冷式非常用発電装置）からの給電を可能としている。</p> <p>空冷式非常用発電装置の容量は、重大事故対策の有効性評価で考慮している事象のうち、最大負荷を要求される事象（全交流動力電源喪失（RCPシールLOCAが発生する場合）及び原子炉補機冷却機能喪失）に対して、十分な電源供給容量を確保している。</p>	<p>2.5 重大事故等時の電源設備について 中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（図2.5-1に示す空調及び図2.5-2に示す照明）を設置している。これらの設備については、重大事故等が発生した場合にも、図2.5-3に示すとおり常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の容量は、中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価で想定する格納容器破損モードのうち、中央制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンスである、「大破断LOCA時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失並びに全交流動力電源が喪失したシーケンス」に対して、表2.5-1に示すとおり十分な電源供給容量を確保している。</p>	<p>2.5 重大事故等時の電源設備について 中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（図2.5-1に示す空調及び図2.5-2に示す照明）を設置している。これらの設備については、重大事故等が発生した場合にも、図2.5-3に示すとおり常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の容量は、重大事故対策の有効性評価で考慮している事象のうち、最大負荷を要求される事象である、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」に対して、表2.5-1に示すとおり十分な電源供給容量を確保している。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】設備名称の相違 【女川】⑨の相違 【女川】設計方針の相違 ・女川は中央制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなり、ガスタービン発電機の負荷が最大となる事故シーケンスである「大破断 LOCA 時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失並びに全交流動力電源が喪失したシーケンス」を記載している。 ・泊は大飯と同様に、中央制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シーケンスと代替非常用発電機の負荷が最大となる事故シーケンスが異なるため、代替非常用発電機の最大負荷を要求される事象である、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCP シールLOCA が発生する事故」を記載している。</p>

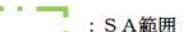
 : SA範囲

SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全交流動力電源喪失発生から空冷式非常用発電装置による給電が開始されるまでの間、<b>照明については、全交流動力電源喪失発生時から30分以上無電源</b>で点灯する蓄電式照明を配備しており、空冷式非常用発電装置が起動するまでの間（事故発生後30分以内）の照明は確保されている。</p> <p>また、運転員のシミュレータ訓練において全交流動力電源喪失を想定した訓練により、<b>非常灯照明</b>下で対応操作が実施できることも確認しているとともに、ヘッドライト等の資機材を中央制御室に備えており、それらも活用した訓練を実施している。また、仮に中央制御室照明（常設）が使用できない場合にも必要な照度を確保できるよう、空冷式非常用発電装置から給電できる可搬型照明を配備する。</p> <p>なお、空調については<b>空冷式非常用発電装置</b>が起動するまでの間、起動しないが、居住性に係る被ばく評価においては、保守的に、全交流動力電源喪失発生後、5時間後に起動することを条件として評価しており、必要な<b>居住環境</b>が確保されることを確認している。</p>	<p>照明については、全交流動力電源喪失発生から<b>ガスタービン発電機</b>による給電が開始されるまでの間、図2.5-2に示す<b>直流照明兼非常用照明及び直流照明</b>に加え、<b>10時間以上無充電</b>で点灯する<b>可搬型照明(SA)</b>を配備しており、<b>ガスタービン発電機</b>から給電を再開するまでの間（全交流動力電源喪失後15分以内）の照明は確保できる。</p> <p>ガスタービン発電機による給電が開始された後については、中央制御室の<b>非常用照明</b>にて照明は確保できる。なお、中央制御室の全照明が消灯した場合には、可搬型照明（SA）等を用いて、必要な照度を確保可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室の<b>非常用照明</b>が使用できない場合にも必要な照度を確保できるように、可搬型照明（SA）を配備する。加えて、<b>ランタン</b>、<b>ヘッドライト</b>等の可搬型照明を中央制御室に保管する。</p> <p>また、運転員のシミュレータ訓練において全交流動力電源喪失を想定した訓練により、<b>無停電運転保安灯</b>下で対応操作が実施できることも確認しているとともに、ヘッドライト等の資機材を中央制御室に備えており、それらも活用した訓練を実施している。</p> <p>空調については、<b>ガスタービン発電機</b>が起動するまでの間は起動しないが、被ばく評価において、必要な居住性が確保されていることを確認している。</p>	<p>照明については、全交流動力電源喪失発生から<b>代替非常用発電機</b>による給電が開始されるまでの間、図2.5-2に示す<b>4時間以上無充電</b>で点灯する<b>無停電運転保安灯</b>に加え、<b>約2.5時間無充電</b>で点灯する<b>可搬型照明(SA)</b>を配備しており、<b>代替非常用発電機</b>から給電を再開するまでの間（全交流動力電源喪失後25分以内）の照明は確保できる。</p> <p>代替非常用発電機による給電が開始された後については、中央制御室の<b>作業用照明</b>にて照明は確保できる。なお、中央制御室の全照明が消灯した場合には、可搬型照明（SA）等を用いて、必要な照度を確保可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室の<b>作業用照明</b>が使用できない場合にも必要な照度を確保できるように、可搬型照明（SA）を配備する。加えて、<b>ヘッドライト</b>等の可搬型照明を中央制御室に保管する。</p> <p>なお、運転員のシミュレータ訓練において全交流動力電源喪失を想定した訓練により、<b>無停電運転保安灯</b>下で対応操作が実施できることも確認しているとともに、ヘッドライト等の資機材を中央制御室に備えており、それらも活用した訓練を実施している。</p> <p>空調については、<b>代替非常用発電機</b>が起動するまでの間は起動しないが、<b>居住性に係る被ばく評価</b>において、保守的に、全交流動力電源喪失発生後、300分後に起動することを条件として評価しており、必要な居住性が確保されていることを確認している。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）    【女川】記載表現、設備名称の相違    【女川】設計方針の相違    ・女川ではフィルタベント時のアーム通過中における待避所への退避時間を10時間としており、可搬型照明（SA）も10時間以上無充電で点灯可能なものを配備している。    ・特重施設未導入のPWRでは、フィルタベント操作は無い。泊では照明への給電再開（全交流動力電源喪失後25分以内）までに余裕を持つ、約2.5時間無充電で点灯可能な可搬型照明（SA）を配備している。    【大飯】設計方針の相違    ・蓄電池内蔵式照明の点灯時間の違い及び代替交流電源からの給電開始時間の相違。    【女川】記載内容の相違    ・泊は、SBOを想定したシミュレータ訓練について記載    【大飯】記載表現の相違    ・泊は女川審査実績を踏まえて前段に可搬型照明（SA）による照明確保について記載。泊も可搬型照明（SA）は代替非常用発電機から給電可能。    ・泊は5時間を300分に記載統一。    【女川】記載表現の相違（大飯実績の反映）</p>
		 SA範囲	SA 条文関連

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

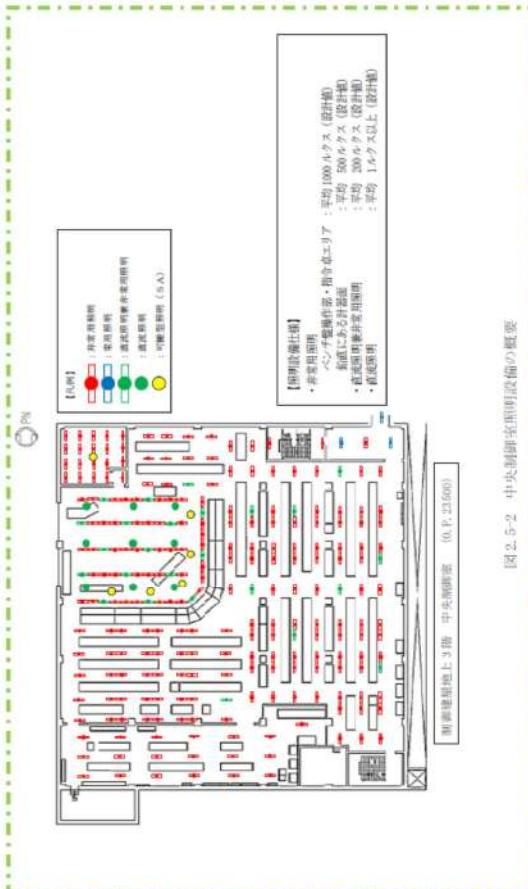
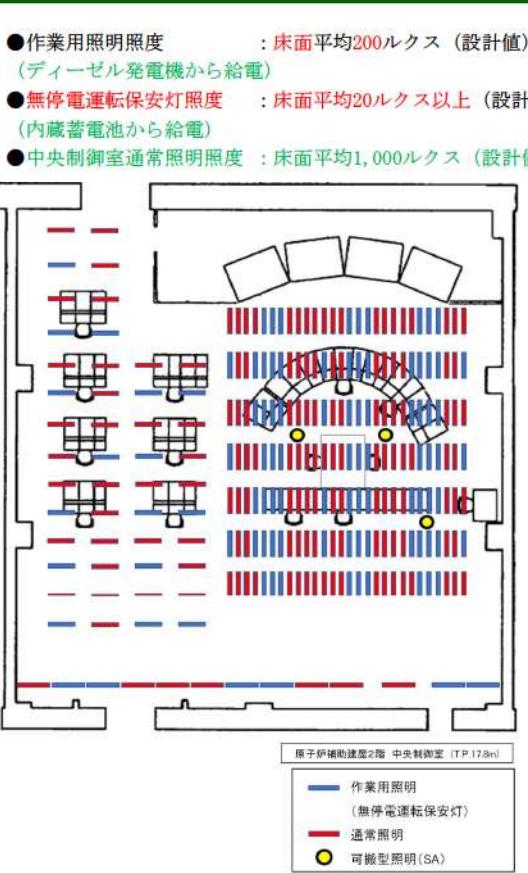
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図4-1 中央制御室空調設備の概要</p> <p>【設備仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中央制御室空調ファン 台数：4台 容量：約500m<sup>3</sup>/min</li> <li>●中央制御室循環ファン 台数：4台 容量：約500m<sup>3</sup>/min</li> <li>●中央制御室非常用循環ファン 台数：4台 容量：約230m<sup>3</sup>/min</li> </ul>	<p>図2.5-1 中央制御室空調設備の概要（重大事故等時）</p>	<p>図2.5-1 中央制御室空調装置の概要（重大事故等時）</p>	<p>【女川、大飯】設備名称の相違</p> <p>SA 条文関連</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

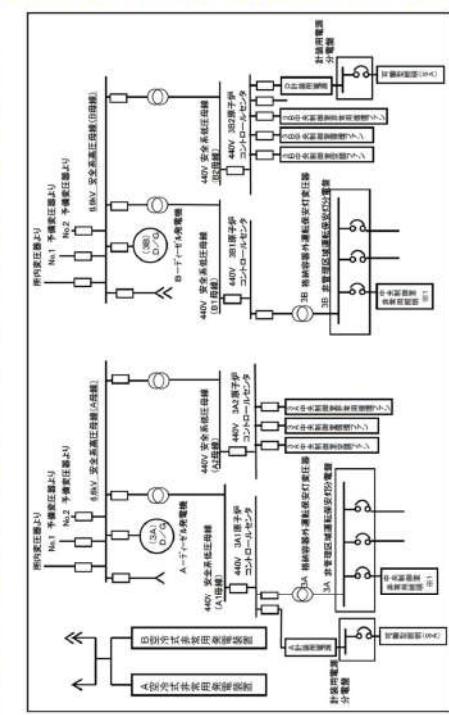
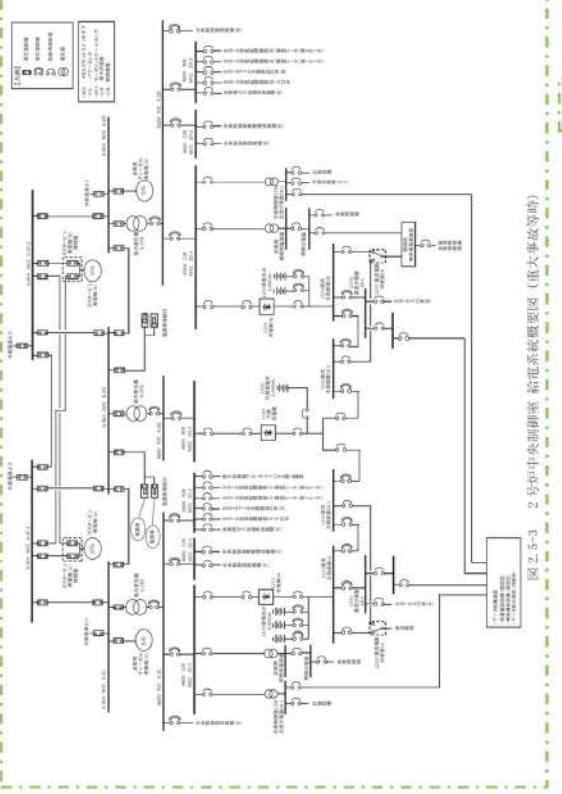
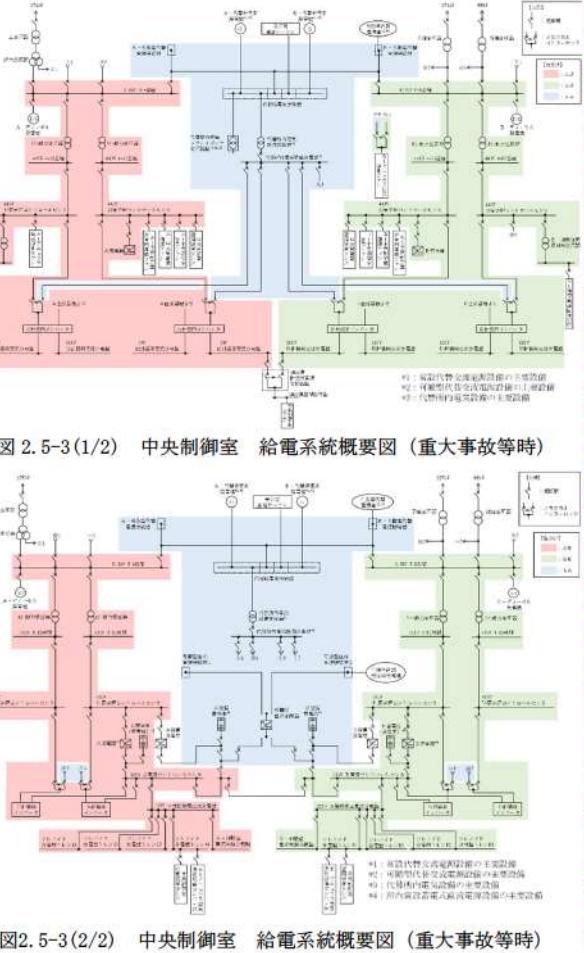
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>●中央制御室照明 運転保安灯照度 : 200ルクス(設計値) 非常灯照度 : 床面 20ルクス以上(設計値) 中央制御室通常照明 : 700ルクス(設計値) (運転保安灯、非常灯のうら、蓄電池式のものを、右図のとおり、中央制御室全域に配置している)</p> <p>図4-2 中央制御室照明設備の概要 = S.A.</p>	 <p>●中央制御室照明 ・非常用照明器具・指令部・操作部・床面にあわせ取り付ける ・床面にあわせ取付ける ・直流水非常用照明 ・直流水</p> <p>図2.5-2 中央制御室照明設備の概要</p>	 <p>●作業用照明照度 : 床面平均200ルクス (設計値) (ディーゼル発電機から給電) ●無停電運転保安灯照度 : 床面平均20ルクス以上 (設計値) (内蔵蓄電池から給電) ●中央制御室通常照明照度 : 床面平均1,000ルクス (設計値)</p> <p>原子炉建屋2階 中央制御室 (TP 17.8m)</p> <p>■ 作業用照明 (無停電運転保安灯) ■ 通常照胡 ■ 可搬型照明(SA)</p> <p>図2.5-2 中央制御室照明設備の概要図</p>	<p>【大飯、女川】記載表現、設備名称の相違 ・泊の作業用照明照度と無停電運転保安灯照度について、ディーゼル発電機給電及び内蔵蓄電池給電の違いが分かるように記載を追加。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・非常用照明の照度が異なるが、大飯と同等である。</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川は非常用直流電源から給電する直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置している。泊は全交流動力電源喪失時の照明は無停電運転保安灯にて確保する。(大飯と同様)</p>

DB条文関連

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図4-3 中央制御室 給電系統概要図</p> <p>※1：中央制御室非常用照明は、空冷式非常用発電装置から電源供給が可能な設備構成としている。</p>	 <p>図 2.5-3 2号机中央制御室 給電系統概要図（重大事故等時）</p> <p>26条別添1-2-50</p>	 <p>図2.5-3(1/2) 中央制御室 給電系統概要図（重大事故等時）</p> <p>図2.5-3(2/2) 中央制御室 給電系統概要図（重大事故等時）</p> <p>SA条文関連</p> <p>41：専用代物と通常用意する主要設備      42：通常代物と非常用設備の主な設備      43：代用代物と非常用設備の主要設備      44：所内販売部品と販売部品の主要設備</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
<p>表4-1 空冷式非常用発電装置(2,920kW) の最大所要負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要機器名称</th><th>容量 (kW)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td><td>1400</td></tr> <tr> <td>充電器 (A, B)</td><td>77</td></tr> <tr> <td></td><td>77</td></tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D) (通信連絡設備、中央照明含む)</td><td>充電器 (A, B) に含む</td></tr> <tr> <td>恒設代替低圧注入ポンプ</td><td>145</td></tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>19</td></tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td><td>19</td></tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td><td>11</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>11</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1759</td></tr> </tbody> </table> <p>表は代表3号機を示す</p>	主要機器名称	容量 (kW)	高圧注入ポンプ	1400	充電器 (A, B)	77		77	計装用電源 (A, B, C, D) (通信連絡設備、中央照明含む)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注入ポンプ	145	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計	1759	<p>表2.5-1 ガスタービン発電機（連続定格容量約6,000kW（約3,000kW×2個））の最大所要負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th><th>負荷容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策建屋</td><td>305.00 kW</td></tr> <tr> <td>緊急用電気品建屋</td><td>375.00 kW</td></tr> <tr> <td>125V 充電器</td><td>105.00 kW</td></tr> <tr> <td>125V 充電器</td><td>105.00 kW</td></tr> <tr> <td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr> <td>中央制御室 120V 交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr> <td>非常用照明</td><td>180.00 kW</td></tr> <tr> <td>非常用照明</td><td>180.00 kW</td></tr> <tr> <td>中央制御室送風機</td><td>110.00 kW</td></tr> <tr> <td>中央制御室再循環送風機</td><td>15.00 kW</td></tr> <tr> <td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr> <td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00 kW</td></tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排風機等</td><td>35.00 kW</td></tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排風機等</td><td>35.00 kW</td></tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ</td><td>90.00 kW</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器 pH調整系ポンプ</td><td>22.00 kW</td></tr> <tr> <td>補機類</td><td>593.50 kW</td></tr> <tr> <td>その他負荷</td><td>799.50 kW</td></tr> <tr> <td>合計（連続負荷）</td><td>3,220.00 kW</td></tr> <tr> <td>（最大負荷）</td><td>(4,614.24 kW)</td></tr> </tbody> </table>  <p>図2.5-4 非常灯照明下での中央制御室の状況</p>	負荷名称	負荷容量	緊急時対策建屋	305.00 kW	緊急用電気品建屋	375.00 kW	125V 充電器	105.00 kW	125V 充電器	105.00 kW	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW	中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW	非常用照明	180.00 kW	非常用照明	180.00 kW	中央制御室送風機	110.00 kW	中央制御室再循環送風機	15.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00 kW	非常用ガス処理系排風機等	35.00 kW	非常用ガス処理系排風機等	35.00 kW	代替循環冷却ポンプ	90.00 kW	原子炉格納容器 pH調整系ポンプ	22.00 kW	補機類	593.50 kW	その他負荷	799.50 kW	合計（連続負荷）	3,220.00 kW	（最大負荷）	(4,614.24 kW)	<p>表2.5-1 代替非常用発電機（1,380kW×2台）の最大所要負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要機器名称</th><th>容量 (kW)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td><td>1,098</td></tr> <tr> <td>充電器 (A)</td><td>113</td></tr> <tr> <td>充電器 (B)</td><td>113</td></tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200</td></tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>39</td></tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td><td>21</td></tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td><td>13</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5</td></tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td><td>23</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13</td></tr> <tr> <td>合計 (kW)</td><td>1,638</td></tr> </tbody> </table> <p>*津波監視カメラの電源は、充電器 (A) 又は (B) から供給する。</p>  <p>図2.5-4 作業用照明下での中央制御室の状況イメージ (写真: シミュレータ施設)</p>	主要機器名称	容量 (kW)	高圧注入ポンプ	1,098	充電器 (A)	113	充電器 (B)	113	代替格納容器スプレイポンプ	200	アニュラス空気浄化ファン	39	中央制御室給気ファン	21	中央制御室循環ファン	13	中央制御室非常用循環ファン	5	中央制御室照明等	23	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13	合計 (kW)	1,638	<p>【大飯】記載表現、設備名称の相違 【大飯、女川】設備の相違 ・代替交流電源設備の定格容量、給電対象等はプラント固有の設計による相違。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は写真2枚ともシミュレータ施設にて撮影。</p> <p>SA 条文関連</p>
主要機器名称	容量 (kW)																																																																																												
高圧注入ポンプ	1400																																																																																												
充電器 (A, B)	77																																																																																												
	77																																																																																												
計装用電源 (A, B, C, D) (通信連絡設備、中央照明含む)	充電器 (A, B) に含む																																																																																												
恒設代替低圧注入ポンプ	145																																																																																												
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																												
中央制御室空調ファン	19																																																																																												
中央制御室循環ファン	11																																																																																												
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																												
合計	1759																																																																																												
負荷名称	負荷容量																																																																																												
緊急時対策建屋	305.00 kW																																																																																												
緊急用電気品建屋	375.00 kW																																																																																												
125V 充電器	105.00 kW																																																																																												
125V 充電器	105.00 kW																																																																																												
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW																																																																																												
中央制御室 120V 交流分電盤	52.50 kW																																																																																												
非常用照明	180.00 kW																																																																																												
非常用照明	180.00 kW																																																																																												
中央制御室送風機	110.00 kW																																																																																												
中央制御室再循環送風機	15.00 kW																																																																																												
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																												
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																												
燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00 kW																																																																																												
非常用ガス処理系排風機等	35.00 kW																																																																																												
非常用ガス処理系排風機等	35.00 kW																																																																																												
代替循環冷却ポンプ	90.00 kW																																																																																												
原子炉格納容器 pH調整系ポンプ	22.00 kW																																																																																												
補機類	593.50 kW																																																																																												
その他負荷	799.50 kW																																																																																												
合計（連続負荷）	3,220.00 kW																																																																																												
（最大負荷）	(4,614.24 kW)																																																																																												
主要機器名称	容量 (kW)																																																																																												
高圧注入ポンプ	1,098																																																																																												
充電器 (A)	113																																																																																												
充電器 (B)	113																																																																																												
代替格納容器スプレイポンプ	200																																																																																												
アニュラス空気浄化ファン	39																																																																																												
中央制御室給気ファン	21																																																																																												
中央制御室循環ファン	13																																																																																												
中央制御室非常用循環ファン	5																																																																																												
中央制御室照明等	23																																																																																												
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13																																																																																												
合計 (kW)	1,638																																																																																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p>中央制御室の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明（SA）は、3号炉及び4号炉共用で6個使用する。個数はシミュレータ施設を用いて運転操作に必要な照度を確保できることを確認しているとともに、可搬型照明（SA）を操作箇所に応じて向きを変更することによりさらに照度を確保できることを確認している。</p>	<p>(1) 可搬型照明（SA）を用いた場合の監視操作について 中央制御室の照明が全て消灯した場合に使用する可搬型照明（SA）は、5個使用する設計とする。数量はシミュレータ施設を用いて、監視操作に必要な照度を確保できることを確認している。操作箇所に応じて可搬型照明（SA）の向きを変更することにより、更に照度を確保できることを確認している。 仮に可搬型照明（SA）が活用できない場合のため、可搬型照明（懐中電灯、ヘッドライト及びランタン）を中央制御室に保管する。 表2.5-2に中央制御室に配備する可搬型照明の概要を示す。</p> <p style="text-align: center;">表2.5-2 中央制御室に配備する可搬型照明の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>保管場所</th><th>数量</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明（SA） </td><td>中央制御室</td><td>5個 (予備1個(中央制御室待避所の予備1個と共に用))</td><td>(AC) 100V~240V 点灯時間: 10時間以上 (蓄電池による点灯時)</td></tr> <tr> <td>可搬型照明（懐中電灯） </td><td>中央制御室</td><td>10個 (運転員7名分+予備3個)</td><td>電源: 乾電池(単三×4) 点灯時間: 155時間</td></tr> <tr> <td>可搬型照明（ヘッドライト） </td><td>中央制御室</td><td>10個 (運転員7名分+予備3個)</td><td>電源: 乾電池(単三×3) 点灯時間: High モード 12時間 Low モード 120時間</td></tr> <tr> <td>可搬型照明（ランタン） </td><td>中央制御室</td><td>4個 (発電課長1個+発電副長1個+運転員1個+予備1個)</td><td>電源: 乾電池(単一×4) 点灯時間: 45時間</td></tr> </tbody> </table>	名称	保管場所	数量	仕様	可搬型照明（SA） 	中央制御室	5個 (予備1個(中央制御室待避所の予備1個と共に用))	(AC) 100V~240V 点灯時間: 10時間以上 (蓄電池による点灯時)	可搬型照明（懐中電灯） 	中央制御室	10個 (運転員7名分+予備3個)	電源: 乾電池(単三×4) 点灯時間: 155時間	可搬型照明（ヘッドライト） 	中央制御室	10個 (運転員7名分+予備3個)	電源: 乾電池(単三×3) 点灯時間: High モード 12時間 Low モード 120時間	可搬型照明（ランタン） 	中央制御室	4個 (発電課長1個+発電副長1個+運転員1個+予備1個)	電源: 乾電池(単一×4) 点灯時間: 45時間	<p>(1) 可搬型照明（SA）を用いた場合の監視操作について 中央制御室の照明がすべて消灯した場合に使用する可搬型照明（SA）は、3個使用する設計とする。数量はシミュレータ施設を用いて、監視操作に必要な照度を確保できることを確認している。操作箇所に応じて可搬型照明（SA）の向きを変更することにより、さらに照度を確保できることを確認している。 仮に可搬型照明（SA）が活用できない場合のため、可搬型照明（懐中電灯、ヘッドライト及びワークライト）を中央制御室に保管する。 表2.5-2に中央制御室に配備する可搬型照明の概要を示す。</p> <p style="text-align: center;">表2.5-2 中央制御室に配備する可搬型照明の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>保管場所</th><th>数量</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明（SA） </td><td>中央制御室</td><td>3個 (予備1個)</td><td>電源: AC 100V 点灯時間: 約2.5時間 (蓄電池による点灯時)</td></tr> <tr> <td>可搬型照明（懐中電灯） </td><td>中央制御室</td><td>12個 (運転員6名分+予備6個)</td><td>電源: 乾電池(単四×3) 点灯時間: 約30時間</td></tr> <tr> <td>可搬型照明（ヘッドライト） </td><td>中央制御室</td><td>12個 (運転員6名分+予備6個)</td><td>電源: 乾電池(単四×3) 点灯時間: 約8時間</td></tr> <tr> <td>可搬型照明（ワークライト） </td><td>中央制御室</td><td>10個 (運転員6名分+予備4個)</td><td>電源: 蓄電池(単三×4) 点灯時間: 約10時間</td></tr> </tbody> </table> <p>※: 表中の可搬型照明（SA）は重大事故等対処設備として位置付け、他の可搬型照明は資機材として備える。</p>	名称	保管場所	数量	仕様	可搬型照明（SA） 	中央制御室	3個 (予備1個)	電源: AC 100V 点灯時間: 約2.5時間 (蓄電池による点灯時)	可搬型照明（懐中電灯） 	中央制御室	12個 (運転員6名分+予備6個)	電源: 乾電池(単四×3) 点灯時間: 約30時間	可搬型照明（ヘッドライト） 	中央制御室	12個 (運転員6名分+予備6個)	電源: 乾電池(単四×3) 点灯時間: 約8時間	可搬型照明（ワークライト） 	中央制御室	10個 (運転員6名分+予備4個)	電源: 蓄電池(単三×4) 点灯時間: 約10時間	<p>【大飯】 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊の設置数は大飯の1ユニット当たりの設置数と同じ。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊では可搬型照明（懐中電灯）、可搬型照明（ヘッドライト）の予備を運転員6名分確保している。（大飯と同様）</p>
名称	保管場所	数量	仕様																																								
可搬型照明（SA） 	中央制御室	5個 (予備1個(中央制御室待避所の予備1個と共に用))	(AC) 100V~240V 点灯時間: 10時間以上 (蓄電池による点灯時)																																								
可搬型照明（懐中電灯） 	中央制御室	10個 (運転員7名分+予備3個)	電源: 乾電池(単三×4) 点灯時間: 155時間																																								
可搬型照明（ヘッドライト） 	中央制御室	10個 (運転員7名分+予備3個)	電源: 乾電池(単三×3) 点灯時間: High モード 12時間 Low モード 120時間																																								
可搬型照明（ランタン） 	中央制御室	4個 (発電課長1個+発電副長1個+運転員1個+予備1個)	電源: 乾電池(単一×4) 点灯時間: 45時間																																								
名称	保管場所	数量	仕様																																								
可搬型照明（SA） 	中央制御室	3個 (予備1個)	電源: AC 100V 点灯時間: 約2.5時間 (蓄電池による点灯時)																																								
可搬型照明（懐中電灯） 	中央制御室	12個 (運転員6名分+予備6個)	電源: 乾電池(単四×3) 点灯時間: 約30時間																																								
可搬型照明（ヘッドライト） 	中央制御室	12個 (運転員6名分+予備6個)	電源: 乾電池(単四×3) 点灯時間: 約8時間																																								
可搬型照明（ワークライト） 	中央制御室	10個 (運転員6名分+予備4個)	電源: 蓄電池(単三×4) 点灯時間: 約10時間																																								

: SA範囲

SA条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型照明（SA）の照度は盤から約2mの位置に設置した場合で、中央非常用照明の設計値である非常灯照度（床面20ルクス以上）に対し、操作を行う盤面で約60ルクスの照度を確認している。</p>  <p>図4-4 シミュレータにおける可搬型照明（SA）確認状況</p>	<p>可搬型照明（SA）は、図2.5-5に示すとおり制御盤から約3mの位置に設置する。照度については、可搬型照明（ヘッドライト）及び可搬型照明（SA）を用いて、直流照明兼非常用照明の設計値である照度200ルクスに対し、操作を行う盤面で300ルクス以上照度を確認し、監視操作が可能なことを確認している。</p>  <p>画面上部には、印刷仕上がり時に照度確認時点と同様の雰囲気となるよう補正を施しております。</p>	<p>可搬型照明（SA）は、図2.5-5に示すとおり主盤から約2mの位置に設置する。照度については、可搬型照明（ヘッドライト）及び可搬型照明（SA）を用いて、無停電運転保安灯の設計値である照度床面20ルクス以上に対し、操作を行う盤面で約180ルクスの照度を確認し、監視操作が可能なことを確認している。</p>  <p>図2.5-5 シミュレータ施設における可搬型照明（SA）点灯状況</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】運用の相違 ・泊及び大飯ではJIS Z 9125（2007）屋内作業場の照明基準において、屋内作業場の水平面照度の照度段階の最低値として定義されている20ルクス以上に対して、シミュレータ施設における点灯状況ではあるが、十分な照度を確認している。 【女川】名称の相違 ・制御盤⇒主盤</p>
<p>・非常灯照明下での対応操作訓練について 運転員のシミュレータ訓練において全交流動力電源喪失を想定した訓練により、非常灯照明下で対応操作が実施できることを確認している。 また、ヘッドライト等の資機材を中央制御室に備えており、それらも活用した訓練を実施している。</p>  <p>通常の訓練 全交流動力電源喪失を想定した訓練</p> <p>図4-5 非常灯照明下で対応操作の確認（訓練）</p>	<p>図2.5-5 シミュレータ施設における可搬型照明（SA）点灯状況</p>	<p>・無停電運転保安灯下での対応操作訓練について 運転員のシミュレータ訓練において全交流動力電源喪失を想定した訓練により、無停電運転保安灯下で対応操作が実施できることを確認している。 また、ヘッドライト等の資機材を中央制御室に備えており、それらも活用した訓練を実施している。</p>  <p>通常の訓練 全交流動力電源喪失を想定した訓練</p> <p>図2.5-6 無停電運転保安灯下で対応操作の確認（訓練）</p>	<p>【女川】記載表現の相違 (大飯実績の反映)</p>
		<p>: SA範囲</p>	<p>SA条文関連</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>中央制御室の照明が全て消灯した場合、<b>裏盤</b>についての監視操作は、可搬型照明（ヘッドライト）を運転員が装着して行う。（図2.5-6参照）</p> <p>可搬型照明の照度は、<b>制御盤</b>から約2mの位置に運転員を配置した場合に、操作を行う盤面で<b>300ルクス</b>以上の照度を確認し、監視操作が可能なことを確認している。</p>  <p>(シミュレータ施設におけるヘッドライト使用状況) 図2.5-6 可搬型照明（ヘッドライト）使用イメージ</p>	<p>中央制御室の照明がすべて消灯した場合、<b>大型表示盤</b>の裏に設置している盤についての監視操作は、可搬型照明（ヘッドライト）を運転員が装着して行う。（図2.5-7参照）</p> <p>可搬型照明の照度は、<b>主盤</b>から約2mの位置に運転員を配置した場合に、操作を行う盤面で<b>180ルクス</b>以上の照度を確認し、監視操作が可能なことを確認している。</p>  <p>(シミュレータ施設におけるヘッドライト使用状況) 図2.5-7 可搬型照明（ヘッドライト）使用イメージ</p>	<p>【女川】記載表現の相違      ・女川の裏盤に相当する盤は追加安全対策として大型表示盤の裏に新設し、可搬型照明（SA）の照射範囲外に設置している代替非常用発電機操作盤が該当する。</p> <p>【女川】名称の相違      ・制御盤⇒主盤</p>

 : S.A範囲

SA条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>3. 添付資料</p> <p>3.1 中央制御室待避所へ待避する際の対応について</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系作動前から作動後にわたっての、運転員の対応を以下にまとめる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器フィルタベント系作動前（待避前）</p> <p>有効性評価において炉心損傷後に格納容器ベントを実施する「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）」において中央制御室待避所への待避前に行う運転員の対応を表3.1-1に示す。</p> <p>想定するシナリオにおいて、原子炉水位は低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により維持され、運転員は適宜流量調整を実施する。原子炉格納容器フィルタベント系による格納容器ベントの実施判断後、中央制御室待避所への待避前に運転員が行う必要のあるプラント操作は、原子炉への注水流量を調整することであるが、待避前に原子炉の崩壊熱相当の注水流量を確保するよう調整を行うことで、待避期間中のプラント操作を不要とすることが可能である。</p> <p>なお、原子炉への注水流量は待避期間中においてもデータ表示装置（待避所）にて監視可能な設計としており、万一、待避期間中に操作が必要となった場合には、必要な放射線管理用資機材（防護具）を装備した上で、中央制御室待避所から退室し、操作を行うことも可能な設計としている。</p> <p>その他、中央制御室待避所への待避前の準備として、表3.1-1に示す設備、資機材の操作又は確認を行う。</p> <p>表3.1-1 中央制御室待避所への待避前に行う運転員の対応</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>プラント操作</td><td>・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉への注水流量調整</td></tr> <tr> <td>居住性対策設備</td><td>・中央制御室換気空調系の事故時運転モードへの切替え（事故時運転モード（少量外気取入）で運転中の場合） ・中央制御室待避所加圧設備による中央制御室待避所の加圧 ・酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタの設置、電源入</td></tr> <tr> <td>監視設備</td><td>・データ表示装置（待避所）電源入</td></tr> <tr> <td>通信連絡設備</td><td>・現場要員や緊急時対策所との通信連絡のための、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）の準備（通話確認）</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【 】 : S A範囲</p>	プラント操作	・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉への注水流量調整	居住性対策設備	・中央制御室換気空調系の事故時運転モードへの切替え（事故時運転モード（少量外気取入）で運転中の場合） ・中央制御室待避所加圧設備による中央制御室待避所の加圧 ・酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタの設置、電源入	監視設備	・データ表示装置（待避所）電源入	通信連絡設備	・現場要員や緊急時対策所との通信連絡のための、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）の準備（通話確認）		<p>【女川】設計方針の相違 ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
プラント操作	・低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉への注水流量調整										
居住性対策設備	・中央制御室換気空調系の事故時運転モードへの切替え（事故時運転モード（少量外気取入）で運転中の場合） ・中央制御室待避所加圧設備による中央制御室待避所の加圧 ・酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタの設置、電源入										
監視設備	・データ表示装置（待避所）電源入										
通信連絡設備	・現場要員や緊急時対策所との通信連絡のための、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）の準備（通話確認）										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

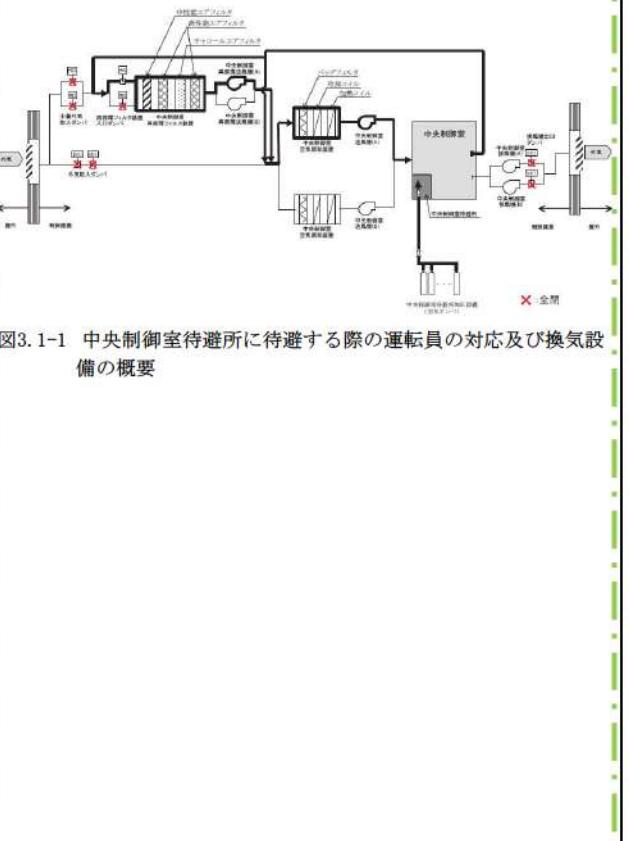
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 原子炉格納容器フィルタベント系作動中（待避中）          運転員は、原子炉格納容器フィルタベント系作動開始後、速やかに中央制御室待避所に移動し、出入口扉を閉めるとともに、中央制御室待避所に施設する差圧計を確認し、中央制御室待避所へ適切に空気が供給され、中央制御室待避所が加圧されていることを確認する。また、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度（酸素濃度が18%以上であること、二酸化炭素濃度が1.0%以下であること）を確認するとともに、中央制御室待避所の放射線量率を可搬型エリアモニタにて監視する。</p> <p>中央制御室待避所にとどまっている間にも、データ表示装置（待避所）を用いることで、原子炉格納容器フィルタベント系作動状況をはじめとしたプラントの監視が可能な設計とする。また、中央制御室待避所に通信連絡設備を設置し、緊急時対策所との連絡が常時可能な設計とする。中央制御室待避所にこれら設備を設置することで、中央制御室内に居るとき同様、タイムリーな監視操作が可能な設計とする。</p> <p>なお、万一、中央制御室待避所にとどまっている間に中央制御室に出る必要がある場合には、必要な放射線管理用資機材（防護具）を装備した上で、中央制御室待避所から退室する。必要な操作等の完了後には、前室において放射線管理用資機材（防護具）を脱衣した上で、中央制御室待避所へ再入室することで、中央制御室待避所内への放射性物質の持込み防止に配慮した設計とする。また、そのために必要な資機材等を中央制御室待避所に備える設計とする。</p> <p>(3) 原子炉格納容器フィルタベント系作動後（待避解除）          運転員は、原子炉格納容器フィルタベント系作動に伴う放射性雲放出から10時間経過後は、中央制御室の放射線量率を可搬型エリアモニタで確認した上で、緊急時対策所との協議の上、中央制御室内での対応を再開する。</p> <p>中央制御室待避所に待避する際の運転員の対応及び換気設備の概要を図3.1-1に示す。</p>		<p>【女川】設計方針の相違          ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>

：S A範囲

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応操作</th><th>0h</th><th>45h</th><th>55h</th><th>168h</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パント開始</td><td></td><td></td><td>▼ 対応開始</td><td></td></tr> <tr> <td>プラント操作</td><td>原子炉への注水量調整</td><td>水位維持のための水位調整 → 対応開始</td><td>水位維持</td><td></td></tr> <tr> <td>停止操作実施</td><td>中央制御室換気空調系の事故押送モードへの切替 （事故停運モードへ切り替わる場合）</td><td>事故停運モードへ切り替わる → 対応開始</td><td>事故停運モードへ → 対応開始</td><td></td></tr> <tr> <td>停止操作実施</td><td>中央制御室換気空調系の事故押送モードへ切り替わる場合</td><td>事故停運モードへ切り替わる → 対応開始</td><td>事故停運モードへ → 対応開始</td><td></td></tr> <tr> <td>監視装置</td><td>給湯装置、二重化後沸騰度計及び電動アシストタービンの監視、確認</td><td>▼ 対応開始</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>監視装置</td><td>データ表示装置（各部門）の監視</td><td>▼ 対応開始</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>通信联络装置</td><td>連絡装置（固定型、衛星電話機）の確認</td><td>▼ 必要な応用</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>  <p>図3.1-1 中央制御室待避所に待避する際の運転員の対応及び換気設備の概要</p>	対応操作	0h	45h	55h	168h	パント開始			▼ 対応開始		プラント操作	原子炉への注水量調整	水位維持のための水位調整 → 対応開始	水位維持		停止操作実施	中央制御室換気空調系の事故押送モードへの切替 （事故停運モードへ切り替わる場合）	事故停運モードへ切り替わる → 対応開始	事故停運モードへ → 対応開始		停止操作実施	中央制御室換気空調系の事故押送モードへ切り替わる場合	事故停運モードへ切り替わる → 対応開始	事故停運モードへ → 対応開始		監視装置	給湯装置、二重化後沸騰度計及び電動アシストタービンの監視、確認	▼ 対応開始			監視装置	データ表示装置（各部門）の監視	▼ 対応開始			通信联络装置	連絡装置（固定型、衛星電話機）の確認	▼ 必要な応用			
対応操作	0h	45h	55h	168h																																						
パント開始			▼ 対応開始																																							
プラント操作	原子炉への注水量調整	水位維持のための水位調整 → 対応開始	水位維持																																							
停止操作実施	中央制御室換気空調系の事故押送モードへの切替 （事故停運モードへ切り替わる場合）	事故停運モードへ切り替わる → 対応開始	事故停運モードへ → 対応開始																																							
停止操作実施	中央制御室換気空調系の事故押送モードへ切り替わる場合	事故停運モードへ切り替わる → 対応開始	事故停運モードへ → 対応開始																																							
監視装置	給湯装置、二重化後沸騰度計及び電動アシストタービンの監視、確認	▼ 対応開始																																								
監視装置	データ表示装置（各部門）の監視	▼ 対応開始																																								
通信联络装置	連絡装置（固定型、衛星電話機）の確認	▼ 必要な応用																																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																														
<p>2. 中央制御室の放射線管理用資機材について 2-1. 中央制御室に配備する放射線管理用資機材について 中央制御室には、事故時に使用する防護具類及び汚染検査等を実施するための放射線計測器並びにチャンジングエリア設営用の資機材を保管する。 防護具類及び個人線量計の予定保管数については、中央制御室の運転員の数に余裕を持たせた数量を保管する。 (1) 防護具類及び除染資材の予定保管数 防護具類の予定保管数については、中央制御室の運転員数を考慮し表1のとおりとする。 また、発電所構内には予定保管数を大きく上回る在庫を保管しているため、予定保管数の防護具等が足りなくなる事態が発生した場合でも追加補充することが可能である。</p> <p><b>表1 主な防護具類の予定保管数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>予定保管数</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染防護服 (タイプック)</td><td>46着（約6,000着）</td><td>運転員等12名×1回（初動対応）+余裕（2重化含む）</td></tr> <tr> <td>綿帽子</td><td>23個（約6,000個）</td><td>運転員等12名×1回（初動対応）+余裕</td></tr> <tr> <td>靴下</td><td>23足（約6,000足）</td><td>運転員等12名×1回（初動対応）+余裕</td></tr> <tr> <td>綿手袋</td><td>23双（約29,000双）</td><td>運転員等12名×1回（初動対応）+余裕</td></tr> <tr> <td>ゴム手袋</td><td>46双（約27,000双）</td><td>運転員等12名×2双×1回（初動対応）+余裕</td></tr> <tr> <td>アノラック</td><td>23着（約700着）</td><td>運転員等12名×1回（初動対応）+余裕</td></tr> <tr> <td>全面マスク</td><td>23個（約1,600個）</td><td>運転員等12名×1回（初動対応）+余裕</td></tr> <tr> <td>靴カバー</td><td>23足（約6,000足）</td><td>運転員等12名×1回（初動対応）+余裕</td></tr> <tr> <td>セルフエアセット</td><td>2台（約70台）</td><td>-</td></tr> <tr> <td>長靴</td><td>10足（約300足）</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>注：初動対応時に運転員は中央制御室保管の防護用資機材を使用。 （）内は構内保管数。1週間分の防護用資機材は構内保管分を使用。</p>	名称	予定保管数	概要	汚染防護服 (タイプック)	46着（約6,000着）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕（2重化含む）	綿帽子	23個（約6,000個）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕	靴下	23足（約6,000足）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕	綿手袋	23双（約29,000双）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕	ゴム手袋	46双（約27,000双）	運転員等12名×2双×1回（初動対応）+余裕	アノラック	23着（約700着）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕	全面マスク	23個（約1,600個）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕	靴カバー	23足（約6,000足）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕	セルフエアセット	2台（約70台）	-	長靴	10足（約300足）	-	<p>3.2 配備する資機材の数量について (1) 放射線管理用資機材 中央制御室に配備する放射線管理用資機材の内訳を表3.2-1及び表3.2-2に示す。 なお、放射線管理用資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。</p> <p><b>表3.2-1 防護具</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>配備数<sup>※1</sup>／保管場所</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプック</td><td>2,100着<sup>※1</sup></td><td>147着<sup>※7</sup></td><td>約20,000着</td></tr> <tr> <td>下着（上下セット）</td><td>2,100着<sup>※1</sup></td><td>147着<sup>※7</sup></td><td>約6,000着</td></tr> <tr> <td>帽子</td><td>2,100個<sup>※1</sup></td><td>147個<sup>※7</sup></td><td>約20,000個</td></tr> <tr> <td>靴下</td><td>2,100足<sup>※1</sup></td><td>147足<sup>※7</sup></td><td>約30,000足</td></tr> <tr> <td>綿手袋</td><td>2,100双<sup>※1</sup></td><td>147双<sup>※7</sup></td><td>約40,000双</td></tr> <tr> <td>ゴム手袋</td><td>4,200双<sup>※3</sup></td><td>294双<sup>※6</sup></td><td>約150,000双</td></tr> <tr> <td>全面マスク</td><td>960個<sup>※3</sup></td><td>12個<sup>※9</sup></td><td>約1,800個</td></tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク</td><td>-</td><td>7個<sup>※10</sup></td><td>約300個</td></tr> <tr> <td>電動ファン付き</td><td>-</td><td>35個<sup>※11</sup></td><td>約3,000個</td></tr> <tr> <td>全面マスクバッテリー</td><td>-</td><td>147セット<sup>※7</sup></td><td>約3,000個</td></tr> <tr> <td>マスク用イヤコールフィルタ（2個/セット）</td><td>2,100セツト<sup>※4</sup></td><td>74セット<sup>※12</sup></td><td>約3,000個</td></tr> <tr> <td>EVAスuits（上下セット）</td><td>1,980セツト<sup>※4</sup></td><td>74セツト<sup>※12</sup></td><td>約3,000個</td></tr> <tr> <td>汚染区域用靴</td><td>40足<sup>※5</sup></td><td>8足<sup>※13</sup></td><td>約500足</td></tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td><td>-</td><td>4セツト<sup>※14</sup></td><td>4セツト</td></tr> <tr> <td>耐熱服</td><td>-</td><td>3セツト<sup>※14</sup></td><td>3セツト</td></tr> <tr> <td>カシメガムブーツ</td><td>997着<sup>※6</sup></td><td>10着</td><td>10着</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：60名（本部要員38名+余裕）×7日及び現場要員40名×6回／日×7日 ※2：※1×2 ※3：60名（本部要員38名+余裕）×3日及び現場要員40名×6回／日×3日（除染による再使用を考慮） ※4：(60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回／日×7日)×50%（年間降雨日数を考慮） ※5：現場要員20名（放射性災通過直後の現場要員）×2 ※6：現場要員20名（放射性災通過直後の現場要員） ※7：運転員7名×3回／日×7日 ※8：※7×2 ※9：運転員7名×6日 ※10：運転員7名×1日 ※11：運転員7名×5個／日×1日 ※12：運転員7名×20回／日×7日×50% ※13：運転員のうち現場要員2名×2枚×2 ※14：伊丹循環後における扇子か精耕容器フィルタベント系による格納容器除熱（現場操作）対応者2名+予備2 ※15：インターフェイスシステムLOCA対応者2名+予備1 ※16：運転員のうち現場要員名×2班 ※17：防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する</p>	品名	配備数 <sup>※1</sup> ／保管場所	備考	タイプック	2,100着 <sup>※1</sup>	147着 <sup>※7</sup>	約20,000着	下着（上下セット）	2,100着 <sup>※1</sup>	147着 <sup>※7</sup>	約6,000着	帽子	2,100個 <sup>※1</sup>	147個 <sup>※7</sup>	約20,000個	靴下	2,100足 <sup>※1</sup>	147足 <sup>※7</sup>	約30,000足	綿手袋	2,100双 <sup>※1</sup>	147双 <sup>※7</sup>	約40,000双	ゴム手袋	4,200双 <sup>※3</sup>	294双 <sup>※6</sup>	約150,000双	全面マスク	960個 <sup>※3</sup>	12個 <sup>※9</sup>	約1,800個	電動ファン付きマスク	-	7個 <sup>※10</sup>	約300個	電動ファン付き	-	35個 <sup>※11</sup>	約3,000個	全面マスクバッテリー	-	147セット <sup>※7</sup>	約3,000個	マスク用イヤコールフィルタ（2個/セット）	2,100セツト <sup>※4</sup>	74セット <sup>※12</sup>	約3,000個	EVAスuits（上下セット）	1,980セツト <sup>※4</sup>	74セツト <sup>※12</sup>	約3,000個	汚染区域用靴	40足 <sup>※5</sup>	8足 <sup>※13</sup>	約500足	自給式呼吸器	-	4セツト <sup>※14</sup>	4セツト	耐熱服	-	3セツト <sup>※14</sup>	3セツト	カシメガムブーツ	997着 <sup>※6</sup>	10着	10着	<p>3. 添付資料 3.1 配備する資機材の数量について (1) 放射線管理用資機材 中央制御室に配備する放射線管理用資機材の内訳を表3.1-1及び表3.1-2に示す。 なお、放射線管理用資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。</p> <p><b>表3.1-1 防護具</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>配備数<sup>※1</sup>／保管場所</th><th>備考</th><th>3号炉</th><th>構内<sup>※2</sup>（参考）</th></tr> <tr> <td></td><td>緊急時対策所</td><td></td><td>指揮所</td><td>待機所</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプック</td><td>450着<sup>※1</sup></td><td>800着<sup>※6</sup></td><td>50着<sup>※14</sup></td><td>約2,400着</td></tr> <tr> <td>下着（上下セット）</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>約400着</td></tr> <tr> <td>帽子</td><td>450個<sup>※1</sup></td><td>800個<sup>※6</sup></td><td>50個<sup>※14</sup></td><td>約15,000個</td></tr> <tr> <td>靴下</td><td>450足<sup>※1</sup></td><td>800足<sup>※6</sup></td><td>50足<sup>※14</sup></td><td>約7,000足</td></tr> <tr> <td>綿手袋</td><td>450双<sup>※1</sup></td><td>800双<sup>※6</sup></td><td>50双<sup>※14</sup></td><td>約33,000双</td></tr> <tr> <td>ゴム手袋（2重）</td><td>900双<sup>※2</sup></td><td>1,200双<sup>※7</sup></td><td>100双<sup>※15</sup></td><td>約73,000双</td></tr> <tr> <td>全面マスク</td><td>-</td><td>450個<sup>※1</sup></td><td>800個<sup>※6</sup></td><td>100個<sup>※16</sup></td></tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク</td><td>-</td><td>8個<sup>※8</sup></td><td>10個<sup>※17</sup></td><td>約90個</td></tr> <tr> <td>全面マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）</td><td>800個<sup>※2</sup></td><td>1,200個<sup>※7</sup></td><td>200個<sup>※18</sup></td><td>約270個</td></tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ（1個/セット）</td><td>-</td><td>8個<sup>※8</sup></td><td>10個<sup>※17</sup></td><td>約90個</td></tr> <tr> <td>アノラック</td><td>250着<sup>※3</sup></td><td>580着<sup>※9</sup></td><td>50着<sup>※14</sup></td><td>約1,800着</td></tr> <tr> <td>長靴</td><td>180足<sup>※4</sup></td><td>440足<sup>※19</sup></td><td>30足<sup>※19</sup></td><td>約1,000足</td></tr> <tr> <td>オーバーシューズ（靴カバー）</td><td>450足<sup>※1</sup></td><td>800足<sup>※6</sup></td><td>50足<sup>※14</sup></td><td>約620足</td></tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td><td>-</td><td>8台<sup>※11</sup></td><td>15台<sup>※20</sup></td><td>約72台</td></tr> <tr> <td>圧縮空気供給機用呼吸器</td><td>3台<sup>※5</sup></td><td>6台<sup>※12</sup></td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>タンクガスタンバーベスト</td><td>-</td><td>20着<sup>※19</sup></td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：12名（本部要員39名+現場要員2名+余裕）×1.6倍×7日 ※2：12名（本部要員38名+現場要員2名+余裕）×2倍×1.5倍×7日 ※3：12名（指揮所の最大収容人数60名+本部要員37名）×1.5倍×7日 ※4：23名（指揮所の最大収容人数60名+本部要員37名）×1.1倍×7日 ※5：23名（指揮所の最大収容人数60名+本部要員37名）の10%分 ※6：57名（本部要員11名+現場要員27名+3号炉運転員6名+余裕）×1.5倍×7日 ※7：57名（本部要員11名+現場要員27名+3号炉運転員6名+余裕）×2倍×1.5倍×7日 ※8：6名（絞括班員2名+放管班員4名）+余裕 ※9：6名（待機所の最大収容人数80名+本部要員4名）×1.5倍×7日 ※10：6名（待機所の最大収容人数80名+本部要員4名）×1.1倍×7日 ※11：8名（災害対策要員（支援）6名+参集要員2名） ※12：58名（待機所の最大収容人数80名+本部要員4名）の10%分 ※13：8名（現場指揮員1名+放管班員1名+作業要員3名×2班）×2セット+余裕 ※14：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）×1.5倍+余裕 ※15：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）×1.5倍×2倍+余裕 ※16：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）×2回分（中央制御室内での着用分）×1.5倍+余裕 ※17：8名（運転員6名+放管班員2名）+余裕 ※18：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）×2個×2回分（中央制御室内での着用分）×1.5倍+余裕 ※19：21名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名+運転員（交替要員）6名）+余裕 ※20：15名（運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員（支援）2名） ※21：防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する ※22：発電所構内に保管又は配備している数量</p>	品名	配備数 <sup>※1</sup> ／保管場所	備考	3号炉	構内 <sup>※2</sup> （参考）		緊急時対策所		指揮所	待機所	タイプック	450着 <sup>※1</sup>	800着 <sup>※6</sup>	50着 <sup>※14</sup>	約2,400着	下着（上下セット）	-	-	-	約400着	帽子	450個 <sup>※1</sup>	800個 <sup>※6</sup>	50個 <sup>※14</sup>	約15,000個	靴下	450足 <sup>※1</sup>	800足 <sup>※6</sup>	50足 <sup>※14</sup>	約7,000足	綿手袋	450双 <sup>※1</sup>	800双 <sup>※6</sup>	50双 <sup>※14</sup>	約33,000双	ゴム手袋（2重）	900双 <sup>※2</sup>	1,200双 <sup>※7</sup>	100双 <sup>※15</sup>	約73,000双	全面マスク	-	450個 <sup>※1</sup>	800個 <sup>※6</sup>	100個 <sup>※16</sup>	電動ファン付きマスク	-	8個 <sup>※8</sup>	10個 <sup>※17</sup>	約90個	全面マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）	800個 <sup>※2</sup>	1,200個 <sup>※7</sup>	200個 <sup>※18</sup>	約270個	電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ（1個/セット）	-	8個 <sup>※8</sup>	10個 <sup>※17</sup>	約90個	アノラック	250着 <sup>※3</sup>	580着 <sup>※9</sup>	50着 <sup>※14</sup>	約1,800着	長靴	180足 <sup>※4</sup>	440足 <sup>※19</sup>	30足 <sup>※19</sup>	約1,000足	オーバーシューズ（靴カバー）	450足 <sup>※1</sup>	800足 <sup>※6</sup>	50足 <sup>※14</sup>	約620足	自給式呼吸器	-	8台 <sup>※11</sup>	15台 <sup>※20</sup>	約72台	圧縮空気供給機用呼吸器	3台 <sup>※5</sup>	6台 <sup>※12</sup>	-	-	タンクガスタンバーベスト	-	20着 <sup>※19</sup>	-	-	<p>= SA</p> <p>= SA範囲</p> <p>SA 条文関連</p>
名称	予定保管数	概要																																																																																																																																																																																															
汚染防護服 (タイプック)	46着（約6,000着）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕（2重化含む）																																																																																																																																																																																															
綿帽子	23個（約6,000個）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕																																																																																																																																																																																															
靴下	23足（約6,000足）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕																																																																																																																																																																																															
綿手袋	23双（約29,000双）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕																																																																																																																																																																																															
ゴム手袋	46双（約27,000双）	運転員等12名×2双×1回（初動対応）+余裕																																																																																																																																																																																															
アノラック	23着（約700着）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕																																																																																																																																																																																															
全面マスク	23個（約1,600個）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕																																																																																																																																																																																															
靴カバー	23足（約6,000足）	運転員等12名×1回（初動対応）+余裕																																																																																																																																																																																															
セルフエアセット	2台（約70台）	-																																																																																																																																																																																															
長靴	10足（約300足）	-																																																																																																																																																																																															
品名	配備数 <sup>※1</sup> ／保管場所	備考																																																																																																																																																																																															
タイプック	2,100着 <sup>※1</sup>	147着 <sup>※7</sup>	約20,000着																																																																																																																																																																																														
下着（上下セット）	2,100着 <sup>※1</sup>	147着 <sup>※7</sup>	約6,000着																																																																																																																																																																																														
帽子	2,100個 <sup>※1</sup>	147個 <sup>※7</sup>	約20,000個																																																																																																																																																																																														
靴下	2,100足 <sup>※1</sup>	147足 <sup>※7</sup>	約30,000足																																																																																																																																																																																														
綿手袋	2,100双 <sup>※1</sup>	147双 <sup>※7</sup>	約40,000双																																																																																																																																																																																														
ゴム手袋	4,200双 <sup>※3</sup>	294双 <sup>※6</sup>	約150,000双																																																																																																																																																																																														
全面マスク	960個 <sup>※3</sup>	12個 <sup>※9</sup>	約1,800個																																																																																																																																																																																														
電動ファン付きマスク	-	7個 <sup>※10</sup>	約300個																																																																																																																																																																																														
電動ファン付き	-	35個 <sup>※11</sup>	約3,000個																																																																																																																																																																																														
全面マスクバッテリー	-	147セット <sup>※7</sup>	約3,000個																																																																																																																																																																																														
マスク用イヤコールフィルタ（2個/セット）	2,100セツト <sup>※4</sup>	74セット <sup>※12</sup>	約3,000個																																																																																																																																																																																														
EVAスuits（上下セット）	1,980セツト <sup>※4</sup>	74セツト <sup>※12</sup>	約3,000個																																																																																																																																																																																														
汚染区域用靴	40足 <sup>※5</sup>	8足 <sup>※13</sup>	約500足																																																																																																																																																																																														
自給式呼吸器	-	4セツト <sup>※14</sup>	4セツト																																																																																																																																																																																														
耐熱服	-	3セツト <sup>※14</sup>	3セツト																																																																																																																																																																																														
カシメガムブーツ	997着 <sup>※6</sup>	10着	10着																																																																																																																																																																																														
品名	配備数 <sup>※1</sup> ／保管場所	備考	3号炉	構内 <sup>※2</sup> （参考）																																																																																																																																																																																													
	緊急時対策所		指揮所	待機所																																																																																																																																																																																													
タイプック	450着 <sup>※1</sup>	800着 <sup>※6</sup>	50着 <sup>※14</sup>	約2,400着																																																																																																																																																																																													
下着（上下セット）	-	-	-	約400着																																																																																																																																																																																													
帽子	450個 <sup>※1</sup>	800個 <sup>※6</sup>	50個 <sup>※14</sup>	約15,000個																																																																																																																																																																																													
靴下	450足 <sup>※1</sup>	800足 <sup>※6</sup>	50足 <sup>※14</sup>	約7,000足																																																																																																																																																																																													
綿手袋	450双 <sup>※1</sup>	800双 <sup>※6</sup>	50双 <sup>※14</sup>	約33,000双																																																																																																																																																																																													
ゴム手袋（2重）	900双 <sup>※2</sup>	1,200双 <sup>※7</sup>	100双 <sup>※15</sup>	約73,000双																																																																																																																																																																																													
全面マスク	-	450個 <sup>※1</sup>	800個 <sup>※6</sup>	100個 <sup>※16</sup>																																																																																																																																																																																													
電動ファン付きマスク	-	8個 <sup>※8</sup>	10個 <sup>※17</sup>	約90個																																																																																																																																																																																													
全面マスク用チャコールフィルタ（2個/セット）	800個 <sup>※2</sup>	1,200個 <sup>※7</sup>	200個 <sup>※18</sup>	約270個																																																																																																																																																																																													
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ（1個/セット）	-	8個 <sup>※8</sup>	10個 <sup>※17</sup>	約90個																																																																																																																																																																																													
アノラック	250着 <sup>※3</sup>	580着 <sup>※9</sup>	50着 <sup>※14</sup>	約1,800着																																																																																																																																																																																													
長靴	180足 <sup>※4</sup>	440足 <sup>※19</sup>	30足 <sup>※19</sup>	約1,000足																																																																																																																																																																																													
オーバーシューズ（靴カバー）	450足 <sup>※1</sup>	800足 <sup>※6</sup>	50足 <sup>※14</sup>	約620足																																																																																																																																																																																													
自給式呼吸器	-	8台 <sup>※11</sup>	15台 <sup>※20</sup>	約72台																																																																																																																																																																																													
圧縮空気供給機用呼吸器	3台 <sup>※5</sup>	6台 <sup>※12</sup>	-	-																																																																																																																																																																																													
タンクガスタンバーベスト	-	20着 <sup>※19</sup>	-	-																																																																																																																																																																																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
(2) 放射線計測器の予定保管数 放射線計測器の予定保管数については、使用目的、使用する運転員数及び予備台数から表2のとおりとする。			表3.2-2 計測器（被ばく管理、汚染管理）	表3.1-2 計測器（被ばく管理、汚染管理）	【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）	
表2 放射線計測器の予定保管数						
名称	予定保管数	概要				
個人線量計	23台（約2,900台）	運転員12名+余裕				
表面汚染密度測定用 サーベイメータ	2台（約50台）	中央制御室内のモニタリング及び中央制御室入室者の汚染検査に使用				
ガンマ線測定用 サーベイメータ	2台（約60台）	中央制御室内のモニタリングに使用				
※1 内は構内保管数。						
(2) 食料等 中央制御室に配備する食料等の内訳を表3.2-3に示す。なお、食料等は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。			表3.2-3 食料等	表3.1-3 食料等		
表3.2-2 計測器（被ばく管理、汚染管理）						
品名	配備台数 <sup>※3</sup> ／保管場所		品名	配備数／保管場所		
個人線量計	200台 <sup>※1</sup> ガラスバッジ 表面汚染密度測定用 サーベイメータ ガンマ線測定用 サーベイメータ 可搬型エリアモニタ	14台 <sup>※5</sup> 14台 <sup>※6</sup> 8台 <sup>※3</sup> 8台 <sup>※2</sup> 4台 <sup>※7</sup> 4台 <sup>※8</sup>	出入管理室 中央制御室	緊急時対策所 指揮所 待機所 中央制御室	3号炉 70台 <sup>※1</sup> 70台 <sup>※1</sup> 4台 <sup>※2</sup> 5台 <sup>※6</sup> 3台 <sup>※8</sup> 2台 <sup>※4</sup> 2台 <sup>※4</sup>	
※1: 100名（本部要員38名+現場要員10名+余裕）×2 ※2: チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放電管理班員2名分+余裕）+緊急時対策室内外及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放電管理班員2名分+余裕） ※3: チェンジングエリア用4台（チェンジングエリアのモニタリングを行う放電管理班員2名分+余裕）+緊急時対策室内外及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放電管理班員2名分+余裕） ※4: 緊急時対策室内外2台（1台+余裕）+緊急時対策室内外2台（1台+余裕） ※5: 運転員7名×2 ※6: チェンジングエリア用2台（汚染検査を行う放電管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放電管理班員1名分+余裕） ※7: チェンジングエリア用2台（モニタリングを行う放電管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放電管理班員1名分+余裕） ※8: 中央制御室内2台（1台+余裕）+待機所内2台（1台+余裕） ※9: 予備含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）			※1: 60名×1.1倍 ※2: チェンジングエリア3台（汚染検査を行う放電班員2名分+余裕）+指揮所内1台 ※3: チェンジングエリア2台（汚染検査を行う放電班員2名分）+指揮所内1台 ※4: 2台（1台+余裕）/建屋 ※5: チェンジングエリア3台（汚染検査を行う放電班員2名分+余裕）+待機所内及び屋外3台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放電班員2名分） ※6: チェンジングエリア2台（汚染検査を行う放電班員2名分）+待機所内及び屋外5台（待機所1台+屋外等のモニタリングを行う放電班員2名分+余裕） ※7: 31名×1.5倍 ※8: チェンジングエリア1台（汚染検査を行う放電班員1名分）+中央制御室内1台（中央制御室内外の汚染検査1台）+余裕 ※9: チェンジングエリア1台（チェンジングエリア内のモニタリング1台）+中央制御室内1台（中央制御室内的モニタリング1台）+余裕			
(2) 食料等 中央制御室に配備する食料等の内訳を表3.2-3に示す。なお、食料等は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。			表3.2-3 食料等	表3.1-3 食料等		
表3.1-2 計測器（被ばく管理、汚染管理）						
品名	配備数 <sup>※4</sup>		品名	配備数 <sup>※4</sup>		
	中央制御室			中央制御室		
食料等	・食料 ・飲料水（0.5リットル）	147食 <sup>※1</sup> 98本 <sup>※2</sup>	食料等	・食料 ・飲料水（0.5L）	126食 <sup>※1</sup> 168本=84L <sup>※2</sup>	
簡易トイレ		30個 <sup>※3</sup>	よう素剤		1,000錠 <sup>※3</sup>	
よう素剤		56錠 <sup>※4</sup>				
※1: 7名（運転員）×7日×3食 ※2: 7名（運転員）×7日×2本 ※3: 7名（運転員）×（3回／10時間（放射性雲通過中））+余裕=30個 ※4: 7名（運転員）×（初日2錠+2日目以降1錠／1日×6日）=56錠 ※5: 今後、訓練等で見直しを行う			※1: 6名（運転員）×7日×3食 ※2: 6名（運転員）×7日×4本（0.5L／本） ※3: 6名（運転員）×（2錠×7日+余裕分） ※4: 今後、訓練等で見直しを行う			
S A			S A範囲		SA条文関連	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 中央制御室への汚染の持ちこみを防止する機能（チェンジングエリア）について</p> <p>1. チェンジングエリアの基本的考え方 チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備基準に関する規則の解釈」第59条第1項（原子炉制御室）及び第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第1項（原子炉制御室）及び第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、中央制御室及び緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第74条第1項（原子炉制御室）抜粋</p> <p>原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2. チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、3、4号機中央制御室、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に併設する。概要是表1のとおり。</p>	<p>3.3 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方 チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第59条第1項（原子炉制御室）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第1項（原子炉制御室）に基づき、原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第74条第1項（原子炉制御室）抜粋</p> <p>原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>(2) チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア、サーベイエリア及び除染エリアからなり、中央制御室バウンダリに隣接するとともに、要員の被ばく低減の観点から制御建屋内に設営する。概要是表3.3-1のとおり。</p>	<p>3.2 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方 チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第59条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）に基づき、原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第74条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）抜粋</p> <p>原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>(2) チェンジングエリアの概要 チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア及び除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設営する。概要是表3.2-1のとおり。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違 ・解釈改正による</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊と女川には緊急時対策所に関する内容の記載がない。（以降、緊急時対策所に関する内容の相違理由は記載を省略する。）</p> <p>【女川】設計の相違 ・「2.3 汚染の持込み防止について」の相違理由と同様。</p> <p>【女川】建屋名称の相違</p>
 = S A	 : S A範囲	SA 条文関連	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>表1 チェンジングエリアの概要</b>				
設営場所	中央制御室及び緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及 <sup>び</sup> 作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	表3.3-1 チェンジングエリアの概要	表3.2-1 チェンジングエリアの概要	【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)
脱衣所	緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイプック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。そのような状況下においては、1、2号機背面道路の壁屋の入口に脱衣所を設置し、最外周の汚染防護服（タイプック）等を脱衣することにより段階的に汚染持ち込み防止を図ることが有効である。	設営場所 制御建屋 中央制御室 北東側通路	中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及 <sup>び</sup> 作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	【女川、大飯】記載表現の相違
設営形式	通路区画化	設営形式 通路区画化	中央制御室出入口通路を活用し、通路を区画化する。  なお、平常時から養生シートにより予め養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	【女川】設計の相違 ・女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのに対し、泊は設営時に養生から行うものの設営時間に大きな差はない。
判断基準手の手順	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内露明気放射能モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行なうと判断した場合。	手順 判断基準手の手順 の手順	中央制御室の外側が放射性物質により汚染するようなおそれが発生した場合、チェンジングエリアの設営を行なう。  「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリヤモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行なうと判断した場合。	【女川】記載方針の相違 原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)
実施者	放射線管理班	実施者 放管班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設営を行なう。	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設営を行なう。
設営時期	平當時から設置	平當時から設置	平當時から設置しておくことより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができるとともに事故発生後に直ぐに使用が可能となる。運転員によるチェンジングエリア設営は実施しない。また、事故時の高ストレス下における設営作業や多数の作業員が設営を待っている中で設営するといった状況下での対応を回避することが可能である。	SA 条文関連

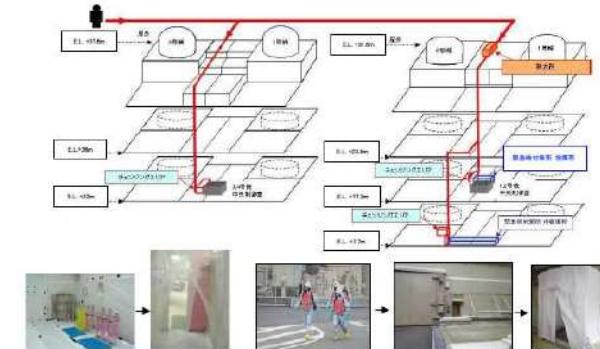
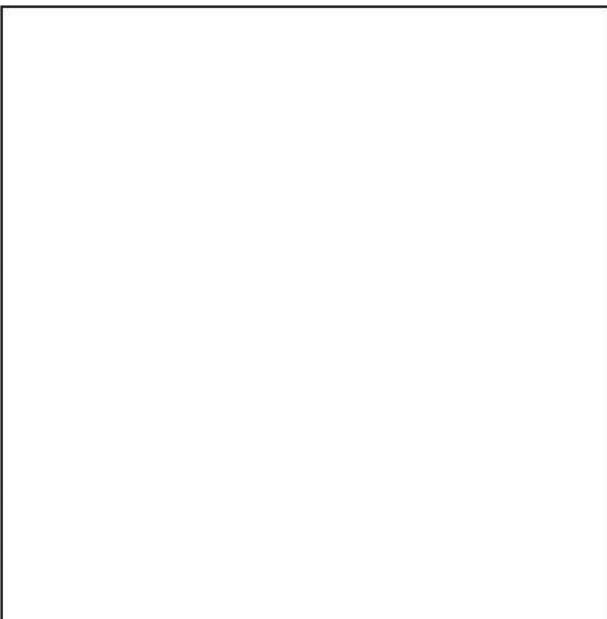
= S A

: S A範囲

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

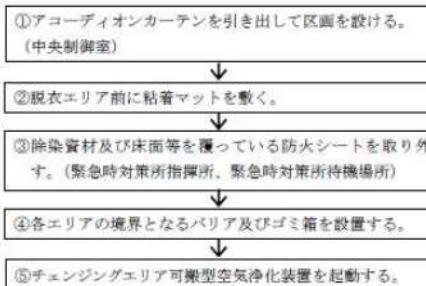
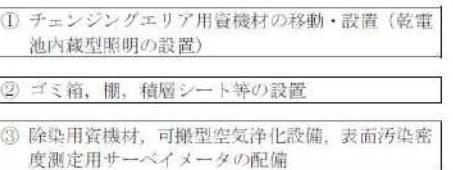
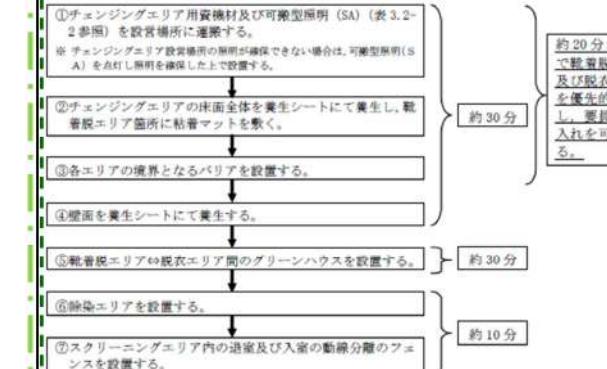
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. アクセスルート及び場所 (1) アクセスルート 　　チェンジングエリアには、図1及び図2のアクセスルートにより、チェンジングエリア設置箇所にアクセスする。 　　具体的には、緊急時安全対策要員の多くが通常勤務時に滞在している事務所から1、2号機及び3、4号機背面道路まで徒歩による移動でアクセスが可能である。また、3、4号機背面道路から中央制御室チェンジングエリア設置箇所及び1、2号機背面道路から緊急時対策所チェンジングエリア設置箇所まで、それぞれ耐震性のある3、4号機原子炉補助建屋内及び1、2号機原子炉補助建屋内を通りアクセスする。 　　なお、他のアクセスルートからアクセス可能な場合には、当該ルートを使用することも可能とする。</p>  <p>図1 チェンジングエリアへの屋外アクセスルート</p>  <p>図2 チェンジングエリアへの屋内アクセスルート</p> <p>内は機密に係る事項のため公開できません</p> <p>= SA</p>	<p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p> <p>(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート 　　チェンジングエリアは、<b>中央制御室バウンダリ</b>に隣接した場所に設置する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、<b>図3.3-1</b>のとおり。</p>  <p>図3.3-1 中央制御室チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート 　　チェンジングエリアは、<b>中央制御室バウンダリ内</b>に設置する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、<b>図3.2-1</b>のとおり。</p>  <p>3号炉中央制御室に移動</p> <p>3号炉中央制御室横通路へ</p> <p>チェンジングエリア</p> <p>SA 条文関連</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 ・アクセス可能なルートを使用してチェンジングエリアを設置することに相違なし。 【女川】設計の相違 ・「2.3 汚染の持込み防止について」の相違理由と同様。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 設営（考え方、資機材）</p> <p>(1) 考え方</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、事故発生等に備え中央制御室及び緊急時対策所付近にチェンジングエリアを平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができるとともに事故発生後に直ぐに使用が可能となる。したがって、運転員によるチェンジングエリアの設営作業は不要である。ただし、チェンジングエリア設置箇所等における作業のため一時的にチェンジングエリアを撤去する場合は、直ぐに復旧できる措置を取ることとする。また、チェンジングエリアの使用に当たっては図7の基本フローに従った準備を行うこととし、現場に手順等を掲示する等して緊急時においても速やかな対応が可能であるようにしている。なお、チェンジングエリアの使用に当たっては、放射線管理班のうち中央制御室では1名、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所ではそれぞれ2名が当該作業を実施することとしており、運転員の業務に影響を与えることはない。中央制御室のチェンジングエリアは、利用する要員が運転員等に限られることと格納容器破損までの大規模な汚染が広がる前における中央制御室への汚染持ち込み防止の観点から、1段のチェンジングエリアとしている。</p> <p>一方、緊急時対策所のチェンジングエリアは、利用する要員が多数であることに加え、格納容器が破損しブルーム通過後の大規模な汚染環境下での作業を想定した場合、背面道路入口に脱衣所を設けて最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなど汚染の持ち込み防止を段階的に実施することが有効であることから、脱衣所とチェンジングエリアの2段の運用とすることとしている。</p>  <p>①アコーディオンカーテンを引き出して区画を設ける。 (中央制御室) ↓ ②脱衣エリア前に粘着マットを敷く。 ↓ ③除染資材及び床面等を覆っている防火シートを取り外す。 (緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機場所) ↓ ④各エリアの境界となるパリア及びゴミ箱を設置する。 ↓ ⑤チェンジングエリア可搬型空气净化装置を起動する。</p> <p>図7 チェンジングエリア使用準備の基本フロー</p>	<p>(4) チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>中央制御室への放射性物質の持込みを防止するため、図3.3-2の設営フローに従い、図3.3-3のとおりチェンジングエリアを設営する。</p> <p>チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で、約90分を想定している。なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。</p> <p>チェンジングエリアの設営は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の場合は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。設営の着手は、放射線管理班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器周囲気モニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し、速やかに実施する。</p>  <p>① チェンジングエリア用資機材の移動・設置（乾電池内蔵型照明の設置） ② ゴミ箱、棚、積層シート等の設置 ③ 除染用資機材、可搬型空气净化設備、表面汚染密度測定用サーベイメータの配備</p> <p>図3.3-2 チェンジングエリア設営フロー</p>	<p>(4) チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）</p> <p>a. 考え方</p> <p>中央制御室への放射性物質の持込みを防止するため、図3.2-2の設営フローに従い、図3.2-3のとおりチェンジングエリアを設営する。</p> <p>チェンジングエリアの設営は、放管班員2名で、約100分を想定している。なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。</p> <p>チェンジングエリアの設営は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の場合は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。設営の着手は、放管班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び放管班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し、速やかに実施する。</p>  <p>① チェンジングエリア用資機材及び可搬型照明（SA）（表3.2-2参照）を設営場所に運搬する。 ※ チェンジングエリア設営場所の照明が確保できない場合は、可搬型照明（SA）を点灯し照明を確保した上で設置する。 ② チェンジングエリアの床面全体を養生シートにて養生し、脱着脱エリア箇所に粘着マットを敷く。 ③ 各エリアの境界となるパリアを設置する。 ④ 壁面を養生シートにて養生する。 ⑤ 脱着脱エリアと脱衣エリア間のグリーンハウスを設置する。 ⑥ 錆ぬきエリアを設置する。 ⑦ スクリーニングエリア内の退室及び入室の動線分離のフェンスを設置する。</p> <p>図3.2-2 チェンジングエリア設営フロー</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計の相違 ・女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるに対し、泊は設営時に養生から行うものの設営時間に大きな差はない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。（60条及び技術的能力1.17との記載表現統一）</p> <p>【女川、大飯】設計の相違 ・大飯と女川は平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのにに対し、泊は設営時に養生から行うものの、女川とは設営時間に大きな差はない。 ・また大飯は可搬型空气净化装置を、女川は可搬型空气净化設備を設置し換気するのに対し、泊は中央制御室空調装置で換気するため、可搬型空气净化装置は設置しない。（設営場所がバウンドリ内外の違いがあるものの川内及び伊方も未設置）</p> <p>SA 条文関連</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等(別添1)

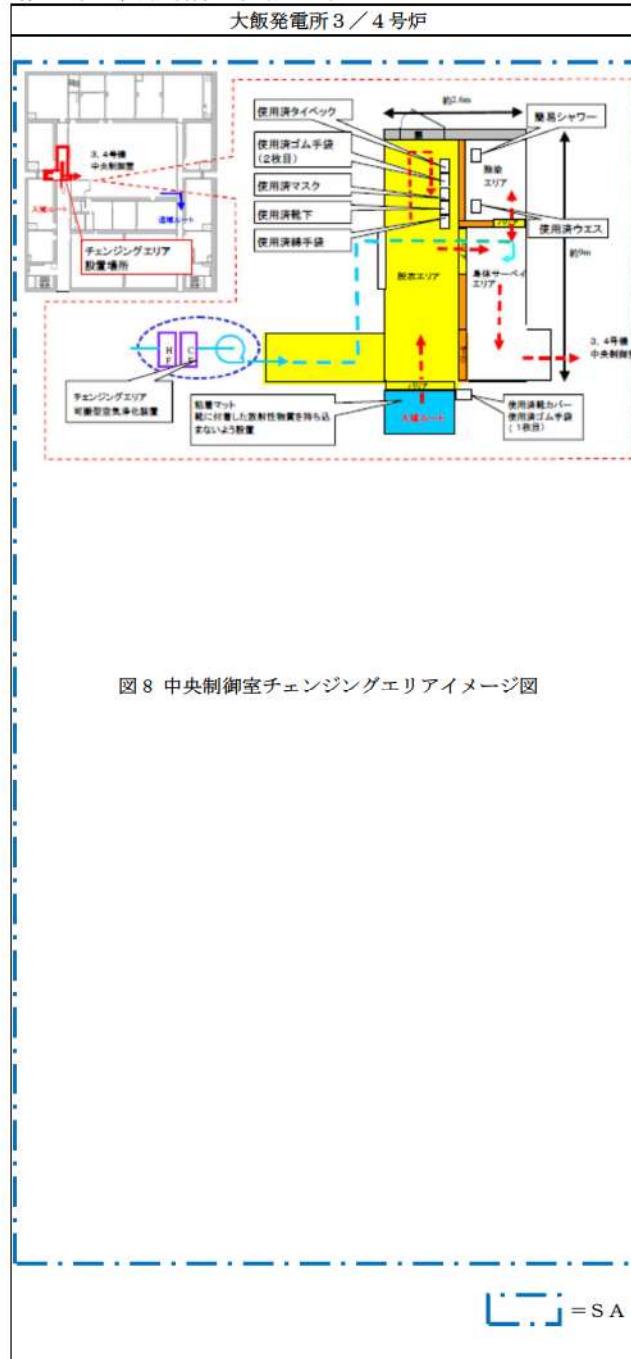


図3.3-3 中央制御室チャンジングエリア

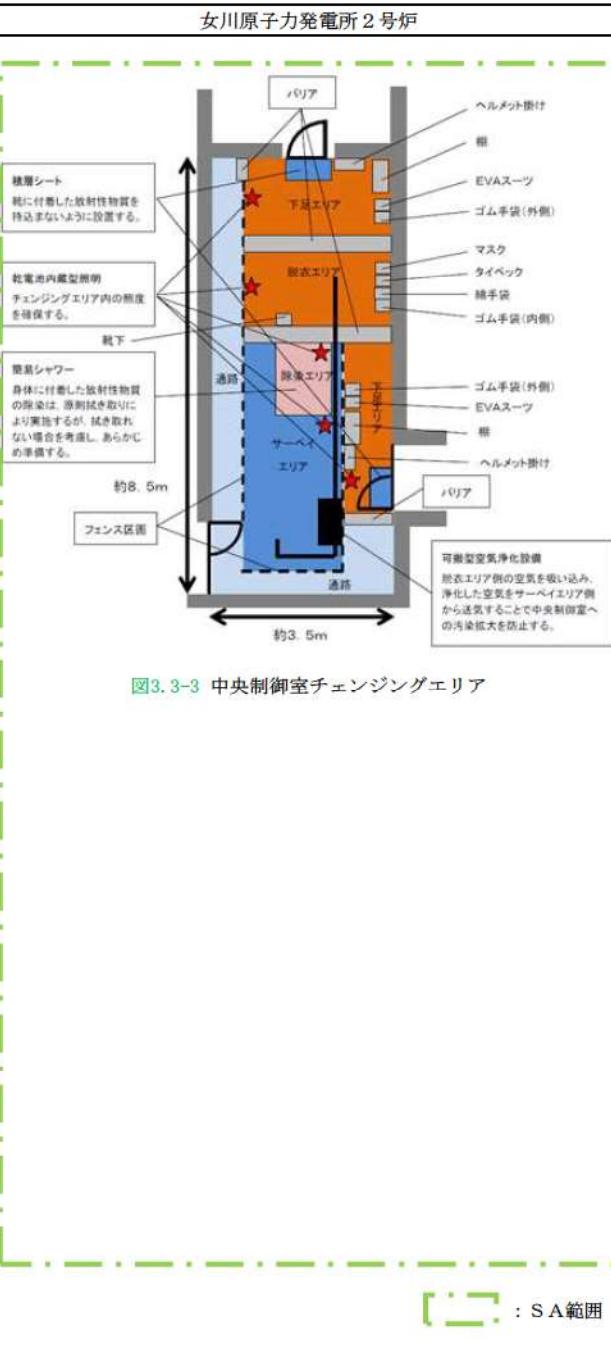
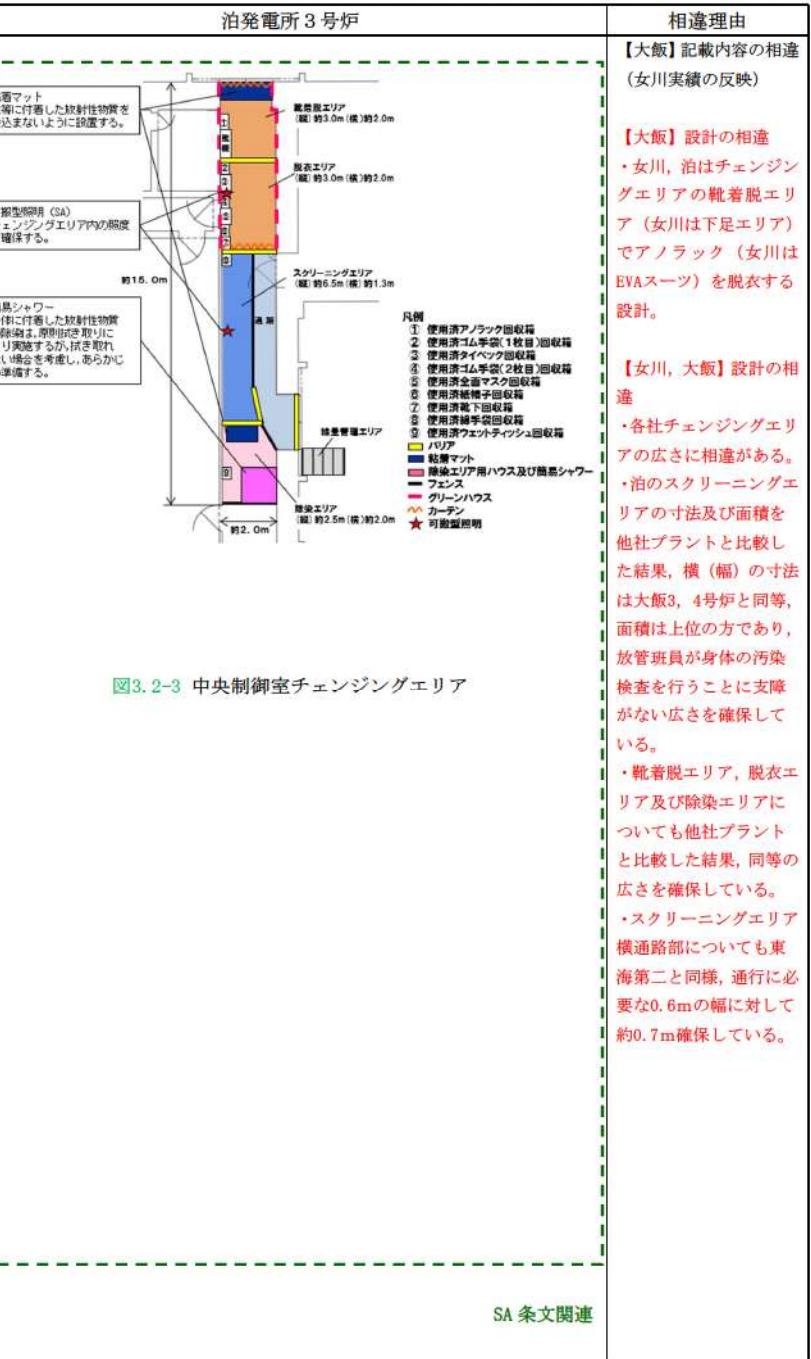


図3.2-3 中央制御室チャンジングエリア



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																										
<p>(2) 資機材</p> <p>チエンジングエリア及び脱衣所の設営用資機材については、使用開始後のチエンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も想定して表3のとおりとする。</p> <p>表3 中央制御室チエンジングエリア設営用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>鋼製ボード</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>養生シート</td><td>6本</td><td></td></tr> <tr><td>バリア</td><td>5個</td><td></td></tr> <tr><td>粘着マット</td><td>5個</td><td></td></tr> <tr><td>ゴミ箱（スタンション含む）</td><td>7個</td><td></td></tr> <tr><td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td><td>各200枚</td><td></td></tr> <tr><td>テープ（白・黒）</td><td>各20巻</td><td></td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td><td></td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>10個</td><td></td></tr> <tr><td>はさみ・カッター</td><td>各2本</td><td></td></tr> <tr><td>マジック</td><td>2本</td><td></td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台</td><td></td></tr> <tr><td>簡易タンク</td><td>1台</td><td></td></tr> <tr><td>チエンジングエリア</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型空气净化装置（ダクト含む）</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×50m／巻      ※2：仕様 2,100mm×25m／巻      ※3：仕様 900mm×240mm×235mm／個（アルミ製）      ※4：仕様 1,200mm×900mm×25mm／個（アルミ製）      ※5：仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm／式（折りたたみ式、ポリエステル製）      ※6：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）      ※7：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>	名称	数量	根拠	鋼製ボード	1式		養生シート	6本		バリア	5個		粘着マット	5個		ゴミ箱（スタンション含む）	7個		ポリ袋（赤・黄・黒）	各200枚		テープ（白・黒）	各20巻		ウエス	2箱		ウェットティッシュ	10個		はさみ・カッター	各2本		マジック	2本		簡易シャワー	1台		簡易タンク	1台		チエンジングエリア	1式		可搬型空气净化装置（ダクト含む）			<p>b. チエンジングエリア用資機材</p> <p>チエンジングエリア用資機材については、運用開始後のチエンジングエリアの補修や汚染による養生シートの張替え等も考慮して、表3.3-2、図3.3-4のとおりとする。チエンジングエリア用資機材は、チエンジングエリア付近に保管する。</p> <p>表3.3-2 中央制御室チエンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>養生シート（床用）</td><td>2巻<sup>※1</sup></td><td></td></tr> <tr><td>養生シート（壁用）</td><td>12巻<sup>※2</sup></td><td></td></tr> <tr><td>テープ</td><td>20巻</td><td></td></tr> <tr><td>積層シート</td><td>6枚</td><td></td></tr> <tr><td>ゴミ箱</td><td>7個</td><td></td></tr> <tr><td>ポリ袋</td><td>100枚</td><td></td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>2箱</td><td></td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>50個</td><td></td></tr> <tr><td>はさみ</td><td>3丁</td><td></td></tr> <tr><td>カッター</td><td>3本</td><td></td></tr> <tr><td>マジック</td><td>3本</td><td></td></tr> <tr><td>バリア</td><td>8個<sup>※3</sup></td><td></td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>12枚<sup>※4</sup></td><td></td></tr> <tr><td>ヘルメット掛け</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>棚</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>除染エリア用ハウス</td><td>1式<sup>※5</sup></td><td></td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台<sup>※6</sup></td><td></td></tr> <tr><td>ポリタンク</td><td>1台<sup>※7</sup></td><td></td></tr> <tr><td>トレイ</td><td>1個</td><td></td></tr> <tr><td>バケツ</td><td>2個</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型空气净化設備</td><td>1台（予備1台）</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型空气净化設備用ダクト</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>乾電池内蔵型照明</td><td>5台（予備1台）</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×30m／巻（透明・ピンク・黄）      ※2：仕様 600mm（750mm, 900mm）／個      ※3：仕様 600mm（1,200mm）×900mm／枚（アルミ製）      ※4：仕様 1,200mm×1,200mm×1,900mm／式（折りたたみ式、ポリエステル製）      ※5：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）      ※6：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>	名称	数量	根拠	養生シート（床用）	2巻 <sup>※1</sup>		養生シート（壁用）	12巻 <sup>※2</sup>		テープ	20巻		積層シート	6枚		ゴミ箱	7個		ポリ袋	100枚		ウエス	2箱		ウェットティッシュ	50個		はさみ	3丁		カッター	3本		マジック	3本		バリア	8個 <sup>※3</sup>		フェンス	12枚 <sup>※4</sup>		ヘルメット掛け	2台		棚	2台		除染エリア用ハウス	1式 <sup>※5</sup>		簡易シャワー	1台 <sup>※6</sup>		ポリタンク	1台 <sup>※7</sup>		トレイ	1個		バケツ	2個		可搬型空气净化設備	1台（予備1台）		可搬型空气净化設備用ダクト	1式		乾電池内蔵型照明	5台（予備1台）		<p>b. チエンジングエリア用資機材</p> <p>チエンジングエリア用資機材については、運用開始後のチエンジングエリアの補修、汚染による養生シートの張替え等も考慮して、表3.2-2、図3.2-4のとおりとする。チエンジングエリア用資機材は、チエンジングエリア付近に保管する。</p> <p>表3.2-2 中央制御室チエンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>根拠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>グリーンハウス</td><td>2個</td><td></td></tr> <tr><td>グリーンハウス専用フレーム</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>養生シート</td><td>9巻<sup>※1</sup></td><td></td></tr> <tr><td>バリア</td><td>9個<sup>※2</sup></td><td></td></tr> <tr><td>養生テープ</td><td>20巻</td><td></td></tr> <tr><td>作業用テープ</td><td>5巻</td><td></td></tr> <tr><td>透明ロール袋（大）</td><td>10巻</td><td></td></tr> <tr><td>粘着マット</td><td>10枚</td><td></td></tr> <tr><td>ウエス</td><td>1箱</td><td></td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>62個</td><td></td></tr> <tr><td>回収箱</td><td>9個</td><td></td></tr> <tr><td>はさみ</td><td>2丁</td><td></td></tr> <tr><td>カッター</td><td>2本</td><td></td></tr> <tr><td>マジック</td><td>2本</td><td></td></tr> <tr><td>フェンス</td><td>10枚<sup>※3</sup></td><td></td></tr> <tr><td>除染エリア用ハウス</td><td>1式<sup>※4</sup></td><td></td></tr> <tr><td>簡易シャワー</td><td>1台<sup>※5</sup></td><td></td></tr> <tr><td>ポリタンク</td><td>1台<sup>※6</sup></td><td></td></tr> <tr><td>トレイ</td><td>1個</td><td></td></tr> <tr><td>バケツ</td><td>1個</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型照明（SA）</td><td>2台（予備1台）</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×30m／巻（透明・ピンク・黄）      ※2：仕様 600mm（750mm, 900mm）／個      ※3：仕様 600mm（1,200mm）×900mm／枚（アルミ製）      ※4：仕様 1,200mm×1,200mm×1,900mm／式（折りたたみ式、ポリエステル製）      ※5：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）      ※6：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>	名称	数量	根拠	グリーンハウス	2個		グリーンハウス専用フレーム	1式		養生シート	9巻 <sup>※1</sup>		バリア	9個 <sup>※2</sup>		養生テープ	20巻		作業用テープ	5巻		透明ロール袋（大）	10巻		粘着マット	10枚		ウエス	1箱		ウェットティッシュ	62個		回収箱	9個		はさみ	2丁		カッター	2本		マジック	2本		フェンス	10枚 <sup>※3</sup>		除染エリア用ハウス	1式 <sup>※4</sup>		簡易シャワー	1台 <sup>※5</sup>		ポリタンク	1台 <sup>※6</sup>		トレイ	1個		バケツ	1個		可搬型照明（SA）	2台（予備1台）		<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計の相違 ・資機材の仕様等に多少の相違はあるが、チエンジングエリアの運用に必要な資機材を準備することに相違なし。</p>
名称	数量	根拠																																																																																																																																																																																											
鋼製ボード	1式																																																																																																																																																																																												
養生シート	6本																																																																																																																																																																																												
バリア	5個																																																																																																																																																																																												
粘着マット	5個																																																																																																																																																																																												
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																																																																																																																																												
ポリ袋（赤・黄・黒）	各200枚																																																																																																																																																																																												
テープ（白・黒）	各20巻																																																																																																																																																																																												
ウエス	2箱																																																																																																																																																																																												
ウェットティッシュ	10個																																																																																																																																																																																												
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																																																																												
マジック	2本																																																																																																																																																																																												
簡易シャワー	1台																																																																																																																																																																																												
簡易タンク	1台																																																																																																																																																																																												
チエンジングエリア	1式																																																																																																																																																																																												
可搬型空气净化装置（ダクト含む）																																																																																																																																																																																													
名称	数量	根拠																																																																																																																																																																																											
養生シート（床用）	2巻 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																																												
養生シート（壁用）	12巻 <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																												
テープ	20巻																																																																																																																																																																																												
積層シート	6枚																																																																																																																																																																																												
ゴミ箱	7個																																																																																																																																																																																												
ポリ袋	100枚																																																																																																																																																																																												
ウエス	2箱																																																																																																																																																																																												
ウェットティッシュ	50個																																																																																																																																																																																												
はさみ	3丁																																																																																																																																																																																												
カッター	3本																																																																																																																																																																																												
マジック	3本																																																																																																																																																																																												
バリア	8個 <sup>※3</sup>																																																																																																																																																																																												
フェンス	12枚 <sup>※4</sup>																																																																																																																																																																																												
ヘルメット掛け	2台																																																																																																																																																																																												
棚	2台																																																																																																																																																																																												
除染エリア用ハウス	1式 <sup>※5</sup>																																																																																																																																																																																												
簡易シャワー	1台 <sup>※6</sup>																																																																																																																																																																																												
ポリタンク	1台 <sup>※7</sup>																																																																																																																																																																																												
トレイ	1個																																																																																																																																																																																												
バケツ	2個																																																																																																																																																																																												
可搬型空气净化設備	1台（予備1台）																																																																																																																																																																																												
可搬型空气净化設備用ダクト	1式																																																																																																																																																																																												
乾電池内蔵型照明	5台（予備1台）																																																																																																																																																																																												
名称	数量	根拠																																																																																																																																																																																											
グリーンハウス	2個																																																																																																																																																																																												
グリーンハウス専用フレーム	1式																																																																																																																																																																																												
養生シート	9巻 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																																												
バリア	9個 <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																												
養生テープ	20巻																																																																																																																																																																																												
作業用テープ	5巻																																																																																																																																																																																												
透明ロール袋（大）	10巻																																																																																																																																																																																												
粘着マット	10枚																																																																																																																																																																																												
ウエス	1箱																																																																																																																																																																																												
ウェットティッシュ	62個																																																																																																																																																																																												
回収箱	9個																																																																																																																																																																																												
はさみ	2丁																																																																																																																																																																																												
カッター	2本																																																																																																																																																																																												
マジック	2本																																																																																																																																																																																												
フェンス	10枚 <sup>※3</sup>																																																																																																																																																																																												
除染エリア用ハウス	1式 <sup>※4</sup>																																																																																																																																																																																												
簡易シャワー	1台 <sup>※5</sup>																																																																																																																																																																																												
ポリタンク	1台 <sup>※6</sup>																																																																																																																																																																																												
トレイ	1個																																																																																																																																																																																												
バケツ	1個																																																																																																																																																																																												
可搬型照明（SA）	2台（予備1台）																																																																																																																																																																																												
<p>= S A</p>	<p>= S A範囲</p>	<p>SA条文関連</p>																																																																																																																																																																																											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	 <p>養生シート (床用)          &lt;仕様&gt;          1,800mm×50m/巻</p>  <p>バリア          &lt;仕様&gt;          900mm×240mm×235mm/個          (アルミ製)</p>  <p>除染エリア用ハウス          &lt;仕様&gt;          1,100mm×1,100mm×1,950mm/式          (折りたたみ式、ポリエスチル製)</p>  <p>ポリタンク          &lt;仕様&gt;          タンク容量 20 リットル          (ポリタンク)</p>	 <p>養生シート (壁用)          &lt;仕様&gt;          2,100mm×25m/巻</p>  <p>フェンス          &lt;仕様&gt;          1,200mm×900mm×25mm/個          (アルミ製)</p>  <p>簡易シャワー          &lt;仕様&gt;          タンク容量 7.5 リットル          (手動ポンプ式)</p>	 <p>養生シート (床・壁用)          &lt;仕様&gt;          1,800mm×30m/巻          (透明・ピンク・黄)</p>  <p>フェンス          &lt;仕様&gt;          600mm×900mm/個          1,200mm×900mm/個          (アルミ製)</p>  <p>除染エリア用ハウス          &lt;仕様&gt;          1,200mm×1,200mm×1,900m          (折りたたみ式、ポリエスチル製)</p>	<p>【大飯】記載内容の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計の相違          ・資機材の仕様等に多少の相違はあるが、チェンジングエリアの運用に必要な資機材を準備することに相違なし。</p>
	<p>図3.3-4 中央制御室チェンジングエリア用資機材</p>	<p>図3.2-4 中央制御室チェンジングエリア用資機材</p>	<p>SA 条文関連</p>	
				

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 運用          （出入管理、脱衣、身体サーベイ、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）          (1) 出入管理          チェンジングエリアは、放射性物質が屋外等に放出される状況下において、中央制御室外及び緊急時対策所外で活動した要員が中央制御室及び緊急時対策所に入室する際に利用する。          中央制御室外及び緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがあることから、中央制御室外及び緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動することになる。          チェンジングエリアのレイアウトは、要員の防護具類の脱衣行為に合わせて図8～11のとおりであり、下記のとおり①から③のエリアを設けることで中央制御室内及び緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①「脱衣エリア」          防護具類を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②「身体サーベイエリア」          防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い、汚染が確認されなければ中央制御室内及び緊急時対策所内へ移動するエリア</p> <p>③「除染エリア」          「身体サーベイエリア」で要員の身体に放射性物質による汚染が確認された場合の除染を行うエリア</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用          （出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）          a. 出入管理          チェンジングエリアは、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室に待機していた要員が、中央制御室外で作業を行った後、再度、中央制御室に入室する際に利用する。中央制御室外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、中央制御室外で活動する要員は防護具を着用し活動する。          チェンジングエリアのレイアウトは、図3.3-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 下足エリア          靴及びヘルメット等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア          防護具を適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ サーベイエリア          防護具を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。          汚染が確認されなければ中央制御室内へ移動する。</p> <p>④ 除染エリア          サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用          （出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）          a. 出入管理          チェンジングエリアは、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室に待機していた要員が、中央制御室外で作業を行った後、再度、中央制御室に入室する際に利用する。中央制御室外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、中央制御室外で活動する要員は防護具を着用し活動する。          チェンジングエリアのレイアウトは、図3.2-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 靴着脱エリア          靴等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア          防護具及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ スクリーニングエリア          防護具を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。          汚染が確認されなければ中央制御室内へ移動する。</p> <p>④ 除染エリア          スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【女川】運用の相違          ・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをダイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>【女川】用語の相違</p>

[ ] = SA

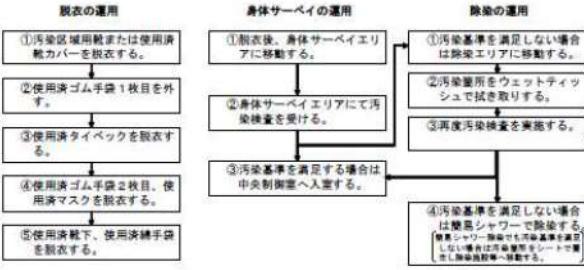
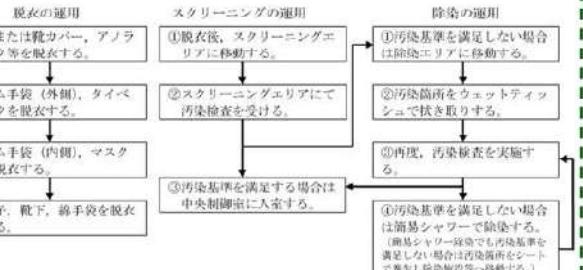
[ ] : SA範囲

SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>各チェンジングエリアの各エリアにおける具体的な運用は、図12～14のとおり。</p> <p>各チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放射線管理班のうち中央制御室では1名、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所ではそれぞれで2名が身体サーベイ、除染、汚染管理を行う。</p> <p>また、各チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう緊急安全対策要員及び運転員は定期的な教育・訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <pre> graph TD     subgraph Clothing [脱衣の運用]         1[①汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣する。] --&gt; 2[②使用済ゴム手袋1枚目を外す。]         2 --&gt; 3[③使用済タイベックを脱衣する。]         3 --&gt; 4[④使用済ゴム手袋2枚目。使用済マスクを脱衣する。]         4 --&gt; 5[⑤使用済靴下、使用済綿手袋を脱衣する。]     end      subgraph BodySurvey [身体サーベイの運用]         1[①脱衣後、身体サーベイエリアに移動する。]         2[②身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。]         3[③再度汚染検査を実施する。]         4[④汚染基準を満足する場合は中央制御室へ入室する。]         5[⑤汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 簡易シャワー実施せても汚染基準を満足しない場合はスクリーニングエアートで簡易シャワー実施する。]     end      subgraph Decontamination [除染の運用]         1[①汚染基準を満足しない場合は除染エアートに移動する。]         2[②ゴム手袋（外側）、タイベックを脱衣する。]         3[③ゴム手袋（内側）、マスクを脱衣する。]         4[④帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。]         5[⑤汚染基準を満足する場合は中央制御室へ入室する。]     end </pre> <p>図12 中央制御室チェンジングエリア運用基本フロー図</p> <p>= S A</p>		<p>チェンジングエリアの各エリアにおける具体的な運用は、図3.2-5のとおり。</p> <p>チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班員のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。</p> <p>また、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう放管班員は定期的な教育・訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <pre> graph TD     subgraph Clothing [脱衣の運用]         1[①靴または靴カバー、アノラック等を脱衣する。]         2[②スクリーニングエアートに移動する。]     end      subgraph Screening [スクリーニングの運用]         1[③ゴム手袋（外側）、タイベックを脱衣する。]         2[④スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。]         3[⑤ゴム手袋（内側）、マスクを脱衣する。]     end      subgraph Decontamination [除染の運用]         1[⑥帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。]         2[⑦汚染基準を満足しない場合は除染エアートに移動する。]         3[⑧ゴム手袋（外側）、タイベックを脱衣する。]         4[⑨スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。]         5[⑩ゴム手袋（内側）、マスクを脱衣する。]         6[⑪帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。]         7[⑫汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。 簡易シャワー実施せても汚染基準を満足しない場合は汚染箇所をシートで覆し除染装置等へ移動する。]     end </pre> <p>図3.2-5 チェンジングエリア運用基本フロー図</p>	<p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】用語の相違 【大飯】設計の相違 ・大飯は平常時から設置済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであるのに対し、泊は設営時に養生から行うため、設営の要員数に違いがある。</p> <p>SA条文関連</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

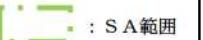
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 脱衣</p> <p>・ チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。          要員等の防護具類の脱衣場所は脱衣エリアとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェンジングエリアにおいて、脱衣エリア手前で汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外す。（緊急時対策所への入室の場合は、1、2号機背面道路入口脱衣所において、脱衣エリア手前で汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外し、脱衣エリアにて最外周の使用済タイプックを脱衣する）</li> <li>・ 脱衣エリアでは、使用済タイプック、使用済ゴム手袋2枚目、使用済マスク、使用済靴下、使用済綿手袋を脱衣する。</li> <li>・ なお、脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の脱衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</li> </ul>	<p>b. 脱衣</p> <p>・ チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 下足エリアで、靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、EVAスーツ等を脱衣する。</li> <li>② 脱衣エリアで、タイプック、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。</li> <li>③ なお、チェンジングエリアでは、放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具の脱衣の補助を行う。</li> </ol> <p>c. 汚染検査</p> <p>・ チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 脱衣後、サーベイエリアに移動する。</li> <li>② サーベイエリアにおいて汚染検査を受ける。</li> <li>③ 汚染基準を満足する場合は中央制御室へ入室する。汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</li> <li>・ なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように手順の図解を掲示し、放射線管理班が汚染検査状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</li> </ol> <p>d. 除染</p> <p>・ チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体サーベイにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。</li> <li>・ 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。（必要に応じて、水のいらないシャンプーなどを使用する。）</li> <li>・ 身体サーベイエリアにて再度汚染検査を実施する。</li> <li>・ 汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。（簡易シャワー除染でも汚染基準を満足しない場合は汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ移動する。）</li> </ul>	<p>b. 脱衣</p> <p>・ チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、アノラック等を脱衣する。</li> <li>② 脱衣エリアで、タイプック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。</li> <li>③ なお、チェンジングエリアでは、放管班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具の脱衣の補助を行う。</li> </ol> <p>c. 汚染検査</p> <p>・ チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。</li> <li>② スクリーニングエリアにおいて汚染検査を受ける。</li> <li>③ 汚染基準を満足する場合は中央制御室へ入室する。汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</li> <li>・ なお、放管班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放管班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</li> </ol> <p>d. 除染</p> <p>・ チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</li> <li>② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。</li> <li>③ 再度汚染箇所について汚染検査する。</li> <li>④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）</li> </ol>	<p>【大飯】記載表現の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【女川】防護具名称の相違</p> <p>【女川】運用の相違          ・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊は脱衣エリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイプックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。          (大飯、伊方と同様)</p>
<p>= S A</p>	<p>: S A範囲</p>		SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 着衣</p> <p>中央制御室内及び緊急時対策所内における防護具類の着衣手順は以下のとおり。要員等の防護具類の着衣場所は中央制御室及び緊急時対策所内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室内及び緊急時対策所内において、脱衣と反対の手順にて、綿手袋、靴下、マスク、ゴム手袋1枚目、タイベック、ゴム手袋2枚目、靴カバーを着衣する。</li> </ul> <p>なお、内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の着衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</p> <p>(6) 汚染管理</p> <p>前述のとおり、緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込まないようチェックングエリアを設けている。身体サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、身体サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュによる拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染部位への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染により発生した汚染水は、必要に応じて、図15のとおり、ウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>なお、緊急時対策所内においては基本的に汚染水の発生はないと考えられるものの仮に汚染水が発生したとしても発生量は限られることから、除染の際に発生する汚染水と同様に必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>汚染水については上記のとおり適切に処理することとし、汚染水が除染エリアから飛散したり漏水したりしないような対策を取る。</p> <p>また、管理されない状態において汚染水が外部放出されることのないよう運用していく。</p>	<p>e. 着衣</p> <p>防護具の着衣手順は以下のとおり。</p> <p>① 中央制御室内で、綿手袋、靴下、帽子、タイベック、ゴム手袋内側、マスク、ゴム手袋外側を着衣する。</p> <p>② 下足エリアで、ヘルメット、靴を着用する。</p> <p>放射線管理班員は、要員の作業に応じて、EVAスーツ等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理</p> <p>サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図3.3-5のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>e. 着衣</p> <p>防護具の着衣手順は以下のとおり。</p> <p>① 中央制御室内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、ゴム手袋内側、マスク、ゴム手袋外側を着衣する。</p> <p>② 靴着脱エリアで、靴を着用する。</p> <p>放管班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理</p> <p>スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図3.2-6のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを着用するが泊は中央制御室内で着用する違いがある。これはヘルメットを着用する場所の違いによる。</p> <p>【女川】防護具名称の相違</p>
 = S A	 : S A範囲		SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図15 汚染水処理イメージ図      注：汚染水は除染エリアから漏れないと規定されている。</p>	<p>図3.3-5 除染及び汚染水処理イメージ図</p>	<p>図3.2-6 除染及び汚染水処理イメージ図</p>	<p>【大飯】記載内容の相違      (女川実績の反映)</p>

(7) 廃棄物管理

中央制御室外及び緊急時対策所外で活動した要員が着用した防護具類については、チェンジングエリアの脱衣エリアで廃棄する。これら放射性廃棄物については、チェンジングエリア内に留め置くと環境線量当量率の上昇及び放射性物質による汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大の防止を図る。

(8) 環境管理

放射線管理班は、中央制御室内、緊急時対策所内及びチェンジングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空気中放射性物質濃度を定期的（1回／日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入等がないことを確認する。また、必要に応じて防護具類の着用や除染等の対策を講じる。ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量当量率及び空気中放射性物質濃度の測定を実施する。

g. 廃棄物管理

中央制御室外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

h. 環境管理

放射線管理班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空気中放射性物質濃度を定期的（1回／日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。放射性雲通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空気中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。

g. 廃棄物管理

中央制御室外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

h. 環境管理

放管班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空気中放射性物質濃度を定期的（1回／日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。

ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空気中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。

[ ] = SA

[ ] : SA範囲

SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. チェンジングエリアの可搬型照明（S A）</p> <p>チェンジングエリア設置箇所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明（S A）は、3号機及び4号機共用で2個を使用する。個数は身体サーベイ、除染時に必要な照度を確保できるよう配置する。</p> <p>可搬型照明（S A）の照度は、図16のとおりチェンジングエリア内に2個設置した場合で、非常用照明照度（床面2ルクス以上）に対し、身体サーベイ等を行う床面において20ルクス以上の照度になるように配置する。</p> <p>なお、それぞれのエリアの中心部の床面から約1mの位置において、60ルクス以上の照度が確保できていることを実測により確認している。</p> <p>図16 可搬型照明（S A）確認状況</p> <p style="text-align: right;">= S A</p>		<p>(6) チェンジングエリアの可搬型照明（S A）</p> <p>チェンジングエリア設営場所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明（S A）は、2個を使用する。個数はチェンジングエリア設営、身体サーベイ及び除染時に必要な照度を確保できるよう配置する。</p> <p>可搬型照明（S A）の照度は、図3.2-7のとおりチェンジングエリア内に2個設置した場合で、身体サーベイ等を行う床面において「JIS Z 9125（2007）屋内作業場の照明基準」の照度段階の最低値である20ルクス以上の照度になるように配置する。</p> <p>なお、それぞれのエリアの代表点の床面に設置した状態で、20ルクス以上の照度が確保できていることを実測により確認している。</p> <p>図3.2-7 可搬型照明（S A）確認状況</p> <p>【主要仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●可搬型照明（S A）</li> </ul> <p>個数：2個（予備1個）</p> <p style="text-align: right;">SA 条文関連</p>	<p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

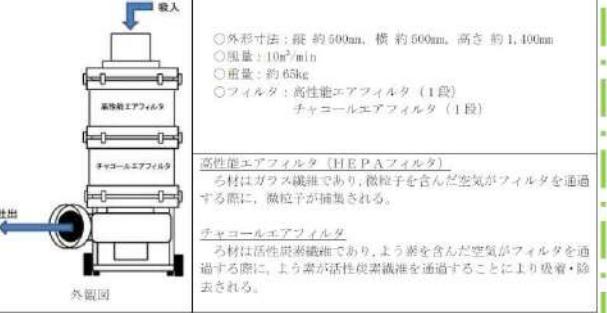
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>7. チェンジングエリアにかかる補足事項 (2) チェンジングエリア可搬型空気浄化装置</p> <p>チェンジングエリアにはチェンジングエリア可搬型空気浄化装置を設置し、よう素等の放射性物質を低減した空気を送気する。チェンジングエリア可搬型空気浄化装置からの送気により、チェンジングエリアの外側に向かって空気が流れることから、外側の汚染空気の流入が防止される。</p> <p>なお、緊急時対策所はブルーム通過時には出入りしない運用することから、チェンジングエリアについてもブルーム通過時は利用しないこととする。したがって、チェンジングエリア可搬型空気浄化装置についてもブルーム通過時には運用しないことからチェンジングエリア可搬型空気浄化装置のフィルタは高線量とならない。</p> <p>ただし、チェンジングエリア可搬型空気浄化装置は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、チェンジングエリア可搬型空気浄化装置の設置場所はチェンジングエリアからの一定の離隔や壁等を利用した遮蔽の期待できる場所に設置することとする。チェンジングエリア可搬型空気浄化装置の概要については、図19のとおり。</p>  <p>○外形寸法: 縦475×横450×高1270mm ○風量: 10m<sup>3</sup>/min以上 (200m<sup>3</sup>/min以上) ○重量: 45kg</p> <p>ロフィルタ 微粒子フィルタ よう素フィルタ ○モータ容量: 600W ○設置に要する時間 数分程度</p> <p>注: チェンジングエリア可搬型空気浄化装置は耐震性のある様子が複数箇所にて記載。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品名</th> <th>配備箇所</th> <th>数量(台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室チャンジングエリア用</td> <td>中央制御室チャンジングエリア用</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所指揮所 チャンジングエリア用</td> <td>緊急時対策所指揮所 チャンジングエリア用</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所待機場所 チャンジングエリア用</td> <td>緊急時対策所待機場所 チャンジングエリア用</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(予備)</td> <td>(予備)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。</p> <p>よう素フィルタ 活性炭素繊維フィルタを3枚重ねて構成されており、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通じて吸着・除去される。</p>	部品名	配備箇所	数量(台)	中央制御室チャンジングエリア用	中央制御室チャンジングエリア用	1	緊急時対策所指揮所 チャンジングエリア用	緊急時対策所指揮所 チャンジングエリア用	1	緊急時対策所待機場所 チャンジングエリア用	緊急時対策所待機場所 チャンジングエリア用	1	(予備)	(予備)	2	合計	合計	6	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項 a. 可搬型空気浄化設備</p> <p>チェンジングエリアには、更なる被ばく低減のため、可搬型空気浄化設備を1台設置する。可搬型空気浄化設備は、汚染が拡大するおそれのある脱衣エリアの空気を吸い込み浄化するよう配置し、脱衣エリアを換気することで、中央制御室外で活動した要員の脱衣による汚染拡大を防止する。中央制御室内への汚染持込防止を目的とした可搬型空気浄化設備による換気ができていることの確認は、可搬型空気浄化設備の吸込口と吐出口において、吹き流し等を設置し、吹き流しの動きで空気の流れがあることを目視する等により確認する。可搬型空気浄化設備は、脱衣エリア等を換気できる風量とし、仕様等を図3-6に示す。</p> <p>なお、中央制御室は放射性雲通過時には、原則出入りしない運用とすることから、チェンジングエリアについても、放射性雲通過時は、原則利用しないこととする。</p> <p>したがって、チェンジングエリア用の可搬型空気浄化設備についても放射性雲通過時には運用しないことから、可搬型空気浄化設備のフィルタが高線量化することでの居住性への影響はない。</p> <p>ただし、可搬型空気浄化設備は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、本体(フィルタ含む)の予備を1台設ける。</p> <p>なお、交換したフィルタ等は、線源とならないようチェンジングエリアから遠ざけて保管する。</p>  <p>○外形寸法: 縦約500mm、横約500mm、高さ約1,100mm ○風量: 10m<sup>3</sup>/min ○重量: 約65kg ○フィルタ: 高性能エアフィルタ(1段) チャコールエアフィルタ(1段)</p> <p>高性能エアフィルタ(H.E.P.A.フィルタ) ろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がフィルタを通過する際に、微粒子が捕集される。</p> <p>チャコールエアフィルタ ろ材は活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通じて吸着・除去される。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川、大飯】設計の相違 ・大飯は可搬型空気浄化装置を、女川は可搬型空気浄化設備を設置してチェンジングエリアの外側に空気が流れよう換気するのに対し、泊は中央制御室空調装置にてチェンジングエリアの汚染レベルの低い方から高い方へ空気が流れよう設計しているため、可搬型空気浄化装置は設置しない。(設営場所はバウンダリ内外の違いがあるものの川内及び伊方も未設置)</p>
部品名	配備箇所	数量(台)																			
中央制御室チャンジングエリア用	中央制御室チャンジングエリア用	1																			
緊急時対策所指揮所 チャンジングエリア用	緊急時対策所指揮所 チャンジングエリア用	1																			
緊急時対策所待機場所 チャンジングエリア用	緊急時対策所待機場所 チャンジングエリア用	1																			
(予備)	(予備)	2																			
合計	合計	6																			

図19 チェンジングエリア可搬型空気浄化装置

図3-6 可搬型空気浄化設備の仕様等

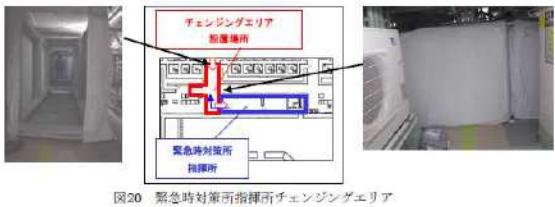
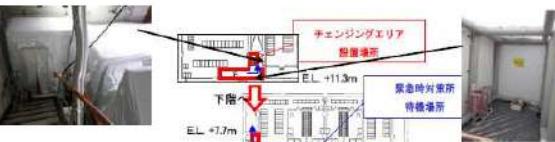
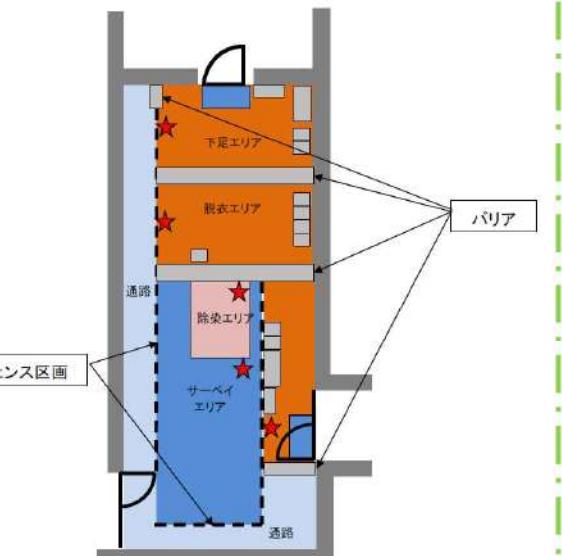
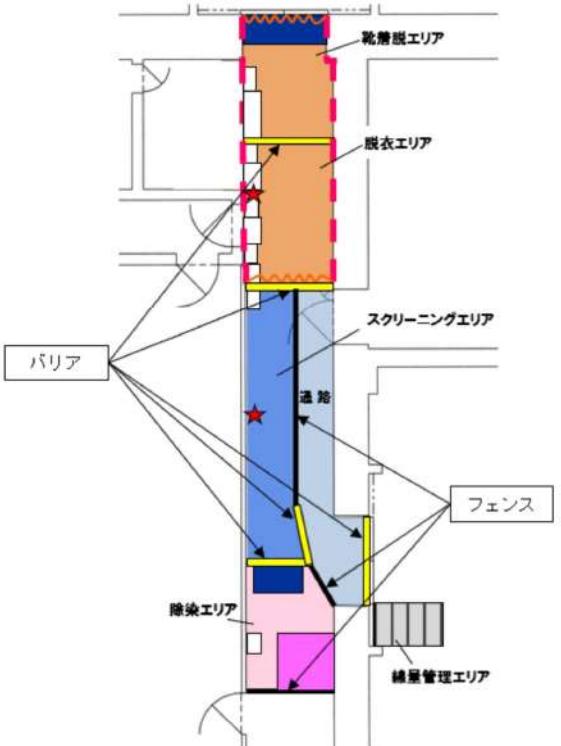
= S A

: S A範囲

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) チェンジングエリアの設置状況</p> <p>チェンジングエリアの設営状況は図20及び図21のとおり。チェンジングエリアは設営作業が容易で短時間で設営可能なことから、エアビームを採用することとしている。</p> <p>エアビームは、アウターチューブ・インナーチューブの二重構造であり、インナーチューブで高い気密性を保つと同時に、アウターチューブが損傷を受けた場合でも、ダメージがインナーチューブに達することを防ぐ。インナーチューブが破損した場合でも、現場にてインナーチューブを交換し、原状復旧させることができる。</p> <p>また、チェンジングエリア内面には必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとしている。</p>  <p>図20 緊急時対策所指揮所チェンジングエリア</p>  <p>図21 緊急時対策所待機場所チェンジングエリア</p>	<p>b. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、<b>下足エリア</b>、脱衣エリアおよび<b>サーベイエリア</b>の境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図3.3-7のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内面は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。</p> <p>また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図3.3-7 チェンジングエリア設営状況</p>	<p>(7) チェンジングエリアに係る補足事項</p> <p>a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、<b>靴着脱エリア</b>、脱衣エリア及び<b>スクリーニングエリア</b>の境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図3.2-8のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内面は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。</p> <p>また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図3.2-8 チェンジングエリア設営状況</p>	<p>【大飯】記載表現の相違          (女川実績の反映)</p>

= SA

: S.A範囲

SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 空気の流れ</p> <p>緊急時対策所チェンジングエリアの設置場所は、1，2号機原子炉補助建屋内であり、緊急時対策所に併設される。</p> <p>【事故前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1，2号機原子炉補助建屋給排気ファンにより、建屋内で放射性物質が漏洩しても管理された状態となるよう建屋全体が負圧に維持され外気が流入する状態となっている。</li> </ul> <p>【事故後（ブルーム通過中（24h～34h））】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3，4号機発災後に放射性物質の放出の恐れがある場合は、1，2号機建屋への放射性物質の流入を防止するため、1，2号機原子炉補助建屋給排気ファンを停止し、建屋全体の空気の給排気を止めることから建屋内外の空気の出入りがない状態となる。</li> <li>なお、ブルーム通過中（24h～34h）は緊急時対策所には入退室しない運用することから、チェンジングエリアについてもブルーム通過時は利用しない。 したがって、チェンジングエリア可搬型空气净化装置についてもブルーム通過時には運用しない。</li> </ul> <p>【事故後（ブルーム通過後（34h～））】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故後（ブルーム通過中（24h～34h））と同様に1，2号機原子炉補助建屋給排気ファンを停止し、建屋全体の空気の給排気を止めた状態とすることから建屋内外の空気の出入りがない状態となる。</li> <li>なお、ブルーム通過後（34h～）は、緊急時対策所への入退室のため、チェンジングエリアを運用する。したがって、チェンジングエリア可搬型空气净化装置も運用する。 上記のとおり、緊急時対策所チェンジングエリアの周囲は、事故前は建屋全体が負圧に維持され外気が流入するが、事故後は建屋内外の空気の出入りがない状態となる。建屋内の空気の流れのイメージは、図24のとおり。</li> </ul>	<p>c. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>中央制御室チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された制御建屋内に設置し、図3.3-8のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、可搬型空气净化設備を1台設置する。可搬型空气净化設備は、脱衣を行うホットエリアの空気を吸い込み净化し、ホットエリアを換気することで脱衣による汚染拡大を防止するとともに、チェンジングエリア内を循環運転することによりチェンジングエリア内の放射性物質を低減する。 図3.3-8 のようにチェンジングエリア内に空気の流れをつくることで脱衣による汚染拡大を防止する。</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>(a) 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ</p> <p>中央制御室チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設置し、図3.2-9のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、中央制御室を中央制御室空調装置の運転による換気を行うことにより、チェンジングエリアに図3.2-9 のように空気の流れをつくるとともに、靴着脱エリア及び脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】建屋名称の相違</p> <p>【女川】設計の相違 ・「2.3 汚染の持込み防止について」の相違理由と同様</p> <p>【女川】設計の相違 ・女川は可搬型空气净化設備を設置してチェンジングエリアの外側に空気が流れるよう換気するに対し、泊は中央制御室空調装置にてチェンジングエリアの汚染レベルの低い方から高い方へ空気が流れるよう設計しているため、可搬型空气净化装置は設置しない。（設営場所はバウンダリ内外の違いがあるものの川内及び伊方も未設置）</p>

= S A

: S A範囲

SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計の相違 ・女川は可搬型空气净化設備を設置してチェンジングエリアの外側に空気がが流れるよう換気するに対し、泊は中央制御室空調装置にてチェンジングエリアの汚染レベルの低い方から高い方へ空気が流れるよう設計しているため、可搬型空气净化裝置は設置しない。（設営場所はバウンダリ内外の違いがあるものの川内及び伊方も未設置）</p>
			<p>SA 条文関連</p>

図24 空気の流れイメージ図

図3.3-8 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ

図3.2-9 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

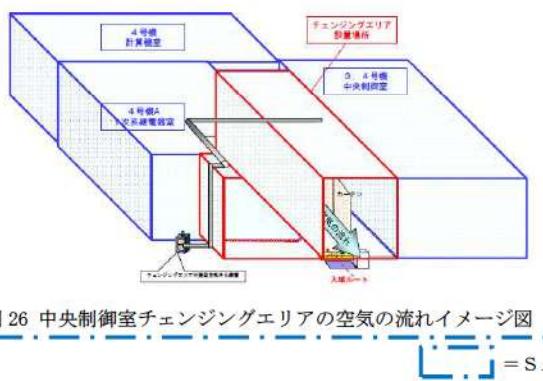
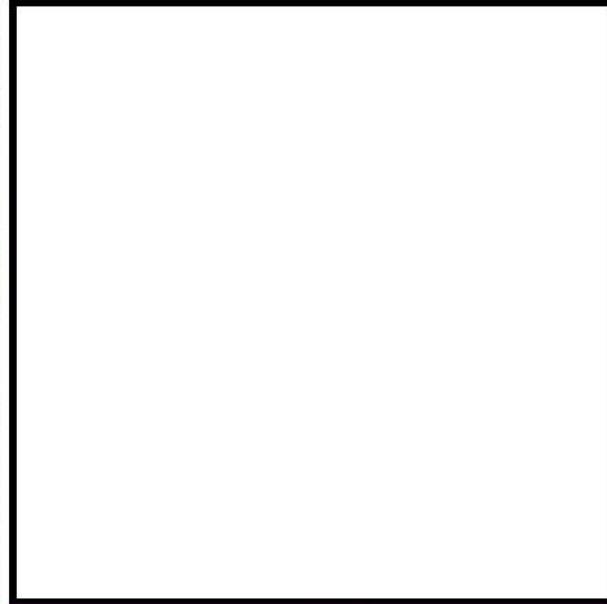
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れ      中央制御室空調装置の運転による中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れについては、図3.2-10のとおりである。      チェンジングエリアを設営する通路の空気は、中央制御室出入口扉近傍の給気口からチェンジングエリア出入口近傍の排気口（化粧天井）に向かって流れる。（➡①に示す）      中央制御室内については、原子炉補助建屋2階（T.P. 17.8m）と原子炉補助建屋2階中間床（T.P. 21.2m）が吹き抜け構造となっており、原子炉補助建屋2階中間床（T.P. 21.2m）の複数の給気口から空気が出て2箇所の排気口へ流れるが微正圧であるため、中央制御室出入口扉を開放すると中央制御室内からチェンジングエリアを設営する通路に向かって空気が流れる。（➡②に示す）      また、チェンジングエリアを設営する通路に隣接した部屋（定検班作業室、運転員控室）の扉を開放した場合は、各部屋から通路に向かって空気が流れる。（➡③に示す）各部屋から通路に合流した空気は、チェンジングエリア出入口近傍の排気口（化粧天井）に向かって流れる。</p>  <p>図3.2-10 中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れ</p> <p>■: 拝囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p> <p>SA条文関連</p>	【女川、大飯】記載充実

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止するため、チェンジングエリアに接する扉について、図25のとおり保修作業等によりアクセスが必要な扉以外はアクセス制限対象箇所とし閉止運用としている。また、アクセスが必要となる箇所については、必要な場合のみ扉を開放することでチェンジングエリアへの放射性物質の持ち込みを低減する運用とする。</p> <p>なお、中央制御室に入室する際には、脱衣エリアにて防護具類を脱衣のうえ身体サーベイエリアにて汚染サーベイを実施し、汚染がないことを確認してから入室する運用としている。</p> <p>また、チェンジングエリア可搬型空气净化装置にて浄化した空気をチェンジングエリア内に送気することにより、図26のとおりチェンジングエリアの外側へ向かって空気の流れを作る。</p> <p>なお、チェンジングエリアの設置場所は中央空調バウンダリの外側である。</p>  <p>図25 チェンジングエリア運用イメージ図</p>  <p>図26 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れイメージ図</p> <p>= S A</p> <p>c. 中央制御室への放射性物質の流入防止</p> <p>(a) 出入口扉以外の扉の施錠による放射性物質の流入防止</p> <p>中央制御室のエリヤには複数の扉が設置されているが、中央制御室への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室の境界にある扉はすべて気密扉であるとともに、図3.2-11のとおり出入口となる扉は1箇所のみとし、その他の扉については施錠管理により開放ができない運用としている。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリヤ及び脱衣後の現場作業要員の身体等に放射性物質が付着していないことを確認するためのスクリーニングエリヤを設置し、中央制御室への放射性物質の持込みを防止する。</p>  <p>図3.2-11 中央制御室出入口扉施錠箇所</p> <p>□: 拝団みの内容は機密情報に算しますので公開できません</p> <p>SA 条文関連</p>			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

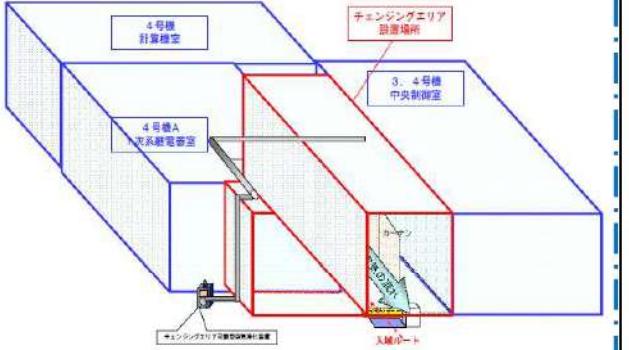
第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(8) 中央制御室チェンジングエリアに隣接する部屋の入退室の運用 チェンジングエリアへの放射性物質の持ち込みを防止するため、チェンジングエリアに隣接する部屋等の扉について、補修作業等によりアクセスが必要な扉以外はアクセス制限対象箇所とし閉止運用とする。 チェンジングエリアに隣接する部屋は、汚染の可能性が否定できないことから、部屋への入室の際には防護具類を着用するとともに退室時には必要に応じて汚染検査を実施しチェンジングエリアへの放射性物質の持ち込みを防止することとする。具体的な運用は以下のとおり。 補修作業等によりアクセス必要な部屋については、以下の運用にて、入退室を行うことで、汚染の拡大防止を図る。 チェンジングエリアに隣接する部屋への入退室の運用(1次系繼電器室) ・1次系繼電器室及び計算機室への入室の際には、防護具類を着用し、図3-2のとおり脱衣エリアを通り部屋へ入室する。 ・1次系繼電器室及び計算機室からの退室の際には部屋から脱衣エリアへ退室する。脱衣エリアで防護具類を脱衣する。 ・その後、身体サービスエリアにて汚染検査を実施する。汚染の管理基準以下であることを確認する。(管理基準以上の汚染が確認された場合は、除染エリアにて除染を実施する。)		<p>(b) グリーンハウスにおける放射性物質の閉じ込めによる中央制御室への流入防止 中央制御室へ放射性物質の流入を防止するため、グリーンハウスの汚染管理方法を以下のとおりとする。</p> <p>①表面汚染密度及び空気中放射性物質濃度の管理方法 汚染レベルが高くなると予想される靴着脱エリア及び脱衣エリアをグリーンハウス化することで、靴着脱エリアでの靴の履き替え及び脱衣エリアでの防護具類の脱衣により、防護具類の表面から剥がれ落ちた放射性物質をグリーンハウス内に閉じ込め、中央制御室内への汚染の持ち込みを防止する。 また、グリーンハウスの両端に取り付けるカーテンは、気密性を向上させるためにチャック式のカーテンとし、放射性物質の閉じ込めに万全を期す。</p> <p>②定期的な測定 グリーンハウス内には靴の履き替え等により放射性物質が持ち込まれることになるが定期的(1回/日以上)な測定により汚染の有無を確認し、汚染が確認された場合は、チェンジングエリアに滞在する放管班員が速やかに除染を行う。</p> <p>(c) 中央制御室内への放射性物質の流入を防止するための運用方法</p> <p>①グリーンハウスの設営及び要員の入退域の運用 中央制御室内への放射性物質の流入の防止に万全を期すため風向と合わせて、グリーンハウスの設営方法及びチェンジングエリアの要員の入退域の運用に関して以下のとおりとすることとしている。</p> <p>○グリーンハウス内は無風状態を維持するため、グリーンハウス自体の気密性を高くする必要があることから、出入口に取り付けるカーテンについてはチャック式のカーテンとする。</p> <p>○要員は出入口扉から入退域することになるが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室パウンダリの境界側の出入口扉のカーテン及び中央制御室側のカーテンの同時開放は禁止することとし、カーテン部に注意喚起の標識を掲示する。 また、チャック式カーテン通過後には完全にチャックを閉止することとし、上記の標識の他に注意喚起の標識を合わせて掲示する。 なお、同時開放させないための出入口扉、カーテンの状態の監視は、スクリーニングエリアに常駐する放管班員が行うこととし、必要に応じ放管班員から入退域しようとする要員に対して指示・指導するものとする。</p> <p>②チャック式のカーテンの開閉運用手順 チャック式のカーテンが同時開放される可能性があるのは、グリーンハウス両端から要員が同時に入退域する場合であり、同時開放を防止するため運用方法を以下のとおりとする。</p>	<p>【女川、大飯】記載充実 【女川】記載充実 (大飯実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 SA 条文関連</p>



## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図32 チェンジングエリアに隣接する部屋への入退室手順</p> <p>なお、チェンジングエリア可搬型空気浄化装置からの送気により、チェンジングエリア内が正圧に維持されているため、隣接する部屋へ入退室する際の扉開閉時において、図33のとおり空気はチェンジングエリアの外側に向かって流れることから、外側からチェンジングエリア内への空気の流入は防止される。</p>  <p>図33 隣接する部屋へ入退室する際の扉開閉時の空気の流れ</p> <p>また、上記の1次系総電器室等への入室は補修作業等に限られることがから入室の頻度は低いものと考えている。</p> <p style="text-align: right;">= S A</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○チェンジングエリア内のスクリーニングエリアに常駐している放管班員は、グリーンハウス両端の2箇所に設置されているチャック式のカーテンから入退域しようとする要員がいる場合、要員に対して指示・指導する必要があるため、入退域状況を常時監視する。</li> <li>○放管班員は2箇所同時にチャック式のカーテンから要員が入退域しようとしている場合、両方の要員に対して待機を指示する。</li> <li>○放管班員は、待機を指示した要員に対してチャック式のカーテンは同時開放が禁止であること及び通過後にはチャックを完全に閉止することを告知する。</li> <li>○告知後、放管班員はどちらか一方の要員に通過を指示し、もう一方の要員に対しては待機の継続を指示する。</li> <li>○先に指示した要員がチャック式のカーテンの通過後、放管班員は待機している要員に通過を指示する。</li> <li>○待機を指示されたにもかかわらず、同時にチャック式のカーテンを通過しようとする要員がいた場合、放管班員は当該要員に対して適切に指導する。</li> <li>○放管班員は、グリーンハウス内の使用済み防護具類の回収等に合わせて、適宜チャック式カーテンのチャックが完全に閉止しているかを確認する。</li> </ul> <p>(d) 中央制御室空調装置による放射性物質の中央制御室への流入防止      仮にグリーンハウスから放射性物質が漏えいした場合においても、放射性物質を中央制御室へ流入させないようにするために、中央制御室空調装置による空気の流れにより、放射性物質の中央制御室への流入を防止する。</p> <p>中央制御室に放射性物質を流入させない風向として、グリーンハウス内については放射性物質をグリーンハウス内に留めておくため無風とし、グリーンハウス外については、中央制御室出入口扉近傍の給気口からチェンジングエリア出入口近傍の排気口への風向とする。</p> <p>以上から、検証のためチェンジングエリアを設営し風向確認試験を行ったが、実際の空気の流れは、図3.2-9に示す風向であることを確認した。試験の概要を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○チェンジングエリアに設置するすべての資機材を配置した。</li> <li>○グリーンハウスの両端に設置するカーテンはチャック式とする。</li> <li>○中央制御室空調装置は、重大事故時の運転状態である閉回路循環運転にて、試験を行った。</li> <li>○グリーンハウスから中央制御室内への放射性物質の流入する経路となるようにグリーンハウスのスクリーニングエリア側に取り付けたカーテン、中央制御室出入口扉を開放し、中央制御室バウンダリの境界となる出入口扉及びカーテンについては閉止状態とした。</li> </ul>	<p>【女川】記載充実      (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

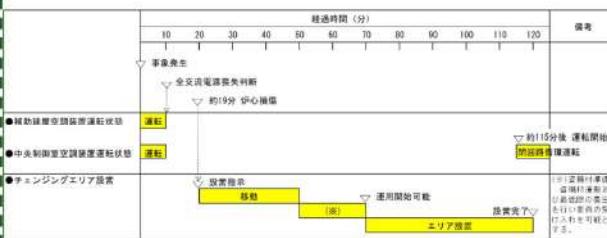
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>○確認高さは、中央制御室内、スクリーニングエリア内及びグリーンハウス内は、要員を模擬し床上高さ+1500mmとし、その他にグリーンハウス上、排気ダクト付近については、床上高さ+2000mmで確認を行った。</p> <p>放射性物質をグリーンハウス内に閉じ込めてこと及び中央制御室空調装置により、中央制御室へ放射性物質が流入することはないことから、チェンジングエリアへの可搬型空气净化装置は設置しない設計とする。</p> <p>(e) 中央制御室バウンダリ内に設営することによる外部被ばく等の低減            チェンジングエリアを中央制御室バウンダリ内に設営することにより、外部被ばく、衣服汚染及び身体汚染を低減できる。具体的には以下のとおり。            ①外部被ばくの低減            グリーンハウスを中央制御室バウンダリ外に設営した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、要員が防護具類を脱衣する際に外部被ばくの増加が懸念される。            このため、中央制御室バウンダリ内にチェンジングエリアを設営することで、環境の線量当量率は低くなり、要員の外部被ばくを低減できる。            ②衣服汚染及び身体汚染の低減            グリーンハウスを中央制御室バウンダリ外に設営した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、中央制御室への要員の入退室時に外部の放射性物質が流入することから、グリーンハウス内に汚染が付着しやすくなり要員の衣服汚染及び身体汚染の発生が増加する懸念がある。            一方、チェンジングエリアを中央制御室バウンダリ内に設営した場合は、中央制御室の環境の汚染レベルは低いため、衣服汚染及び身体汚染の発生を抑制することができる。</p> <p>d. チェンジングエリアの設営と中央制御室空調装置の閉回路循環運転の開始タイミングの関係について            チェンジングエリアの設営は「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象が発生した場合に、放管班長が事象進展の状況(炉心損傷を判断した場合等)、参考済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアを設営すると判断した場合に着手する。設営着手の判断後、緊急時対策所から3号炉中央制御室へ要員が移動を開始し、資機材準備及び最低限の養生を行いチェンジングエリアの運用を開始するまでに約50分を見込んでいる。また、チェンジングエリアの全ての設営は設営着手の判断から約100分を見込んでいる。</p>	【女川、大飯】記載充実

SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>中央制御室が設置されている原子炉補助建屋の補助建屋空調装置及び中央制御室空調装置は全交流電源喪失時には停止するが、事象発生から約115分後には中央制御室空調装置による閉回路循環運転が開始される。ただし、炉心損傷タイミングは事故事象により異なるため、チャンジングエリアの設営開始タイミングと閉回路循環運転の開始タイミングが前後する場合がある。</p> <p>例として、図3.2-12及び図3.2-13で原子炉格納容器の過圧破損事象と過温破損事象時のタイムチャートを比較する。</p> <p>チャンジングエリアについては、補助建屋空調装置及び中央制御室空調装置が停止中は設営箇所が無風状態のため設営に支障はなく、閉回路循環運転中であっても設営箇所で風を感じる程ではないため設営に支障はない。また、この様な空調状態においてチャンジングエリアの運用を開始しても無風状態又は適切な風の流れを確保できることから、防護具の脱衣、身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。</p>  <p>図3.2-12 原子炉格納容器の過圧破損時のタイムチャート</p>  <p>図3.2-13 原子炉格納容器の過温破損時のタイムチャート</p>	【女川、大飯】記載充実

SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>d. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 中央制御室に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播するがないよう サーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、 サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。 サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響は与えないようする。 ただし、中央制御室から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、退室する要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。 また、中央制御室への入室の動線と退室の動線を分離することで、 脱衣時の接触を防止する。</p> <p>なお、中央制御室から退室する要員は、防護具を着用しているため、中央制御室に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p> <p>(9) 身体サーベイ管理基準 防護具類の脱着の運用を踏まえ、中央制御室への汚染の持ち込みを防止することを目的として、チェンジングエリアにおいて汚染管理を実施する。チェンジングエリアの汚染管理基準は、表6のとおり法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度 40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10である4Bq/cm<sup>2</sup>を管理目標とする。</p>	<p>e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 中央制御室に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播するがないよう スクリーニングエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、 スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。 スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響は与えないようする。 ただし、中央制御室から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、退室する要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。 また、中央制御室への入室の動線と退室の動線を分離することで、 スクリーニングエリアで汚染が確認された要員との接触を防止する。</p> <p>なお、中央制御室から退室する要員は、防護具を着用しているため、中央制御室に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p> <p>(8) 汚染の管理基準 表3.3-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。 ただし、 サーベイエリア のバックグラウンドに応じて、 表3.3-3 の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・チェンジングエリア内で中央制御室入室者と退出者の接触によるクロスコンタミはないことに相違なし。</p>																					
	<p>(7) 汚染の管理基準 表3.3-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。 ただし、 サーベイエリア のバックグラウンドに応じて、 表3.3-3 の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p>	<p>表3.3-3 汚染の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準<sup>①</sup></th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外（発電所構内全般）～少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10 1,300cpm<sup>※2</sup> (4Bq/cm<sup>2</sup>)</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10 1,300cpm<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10を目標値とする。 1,300～40,000cpm<sup>※2</sup> (4～120Bq/cm<sup>2</sup>)</td> <td>原子力災害対策指針におけるO I L 4に準拠 40,000cpm<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記 4Bq/cm<sup>2</sup>で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。</td> <td>原子力災害対策指針におけるO I L 4【1ヶ月後の値】に準拠 13,000cpm<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table>	状況	汚染の管理基準 <sup>①</sup>	根拠等	屋外（発電所構内全般）～少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10 1,300cpm <sup>※2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10 1,300cpm <sup>※2</sup>	大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10を目標値とする。 1,300～40,000cpm <sup>※2</sup> (4～120Bq/cm <sup>2</sup> )	原子力災害対策指針におけるO I L 4に準拠 40,000cpm <sup>※3</sup>		上記 4Bq/cm <sup>2</sup> で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。	原子力災害対策指針におけるO I L 4【1ヶ月後の値】に準拠 13,000cpm <sup>※4</sup>	<p>表3.2-3 汚染の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準<sup>②</sup></th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外（発電所構内全般）～少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>※2</sup></td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10 1,300cpm<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm<sup>※3</sup> 13,000cpm<sup>※4</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるO I L 4に準拠 40,000cpm<sup>※3</sup> 原子力災害対策指針におけるO I L 4【1ヶ月後の値】に準拠 13,000cpm<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table>	状況	汚染の管理基準 <sup>②</sup>	根拠等	屋外（発電所構内全般）～少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10 1,300cpm <sup>※2</sup>	大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>※3</sup> 13,000cpm <sup>※4</sup>	原子力災害対策指針におけるO I L 4に準拠 40,000cpm <sup>※3</sup> 原子力災害対策指針におけるO I L 4【1ヶ月後の値】に準拠 13,000cpm <sup>※4</sup>
状況	汚染の管理基準 <sup>①</sup>	根拠等																						
屋外（発電所構内全般）～少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10 1,300cpm <sup>※2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10 1,300cpm <sup>※2</sup>																						
大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10を目標値とする。 1,300～40,000cpm <sup>※2</sup> (4～120Bq/cm <sup>2</sup> )	原子力災害対策指針におけるO I L 4に準拠 40,000cpm <sup>※3</sup>																						
	上記 4Bq/cm <sup>2</sup> で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。	原子力災害対策指針におけるO I L 4【1ヶ月後の値】に準拠 13,000cpm <sup>※4</sup>																						
状況	汚染の管理基準 <sup>②</sup>	根拠等																						
屋外（発電所構内全般）～少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10 1,300cpm <sup>※2</sup>																						
大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>※3</sup> 13,000cpm <sup>※4</sup>	原子力災害対策指針におけるO I L 4に準拠 40,000cpm <sup>※3</sup> 原子力災害対策指針におけるO I L 4【1ヶ月後の値】に準拠 13,000cpm <sup>※4</sup>																						

= SA

: SA範囲

SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>* 1 : 計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。          また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。</p> <p>* 2 : 4Bq/cm<sup>2</sup>相当。          * 3 : 120Bq/cm<sup>2</sup>相当。          バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000cpm × 3 ≈ 40,000cpm）</p> <p>一方、福島第一原子力発電所の事故後の対応においては、表面汚染の身体サーベイレベルとして当初設定された基準は 13,000 cpm (40 Bq/cm<sup>2</sup>) であった。しかしながら、事故進展に伴いバックグラウンドレベルが上がり、そのレベルでは汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となり、汚染の管理基準が 100,000cpm に一時的に引き上げられた。          なお、事故後の身体サーベイ結果の人数分布から身体サーベイレベルを 100,000cpm 以下としても簡易除染の実施は可能であったとされており、100,000 cpm 以下で、かつ、バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準として 40,000 cpm (120 Bq/cm<sup>2</sup>) が適当な水準とされている。          また、よう素 131 の半減期は 8 日と短いため、よう素 131 の計数率への影響は 1 ヶ月程度で小さくなるとして原子力災害対策指針（平成 25 年 9 月 5 日全部改正）における「運用上の介入レベル」（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）では 1 ヶ月後の値として 13,000 cpm (40 Bq/cm<sup>2</sup>) を除染の基準としている。          上記福島の状況に鑑み OIL では 13,000 cpm (40 Bq/cm<sup>2</sup>) を除染の基準としているが、可能な限り汚染の持ち込み低減を図るために建屋の入口で最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなどの汚染管理を実施することにより、中央制御室入口のチェンジングエリアではより低い管理基準 1,300 cpm (4 Bq/cm<sup>2</sup>) を管理目標として運用することとする。          ただし、バックグラウンドレベルが上がり汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となった場合には、状況に応じて 1,300 cpm (4 Bq/cm<sup>2</sup>) ~ 40,000 cpm (120 Bq/cm<sup>2</sup>) の適切な管理基準を定める。</p>	<p>※1 : 計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。          また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。</p> <p>※2 : 4Bq/cm<sup>2</sup>相当。          ※3 : 120Bq/cm<sup>2</sup>相当。          バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000 × 3 ≈ 40,000cpm）。          ※4 : 40Bq/cm<sup>2</sup>相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSv に相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度）。</p>	<p>※ 1 : 計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。          また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。</p> <p>※ 2 : 4Bq/cm<sup>2</sup>相当。          ※ 3 : 120Bq/cm<sup>2</sup>相当。          バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000 × 3 ≈ 40,000cpm）。          ※ 4 : 40Bq/cm<sup>2</sup>相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSv に相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度）。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違          ・スクリーニング基準の設定にあたり、準拠している OIL の設定に至る経緯等を記載しているもので、設定の考え方方に相違なし。</p>

[ ] = SA

[ ] : SA範囲

SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
<p>上記汚染の管理基準の設定にあたり、中央制御室滞在における内部被ばく線量を試算した。</p> <p>評価条件は表7のとおりとし、中央制御室に入室する運転員等の衣類には、<math>40\text{Bq}/\text{cm}^2</math> の放射性物質が付着しているものと仮定し、付着した放射性物質 (<math>40\text{Bq}/\text{cm}^2</math>) がすべて中央制御室内に持ち込まれ、浮遊するものとして評価した。</p> <p><b>表7 中央制御室における線量評価条件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>使用値</th><th>設定理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員等の衣類に付着して中央制御室に持ち込まれる放射性物質の量</td><td><math>1.014 \times 10^7 \text{Bq}/15\text{名}</math></td><td>・<math>40\text{Bq}/\text{cm}^2 \times 16900\text{cm}^2</math>（体表面積）<math>\times 15</math>名（衣類に付着した放射性物質が0~60sの短時間で中央制御室内へ全量浮遊するものと仮定） ・Cs-137とI-131を想定</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環設備処理空間容量</td><td><math>5100\text{m}^3</math></td><td>空調機器の体積を含む中央制御室バウンダリ体積として設定</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環設備フィルタ容量</td><td><math>230\text{m}^3/\text{min}</math></td><td>設計値</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環設備起動時間</td><td>60s</td><td>0~60sに中央制御室操作員の着衣の放射性物質が全て中央制御室に浮遊するものと仮定。安全側に放射性物質が全量浮遊するまでの中央制御室非常用循環設備のフィルタ効果は期待しないものとした</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環設備よう素フィルタによる除去効率</td><td>0~60s: 0% 60s~: 95%</td><td>設計上期待できる値として設定</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環設備微粒子フィルタによる除去効率</td><td>0~60s: 0% 60s~: 99%</td><td>同上</td></tr> <tr> <td>空気流入率</td><td><math>2550\text{m}^3/\text{h}</math> (<math>0.5\text{回}/\text{h}</math>)</td><td>空気流入率測定試験結果 (<math>0.17\text{回}/\text{h}</math>) を基に余裕を見込んだ値として設定</td></tr> <tr> <td>マスクの着用</td><td>考慮しない</td><td>被ばく評価上、安全側にマスクの着用を考慮しないものとする</td></tr> <tr> <td>交替回数</td><td>20回</td><td>7日間<sup>*1</sup>の直交替回数に余裕をみた値</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p> <p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p> <p><b>表3.2-4 中央制御室における線量評価条件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>使用値</th><th>設定理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員等の衣類に付着して中央制御室に持ち込まれる放射性物質の量</td><td><math>2.096E+07\text{Bq}/31\text{名}</math></td><td>・<math>40\text{Bq}/\text{cm}^2 \times 16900\text{cm}^2</math>（体表面積）<math>\times 31</math>名（衣類に付着した放射性物質が0~60sの短時間で中央制御室内へ全量浮遊するものと仮定） ・Cs-137とI-131を想定</td></tr> <tr> <td>中央制御室の空調バウンダリ体積</td><td><math>4000\text{m}^3</math></td><td>空調機器の体積を含む中央制御室バウンダリ体積として設定</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系統フィルタ容量</td><td><math>85\text{m}^3/\text{min}</math></td><td>設計値</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系統起動時間</td><td>60s</td><td>0~60sに中央制御室操作員の着衣の放射性物質が全て中央制御室内に浮遊するものと仮定。安全側に放射性物質が全量浮遊するまでの中央制御室非常用循環系統のフィルタ効果は期待しないものとした</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系統よう素フィルタによる除去効率</td><td>0~60s: 0% 60s~: 95%</td><td>設計上期待できる値として設定</td></tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環系統微粒子フィルタによる除去効率</td><td>0~60s: 0% 60s~: 99%</td><td>同上</td></tr> <tr> <td>空気流入率</td><td><math>2000\text{m}^3/\text{h}</math> (<math>0.5\text{回}/\text{h}</math>)</td><td>空気流入率測定試験結果 (<math>0.15\text{回}/\text{h}</math>) を基に余裕を見込んだ値として設定</td></tr> <tr> <td>マスクの着用</td><td>考慮しない</td><td>被ばく評価上、安全側にマスクの着用を考慮しないものとする</td></tr> <tr> <td>交替回数</td><td>20回</td><td>7日間の直交替回数に余裕をみた値</td></tr> <tr> <td>中央制御室滞在時間</td><td>49時間</td><td>運転員の勤務形態として5直2交替とし、評価期間中、最大となる班の滞在時間を設定</td></tr> <tr> <td>評価期間</td><td>7日</td><td>審査ガイド<sup>*1</sup>に基づく ＊1：「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」</td></tr> </tbody> </table> <p>SA 条文関連</p>	項目	使用値	設定理由	運転員等の衣類に付着して中央制御室に持ち込まれる放射性物質の量	$1.014 \times 10^7 \text{Bq}/15\text{名}$	・ $40\text{Bq}/\text{cm}^2 \times 16900\text{cm}^2$ （体表面積） $\times 15$ 名（衣類に付着した放射性物質が0~60sの短時間で中央制御室内へ全量浮遊するものと仮定） ・Cs-137とI-131を想定	中央制御室非常用循環設備処理空間容量	$5100\text{m}^3$	空調機器の体積を含む中央制御室バウンダリ体積として設定	中央制御室非常用循環設備フィルタ容量	$230\text{m}^3/\text{min}$	設計値	中央制御室非常用循環設備起動時間	60s	0~60sに中央制御室操作員の着衣の放射性物質が全て中央制御室に浮遊するものと仮定。安全側に放射性物質が全量浮遊するまでの中央制御室非常用循環設備のフィルタ効果は期待しないものとした	中央制御室非常用循環設備よう素フィルタによる除去効率	0~60s: 0% 60s~: 95%	設計上期待できる値として設定	中央制御室非常用循環設備微粒子フィルタによる除去効率	0~60s: 0% 60s~: 99%	同上	空気流入率	$2550\text{m}^3/\text{h}$ ( $0.5\text{回}/\text{h}$ )	空気流入率測定試験結果 ( $0.17\text{回}/\text{h}$ ) を基に余裕を見込んだ値として設定	マスクの着用	考慮しない	被ばく評価上、安全側にマスクの着用を考慮しないものとする	交替回数	20回	7日間 <sup>*1</sup> の直交替回数に余裕をみた値	項目	使用値	設定理由	運転員等の衣類に付着して中央制御室に持ち込まれる放射性物質の量	$2.096E+07\text{Bq}/31\text{名}$	・ $40\text{Bq}/\text{cm}^2 \times 16900\text{cm}^2$ （体表面積） $\times 31$ 名（衣類に付着した放射性物質が0~60sの短時間で中央制御室内へ全量浮遊するものと仮定） ・Cs-137とI-131を想定	中央制御室の空調バウンダリ体積	$4000\text{m}^3$	空調機器の体積を含む中央制御室バウンダリ体積として設定	中央制御室非常用循環系統フィルタ容量	$85\text{m}^3/\text{min}$	設計値	中央制御室非常用循環系統起動時間	60s	0~60sに中央制御室操作員の着衣の放射性物質が全て中央制御室内に浮遊するものと仮定。安全側に放射性物質が全量浮遊するまでの中央制御室非常用循環系統のフィルタ効果は期待しないものとした	中央制御室非常用循環系統よう素フィルタによる除去効率	0~60s: 0% 60s~: 95%	設計上期待できる値として設定	中央制御室非常用循環系統微粒子フィルタによる除去効率	0~60s: 0% 60s~: 99%	同上	空気流入率	$2000\text{m}^3/\text{h}$ ( $0.5\text{回}/\text{h}$ )	空気流入率測定試験結果 ( $0.15\text{回}/\text{h}$ ) を基に余裕を見込んだ値として設定	マスクの着用	考慮しない	被ばく評価上、安全側にマスクの着用を考慮しないものとする	交替回数	20回	7日間の直交替回数に余裕をみた値	中央制御室滞在時間	49時間	運転員の勤務形態として5直2交替とし、評価期間中、最大となる班の滞在時間を設定	評価期間	7日	審査ガイド <sup>*1</sup> に基づく ＊1：「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」
項目	使用値	設定理由																																																																
運転員等の衣類に付着して中央制御室に持ち込まれる放射性物質の量	$1.014 \times 10^7 \text{Bq}/15\text{名}$	・ $40\text{Bq}/\text{cm}^2 \times 16900\text{cm}^2$ （体表面積） $\times 15$ 名（衣類に付着した放射性物質が0~60sの短時間で中央制御室内へ全量浮遊するものと仮定） ・Cs-137とI-131を想定																																																																
中央制御室非常用循環設備処理空間容量	$5100\text{m}^3$	空調機器の体積を含む中央制御室バウンダリ体積として設定																																																																
中央制御室非常用循環設備フィルタ容量	$230\text{m}^3/\text{min}$	設計値																																																																
中央制御室非常用循環設備起動時間	60s	0~60sに中央制御室操作員の着衣の放射性物質が全て中央制御室に浮遊するものと仮定。安全側に放射性物質が全量浮遊するまでの中央制御室非常用循環設備のフィルタ効果は期待しないものとした																																																																
中央制御室非常用循環設備よう素フィルタによる除去効率	0~60s: 0% 60s~: 95%	設計上期待できる値として設定																																																																
中央制御室非常用循環設備微粒子フィルタによる除去効率	0~60s: 0% 60s~: 99%	同上																																																																
空気流入率	$2550\text{m}^3/\text{h}$ ( $0.5\text{回}/\text{h}$ )	空気流入率測定試験結果 ( $0.17\text{回}/\text{h}$ ) を基に余裕を見込んだ値として設定																																																																
マスクの着用	考慮しない	被ばく評価上、安全側にマスクの着用を考慮しないものとする																																																																
交替回数	20回	7日間 <sup>*1</sup> の直交替回数に余裕をみた値																																																																
項目	使用値	設定理由																																																																
運転員等の衣類に付着して中央制御室に持ち込まれる放射性物質の量	$2.096E+07\text{Bq}/31\text{名}$	・ $40\text{Bq}/\text{cm}^2 \times 16900\text{cm}^2$ （体表面積） $\times 31$ 名（衣類に付着した放射性物質が0~60sの短時間で中央制御室内へ全量浮遊するものと仮定） ・Cs-137とI-131を想定																																																																
中央制御室の空調バウンダリ体積	$4000\text{m}^3$	空調機器の体積を含む中央制御室バウンダリ体積として設定																																																																
中央制御室非常用循環系統フィルタ容量	$85\text{m}^3/\text{min}$	設計値																																																																
中央制御室非常用循環系統起動時間	60s	0~60sに中央制御室操作員の着衣の放射性物質が全て中央制御室内に浮遊するものと仮定。安全側に放射性物質が全量浮遊するまでの中央制御室非常用循環系統のフィルタ効果は期待しないものとした																																																																
中央制御室非常用循環系統よう素フィルタによる除去効率	0~60s: 0% 60s~: 95%	設計上期待できる値として設定																																																																
中央制御室非常用循環系統微粒子フィルタによる除去効率	0~60s: 0% 60s~: 99%	同上																																																																
空気流入率	$2000\text{m}^3/\text{h}$ ( $0.5\text{回}/\text{h}$ )	空気流入率測定試験結果 ( $0.15\text{回}/\text{h}$ ) を基に余裕を見込んだ値として設定																																																																
マスクの着用	考慮しない	被ばく評価上、安全側にマスクの着用を考慮しないものとする																																																																
交替回数	20回	7日間の直交替回数に余裕をみた値																																																																
中央制御室滞在時間	49時間	運転員の勤務形態として5直2交替とし、評価期間中、最大となる班の滞在時間を設定																																																																
評価期間	7日	審査ガイド <sup>*1</sup> に基づく ＊1：「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」																																																																

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>被ばく評価結果を表8に示す。衣類の付着物として全量Cs-137を仮定した場合は、約0.2mSv/7日、全量I-131を仮定した場合は約0.1mSv/7日程度であり、持ち込まれた放射性物質が全量浮遊したものと仮定しても被ばく線量は小さいものであり、現実的には全量浮遊することはないため、実際の被ばく影響は十分に小さいものと考える。</p> <p>なお、中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、別途「中央制御室の居住性に係る被ばく評価について」において審査ガイドに基づき評価しており、本評価は中央制御室入室の汚染管理基準の評価のため試算したものである。</p> <p>表8 衣類に付着した放射性物質による中央制御室での被ばく評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>Cs-137の衣類への付着を仮定</th><th>I-131の衣類への付着を仮定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸入攝取による実効線量結果(mSv/7日)</td><td>約0.2</td><td>約0.1</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、さらなる被ばく低減の観点からもより低い管理基準で運用していくことも視野に入れて改善を図っていく。</p>		Cs-137の衣類への付着を仮定	I-131の衣類への付着を仮定	吸入攝取による実効線量結果(mSv/7日)	約0.2	約0.1		<p>被ばく評価結果を表3.2-5に示す。衣類の付着物として全量Cs-137を仮定した場合は、約0.8 mSv/7日、全量I-131を仮定した場合は約0.4 mSv/7日であり、持ち込まれた放射性物質が全量浮遊したものと仮定しても被ばく線量は小さいものであり、現実的には全量浮遊することはないため、実際の被ばく影響は十分に小さいものと考える。</p> <p>なお、中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、別途「原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について」において審査ガイドに基づき評価しており、本評価は中央制御室入室の汚染管理基準の評価のため試算したものである。</p> <p>表3.2-5 衣類に付着した放射性物質による中央制御室での被ばく評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>Cs-137の衣類への付着を仮定</th><th>I-131の衣類への付着を仮定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸入攝取による実効線量結果(mSv/7日)</td><td>約0.8</td><td>約0.4</td></tr> </tbody> </table> <p>また、さらなる被ばく低減の観点からもより低い管理基準で運用していくことも視野に入れて改善を図っていく。</p>		Cs-137の衣類への付着を仮定	I-131の衣類への付着を仮定	吸入攝取による実効線量結果(mSv/7日)	約0.8	約0.4	<p>【女川】記載充実          （大飯実績の反映）</p>
	Cs-137の衣類への付着を仮定	I-131の衣類への付着を仮定													
吸入攝取による実効線量結果(mSv/7日)	約0.2	約0.1													
	Cs-137の衣類への付着を仮定	I-131の衣類への付着を仮定													
吸入攝取による実効線量結果(mSv/7日)	約0.8	約0.4													

 = SA

SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(10) 中央制御室におけるマスク着用の運用          中央制御室における放射性物質濃度の監視については、重大事故発生時によう素・ダスト濃度の監視を行うこととしている。この中央制御室内の放射性物質濃度等の確認の結果、あらかじめ定めた管理基準（空気中よう素濃度：<math>1 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3</math>）を下回る場合はマスクを外すこととし、上回る場合はマスクの着用を判断する。          なお、測定は緊急時対策所の本部長の指示により、放射線管理班以外の要員等によっても測定できるよう設備、環境を整備するとともに、管理基準を定めている。          また、事象進展が早く、放射性物質濃度の監視の準備が整うまでは、炉心損傷を判断した場合は、その時点でマスクを着用することとし、その後に放射性物質濃度の監視が開始されて以降は、管理基準に従うこととする。マスクの着脱の判断方法は表9のとおり。</p> <p>表9 マスク着用の判断方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th><th>情報</th><th>判断方法</th><th>判断主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性物質濃度の監視が可能な状況</td><td>放射性物質濃度等</td><td>放射性物質濃度等の情報によりマスク着脱を判断する。</td><td>緊急時対策所対策本部長</td></tr> <tr> <td>事象の進展が早く放射性物質濃度の監視の準備が整うままで</td><td>炉心損傷</td><td>炉心損傷によりマスク着用を判断する。（マスクを外す判断は放射性物質濃度の監視が可能な状況と同様）</td><td>中央制御室 当直課長</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、炉心損傷を判断基準とした理由としては、原子炉格納容器内に放出される放射性物質量が急激に増加し、それに伴い大気への放出量が増加し、中央制御室内放射性物質濃度が高くなるリスクが高まる。ことから、「炉心損傷確認（炉心出口温度 350°C 及び CV 内高レンジエリヤモニタ <math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math>）」によりマスク着用を判断する。事故初期の運転員操作の幅狭に鑑みると、マスク着用判断に迷わないことが最優先であることから、炉心損傷確認によりマスク着用することとする。</p> <p>中央制御室における放射性物質濃度の監視については、可搬式ダストサンプラー（よう素、粒子状物質）を中央制御室内に配備し、重大事故発生時によう素・ダスト濃度の監視を行うこととしている。本装置は連続監視が可能ではないものの、適時監視することにより、マスクの着脱の判断を適切に実施することが可能である。</p>	状況	情報	判断方法	判断主体	放射性物質濃度の監視が可能な状況	放射性物質濃度等	放射性物質濃度等の情報によりマスク着脱を判断する。	緊急時対策所対策本部長	事象の進展が早く放射性物質濃度の監視の準備が整うままで	炉心損傷	炉心損傷によりマスク着用を判断する。（マスクを外す判断は放射性物質濃度の監視が可能な状況と同様）	中央制御室 当直課長	<p>(8) 中央制御室におけるマスク着用の要否について          中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表3.3-4のとおりとする。          事故直後の運転員操作の幅狭を鑑みるとマスク着用の判断に迷わないことが最優先であることから、炉心損傷の判断後に運転員の中央制御室滞在時及び現場作業を実施する場合において、全面マスク等を着用する。</p> <p>表3.3-4 マスクの着用の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断情報</th><th>判断方法</th><th>判断主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心損傷を判断した場合</td><td>格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線総量率が、設計基準事故相当のガンマ線総量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300°C 以上を確認した場合</td><td>中央制御室 発電課長</td></tr> </tbody> </table>	判断情報	判断方法	判断主体	炉心損傷を判断した場合	格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線総量率が、設計基準事故相当のガンマ線総量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300°C 以上を確認した場合	中央制御室 発電課長	<p>(9) 中央制御室におけるマスク着用の要否について          中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表3.2-6のとおりとする。          事故直後の運転員操作の幅狭を鑑みるとマスク着用の判断に迷わないことが最優先であることから、重大事故等が発生し炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するために全面マスクを着用する。</p> <p>表3.2-6 マスクの着用の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断情報</th><th>判断方法</th><th>判断主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合</td><td>炉心出口温度が 350°C を超えて上昇が継続する場合、又は格納容器内高レンジエリヤモニタ（高レンジ）の指示値が <math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math> 以上</td><td>中央制御室 発電課長（当直）</td></tr> </tbody> </table>	判断情報	判断方法	判断主体	重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合	炉心出口温度が 350°C を超えて上昇が継続する場合、又は格納容器内高レンジエリヤモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上	中央制御室 発電課長（当直）	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】運用の相違      ・泊は発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、炉心出口温度と格納容器内高レンジエリヤモニタの指示値による着用基準により、発電課長（当直）がマスク着用の判断をすることとしている。（伊方、川内と同様）</p> <p>・女川はマスク等の着用の判断基準を「炉心損傷を判断した場合」としており、格納容器内雰囲気放射線モニタ又は原子炉圧力容器温度（格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合）により着用基準を明確にしている。</p> <p>・泊のマスク着用の判断基準は、炉心損傷の判断基準である炉心出口温度 350°C 以上及び格納容器内高レンジエリヤモニタ（高レンジ）<math>1 \times 10^5 \text{ mSv/h}</math> を「及び」ではなく「又は」の条件にすることで、炉心損傷前にマスク着用を判断し、確実に被ばく防護を図る方針としているため、先行プラント実績のない判断基準となっている。</p> <p>・いずれも判断基準に基づき、確実にマスクを着用する方針に相違なし。</p> <p>【女川】設計の相違      ・女川は電動ファン付き全面マスク及び全面マ</p>
状況	情報	判断方法	判断主体																								
放射性物質濃度の監視が可能な状況	放射性物質濃度等	放射性物質濃度等の情報によりマスク着脱を判断する。	緊急時対策所対策本部長																								
事象の進展が早く放射性物質濃度の監視の準備が整うままで	炉心損傷	炉心損傷によりマスク着用を判断する。（マスクを外す判断は放射性物質濃度の監視が可能な状況と同様）	中央制御室 当直課長																								
判断情報	判断方法	判断主体																									
炉心損傷を判断した場合	格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線総量率が、設計基準事故相当のガンマ線総量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300°C 以上を確認した場合	中央制御室 発電課長																									
判断情報	判断方法	判断主体																									
重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合	炉心出口温度が 350°C を超えて上昇が継続する場合、又は格納容器内高レンジエリヤモニタ（高レンジ）の指示値が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上	中央制御室 発電課長（当直）																									
<p>= S A</p>	<p>: S A範囲</p>	<p>SA 条文関連</p>																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>(9) 乾電池内蔵型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表3.3-5に示す数量及び仕様とする。</p> <p>表3.3-5 チェンジングエリアの乾電池内蔵型照明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>保管場所</th><th>数量</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾電池内蔵型照明 </td><td>中央制御室</td><td>5台（予備1台）</td><td>電源：乾電池（單一×4） 点灯可能時間：約11時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。)</td></tr> </tbody> </table>		保管場所	数量	仕様	乾電池内蔵型照明 	中央制御室	5台（予備1台）	電源：乾電池（單一×4） 点灯可能時間：約11時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。)	<p>(10) 可搬型照明（SA）</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に可搬型照明（SA）を使用する。可搬型照明（SA）は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表3.2-7に示す数量及び仕様とする。</p> <p>表3.2-7 チェンジングエリアの可搬型照明（SA）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>保管場所</th><th>数量</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型照明（SA） </td><td>中央制御室付近</td><td>2個（予備1個）</td><td>電源：AC100V 点灯時間：約2.5時間 (蓄電池による点灯時)</td></tr> </tbody> </table>		保管場所	数量	仕様	可搬型照明（SA） 	中央制御室付近	2個（予備1個）	電源：AC100V 点灯時間：約2.5時間 (蓄電池による点灯時)	<p>スクを全面マスク等と整理しているのに対し、泊では電動ファン付き全面マスクは配備しない。（大飯、伊方、川内と同様）</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）  <b>【女川】</b> 設計の相違      ・女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はパッテリ式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。（大飯、伊方、川内と同様）</p>
	保管場所	数量	仕様																
乾電池内蔵型照明 	中央制御室	5台（予備1台）	電源：乾電池（單一×4） 点灯可能時間：約11時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。)																
	保管場所	数量	仕様																
可搬型照明（SA） 	中央制御室付近	2個（予備1個）	電源：AC100V 点灯時間：約2.5時間 (蓄電池による点灯時)																
	<p>(10) チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>中央制御室における現場作業を行う運転員は、2名1組で2組を想定し、同時に4名の運転員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリアに同時に4名の要員が来た場合、全ての要員が中央制御室に入りきるまで約15分であり、全ての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を3名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を1名と想定）でも約34分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも、チェンジングエリアは建屋内に設置しており、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>(11) チェンジングエリアのスペースについて</p> <p>中央制御室における現場作業を行う運転員は、2名1組で2組を想定し、同時に4名の運転員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリアに同時に4名の要員が来た場合、すべての要員が中央制御室に入りきるまで約9分であり、すべての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を3名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を1名と想定）でも約28分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも、チェンジングエリアは建屋内に設置しており、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>【女川】 設計の相違      ・チェンジングエリアの通過時間に大きな差はない。</p>																
		: S A範囲	SA 条文関連																

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>(11) 放射線管理班の緊急時対応のケーススタディ 放射線管理班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（最大270分）、可搬型モニタリングポスト（海側用）の設置（最大90分）、代替気象観測設備の設置（210分）を行うことを想定している。</p> <p>これら対応項目の優先順位については、放射線管理班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。 例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合（ケース①）には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事が発生した場合（ケース②）は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放射線管理班6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p> <p>・ケース①（平日の勤務時間帯に事故が発生した場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯(時間)</th><th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応項目</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td></tr> <tr> <td>対応項目 要員</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>緊急時対策特別措置法の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>小屋内換気システム（シールド）の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> </tbody> </table> <p>・ケース②（夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯(時間)</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応項目</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td></tr> <tr> <td>対応項目 要員</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>緊急時対策特別措置法の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>小屋内換気システム（シールド）の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> </tbody> </table>	時間帯(時間)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	対応項目	警戒	対応項目 要員	0名	放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営	0名	可搬型モニタリングポストの設置	0名	代替気象観測設備の設置	0名	緊急時対策特別措置法の設営	0名	小屋内換気システム（シールド）の設営	0名	時間帯(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	対応項目	警戒	対応項目 要員	0名	放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営	0名	可搬型モニタリングポストの設置	0名	代替気象観測設備の設置	0名	緊急時対策特別措置法の設営	0名	小屋内換気システム（シールド）の設営	0名	<p>(12) 放管班の緊急時対応のケーススタディ 放管班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約190分）、可搬型モニタリングポスト（海側用及び緊急時対策所付近用）の設置（約120分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約100分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約80分）を行うことを想定している。</p> <p>これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。 例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合（ケース①）には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に該当する事象又は「原子力災害対策特別措置法」第15条第1項に該当する事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合（ケース②）は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放管班6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。</p> <p>・ケース①（平日の勤務時間帯に事故が発生した場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯(時間)</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応項目</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td></tr> <tr> <td>対応項目 要員</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>緊急時対策特別措置法の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>小屋内換気システム（シールド）の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> </tbody> </table> <p>・ケース②（夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間帯(時間)</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応項目</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td><td>警戒</td></tr> <tr> <td>対応項目 要員</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>代替気象観測設備の設置</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>緊急時対策特別措置法の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> <tr> <td>小屋内換気システム（シールド）の設営</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td></tr> </tbody> </table>	時間帯(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	対応項目	警戒	対応項目 要員	0名	放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営	0名	可搬型モニタリングポストの設置	0名	代替気象観測設備の設置	0名	緊急時対策特別措置法の設営	0名	小屋内換気システム（シールド）の設営	0名	時間帯(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	対応項目	警戒	対応項目 要員	0名	放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営	0名	可搬型モニタリングポストの設置	0名	代替気象観測設備の設置	0名	緊急時対策特別措置法の設営	0名	小屋内換気システム（シールド）の設営	0名	<p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】設置時間、設置設備種類、設置場所及び設備名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 原災法第15条事象発生を考慮した記載としている。(60条及び技術的能力1.17との記載表現統一)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
時間帯(時間)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
対応項目	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
対応項目 要員	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
可搬型モニタリングポストの設置	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
代替気象観測設備の設置	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
緊急時対策特別措置法の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
小屋内換気システム（シールド）の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
時間帯(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
対応項目	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
対応項目 要員	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
可搬型モニタリングポストの設置	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
代替気象観測設備の設置	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緊急時対策特別措置法の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小屋内換気システム（シールド）の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
時間帯(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
対応項目	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
対応項目 要員	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
可搬型モニタリングポストの設置	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
代替気象観測設備の設置	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緊急時対策特別措置法の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小屋内換気システム（シールド）の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
時間帯(時間)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
対応項目	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒	警戒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
対応項目 要員	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線管理班（モニタリングポストなど） 放射線監視装置の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
可搬型モニタリングポストの設置	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
代替気象観測設備の設置	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緊急時対策特別措置法の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小屋内換気システム（シールド）の設営	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			S A 条文関連																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3.4 中央制御室への地震及び火災等の影響</b></p> <p>地震、自然災害（竜巻等）、火災及び溢水について、中央制御室に影響を与える事象を抽出し、対応について整理した。</p> <p>中央制御室に影響を与える可能性のある事象として、表3.4-1に示す起因事象（内部火災、内部溢水、地震等）と同時にもたらされる環境条件が考えられるが、いずれの場合でも中央制御室での運転操作に影響を与えることはない。</p> <p>中央制御室における主な対応を以下に示す。</p> <p>○地震</p> <p>2号炉中央制御室の制御盤付近で被災した場合、運転員は制御盤への誤接触、運転員自身の転倒を防止するため、制御盤の手摺にて安全を確保するとともに警報発信状況等の把握に努める。また地震時においても運転員が必要な監視操作を行なうことができるよう、中央制御室は基準地震動Ssに対し耐震性を有する制御建屋地上3階に設置するとともに、制御盤は必要な耐震性を有する設計とする。</p> <p>○火災</p> <p>中央制御室にて火災が発生した場合は、運転員が火災状況を確認できる設計とし、初期消火を行うことができるよう消火器を設置している。</p> <p>また、中央制御室外で発生した火災に対しても、中央制御室の機能に影響を与えることがない設計とする。</p> <p>○溢水</p> <p>中央制御室には溢水源は存在しないことを確認している。万一、火災が発生したとしても、運転員が火災状況を確認し、消火器にて初期消火を行うこととしているため、消火活動に伴う内部溢水による影響はない。</p> <p>また、中央制御室外で発生した溢水に対しても、中央制御室の機能に影響を与えることがない設計とする。</p>	<p><b>3.3 中央制御室への地震、火災等の影響</b></p> <p>地震、自然災害（竜巻等）、火災及び溢水について、中央制御室に影響を与える事象を抽出し、対応について整理した。</p> <p>中央制御室に影響を与える可能性のある事象として、表3.3-1に示す起因事象（内部火災、内部溢水、地震等）と同時にもたらされる環境条件が考えられるが、いずれの場合でも中央制御室での運転操作に影響を与えることはない。</p> <p>中央制御室における主な対応を以下に示す。</p> <p>○地震</p> <p>3号炉中央制御室の中央制御盤付近で被災した場合、運転員は中央制御盤への誤接触、運転員自身の転倒を防止するため、運転員机又は中央制御盤の手摺にて安全を確保するとともに警報発信状況等の把握に努める。また、地震時においても運転員が必要な監視操作を行なうことができるよう、中央制御室は基準地震動に対し耐震性を有する原子炉補助建屋地上2階に設置するとともに、中央制御盤は必要な耐震性を有する設計とする。</p> <p>○火災</p> <p>中央制御室にて火災が発生した場合は、運転員が火災状況を確認できる設計とし、初期消火を行うことができるよう消火器を設置している。</p> <p>また、中央制御室外で発生した火災に対しても、中央制御室の機能に影響を与えることがない設計とする。</p> <p>○溢水</p> <p>中央制御室には溢水源は存在しないことを確認している。万一、火災が発生したとしても、運転員が火災状況を確認し、消火器にて初期消火を行うこととしているため、消火活動に伴う内部溢水による影響はない。</p> <p>また、中央制御室外で発生した溢水に対しても、中央制御室の機能に影響を与えることがない設計とする。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）      【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違      【女川】設備の相違      • 手摺の設置箇所</p> <p>【女川】記載表現の相違      【女川】設備名称の相違      • 中央制御室を設置する建屋の相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

: DB範囲

DB条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p><b>表3.4-1 中央制御室に同時にたらされる環境条件への対応(1/2)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起因事象</th><th>同時にたらされる中央制御室の環境条件</th><th>中央制御室での運転操作に与える影響</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部火災 (地震起因含む)</td><td>火災による中央制御室内設備の機能喪失</td><td>中央制御室にて火災が発生しても速やかに消火できるよう、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器にて初期消火を行う」ことを社内文書に定めることとしているため、中央制御室の機能は維持される。 (詳細については、設置許可基準規則第8条「火災による損傷の防止」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>内部溢水 (地震起因含む)</td><td>溢水による中央制御室内設備の機能喪失</td><td>中央制御室には溢水源がないことを確認している。 火災が発生したとしても、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器にて初期消火を行う」ことを社内文書に定めることとしているため、内部溢水による影響がないことを確認している。 制御盤台内の蒸気配管については、溢水ガイドに基づき想定破損の除外が適応されることを確認している。 (詳細については、設置許可基準規則第9条「溢水による損傷の防止等」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>地震時の接触等による誤操作</td><td>地震発生時の対応として「運転員は地震が発生した場合、制御盤から離れて誤接觸を防ぐとともに、制御盤の手掛けに对人体の安全確保に努める」ことを社内文書に定めることとしている。 外部電源喪失においても、中央制御室の照明は、非常用ディーゼル発電機から給電され、蓄電池からの給電により点灯する直式非常灯も備えており、機能が喪失することはない。また、乾電池式の回路型照明を備えており、機能が喪失することはない。 (詳細については、設置許可基準規則第11条「安全避難通路等」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>風(台風) 竜巻</td><td></td><td>非常用ディーゼル発電機は各自然現象に対して、外部電源喪失の有無によらず健全性が確保されることを確認している。 地震: 設計基準地盤動に対して、耐震Mクラス設計であるため、健全性が確保される。 風(台風): 設計基準の風速による風圧に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。 竜巻: 設計基準の竜巻風速による複合荷重(風圧、気圧差、飛来物衝撃力)に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。</td></tr> <tr> <td>凍結 (低温)</td><td></td><td>凍結(低温): 制御建屋屋根空調設備により温度制御されているため、本体設備への影響はない。屋外の燃料タンクは外気温の影響を受けにくい地下式としており、凍結等が発生しない設計としている。</td></tr> <tr> <td>降水</td><td>外部電源喪失による照 明等の所内電源の喪失</td><td>降水: 設計基準の降水に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。 積雪: 設計基準の積雪による堆積荷重に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td></td><td>落雷: 設計基準の雷電流密度に対して、避雷針や保安器等による防護で健全性が確保されることを確認。</td></tr> <tr> <td>落雷</td><td></td><td>地すべり: 女川原子力発電所には地すべり、土石流並びにかけ崩れを起こすような地形は存在しない。</td></tr> <tr> <td>生物学的事象</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	起因事象	同時にたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での運転操作に与える影響	内部火災 (地震起因含む)	火災による中央制御室内設備の機能喪失	中央制御室にて火災が発生しても速やかに消火できるよう、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器にて初期消火を行う」ことを社内文書に定めることとしているため、中央制御室の機能は維持される。 (詳細については、設置許可基準規則第8条「火災による損傷の防止」に関する適合状況説明資料を参照)	内部溢水 (地震起因含む)	溢水による中央制御室内設備の機能喪失	中央制御室には溢水源がないことを確認している。 火災が発生したとしても、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器にて初期消火を行う」ことを社内文書に定めることとしているため、内部溢水による影響がないことを確認している。 制御盤台内の蒸気配管については、溢水ガイドに基づき想定破損の除外が適応されることを確認している。 (詳細については、設置許可基準規則第9条「溢水による損傷の防止等」に関する適合状況説明資料を参照)	地震	地震時の接触等による誤操作	地震発生時の対応として「運転員は地震が発生した場合、制御盤から離れて誤接觸を防ぐとともに、制御盤の手掛けに对人体の安全確保に努める」ことを社内文書に定めることとしている。 外部電源喪失においても、中央制御室の照明は、非常用ディーゼル発電機から給電され、蓄電池からの給電により点灯する直式非常灯も備えており、機能が喪失することはない。また、乾電池式の回路型照明を備えており、機能が喪失することはない。 (詳細については、設置許可基準規則第11条「安全避難通路等」に関する適合状況説明資料を参照)	風(台風) 竜巻		非常用ディーゼル発電機は各自然現象に対して、外部電源喪失の有無によらず健全性が確保されることを確認している。 地震: 設計基準地盤動に対して、耐震Mクラス設計であるため、健全性が確保される。 風(台風): 設計基準の風速による風圧に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。 竜巻: 設計基準の竜巻風速による複合荷重(風圧、気圧差、飛来物衝撃力)に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。	凍結 (低温)		凍結(低温): 制御建屋屋根空調設備により温度制御されているため、本体設備への影響はない。屋外の燃料タンクは外気温の影響を受けにくい地下式としており、凍結等が発生しない設計としている。	降水	外部電源喪失による照 明等の所内電源の喪失	降水: 設計基準の降水に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。 積雪: 設計基準の積雪による堆積荷重に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。	積雪		落雷: 設計基準の雷電流密度に対して、避雷針や保安器等による防護で健全性が確保されることを確認。	落雷		地すべり: 女川原子力発電所には地すべり、土石流並びにかけ崩れを起こすような地形は存在しない。	生物学的事象			<p><b>表3.3-1 中央制御室に同時にたらされる環境条件への対応 (1/2)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起因事象</th><th>同時にたらされる中央制御室の環境条件</th><th>中央制御室での操作性(操作の容易性)を確保するための対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部火災 (地震起因含む)</td><td>溢水に伴う炎、煙の発生及び温度上昇による中央制御室内設備操作性への影響</td><td>中央制御室は、常駐する運転員によって火災感知器による早期の大炎感知、並びに二酸化炭素消火器または粉末消火器による消火活動が可能であり、中央制御室床下のイカートガス消火器ダクトには、火災感知器及び自動消火設備であるイカートガス消火設備を設置することにより、中央制御室の機能を維持する。 また、中央制御室内で火災が発生した場合には、室内の煙感知器により火災を感知し、常駐する運転員が二酸化炭素消火器による消火を行うことで中央制御室の機能を維持する。 (詳細については、設置許可基準規則第8条「火災による損傷の防止」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>内部溢水 (地震起因含む)</td><td>溢水に伴う水位、湿度、錆量上昇、化学薬品、照明喪失、感電、漏水による中央制御室内設備操作性への影響</td><td>中央制御室には溢水源がないこととすると、火災が発生したとしても、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器または粉末消火器にて初期消火を行う」ことを社内規程にて定めることとし、消火による溢水の影響がない設計とする。 (詳細については、設置許可基準規則第9条「溢水による損傷の防止等」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>余震による中央制御室内設備操作性への影響</td><td>運転員は地震の揺れを感じた場合、操作を中止し運転員は中央制御室の手掛けにて安全を確保するとともに、主張上の操作器への誤操作の防止を図り、警報発生状況等の把握に努める」ことを社内規程類(震動要領)に定める。なお、地震発生の際は既述として以下の項目を社内規程類(震動要領)に記載している。 ・体感等による振れ ・「原子炉トリップベーシック作動」警報発信 ・地震加速度大にによる原子炉トリップ ・地震による2次警報発信</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td></td><td>外部電源喪失においても、中央制御室の照明は、ディーゼル発電機から給電され、機能が喪失しない設計とする。また、無停電電源保安装置及び耐震型照明を備えており、全交流電力電源喪失時に重大事故等に対するために必要な電源の供給が代替非常用発電機から開始されるまでの間ににおいても照明は確保される。(詳細については、設置許可基準規則第11条「安全避難通路等」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>風(台風)</td><td></td><td>※ ディーゼル発電機は各自然現象に対して健全性が確保される設計とする。</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>外部電源喪失による照 明等の所内電源の喪失</td><td>地: 設計基準地盤動に対して、耐震Mクラス設計とする。 竜巻: 設計基準の竜巻風速による複合荷重(風圧、気圧差、飛来物衝撃力)に対して、外殻による防護で健全性を確保する。</td></tr> <tr> <td>落雷</td><td></td><td>風(台風): 設計基準の風速による風圧に対して、外殻による防護で健全性を確保する。</td></tr> <tr> <td>外部火災</td><td></td><td>積雪: 設計基準の積雪による堆積荷重に対して、外殻による防護で健全性を確保する。</td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td></td><td>落雷: 設計基準の雷電流密度に対して、避雷針や避雷網等による防護で健全性を確保する。</td></tr> <tr> <td>降水(豪雨(暴雨))</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>生物学的事象</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	起因事象	同時にたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での操作性(操作の容易性)を確保するための対応	内部火災 (地震起因含む)	溢水に伴う炎、煙の発生及び温度上昇による中央制御室内設備操作性への影響	中央制御室は、常駐する運転員によって火災感知器による早期の大炎感知、並びに二酸化炭素消火器または粉末消火器による消火活動が可能であり、中央制御室床下のイカートガス消火器ダクトには、火災感知器及び自動消火設備であるイカートガス消火設備を設置することにより、中央制御室の機能を維持する。 また、中央制御室内で火災が発生した場合には、室内の煙感知器により火災を感知し、常駐する運転員が二酸化炭素消火器による消火を行うことで中央制御室の機能を維持する。 (詳細については、設置許可基準規則第8条「火災による損傷の防止」に関する適合状況説明資料を参照)	内部溢水 (地震起因含む)	溢水に伴う水位、湿度、錆量上昇、化学薬品、照明喪失、感電、漏水による中央制御室内設備操作性への影響	中央制御室には溢水源がないこととすると、火災が発生したとしても、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器または粉末消火器にて初期消火を行う」ことを社内規程にて定めることとし、消火による溢水の影響がない設計とする。 (詳細については、設置許可基準規則第9条「溢水による損傷の防止等」に関する適合状況説明資料を参照)	地震	余震による中央制御室内設備操作性への影響	運転員は地震の揺れを感じた場合、操作を中止し運転員は中央制御室の手掛けにて安全を確保するとともに、主張上の操作器への誤操作の防止を図り、警報発生状況等の把握に努める」ことを社内規程類(震動要領)に定める。なお、地震発生の際は既述として以下の項目を社内規程類(震動要領)に記載している。 ・体感等による振れ ・「原子炉トリップベーシック作動」警報発信 ・地震加速度大にによる原子炉トリップ ・地震による2次警報発信	竜巻		外部電源喪失においても、中央制御室の照明は、ディーゼル発電機から給電され、機能が喪失しない設計とする。また、無停電電源保安装置及び耐震型照明を備えており、全交流電力電源喪失時に重大事故等に対するために必要な電源の供給が代替非常用発電機から開始されるまでの間ににおいても照明は確保される。(詳細については、設置許可基準規則第11条「安全避難通路等」に関する適合状況説明資料を参照)	風(台風)		※ ディーゼル発電機は各自然現象に対して健全性が確保される設計とする。	積雪	外部電源喪失による照 明等の所内電源の喪失	地: 設計基準地盤動に対して、耐震Mクラス設計とする。 竜巻: 設計基準の竜巻風速による複合荷重(風圧、気圧差、飛来物衝撃力)に対して、外殻による防護で健全性を確保する。	落雷		風(台風): 設計基準の風速による風圧に対して、外殻による防護で健全性を確保する。	外部火災		積雪: 設計基準の積雪による堆積荷重に対して、外殻による防護で健全性を確保する。	火山の影響		落雷: 設計基準の雷電流密度に対して、避雷針や避雷網等による防護で健全性を確保する。	降水(豪雨(暴雨))			生物学的事象			<p>D B 範囲</p> <p>DB 条文関連</p>
起因事象	同時にたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での運転操作に与える影響																																																																			
内部火災 (地震起因含む)	火災による中央制御室内設備の機能喪失	中央制御室にて火災が発生しても速やかに消火できるよう、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器にて初期消火を行う」ことを社内文書に定めることとしているため、中央制御室の機能は維持される。 (詳細については、設置許可基準規則第8条「火災による損傷の防止」に関する適合状況説明資料を参照)																																																																			
内部溢水 (地震起因含む)	溢水による中央制御室内設備の機能喪失	中央制御室には溢水源がないことを確認している。 火災が発生したとしても、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器にて初期消火を行う」ことを社内文書に定めることとしているため、内部溢水による影響がないことを確認している。 制御盤台内の蒸気配管については、溢水ガイドに基づき想定破損の除外が適応されることを確認している。 (詳細については、設置許可基準規則第9条「溢水による損傷の防止等」に関する適合状況説明資料を参照)																																																																			
地震	地震時の接触等による誤操作	地震発生時の対応として「運転員は地震が発生した場合、制御盤から離れて誤接觸を防ぐとともに、制御盤の手掛けに对人体の安全確保に努める」ことを社内文書に定めることとしている。 外部電源喪失においても、中央制御室の照明は、非常用ディーゼル発電機から給電され、蓄電池からの給電により点灯する直式非常灯も備えており、機能が喪失することはない。また、乾電池式の回路型照明を備えており、機能が喪失することはない。 (詳細については、設置許可基準規則第11条「安全避難通路等」に関する適合状況説明資料を参照)																																																																			
風(台風) 竜巻		非常用ディーゼル発電機は各自然現象に対して、外部電源喪失の有無によらず健全性が確保されることを確認している。 地震: 設計基準地盤動に対して、耐震Mクラス設計であるため、健全性が確保される。 風(台風): 設計基準の風速による風圧に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。 竜巻: 設計基準の竜巻風速による複合荷重(風圧、気圧差、飛来物衝撃力)に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。																																																																			
凍結 (低温)		凍結(低温): 制御建屋屋根空調設備により温度制御されているため、本体設備への影響はない。屋外の燃料タンクは外気温の影響を受けにくい地下式としており、凍結等が発生しない設計としている。																																																																			
降水	外部電源喪失による照 明等の所内電源の喪失	降水: 設計基準の降水に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。 積雪: 設計基準の積雪による堆積荷重に対して、外殻その他による防護で健全性が確保されることを確認。																																																																			
積雪		落雷: 設計基準の雷電流密度に対して、避雷針や保安器等による防護で健全性が確保されることを確認。																																																																			
落雷		地すべり: 女川原子力発電所には地すべり、土石流並びにかけ崩れを起こすような地形は存在しない。																																																																			
生物学的事象																																																																					
起因事象	同時にたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での操作性(操作の容易性)を確保するための対応																																																																			
内部火災 (地震起因含む)	溢水に伴う炎、煙の発生及び温度上昇による中央制御室内設備操作性への影響	中央制御室は、常駐する運転員によって火災感知器による早期の大炎感知、並びに二酸化炭素消火器または粉末消火器による消火活動が可能であり、中央制御室床下のイカートガス消火器ダクトには、火災感知器及び自動消火設備であるイカートガス消火設備を設置することにより、中央制御室の機能を維持する。 また、中央制御室内で火災が発生した場合には、室内の煙感知器により火災を感知し、常駐する運転員が二酸化炭素消火器による消火を行うことで中央制御室の機能を維持する。 (詳細については、設置許可基準規則第8条「火災による損傷の防止」に関する適合状況説明資料を参照)																																																																			
内部溢水 (地震起因含む)	溢水に伴う水位、湿度、錆量上昇、化学薬品、照明喪失、感電、漏水による中央制御室内設備操作性への影響	中央制御室には溢水源がないこととすると、火災が発生したとしても、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器または粉末消火器にて初期消火を行う」ことを社内規程にて定めることとし、消火による溢水の影響がない設計とする。 (詳細については、設置許可基準規則第9条「溢水による損傷の防止等」に関する適合状況説明資料を参照)																																																																			
地震	余震による中央制御室内設備操作性への影響	運転員は地震の揺れを感じた場合、操作を中止し運転員は中央制御室の手掛けにて安全を確保するとともに、主張上の操作器への誤操作の防止を図り、警報発生状況等の把握に努める」ことを社内規程類(震動要領)に定める。なお、地震発生の際は既述として以下の項目を社内規程類(震動要領)に記載している。 ・体感等による振れ ・「原子炉トリップベーシック作動」警報発信 ・地震加速度大にによる原子炉トリップ ・地震による2次警報発信																																																																			
竜巻		外部電源喪失においても、中央制御室の照明は、ディーゼル発電機から給電され、機能が喪失しない設計とする。また、無停電電源保安装置及び耐震型照明を備えており、全交流電力電源喪失時に重大事故等に対するために必要な電源の供給が代替非常用発電機から開始されるまでの間ににおいても照明は確保される。(詳細については、設置許可基準規則第11条「安全避難通路等」に関する適合状況説明資料を参照)																																																																			
風(台風)		※ ディーゼル発電機は各自然現象に対して健全性が確保される設計とする。																																																																			
積雪	外部電源喪失による照 明等の所内電源の喪失	地: 設計基準地盤動に対して、耐震Mクラス設計とする。 竜巻: 設計基準の竜巻風速による複合荷重(風圧、気圧差、飛来物衝撃力)に対して、外殻による防護で健全性を確保する。																																																																			
落雷		風(台風): 設計基準の風速による風圧に対して、外殻による防護で健全性を確保する。																																																																			
外部火災		積雪: 設計基準の積雪による堆積荷重に対して、外殻による防護で健全性を確保する。																																																																			
火山の影響		落雷: 設計基準の雷電流密度に対して、避雷針や避雷網等による防護で健全性を確保する。																																																																			
降水(豪雨(暴雨))																																																																					
生物学的事象																																																																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<p><b>表3.4-1 中央制御室に同時にたらされる環境条件への対応(2/2)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起因事象</th><th>同時にたらされる中央制御室の環境条件</th><th>中央制御室での運転操作に与える影響</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山</td><td>外部電源喪失による照明等の所内電源の喪失</td><td>火山: 設計基準の降下火砕物の堆積荷重に対して、外設その他による防護で健全性が確保されることを確認。また、給気系はフィルタ交換等により閉塞せず健全性が確保されることを確認。 外部火災(森移火災): 森林火災: 防火帯の内側にあるため延焼せず、熱影響を評価して健全性が確保されることを確認。また、ばい煙に対してもフィルタにより健全性が確保されることを確認。</td></tr> <tr> <td>凍結(低温)</td><td>低温による中央制御室内設備が凍結することによる機能喪失</td><td>中央制御室換気空調系により温度制御されているため、中央制御室への影響はない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(凍結)」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>火山</td><td>降下火砕物による中央制御室内換気空調系への影響</td><td>外部の状況を監視カメラ等で確認し、中央制御室内の有毒ガス・降下火砕物等が流入する可能性がある場合、及び中央制御室内において有毒ガスが流入したことを機や異臭で確認した場合は、中央制御室換気空調系を手動で事故時遮断モードへ切り替えることで外気を遮断することから、中央制御室への影響はない。この場合の濃度度・酸化炭素濃度への影響を【補足1】に示す。ただし、影響が長期化する場合は、必要に応じて一時的に外気を取り入れて換気する。</td></tr> <tr> <td>外部火災(森移火災) 有毒ガス</td><td>ばい煙や有毒ガスの発生による中央制御室内換気設備への影響</td><td>なお、外部火災時の有毒ガスについては、2号炉中央制御室外気吸入口における濃度が IRII(急性の毒性限界濃度)(30 分曝露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える曝露レベルの濃度限度値)以下となるため、外気遮断遮断の有無によらず問題とはならない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(有毒ガス)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(火山の影響)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(近隣工場等の火災)」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> </tbody> </table> <p><b>表3.3-1 中央制御室に同時にたらされる環境条件への対応(2/2)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起因事象</th><th>同時にたらされる中央制御室の環境条件</th><th>中央制御室での操作性(操作の容易性)を確保するための対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(前頁から継き)</td><td>(前頁から継き)</td><td>外部火災: 火災の内側に設置することにより延焼を防止し、熱影響に対して健全性を確保する。また、ばい煙に対してもフィルタにより健全性を確保する。</td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td></td><td>設計基準の火山灰の堆積荷重に対して、外設による防護で健全性を確保する。また、給気系はフィルタ交換等により閉塞せず健全性を確保する。 降水(豪雨(降雨)): 内排水設備による排水による防護で健全性を確保する。</td></tr> <tr> <td>外部火災(森移火災)</td><td>ばい煙や有毒ガスの発生による中央制御室内環境への影響</td><td>中央制御室空調装置の外気取入ダンバを閉止し、閉回路循環運転することで外気を遮断することから、中央制御室環境への影響はない。</td></tr> <tr> <td>外部火災(近隣工場等の火災)</td><td>降下火砕物による中央制御室内環境への影響</td><td>(詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(火山の影響)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(近隣工場等の火災)」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>凍結による中央制御室内環境への影響</td><td>中央制御室空調装置により環境温度が維持されるため、中央制御室環境への影響はない。</td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>電磁的障害*</td><td>(詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(凍結)」に関する適合状況説明資料を参照)</td></tr> <tr> <td>電磁的障害*</td><td>サーボ・ノイズによる計測制御回路への影響</td><td>計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としており、中央制御室環境への影響はない。</td></tr> </tbody> </table> <p>*電磁的障害による影響は、指示・制御機能への影響となるため、操作性に直接影響を与えるものではない。</p>	起因事象	同時にたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での運転操作に与える影響	火山	外部電源喪失による照明等の所内電源の喪失	火山: 設計基準の降下火砕物の堆積荷重に対して、外設その他による防護で健全性が確保されることを確認。また、給気系はフィルタ交換等により閉塞せず健全性が確保されることを確認。 外部火災(森移火災): 森林火災: 防火帯の内側にあるため延焼せず、熱影響を評価して健全性が確保されることを確認。また、ばい煙に対してもフィルタにより健全性が確保されることを確認。	凍結(低温)	低温による中央制御室内設備が凍結することによる機能喪失	中央制御室換気空調系により温度制御されているため、中央制御室への影響はない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(凍結)」に関する適合状況説明資料を参照)	火山	降下火砕物による中央制御室内換気空調系への影響	外部の状況を監視カメラ等で確認し、中央制御室内の有毒ガス・降下火砕物等が流入する可能性がある場合、及び中央制御室内において有毒ガスが流入したことを機や異臭で確認した場合は、中央制御室換気空調系を手動で事故時遮断モードへ切り替えることで外気を遮断することから、中央制御室への影響はない。この場合の濃度度・酸化炭素濃度への影響を【補足1】に示す。ただし、影響が長期化する場合は、必要に応じて一時的に外気を取り入れて換気する。	外部火災(森移火災) 有毒ガス	ばい煙や有毒ガスの発生による中央制御室内換気設備への影響	なお、外部火災時の有毒ガスについては、2号炉中央制御室外気吸入口における濃度が IRII(急性の毒性限界濃度)(30 分曝露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える曝露レベルの濃度限度値)以下となるため、外気遮断遮断の有無によらず問題とはならない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(有毒ガス)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(火山の影響)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(近隣工場等の火災)」に関する適合状況説明資料を参照)	起因事象	同時にたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での操作性(操作の容易性)を確保するための対応	(前頁から継き)	(前頁から継き)	外部火災: 火災の内側に設置することにより延焼を防止し、熱影響に対して健全性を確保する。また、ばい煙に対してもフィルタにより健全性を確保する。	火山の影響		設計基準の火山灰の堆積荷重に対して、外設による防護で健全性を確保する。また、給気系はフィルタ交換等により閉塞せず健全性を確保する。 降水(豪雨(降雨)): 内排水設備による排水による防護で健全性を確保する。	外部火災(森移火災)	ばい煙や有毒ガスの発生による中央制御室内環境への影響	中央制御室空調装置の外気取入ダンバを閉止し、閉回路循環運転することで外気を遮断することから、中央制御室環境への影響はない。	外部火災(近隣工場等の火災)	降下火砕物による中央制御室内環境への影響	(詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(火山の影響)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(近隣工場等の火災)」に関する適合状況説明資料を参照)	火山の影響	凍結による中央制御室内環境への影響	中央制御室空調装置により環境温度が維持されるため、中央制御室環境への影響はない。	凍結	電磁的障害*	(詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(凍結)」に関する適合状況説明資料を参照)	電磁的障害*	サーボ・ノイズによる計測制御回路への影響	計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としており、中央制御室環境への影響はない。
起因事象	同時にたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での運転操作に与える影響																																						
火山	外部電源喪失による照明等の所内電源の喪失	火山: 設計基準の降下火砕物の堆積荷重に対して、外設その他による防護で健全性が確保されることを確認。また、給気系はフィルタ交換等により閉塞せず健全性が確保されることを確認。 外部火災(森移火災): 森林火災: 防火帯の内側にあるため延焼せず、熱影響を評価して健全性が確保されることを確認。また、ばい煙に対してもフィルタにより健全性が確保されることを確認。																																						
凍結(低温)	低温による中央制御室内設備が凍結することによる機能喪失	中央制御室換気空調系により温度制御されているため、中央制御室への影響はない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(凍結)」に関する適合状況説明資料を参照)																																						
火山	降下火砕物による中央制御室内換気空調系への影響	外部の状況を監視カメラ等で確認し、中央制御室内の有毒ガス・降下火砕物等が流入する可能性がある場合、及び中央制御室内において有毒ガスが流入したことを機や異臭で確認した場合は、中央制御室換気空調系を手動で事故時遮断モードへ切り替えることで外気を遮断することから、中央制御室への影響はない。この場合の濃度度・酸化炭素濃度への影響を【補足1】に示す。ただし、影響が長期化する場合は、必要に応じて一時的に外気を取り入れて換気する。																																						
外部火災(森移火災) 有毒ガス	ばい煙や有毒ガスの発生による中央制御室内換気設備への影響	なお、外部火災時の有毒ガスについては、2号炉中央制御室外気吸入口における濃度が IRII(急性の毒性限界濃度)(30 分曝露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える曝露レベルの濃度限度値)以下となるため、外気遮断遮断の有無によらず問題とはならない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(有毒ガス)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(火山の影響)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(近隣工場等の火災)」に関する適合状況説明資料を参照)																																						
起因事象	同時にたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での操作性(操作の容易性)を確保するための対応																																						
(前頁から継き)	(前頁から継き)	外部火災: 火災の内側に設置することにより延焼を防止し、熱影響に対して健全性を確保する。また、ばい煙に対してもフィルタにより健全性を確保する。																																						
火山の影響		設計基準の火山灰の堆積荷重に対して、外設による防護で健全性を確保する。また、給気系はフィルタ交換等により閉塞せず健全性を確保する。 降水(豪雨(降雨)): 内排水設備による排水による防護で健全性を確保する。																																						
外部火災(森移火災)	ばい煙や有毒ガスの発生による中央制御室内環境への影響	中央制御室空調装置の外気取入ダンバを閉止し、閉回路循環運転することで外気を遮断することから、中央制御室環境への影響はない。																																						
外部火災(近隣工場等の火災)	降下火砕物による中央制御室内環境への影響	(詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(火山の影響)」、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(近隣工場等の火災)」に関する適合状況説明資料を参照)																																						
火山の影響	凍結による中央制御室内環境への影響	中央制御室空調装置により環境温度が維持されるため、中央制御室環境への影響はない。																																						
凍結	電磁的障害*	(詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(凍結)」に関する適合状況説明資料を参照)																																						
電磁的障害*	サーボ・ノイズによる計測制御回路への影響	計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付きケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としており、中央制御室環境への影響はない。																																						

: DB範囲

DB条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

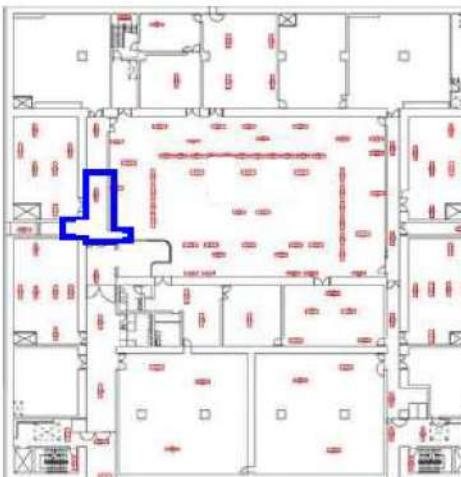
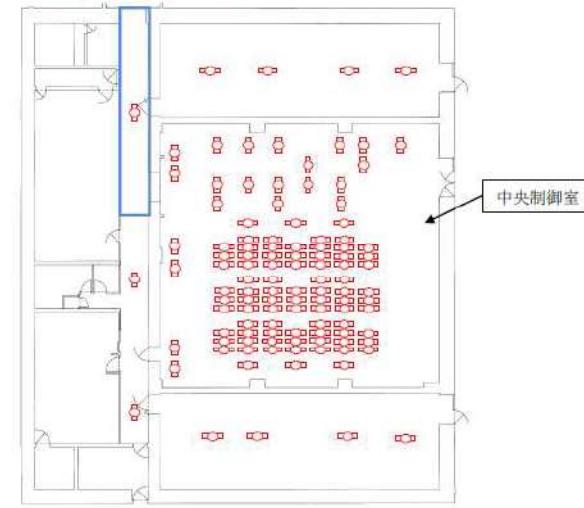
赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>4. バス等の汚染確認方法について</p> <p>中央制御室居住性に係る被ばく評価に用いている敷地外から発電所内事務所までの動線は、バスによる移動を想定している。</p> <p>バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退城管理・汚染サービス等をおこなう拠点は、通常、警戒区域付近等で設定され、バス等の車両もそこで汚染管理を実施することとなる。</p> <p>バス等の車両の汚染管理としては、当該車両を警戒区域内専用の車両として管理するとともに汚染検査等により必要に応じて除染を行うこととする。</p> <p>除染方法としては、内部被ばくの防止の観点から、マスクやゴム手袋等の防護着類を着用し使用済の防護着類は適切に除染または処分する。また、汚染の除去は放射性物質の飛散防止の観点から、基本的に拭き取りによる除去とし、汚染の除去が困難な部品等については新品と交換する等の措置を取る。</p> <p>乗車員の被ばく管理については、警戒区域付近に設定される入退城管理・汚染サービスの拠点により行き、被ばく低減の観点から、乗車する車両の運行場所の汚染状況により、必要に応じてマスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに上記車両の除染により外部被ばくの低減も行うこととする。</p> <p>また、中央制御室の居住性に係る被ばく評価においては、表1のとおり、入退城時の運転員の被ばくを考慮している。入退城時の被ばく評価において、実際にはバスで移動するために外気濃度そのものを吸入摂取することはないが外気濃度条件で内部被ばくを評価している等の保守性を有しており、バスに若干の汚染があったとしても、中央制御室の居住性に係る被ばく評価全体に影響を与えることはない。</p> <p><b>表1 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="2">7日間の実効線量 (mSv)</th> </tr> <tr> <th>3号機</th> <th>4号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室内作業時</td> <td>           ①車両からのガンマ線による被ばく            約 <math>4.0 \times 10^{-1}</math>            ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく            約 <math>4.0 \times 10^{-1}</math>            ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく            約 <math>5.0 \times 10^0</math>            小計 (①+②+③)            約 <math>3.1 \times 10^0</math> </td> <td>           約 <math>4.0 \times 10^{-1}</math>            約 <math>3.2 \times 10^{-1}</math>            約 <math>2.8 \times 10^0</math>            約 <math>2.4 \times 10^0</math> </td> </tr> <tr> <td>入退城時</td> <td>           ④車両からのガンマ線による被ばく            約 <math>2.7 \times 10^0</math>            ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく            約 <math>1.4 \times 10^0</math>            小計 (④+⑤)            約 <math>4.1 \times 10^0</math> </td> <td>           約 <math>1.2 \times 10^0</math>            約 <math>7.8 \times 10^{-1}</math>            約 <math>1.9 \times 10^0</math> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 <math>7.2^*</math></td> <td>約 <math>4.3^*</math></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効桁数3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p> <p>= SA</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv)		3号機	4号機	室内作業時	①車両からのガンマ線による被ばく 約 $4.0 \times 10^{-1}$ ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく 約 $4.0 \times 10^{-1}$ ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく 約 $5.0 \times 10^0$ 小計 (①+②+③) 約 $3.1 \times 10^0$	約 $4.0 \times 10^{-1}$ 約 $3.2 \times 10^{-1}$ 約 $2.8 \times 10^0$ 約 $2.4 \times 10^0$	入退城時	④車両からのガンマ線による被ばく 約 $2.7 \times 10^0$ ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく 約 $1.4 \times 10^0$ 小計 (④+⑤) 約 $4.1 \times 10^0$	約 $1.2 \times 10^0$ 約 $7.8 \times 10^{-1}$ 約 $1.9 \times 10^0$	合計	約 $7.2^*$	約 $4.3^*$		<p>3.4 バス等の汚染確認方法について</p> <p>中央制御室居住性に係る被ばく評価に用いている敷地外から発電所内事務所までの動線は、バスによる移動を想定している。</p> <p>バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退城管理・汚染サービス等をおこなう拠点は、通常、UPZ付近等で設定され、バス等の車両もそこで汚染管理を実施することとなる。</p> <p>バス等の車両の汚染管理としては、当該車両をUPZ内専用の車両として管理するとともに汚染検査等により必要に応じて除染を行うこととする。</p> <p>除染方法としては、内部被ばくの防止の観点から、マスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。また、汚染の除去は放射性物質の飛散防止の観点から、基本的に拭き取りによる除去とし、汚染の除去が困難な部品等については新品と交換する等の措置を取る。</p> <p>乗車員の被ばく管理については、UPZ付近に設定される入退城管理・汚染サービスの拠点により行き、被ばく低減の観点から、乗車する車両の運行場所の汚染状況により、必要に応じてマスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに上記車両の除染により外部被ばくの低減も行うこととする。</p> <p>また、中央制御室の居住性に係る被ばく評価においては、表3.4-1のとおり、入退城時の運転員の被ばくを考慮している。入退城時の被ばく評価において、実際にはバスで移動するために外気濃度そのものを吸入摂取することはないが外気濃度条件で内部被ばくを評価している等の保守性を有しており、バスに若干の汚染があったとしても、中央制御室の居住性に係る被ばく評価全体に影響を与えることはない。</p> <p><b>表3.4-1 中央制御室の居住性(重大事故)に係る被ばく評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="3">7日間の実効線量 (mSv)</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる実効線量</th> <th>実効線量の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室内作業時</td> <td>           ①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく            約 <math>3.3 \times 10^{-1}</math>            ②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく            約 <math>2.1 \times 10^{-1}</math>            ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく            約 <math>6.2 \times 10^0</math>            小計 (①+②+③)            約 <math>1.8 \times 10^0</math> </td> <td>           —            —            約 <math>7.9 \times 10^0</math>            約 <math>6.2 \times 10^0</math> </td> <td>           約 <math>3.3 \times 10^{-1}</math>            約 <math>2.1 \times 10^{-1}</math>            約 <math>8.0 \times 10^0</math> </td> </tr> <tr> <td>入退城時</td> <td>           ④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく            約 <math>1.2 \times 10^1</math>            ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく            約 <math>7.3 \times 10^1</math>            小計 (④+⑤)            約 <math>1.2 \times 10^1</math> </td> <td>           —            約 <math>3.0 \times 10^1</math>            約 <math>1.2 \times 10^1</math> </td> <td>           約 <math>1.2 \times 10^1</math>            約 <math>7.6 \times 10^1</math>            約 <math>21^*</math> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 14</td> <td>約 6.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 中央制御室でマスク (DF=50) の着用を考慮。1日目は6時間当たり18分間、2日以降は6時間当たり1時間外すものとして評価  ※2 入退城時においてマスク (DF=50) の着用を考慮  ※3 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効桁数3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値  ※4 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効桁数3桁目を切り上げて2桁に丸めた値</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv)			外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計	室内作業時	①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく 約 $3.3 \times 10^{-1}$ ②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく 約 $2.1 \times 10^{-1}$ ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく 約 $6.2 \times 10^0$ 小計 (①+②+③) 約 $1.8 \times 10^0$	— — 約 $7.9 \times 10^0$ 約 $6.2 \times 10^0$	約 $3.3 \times 10^{-1}$ 約 $2.1 \times 10^{-1}$ 約 $8.0 \times 10^0$	入退城時	④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく 約 $1.2 \times 10^1$ ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく 約 $7.3 \times 10^1$ 小計 (④+⑤) 約 $1.2 \times 10^1$	— 約 $3.0 \times 10^1$ 約 $1.2 \times 10^1$	約 $1.2 \times 10^1$ 約 $7.6 \times 10^1$ 約 $21^*$	合計	(①+②+③+④+⑤)	約 14	約 6.2
被ばく経路		7日間の実効線量 (mSv)																																	
	3号機	4号機																																	
室内作業時	①車両からのガンマ線による被ばく 約 $4.0 \times 10^{-1}$ ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく 約 $4.0 \times 10^{-1}$ ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく 約 $5.0 \times 10^0$ 小計 (①+②+③) 約 $3.1 \times 10^0$	約 $4.0 \times 10^{-1}$ 約 $3.2 \times 10^{-1}$ 約 $2.8 \times 10^0$ 約 $2.4 \times 10^0$																																	
入退城時	④車両からのガンマ線による被ばく 約 $2.7 \times 10^0$ ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく 約 $1.4 \times 10^0$ 小計 (④+⑤) 約 $4.1 \times 10^0$	約 $1.2 \times 10^0$ 約 $7.8 \times 10^{-1}$ 約 $1.9 \times 10^0$																																	
合計	約 $7.2^*$	約 $4.3^*$																																	
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv)																																		
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計																																
室内作業時	①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく 約 $3.3 \times 10^{-1}$ ②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく 約 $2.1 \times 10^{-1}$ ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく 約 $6.2 \times 10^0$ 小計 (①+②+③) 約 $1.8 \times 10^0$	— — 約 $7.9 \times 10^0$ 約 $6.2 \times 10^0$	約 $3.3 \times 10^{-1}$ 約 $2.1 \times 10^{-1}$ 約 $8.0 \times 10^0$																																
入退城時	④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく 約 $1.2 \times 10^1$ ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく 約 $7.3 \times 10^1$ 小計 (④+⑤) 約 $1.2 \times 10^1$	— 約 $3.0 \times 10^1$ 約 $1.2 \times 10^1$	約 $1.2 \times 10^1$ 約 $7.6 \times 10^1$ 約 $21^*$																																
合計	(①+②+③+④+⑤)	約 14	約 6.2																																

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について 全交流動力電源喪失発生時から、30分以上無電源で点灯する蓄電式照明を、中央制御室内に以下のとおり配備しており、空冷式非常用発電装置が起動するまでの間（事故発生後30分以内）の照明は確保されている。</p> <p>蓄電式照明により、運転員の操作・監視に支障のない程度の照度を確保しているとともに、全交流動力電源喪失を想定した対応操作訓練を実施している。また、仮に中央制御室照明（常設）が使用できない場合にも必要な照度を確保できるよう、空冷式非常用発電装置から給電できる可搬型照明を配備する。</p>  <p>凡例 ■ 蓄電式照明 □ エンジニアリングエリア</p> <p>なお、空調については空冷式非常用発電装置が起動するまでの間、起動しないが、居住性に係る被ばく評価においては、保守的に、全交流動力電源喪失発生後、5時間後に起動することを条件としている。 また、エンジニアリングエリア内の照明についても、中央制御室の照明と同様である。エンジニアリングエリアの可搬型空気浄化装置の電源についても、中央制御室空調と同様に空冷式非常用発電装置からの給電としている。</p>		<p>3.5 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について 全交流動力電源喪失発生時から4時間以上無充電で点灯する無停電運転保安灯を中央制御室内に以下のとおり配備しており、代替非常用発電機が起動するまでの間（事故発生後25分以内）の照明は確保されている。</p> <p>無停電運転保安灯により、運転員の操作・監視に支障のない程度の照度を確保しているとともに、全交流動力電源喪失を想定した対応操作訓練を実施している。また、仮に無停電運転保安灯が使用できない場合にも必要な照度を確保できるよう、代替非常用発電機から給電できる可搬型照明（SA）を配備する。</p>  <p>■ : 無停電運転保安灯 □ : エンジニアリングエリア</p> <p>なお、空調については代替非常用発電機が起動するまでの間起動しないが、居住性に係る被ばく評価においては、保守的に全交流動力電源喪失発生から300分後に起動することを条件としている。 また、エンジニアリングエリア内の照明についても、中央制御室の照明と同様である。</p>	<p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯は蓄電式照明の説明に「無電源で点灯」と表現している。泊は「別添1 2.5 重大事故等の電源設備について」の記載を踏まえて「無充電で点灯」と表現。</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・代替交流電源からの給電開始時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は300分に記載統一</p> <p>【大飯】設計方針の相違 ・泊は中央制御室空調系による空調管理が可能なエリアにエンジニアリングエリアを設置するため、可搬型空気浄化装置は不要。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【比較のため6.添付3より再掲】</b>	<b>【補足1】</b> 外気隔離時の中央制御室の酸素及び二酸化炭素濃度の評価について(設計基準事故及び重大事故時)	<b>添付3</b> 外気隔離時の中央制御室の酸素及び二酸化炭素濃度の評価について(設計基準事故及び重大事故時)	<b>【女川】記載箇所の相違</b> ・酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価は泊及び大飯の記載が充実しているため、後段泊の3.6添付3から再掲して女川及び大飯と比較する。
1. 設計基準事故時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価	1. 概要 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第38条第13項に規定する「換気設備の隔離その他の適切な防護措置」として、 <b>中央制御室換気空調設備</b> は、隔離ダンパを閉操作することにより外気から遮断し <b>事故時運転モード</b> とすることができます。 設計基準事故及び重大事故が発生時において、隔離ダンパを閉操作し、外気から隔離した場合の中央制御室の居住性について、以下のとおり評価した。	1. 概要 「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解釈」第38条第13項に規定する「換気設備の隔離その他の適切な防護措置」として、 <b>中央制御室空調装置</b> は、隔離ダンパを閉操作することにより外気から遮断し <b>閉回路循環運転</b> とすることができます。 設計基準事故発生時において、隔離ダンパを閉操作し、外気から隔離した場合の中央制御室の居住性について、以下のとおり評価した。	<b>【女川】記載方針の相違</b> ・泊及び大飯は設計基準事故時と重大事故時の評価を場合分けして評価している。 <b>【大飯】記載表現の相違</b> (女川実績の反映)
(1) 概要 外気取入遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の劣化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。	2. 評価 外気隔離時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の悪化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。	(1) 概要 外気隔離時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の悪化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。	<b>【大飯】記載表現の相違</b> <b>【女川】記載方針の相違</b> ・泊及び大飯は設計基準事故時と重大事故時の評価を場合分けして評価している。
a. 酸素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。 (a) 評価条件 ・在室人員 15名	(1) 酸素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備編」に基づき、酸素濃度について評価した。 a. 評価条件 ・在室人員 7名	a. 酸素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。 (a) 評価条件 ・在室人数 10名	<b>【女川】記載方針の相違</b> ・泊の設計基準事故時ににおける中央制御室の在室人数を運転員6名に加えて研修員等を考慮した10名にて評価。(大飯と同様) ・女川は運転員のみの人数にて評価。
・中央制御室バウンダリ内体積から空調システム(ダクト等)を除いた保守的な体積 4,900m <sup>3</sup>	・中央制御室バウンダリ容積 8,800m <sup>3</sup>	・中央制御室バウンダリ内体積から空調システム(ダクト等)を除いた保守的な体積 3,500m <sup>3</sup>	<b>【女川】記載表現の相違</b> <b>【女川, 大飯】設備の相違</b> ・プラント固有の評価条件。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>【比較のため6.添付3より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空気流入率 0.05 回/h※（閉回路運転） ※空気流入率試験結果（約 0.15 回/h）を基に保守的に設定。</li> </ul>	<p>【比較のため6.添付3より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空気流入はないものとする。</li> </ul>	<p>【比較のため6.添付3より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空気流入率 0.05 回/h※（閉回路循環運転） ※空気流入率測定試験結果（約 0.12 回/h）を基に保守的に設定。</li> </ul>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・女川原子力発電所2号炉は中央制御室分離工事前のため、2号炉単独の空気流入率試験がなかったことから、保守的に「空気流入なし」を設定したものであり、プラント固有の評価条件。 【大飯】設備の相違 ・プラント固有の試験結果。 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 ・女川も同等の条件で評価している。 【大飯】記載表現の相違 【女川】運用の相違 ・女川は労働安全衛生法、泊および大飯は労働安全法および鉱山保安法に基づき管理値を設定。管理値は異なるが、人体への影響を考慮した管理値を設定し、必要に応じて外気取入れを行う方針に相違なし。</p>																																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>初期酸素濃度 20.95%</li> <li>1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。</li> <li>1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。</li> <li>許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）</li> </ul> <p>(b) 評価結果 上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、720時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>96時間</th><th>168時間</th><th>720時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td><td>20.76 %</td><td>20.66 %</td><td>20.61 %</td><td>20.55 %</td><td>20.54 %</td><td>20.54 %</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間	酸素濃度	20.76 %	20.66 %	20.61 %	20.55 %	20.54 %	20.54 %	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期酸素濃度 20.95%</li> <li>1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。</li> <li>許容酸素濃度 18%以上（酸素欠乏症等防止規則から）</li> </ul> <p>b. 評価結果 上記評価条件から求めた酸素濃度は、表1のとおりであり566時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <p>表1 外気隔離時の酸素濃度（設計基準事故及び重大事故時）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>6時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>566時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td><td>20.9%</td><td>20.8%</td><td>20.8%</td><td>18.0%</td></tr> </tbody> </table>	時間	6時間	12時間	24時間	566時間	酸素濃度	20.9%	20.8%	20.8%	18.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期酸素濃度 20.95%</li> <li>1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。</li> <li>1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。</li> <li>許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）</li> </ul> <p>(b) 評価結果 上記評価条件から求めた酸素濃度は、表3.6-3のとおりであり、720時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <p>表 3.6-3 外気隔離時の酸素濃度（設計基準事故時）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>96時間</th><th>168時間</th><th>720時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td><td>20.78 %</td><td>20.69 %</td><td>20.64 %</td><td>20.58 %</td><td>20.58 %</td><td>20.58 %</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間	酸素濃度	20.78 %	20.69 %	20.64 %	20.58 %	20.58 %	20.58 %	<p>DB・SA 条文関連</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・女川は空気流入なしの評価条件により、酸素濃度が管理値に到達する時間を記載。 ・泊及び大飯は一定時間で酸素濃度は平衡状態となり、30日間酸素濃度の管理値に到達しないことを確認している。 ・泊及び大飯は設計基準事故時と重大事故時の評価を場合分けして評価している。</p>
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間																																			
酸素濃度	20.76 %	20.66 %	20.61 %	20.55 %	20.54 %	20.54 %																																			
時間	6時間	12時間	24時間	566時間																																					
酸素濃度	20.9%	20.8%	20.8%	18.0%																																					
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間																																			
酸素濃度	20.78 %	20.69 %	20.64 %	20.58 %	20.58 %	20.58 %																																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため6.添付3より再掲】</p> <p>b. 二酸化炭素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件 ・在室人員 15名</p> <p>・中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 4,900m<sup>3</sup></p> <p>・空気流入率 0.05回/h※（閉回路運転） ※空気流入率試験結果（約0.15回/h）を基に保守的に設定。</p> <p>・初期二酸化炭素濃度 0.03%</p> <p>・1人当たり二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して適用して、0.046m<sup>3</sup>/hとする。</p> <p>・許容二酸化炭素濃度 1%以下（鉱山保安法施行規則から）</p>	<p>【比較のため6.添付3より再掲】</p> <p>(2) 二酸化炭素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備編」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。</p> <p>a. 評価条件 ・在室人員 7名</p> <p>・中央制御室バウンダリ 容積 8,800m<sup>3</sup></p> <p>・空気流入はないものとする。</p> <p>・初期二酸化炭素濃度 0.03%</p> <p>・1人あたりの二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して、0.046m<sup>3</sup>/minとする。</p> <p>・許容二酸化炭素濃度 1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）</p> <p>なお、米国での研究レポート（U.S. Naval Medical Research Lab. Report No. 228）には、1.5%環境下に42日間滞在しても、生理学的な機能や精神運動機能の明らかな低下はないとされている。 また、消防庁が発行している通知文書「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日）には、2%未満において、はっきりした影響は認められないとされている。（表2参照）</p>	<p>【比較のため6.添付3より再掲】</p> <p>b. 二酸化炭素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件 ・在室人数 10名</p> <p>・中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m<sup>3</sup></p> <p>・空気流入率 0.05回/h※（閉回路循環運転） ※空気流入率測定試験結果（約0.12回/h）を基に保守的に設定。</p> <p>・初期二酸化炭素濃度 0.03%</p> <p>・1人当たりの二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して、0.046m<sup>3</sup>/hとする。</p> <p>・許容二酸化炭素濃度1.0%以下（鉱山保安法施行規則から）</p> <p>なお、米国での研究レポート（U.S. Naval Medical Research Lab. Report No. 228）には、1.5%環境下に42日間滞在しても、生理学的な機能や精神運動機能の明らかな低下はないとされている。 また、消防庁が発行している通知文書「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日）には、2%未満において、はっきりした影響は認められないとされている。（表3.6-4参照）</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊の設計基準事故時に おける中央制御室の在 室人数を運転員6名に 加えて研修員等を考慮 した10名にて評価。（大 飯と同様） ・女川は運転員のみの人数 にて評価。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川、大飯】 設備の相違 ・プラント固有の評価条件。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・酸素濃度の評価条件と 同様にプラント固有の 評価条件。 【大飯】設備の相違 ・プラント固有の試験結果。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・参考する法令は異なる が、基準値は同じ。</p> <p>【大飯】記載充実 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
			DB・SA 条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
【比較のため6.添付3より再掲】																													
	<p><b>表2 二酸化炭素の濃度と人体への影響</b>          （「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>二酸化炭素の濃度 (%)</th> <th>症状発現までの暴露時間</th> <th>人体への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2%未満</td> <td></td> <td>はっきりした影響は認められない</td> </tr> <tr> <td>2~3%</td> <td>5~10分</td> <td>呼吸深度の増加、呼吸数の増加</td> </tr> <tr> <td>3~4%</td> <td>10~30分</td> <td>頭痛、めまい、恶心、知覚低下</td> </tr> <tr> <td>4~6%</td> <td>5~10分</td> <td>上記症状、過呼吸による不快感</td> </tr> <tr> <td>6~8%</td> <td>10~60分</td> <td>意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある</td> </tr> <tr> <td>8~10%</td> <td>1~10分</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>10%以上</td> <td>数分以内</td> <td>意識喪失、その後短時間で生命の危機あり</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>8~12呼吸</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	二酸化炭素の濃度 (%)	症状発現までの暴露時間	人体への影響	2%未満		はっきりした影響は認められない	2~3%	5~10分	呼吸深度の増加、呼吸数の増加	3~4%	10~30分	頭痛、めまい、恶心、知覚低下	4~6%	5~10分	上記症状、過呼吸による不快感	6~8%	10~60分	意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある	8~10%	1~10分	同上	10%以上	数分以内	意識喪失、その後短時間で生命の危機あり	30%	8~12呼吸	同上	
二酸化炭素の濃度 (%)	症状発現までの暴露時間	人体への影響																											
2%未満		はっきりした影響は認められない																											
2~3%	5~10分	呼吸深度の増加、呼吸数の増加																											
3~4%	10~30分	頭痛、めまい、恶心、知覚低下																											
4~6%	5~10分	上記症状、過呼吸による不快感																											
6~8%	10~60分	意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある																											
8~10%	1~10分	同上																											
10%以上	数分以内	意識喪失、その後短時間で生命の危機あり																											
30%	8~12呼吸	同上																											
【比較のため3.6添付3より再掲】																													
	<p><b>表3.6-4 二酸化炭素の濃度と人体への影響</b>          （「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>二酸化炭素の濃度 (%)</th> <th>症状発現までの暴露時間</th> <th>人体への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2%未満</td> <td></td> <td>はっきりした影響は認められない</td> </tr> <tr> <td>2~3%</td> <td>5~10分</td> <td>呼吸深度の増加、呼吸数の増加</td> </tr> <tr> <td>3~4%</td> <td>10~30分</td> <td>頭痛、めまい、恶心、知覚低下</td> </tr> <tr> <td>4~6%</td> <td>5~10分</td> <td>上記症状、過呼吸による不快感</td> </tr> <tr> <td>6~8%</td> <td>10~60分</td> <td>意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある</td> </tr> <tr> <td>8~10%</td> <td>1~10分</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>10%以上</td> <td>数分以内</td> <td>意識喪失、その後短時間で生命の危機あり</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>8~12呼吸</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	二酸化炭素の濃度 (%)	症状発現までの暴露時間	人体への影響	2%未満		はっきりした影響は認められない	2~3%	5~10分	呼吸深度の増加、呼吸数の増加	3~4%	10~30分	頭痛、めまい、恶心、知覚低下	4~6%	5~10分	上記症状、過呼吸による不快感	6~8%	10~60分	意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある	8~10%	1~10分	同上	10%以上	数分以内	意識喪失、その後短時間で生命の危機あり	30%	8~12呼吸	同上	
二酸化炭素の濃度 (%)	症状発現までの暴露時間	人体への影響																											
2%未満		はっきりした影響は認められない																											
2~3%	5~10分	呼吸深度の増加、呼吸数の増加																											
3~4%	10~30分	頭痛、めまい、恶心、知覚低下																											
4~6%	5~10分	上記症状、過呼吸による不快感																											
6~8%	10~60分	意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある																											
8~10%	1~10分	同上																											
10%以上	数分以内	意識喪失、その後短時間で生命の危機あり																											
30%	8~12呼吸	同上																											
<p>(b) 評価結果</p> <p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は以下とおりであり、720時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> <th>36時間</th> <th>96時間</th> <th>168時間</th> <th>720時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td> <td>0.158 %</td> <td>0.227 %</td> <td>0.266 %</td> <td>0.310 %</td> <td>0.312 %</td> <td>0.312 %</td> </tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間	二酸化炭素濃度	0.158 %	0.227 %	0.266 %	0.310 %	0.312 %	0.312 %	<p>b. 評価結果</p> <p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3のとおりであり、265時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p>	<p>(b) 評価結果</p> <p>上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-5のとおりであり、720時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違          【女川】記載表現の相違          【女川】記載方針の相違          •外気取入れ開始の時間の違いは酸素濃度評価と同様、空気流入なしの条件による。          •泊及び大飯は設計基準事故時と重大事故時の評価を場合分けして評価している。</p>												
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間																							
二酸化炭素濃度	0.158 %	0.227 %	0.266 %	0.310 %	0.312 %	0.312 %																							
	<p><b>表3 外気隔離時の二酸化炭素濃度（設計基準事故及び重大事故時）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>6時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> <th>265時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td> <td>0.06%</td> <td>0.08%</td> <td>0.12%</td> <td>1.00%</td> </tr> </tbody> </table>	時間	6時間	12時間	24時間	265時間	二酸化炭素濃度	0.06%	0.08%	0.12%	1.00%	<p><b>表3.6-5 外気隔離時の二酸化炭素濃度（設計基準事故時）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>12時間</th> <th>24時間</th> <th>36時間</th> <th>96時間</th> <th>168時間</th> <th>720時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td> <td>0.149 %</td> <td>0.214 %</td> <td>0.249 %</td> <td>0.291 %</td> <td>0.293 %</td> <td>0.293 %</td> </tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間	二酸化炭素濃度	0.149 %	0.214 %	0.249 %	0.291 %	0.293 %	0.293 %	DB・SA 条文関連		
時間	6時間	12時間	24時間	265時間																									
二酸化炭素濃度	0.06%	0.08%	0.12%	1.00%																									
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間																							
二酸化炭素濃度	0.149 %	0.214 %	0.249 %	0.291 %	0.293 %	0.293 %																							



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【比較のため6.添付3より再掲】</b></p> <p>2. 重大事故時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価</p> <p>(1) 概要 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条に規定する「運転員がとどまるために必要な措置」として、<b>中央制御室換気空調設備</b>は、外気から遮断する閉回路循環運転とすることができる。 重大事故が発生した際の閉回路循環運転により、外気の取り込みを一時的に停止した場合の中央制御室内の居住性について、以下のとおり評価した。</p> <p>(2) 評価 外気取入れ遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の<b>劣化防止</b>のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。</p> <p>a. 酸素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件 ・在室人員 24名</p> <p>・中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 4,900m<sup>3</sup></p> <p>・空気流入率 0～5h 0回/h (SBO想定によるファン停止) 5～168h 0.05回/h ※（閉回路運転） ※空気流入率試験結果（約 0.15 回/h）を基に保守的に設定。 ・初期酸素濃度 20.95%</p> <p>・1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。</p> <p>・1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。</p> <p>・許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）</p> <p>(b) 評価結果 上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p>	<p><b>【比較のため6.添付3より再掲】</b></p> <p>2. 重大事故時の中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の評価</p> <p>(1) 概要 「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条に規定する「運転員がとどまるために必要な措置」として、<b>中央制御室空調装置</b>は、外気から遮断する閉回路循環運転とすることができる。 重大事故が発生した際の閉回路循環運転により、外気の取り込みを一時的に停止した場合の中央制御室内の居住性について、以下のとおり評価した。</p> <p>(2) 評価 外気隔離時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の<b>悪化防止</b>のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。</p> <p>a. 酸素濃度 「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件 ・在室人数 13名</p> <p>・中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m<sup>3</sup></p> <p>・空気流入率 0～5h 0回/h (SBO想定によるファン停止) 5～168h 0.05回/h※（閉回路循環運転） ※空気流入率測定試験結果（約 0.12 回/h）を基に保守的に設定。 ・初期酸素濃度 20.95%</p> <p>・1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。</p> <p>・1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。</p> <p>・許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）</p> <p>(b) 評価結果 上記評価条件から求めた酸素濃度は、表3.6-6のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p>	<p><b>【女川】記載方針の相違</b> ・泊及び大飯は設計基準事故時と重大事故時の評価を場合分けして評価している。</p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b> ・女川審査実績の反映</p> <p><b>【大飯】設備の相違</b> ・大飯はツインプラントのため重大事故時の要員が多い。 ・美浜の評価人数は設計基準事故時 11 名、重大事故時 12 名でシングルプラントの泊と同等。</p> <p><b>【大飯】設備の相違</b> ・プラント固有の評価条件。</p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p> <p><b>【大飯】設備の相違</b> ・プラント固有の試験結果。</p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p> <p><b>【大飯】記載表現の相違</b></p>	

DB-SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉						女川原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由																														
<b>【比較のため6.添付3より再掲】</b>						<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>						<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>						【大飯】記載表現の相違																														
b. 二酸化炭素濃度	「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。																																															
(a) 評価条件	(a) 評価条件																																															
・在室人員 24名	・在室人数 13人																																															
<b>【大飯】設備の相違</b>																																																
・大飯はツインプラントのため重大事故時の要員が多い。																																																
・美浜の評価人数は設計基準事故時 11名、重大事故時 12名でシングルプラントの泊と同等。																																																
<b>【大飯】設備の相違</b>																																																
・プラント固有の評価条件。																																																
<b>【大飯】記載表現の相違</b>																																																
【大飯】設備の相違																																																
・プラント固有の試験結果。																																																
<b>【比較のため6.添付3より再掲】</b>						<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>						<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>						【大飯】記載表現の相違																														
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	【大飯】記載表現の相違																														
二酸化炭素濃度	20.64%	20.49%	20.41%	20.31%	20.30%	二酸化炭素濃度	20.72%	20.60%	20.54%	20.47%	20.46%	二酸化炭素濃度	0.243%	0.350%	0.409%	0.478%	0.481%	二酸化炭素濃度	0.191%	0.273%	0.317%	0.369%	0.372%																									
<b>【比較のため6.添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は以下とのおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。																																																
<b>【比較のため3.6添付3より再掲】</b>																																																
上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に																																																

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p>3.5 中央制御室待避所のデータ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ 表3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（1/10）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>APRM (A) (平均)</td></tr> <tr><td></td><td>APRM (A) レベル</td></tr> <tr><td></td><td>APRM (B) レベル</td></tr> <tr><td></td><td>APRM (C) レベル</td></tr> <tr><td></td><td>APRM (D) レベル</td></tr> <tr><td></td><td>APRM (E) レベル</td></tr> <tr><td></td><td>APRM (F) レベル</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (A) 対数計数率</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (B) 対数計数率</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (C) 対数計数率</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (D) 対数計数率</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (E) 対数計数率</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (F) 対数計数率</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (G) 対数計数率</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (H) 対数計数率</td></tr> <tr><td>炉心反応度の 状態確認</td><td>SRNM (A) 計数率高高</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (B) 計数率高高</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (C) 計数率高高</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (D) 計数率高高</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (E) 計数率高高</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (F) 計数率高高</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (G) 計数率高高</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (H) 計数率高高</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (A) 複形%出力</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (B) 複形%出力</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (C) 複形%出力</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (D) 複形%出力</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (E) 複形%出力</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (F) 複形%出力</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (G) 複形%出力</td></tr> <tr><td></td><td>SRNM (H) 複形%出力</td></tr> <tr><td></td><td>全制御室全挿入</td></tr> </tbody> </table> <p>26条~別添1-3-28  : S A範囲</p>	目的	対象パラメータ		APRM (A) (平均)		APRM (A) レベル		APRM (B) レベル		APRM (C) レベル		APRM (D) レベル		APRM (E) レベル		APRM (F) レベル		SRNM (A) 対数計数率		SRNM (B) 対数計数率		SRNM (C) 対数計数率		SRNM (D) 対数計数率		SRNM (E) 対数計数率		SRNM (F) 対数計数率		SRNM (G) 対数計数率		SRNM (H) 対数計数率	炉心反応度の 状態確認	SRNM (A) 計数率高高		SRNM (B) 計数率高高		SRNM (C) 計数率高高		SRNM (D) 計数率高高		SRNM (E) 計数率高高		SRNM (F) 計数率高高		SRNM (G) 計数率高高		SRNM (H) 計数率高高		SRNM (A) 複形%出力		SRNM (B) 複形%出力		SRNM (C) 複形%出力		SRNM (D) 複形%出力		SRNM (E) 複形%出力		SRNM (F) 複形%出力		SRNM (G) 複形%出力		SRNM (H) 複形%出力		全制御室全挿入		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作ではなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																																																																				
	APRM (A) (平均)																																																																				
	APRM (A) レベル																																																																				
	APRM (B) レベル																																																																				
	APRM (C) レベル																																																																				
	APRM (D) レベル																																																																				
	APRM (E) レベル																																																																				
	APRM (F) レベル																																																																				
	SRNM (A) 対数計数率																																																																				
	SRNM (B) 対数計数率																																																																				
	SRNM (C) 対数計数率																																																																				
	SRNM (D) 対数計数率																																																																				
	SRNM (E) 対数計数率																																																																				
	SRNM (F) 対数計数率																																																																				
	SRNM (G) 対数計数率																																																																				
	SRNM (H) 対数計数率																																																																				
炉心反応度の 状態確認	SRNM (A) 計数率高高																																																																				
	SRNM (B) 計数率高高																																																																				
	SRNM (C) 計数率高高																																																																				
	SRNM (D) 計数率高高																																																																				
	SRNM (E) 計数率高高																																																																				
	SRNM (F) 計数率高高																																																																				
	SRNM (G) 計数率高高																																																																				
	SRNM (H) 計数率高高																																																																				
	SRNM (A) 複形%出力																																																																				
	SRNM (B) 複形%出力																																																																				
	SRNM (C) 複形%出力																																																																				
	SRNM (D) 複形%出力																																																																				
	SRNM (E) 複形%出力																																																																				
	SRNM (F) 複形%出力																																																																				
	SRNM (G) 複形%出力																																																																				
	SRNM (H) 複形%出力																																																																				
	全制御室全挿入																																																																				

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>表 3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（2／10）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="20">伊心冷却の 状態確認</td><td>原子炉圧力(圧縮域) BV</td></tr> <tr><td>原子炉圧力(正常域) A</td></tr> <tr><td>原子炉圧力(圧縮域) B</td></tr> <tr><td>原子炉水位(圧縮域) PBV</td></tr> <tr><td>原子炉水位(正常域) A</td></tr> <tr><td>原子炉水位(正常域) B</td></tr> <tr><td>原子炉水位(燃料域) PBV</td></tr> <tr><td>原子炉水位(燃料域) A</td></tr> <tr><td>原子炉水位(燃料域) B</td></tr> <tr><td>P LRボンブ (A) 入口流量</td></tr> <tr><td>P LRボンブ (B) 入口流量</td></tr> <tr><td>S HV 開</td></tr> <tr><td>RHRボンブ (A) 出口流量</td></tr> <tr><td>RHRボンブ (B) 出口流量</td></tr> <tr><td>RHRボンブ (C) 出口流量</td></tr> <tr><td>LPC5ボンブ出口流量</td></tr> <tr><td>HPC5ボンブ出口流量</td></tr> <tr><td>RC1Cボンブ出口流量</td></tr> <tr><td>HPCACボンブ出口流量</td></tr> <tr><td>RHCヘッジスプレイワイン洗浄流量</td></tr> <tr><td>RHR自系統容器冷却ワイン洗浄流量</td></tr> <tr><td>RHR熱交換器 (A) 冷却水入口流量</td></tr> <tr><td>RHR熱交換器 (B) 冷却水入口流量</td></tr> <tr><td>RCW_A毛、毛紙流量</td></tr> <tr><td>RCW_日本、系統流量</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	伊心冷却の 状態確認	原子炉圧力(圧縮域) BV	原子炉圧力(正常域) A	原子炉圧力(圧縮域) B	原子炉水位(圧縮域) PBV	原子炉水位(正常域) A	原子炉水位(正常域) B	原子炉水位(燃料域) PBV	原子炉水位(燃料域) A	原子炉水位(燃料域) B	P LRボンブ (A) 入口流量	P LRボンブ (B) 入口流量	S HV 開	RHRボンブ (A) 出口流量	RHRボンブ (B) 出口流量	RHRボンブ (C) 出口流量	LPC5ボンブ出口流量	HPC5ボンブ出口流量	RC1Cボンブ出口流量	HPCACボンブ出口流量	RHCヘッジスプレイワイン洗浄流量	RHR自系統容器冷却ワイン洗浄流量	RHR熱交換器 (A) 冷却水入口流量	RHR熱交換器 (B) 冷却水入口流量	RCW_A毛、毛紙流量	RCW_日本、系統流量		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																														
伊心冷却の 状態確認	原子炉圧力(圧縮域) BV																														
	原子炉圧力(正常域) A																														
	原子炉圧力(圧縮域) B																														
	原子炉水位(圧縮域) PBV																														
	原子炉水位(正常域) A																														
	原子炉水位(正常域) B																														
	原子炉水位(燃料域) PBV																														
	原子炉水位(燃料域) A																														
	原子炉水位(燃料域) B																														
	P LRボンブ (A) 入口流量																														
	P LRボンブ (B) 入口流量																														
	S HV 開																														
	RHRボンブ (A) 出口流量																														
	RHRボンブ (B) 出口流量																														
	RHRボンブ (C) 出口流量																														
	LPC5ボンブ出口流量																														
	HPC5ボンブ出口流量																														
	RC1Cボンブ出口流量																														
	HPCACボンブ出口流量																														
	RHCヘッジスプレイワイン洗浄流量																														
RHR自系統容器冷却ワイン洗浄流量																															
RHR熱交換器 (A) 冷却水入口流量																															
RHR熱交換器 (B) 冷却水入口流量																															
RCW_A毛、毛紙流量																															
RCW_日本、系統流量																															

26条-別添1-3-29

□: S A範囲

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: center;">表3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（3/10）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="18">炉心冷却の 状態確認</td><td>6. 9 kV母線6-2A電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-2B電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-1E電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-2SA1電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-2SA2電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-2SD1電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-2SD2電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-2C電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-2D電圧</td></tr> <tr><td>6. 9 kV母線6-2H電圧</td></tr> <tr><td>D/G 2A しゃ断器投入</td></tr> <tr><td>D/G 2B しゃ断器投入</td></tr> <tr><td>HPC S D/G しゃ断器投入</td></tr> <tr><td>海水貯蔵タンク水位</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器鋼フランジ下部温度）</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度（給水ノズルN4B温度）</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度（給水ノズルN4D温度）</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器下部上部温度）</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器下部下部温度）</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">26条-別添1-3-30</p> <p style="text-align: center;">□□□ : S A範囲</p>	目的	対象パラメータ	炉心冷却の 状態確認	6. 9 kV母線6-2A電圧	6. 9 kV母線6-2B電圧	6. 9 kV母線6-1E電圧	6. 9 kV母線6-2SA1電圧	6. 9 kV母線6-2SA2電圧	6. 9 kV母線6-2SD1電圧	6. 9 kV母線6-2SD2電圧	6. 9 kV母線6-2C電圧	6. 9 kV母線6-2D電圧	6. 9 kV母線6-2H電圧	D/G 2A しゃ断器投入	D/G 2B しゃ断器投入	HPC S D/G しゃ断器投入	海水貯蔵タンク水位	原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器鋼フランジ下部温度）	原子炉圧力容器温度（給水ノズルN4B温度）	原子炉圧力容器温度（給水ノズルN4D温度）	原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器下部上部温度）	原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器下部下部温度）		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																								
炉心冷却の 状態確認	6. 9 kV母線6-2A電圧																								
	6. 9 kV母線6-2B電圧																								
	6. 9 kV母線6-1E電圧																								
	6. 9 kV母線6-2SA1電圧																								
	6. 9 kV母線6-2SA2電圧																								
	6. 9 kV母線6-2SD1電圧																								
	6. 9 kV母線6-2SD2電圧																								
	6. 9 kV母線6-2C電圧																								
	6. 9 kV母線6-2D電圧																								
	6. 9 kV母線6-2H電圧																								
	D/G 2A しゃ断器投入																								
	D/G 2B しゃ断器投入																								
	HPC S D/G しゃ断器投入																								
	海水貯蔵タンク水位																								
	原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器鋼フランジ下部温度）																								
	原子炉圧力容器温度（給水ノズルN4B温度）																								
	原子炉圧力容器温度（給水ノズルN4D温度）																								
	原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器下部上部温度）																								
原子炉圧力容器温度（原子炉圧力容器下部下部温度）																									

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（4／10）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目 的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="20">格納容器内の 状態確認</td><td>ドライウェル圧力（広葉城）(最大)</td></tr> <tr><td>ドライウェル圧力</td></tr> <tr><td>圧力抑制室圧力（最大）</td></tr> <tr><td>圧力抑制室圧力</td></tr> <tr><td>RDV-ペローシール部周辺温度（最大）</td></tr> <tr><td>圧力抑制室水位（BV）</td></tr> <tr><td>圧力抑制室水位A</td></tr> <tr><td>圧力抑制室水位B</td></tr> <tr><td>圧力抑制室内空気温度A</td></tr> <tr><td>圧力抑制室内空気温度B</td></tr> <tr><td>圧力抑制室内空気温度C</td></tr> <tr><td>圧力抑制室内空気温度D</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（最大）</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（11°）</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（14°）</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（20°）</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（79°）</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（101°）</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（124°）</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（146°）</td></tr> <tr><td>#プレッションブル本温度（169°）</td></tr> </tbody> </table>	目 的	対象パラメータ	格納容器内の 状態確認	ドライウェル圧力（広葉城）(最大)	ドライウェル圧力	圧力抑制室圧力（最大）	圧力抑制室圧力	RDV-ペローシール部周辺温度（最大）	圧力抑制室水位（BV）	圧力抑制室水位A	圧力抑制室水位B	圧力抑制室内空気温度A	圧力抑制室内空気温度B	圧力抑制室内空気温度C	圧力抑制室内空気温度D	#プレッションブル本温度（最大）	#プレッションブル本温度（11°）	#プレッションブル本温度（14°）	#プレッションブル本温度（20°）	#プレッションブル本温度（79°）	#プレッションブル本温度（101°）	#プレッションブル本温度（124°）	#プレッションブル本温度（146°）	#プレッションブル本温度（169°）		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目 的	対象パラメータ																										
格納容器内の 状態確認	ドライウェル圧力（広葉城）(最大)																										
	ドライウェル圧力																										
	圧力抑制室圧力（最大）																										
	圧力抑制室圧力																										
	RDV-ペローシール部周辺温度（最大）																										
	圧力抑制室水位（BV）																										
	圧力抑制室水位A																										
	圧力抑制室水位B																										
	圧力抑制室内空気温度A																										
	圧力抑制室内空気温度B																										
	圧力抑制室内空気温度C																										
	圧力抑制室内空気温度D																										
	#プレッションブル本温度（最大）																										
	#プレッションブル本温度（11°）																										
	#プレッションブル本温度（14°）																										
	#プレッションブル本温度（20°）																										
	#プレッションブル本温度（79°）																										
	#プレッションブル本温度（101°）																										
	#プレッションブル本温度（124°）																										
	#プレッションブル本温度（146°）																										
#プレッションブル本温度（169°）																											

26条-別添1-3-31

□: S A範囲

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p style="text-align: center;">表3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（5/10）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="30">格納容器内の 状態確認</td><td>サブレッシュンブル水温度 (191°)</td></tr> <tr><td>サブレッシュンブル水温度 (214°)</td></tr> <tr><td>サブレッシュンブル水温度 (236°)</td></tr> <tr><td>サブレッシュンブル水温度 (259°)</td></tr> <tr><td>サブレッシュンブル水温度 (281°)</td></tr> <tr><td>サブレッシュンブル水温度 (304°)</td></tr> <tr><td>サブレッシュンブル水温度 (326°)</td></tr> <tr><td>サブレッシュンブル水温度 (349°)</td></tr> <tr><td>CAMS水素濃度A (0~3.0%)</td></tr> <tr><td>CAMS水素濃度B (0~3.0%)</td></tr> <tr><td>CAMS水素濃度C (0~1.00%)</td></tr> <tr><td>CAMS水素濃度D (0~1.00%)</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度A (D/W)</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度B (S/C)</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度C (D/W)</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度D (S/C)</td></tr> <tr><td>CAMS酸素濃度A</td></tr> <tr><td>CAMS酸素濃度B</td></tr> <tr><td>CAMS (A) サンプル切替 (D/W)</td></tr> <tr><td>CAMS (B) サンプル切替 (D/W)</td></tr> <tr><td>D/W放射線モニタA</td></tr> <tr><td>D/W放射線モニタB</td></tr> <tr><td>S/C放射線モニタA</td></tr> <tr><td>S/C放射線モニタB</td></tr> <tr><td>RHR-A系格納容器スプレイ開閉モード</td></tr> <tr><td>RHR-B系格納容器スプレイ開閉モード</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (A) 出口圧力</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (B) 出口圧力</td></tr> <tr><td>RHRポンプ (C) 出口圧力</td></tr> <tr><td>HPC-Sポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>LPC-Sポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>RC1Cポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>RC1Cポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力</td></tr> <tr><td>HPACポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>HPACタービン入口蒸気圧力</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">[ ] : S.A範囲</p>	目的	対象パラメータ	格納容器内の 状態確認	サブレッシュンブル水温度 (191°)	サブレッシュンブル水温度 (214°)	サブレッシュンブル水温度 (236°)	サブレッシュンブル水温度 (259°)	サブレッシュンブル水温度 (281°)	サブレッシュンブル水温度 (304°)	サブレッシュンブル水温度 (326°)	サブレッシュンブル水温度 (349°)	CAMS水素濃度A (0~3.0%)	CAMS水素濃度B (0~3.0%)	CAMS水素濃度C (0~1.00%)	CAMS水素濃度D (0~1.00%)	格納容器内水素濃度A (D/W)	格納容器内水素濃度B (S/C)	格納容器内水素濃度C (D/W)	格納容器内水素濃度D (S/C)	CAMS酸素濃度A	CAMS酸素濃度B	CAMS (A) サンプル切替 (D/W)	CAMS (B) サンプル切替 (D/W)	D/W放射線モニタA	D/W放射線モニタB	S/C放射線モニタA	S/C放射線モニタB	RHR-A系格納容器スプレイ開閉モード	RHR-B系格納容器スプレイ開閉モード	RHRポンプ (A) 出口圧力	RHRポンプ (B) 出口圧力	RHRポンプ (C) 出口圧力	HPC-Sポンプ出口圧力	LPC-Sポンプ出口圧力	RC1Cポンプ出口圧力	RC1Cポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力	HPACポンプ出口圧力	HPACタービン入口蒸気圧力		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																																								
格納容器内の 状態確認	サブレッシュンブル水温度 (191°)																																								
	サブレッシュンブル水温度 (214°)																																								
	サブレッシュンブル水温度 (236°)																																								
	サブレッシュンブル水温度 (259°)																																								
	サブレッシュンブル水温度 (281°)																																								
	サブレッシュンブル水温度 (304°)																																								
	サブレッシュンブル水温度 (326°)																																								
	サブレッシュンブル水温度 (349°)																																								
	CAMS水素濃度A (0~3.0%)																																								
	CAMS水素濃度B (0~3.0%)																																								
	CAMS水素濃度C (0~1.00%)																																								
	CAMS水素濃度D (0~1.00%)																																								
	格納容器内水素濃度A (D/W)																																								
	格納容器内水素濃度B (S/C)																																								
	格納容器内水素濃度C (D/W)																																								
	格納容器内水素濃度D (S/C)																																								
	CAMS酸素濃度A																																								
	CAMS酸素濃度B																																								
	CAMS (A) サンプル切替 (D/W)																																								
	CAMS (B) サンプル切替 (D/W)																																								
	D/W放射線モニタA																																								
	D/W放射線モニタB																																								
	S/C放射線モニタA																																								
	S/C放射線モニタB																																								
	RHR-A系格納容器スプレイ開閉モード																																								
	RHR-B系格納容器スプレイ開閉モード																																								
	RHRポンプ (A) 出口圧力																																								
	RHRポンプ (B) 出口圧力																																								
	RHRポンプ (C) 出口圧力																																								
	HPC-Sポンプ出口圧力																																								
LPC-Sポンプ出口圧力																																									
RC1Cポンプ出口圧力																																									
RC1Cポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力																																									
HPACポンプ出口圧力																																									
HPACタービン入口蒸気圧力																																									

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p>表 3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ (6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>ドライカムル警報気温度（ドライカムルフランジ部 (0°C) 周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（ドライカムルフランジ部 (180°C) 周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（S&amp;V搬出スロット上部周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（所員用エアロック上部周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（電気ハニカル (45°C) 周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（電気ハニカル (225°C) 周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（機器搬出入用ハッチ下部 (315°C) 周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（機器搬出入用ハッチ下部 (330°C) 周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（制御室壁構造構造搬出入口下部周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（ベデステル内 (90°C) 周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル警報気温度（ベデステル内 (270°C) 周辺温度）</td><td></td></tr> <tr><td>海水移送ポンプ出口圧力</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル水位A (2m)</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル水位B (2m)</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル水位C (23m)</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル水位D (35m)</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル水位E (44m)</td><td></td></tr> <tr><td>ドライカムル水位F (44m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A (0.5m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B (0.5m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A (1.0m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B (1.0m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A (1.5m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B (1.5m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A (2.0m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B (2.0m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A (2.5m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B (2.5m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位A (2.8m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位B (2.8m)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器代替スプレイ流量 (A)</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器代替スプレイ流量 (B)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>26条-別添1-3-33</p> <p style="text-align: right;">□ : S A範囲</p>	目的	対象パラメータ	ドライカムル警報気温度（ドライカムルフランジ部 (0°C) 周辺温度）		ドライカムル警報気温度（ドライカムルフランジ部 (180°C) 周辺温度）		ドライカムル警報気温度（S&V搬出スロット上部周辺温度）		ドライカムル警報気温度（所員用エアロック上部周辺温度）		ドライカムル警報気温度（電気ハニカル (45°C) 周辺温度）		ドライカムル警報気温度（電気ハニカル (225°C) 周辺温度）		ドライカムル警報気温度（機器搬出入用ハッチ下部 (315°C) 周辺温度）		ドライカムル警報気温度（機器搬出入用ハッチ下部 (330°C) 周辺温度）		ドライカムル警報気温度（制御室壁構造構造搬出入口下部周辺温度）		ドライカムル警報気温度（ベデステル内 (90°C) 周辺温度）		ドライカムル警報気温度（ベデステル内 (270°C) 周辺温度）		海水移送ポンプ出口圧力		ドライカムル水位A (2m)		ドライカムル水位B (2m)		ドライカムル水位C (23m)		ドライカムル水位D (35m)		ドライカムル水位E (44m)		ドライカムル水位F (44m)		原子炉格納容器下部水位A (0.5m)		原子炉格納容器下部水位B (0.5m)		原子炉格納容器下部水位A (1.0m)		原子炉格納容器下部水位B (1.0m)		原子炉格納容器下部水位A (1.5m)		原子炉格納容器下部水位B (1.5m)		原子炉格納容器下部水位A (2.0m)		原子炉格納容器下部水位B (2.0m)		原子炉格納容器下部水位A (2.5m)		原子炉格納容器下部水位B (2.5m)		原子炉格納容器下部水位A (2.8m)		原子炉格納容器下部水位B (2.8m)		原子炉格納容器代替スプレイ流量 (A)		原子炉格納容器代替スプレイ流量 (B)			<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																																																																				
ドライカムル警報気温度（ドライカムルフランジ部 (0°C) 周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（ドライカムルフランジ部 (180°C) 周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（S&V搬出スロット上部周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（所員用エアロック上部周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（電気ハニカル (45°C) 周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（電気ハニカル (225°C) 周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（機器搬出入用ハッチ下部 (315°C) 周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（機器搬出入用ハッチ下部 (330°C) 周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（制御室壁構造構造搬出入口下部周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（ベデステル内 (90°C) 周辺温度）																																																																					
ドライカムル警報気温度（ベデステル内 (270°C) 周辺温度）																																																																					
海水移送ポンプ出口圧力																																																																					
ドライカムル水位A (2m)																																																																					
ドライカムル水位B (2m)																																																																					
ドライカムル水位C (23m)																																																																					
ドライカムル水位D (35m)																																																																					
ドライカムル水位E (44m)																																																																					
ドライカムル水位F (44m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位A (0.5m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位B (0.5m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位A (1.0m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位B (1.0m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位A (1.5m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位B (1.5m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位A (2.0m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位B (2.0m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位A (2.5m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位B (2.5m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位A (2.8m)																																																																					
原子炉格納容器下部水位B (2.8m)																																																																					
原子炉格納容器代替スプレイ流量 (A)																																																																					
原子炉格納容器代替スプレイ流量 (B)																																																																					

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>表3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（7／10）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="18">放射能障害の 状態確認</td><td>スタック放射線モニタ（1C）A</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ（1C）B</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ（SCIN）A</td></tr> <tr><td>スタック放射線モニタ（SCIN）B</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射能高A1</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射能高A2</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射能高B1</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射能高B2</td></tr> <tr><td>P C I S 内側隔壁</td></tr> <tr><td>P C I S 外側隔壁</td></tr> <tr><td>MSIV（第1）全弁開</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔壁#（A）開</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔壁#（B）開</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔壁#（C）開</td></tr> <tr><td>主蒸気第1隔壁#（D）開</td></tr> <tr><td>MSIV（第2）全弁開</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔壁#（A）開</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔壁#（B）開</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔壁#（C）開</td></tr> <tr><td>主蒸気第2隔壁#（D）開</td></tr> <tr><td rowspan="5">構成の情報確 認</td><td>SGTS_A系動作</td></tr> <tr><td>SGTS_B系動作</td></tr> <tr><td>SGTS放射線モニタ（1C）A</td></tr> <tr><td>SGTS放射線モニタ（1C）B</td></tr> <tr><td>放水口モニタ（2号機）</td></tr> <tr><td>モニクリングボスト1C被覆半径H1</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	放射能障害の 状態確認	スタック放射線モニタ（1C）A	スタック放射線モニタ（1C）B	スタック放射線モニタ（SCIN）A	スタック放射線モニタ（SCIN）B	主蒸気管放射能高A1	主蒸気管放射能高A2	主蒸気管放射能高B1	主蒸気管放射能高B2	P C I S 内側隔壁	P C I S 外側隔壁	MSIV（第1）全弁開	主蒸気第1隔壁#（A）開	主蒸気第1隔壁#（B）開	主蒸気第1隔壁#（C）開	主蒸気第1隔壁#（D）開	MSIV（第2）全弁開	主蒸気第2隔壁#（A）開	主蒸気第2隔壁#（B）開	主蒸気第2隔壁#（C）開	主蒸気第2隔壁#（D）開	構成の情報確 認	SGTS_A系動作	SGTS_B系動作	SGTS放射線モニタ（1C）A	SGTS放射線モニタ（1C）B	放水口モニタ（2号機）	モニクリングボスト1C被覆半径H1		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																																
放射能障害の 状態確認	スタック放射線モニタ（1C）A																																
	スタック放射線モニタ（1C）B																																
	スタック放射線モニタ（SCIN）A																																
	スタック放射線モニタ（SCIN）B																																
	主蒸気管放射能高A1																																
	主蒸気管放射能高A2																																
	主蒸気管放射能高B1																																
	主蒸気管放射能高B2																																
	P C I S 内側隔壁																																
	P C I S 外側隔壁																																
	MSIV（第1）全弁開																																
	主蒸気第1隔壁#（A）開																																
	主蒸気第1隔壁#（B）開																																
	主蒸気第1隔壁#（C）開																																
	主蒸気第1隔壁#（D）開																																
	MSIV（第2）全弁開																																
	主蒸気第2隔壁#（A）開																																
	主蒸気第2隔壁#（B）開																																
主蒸気第2隔壁#（C）開																																	
主蒸気第2隔壁#（D）開																																	
構成の情報確 認	SGTS_A系動作																																
	SGTS_B系動作																																
	SGTS放射線モニタ（1C）A																																
	SGTS放射線モニタ（1C）B																																
	放水口モニタ（2号機）																																
モニクリングボスト1C被覆半径H1																																	

26条-別添1-3-34

[ ] : S A範囲

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p style="text-align: center;">表3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（8／10）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">目的</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14" style="vertical-align: top; padding: 2px;">機器の情報確認部</td><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト I C 残量率H.2</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト I C 残量率H.3</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト I C 残量率H.4</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト I C 残量率H.5</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト I C 残量率H.6</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト Na I 残量率L.1</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト Na I 残量率L.2</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト Na I 残量率L.9</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト Na I 残量率L.4</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト Na I 残量率L.5</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">モニタリングガスト Na I 残量率L.6</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">風向（観測終端）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">風向（測定終端）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">風速（観測終端）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">風速（測定終端）</td></tr> <tr><td rowspan="14" style="vertical-align: top; padding: 2px;">非常用炉心冷却ポンプ（E.C.C.P.）の状態等</td><td style="padding: 2px;">大気安定度</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">ADS_A系作動</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">ADS_B系作動</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">R.C.I.C リビング止め弁開</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">L.P.C.Sポンプ 運転中</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">H.P.C.Sポンプ 運転中</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">R.H.R.ポンプ（A） 運転中</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">R.H.R.ポンプ（B） 運転中</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">R.H.R.ポンプ（C） 運転中</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">R.H.R. A系L.P.C.I注入流量等閑</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">R.H.R. B系L.P.C.I注入流量等閑</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">R.H.R. C系L.P.C.I注入流量等閑</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">給水流量</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[使用清燃料ブール温度]</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+7,010mm）]</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+6,910mm）]</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+6,000mm）]</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+5,090mm）]</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">[ ] : S.A範囲</p>	目的	対象パラメータ	機器の情報確認部	モニタリングガスト I C 残量率H.2	モニタリングガスト I C 残量率H.3	モニタリングガスト I C 残量率H.4	モニタリングガスト I C 残量率H.5	モニタリングガスト I C 残量率H.6	モニタリングガスト Na I 残量率L.1	モニタリングガスト Na I 残量率L.2	モニタリングガスト Na I 残量率L.9	モニタリングガスト Na I 残量率L.4	モニタリングガスト Na I 残量率L.5	モニタリングガスト Na I 残量率L.6	風向（観測終端）	風向（測定終端）	風速（観測終端）	風速（測定終端）	非常用炉心冷却ポンプ（E.C.C.P.）の状態等	大気安定度	ADS_A系作動	ADS_B系作動	R.C.I.C リビング止め弁開	L.P.C.Sポンプ 運転中	H.P.C.Sポンプ 運転中	R.H.R.ポンプ（A） 運転中	R.H.R.ポンプ（B） 運転中	R.H.R.ポンプ（C） 運転中	R.H.R. A系L.P.C.I注入流量等閑	R.H.R. B系L.P.C.I注入流量等閑	R.H.R. C系L.P.C.I注入流量等閑	給水流量	使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）	[使用清燃料ブール温度]	使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）	[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+7,010mm）]	使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）	[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+6,910mm）]	使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）	[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+6,000mm）]	使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）	[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+5,090mm）]		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																																												
機器の情報確認部	モニタリングガスト I C 残量率H.2																																												
	モニタリングガスト I C 残量率H.3																																												
	モニタリングガスト I C 残量率H.4																																												
	モニタリングガスト I C 残量率H.5																																												
	モニタリングガスト I C 残量率H.6																																												
	モニタリングガスト Na I 残量率L.1																																												
	モニタリングガスト Na I 残量率L.2																																												
	モニタリングガスト Na I 残量率L.9																																												
	モニタリングガスト Na I 残量率L.4																																												
	モニタリングガスト Na I 残量率L.5																																												
	モニタリングガスト Na I 残量率L.6																																												
	風向（観測終端）																																												
	風向（測定終端）																																												
	風速（観測終端）																																												
風速（測定終端）																																													
非常用炉心冷却ポンプ（E.C.C.P.）の状態等	大気安定度																																												
	ADS_A系作動																																												
	ADS_B系作動																																												
	R.C.I.C リビング止め弁開																																												
	L.P.C.Sポンプ 運転中																																												
	H.P.C.Sポンプ 運転中																																												
	R.H.R.ポンプ（A） 運転中																																												
	R.H.R.ポンプ（B） 運転中																																												
	R.H.R.ポンプ（C） 運転中																																												
	R.H.R. A系L.P.C.I注入流量等閑																																												
	R.H.R. B系L.P.C.I注入流量等閑																																												
	R.H.R. C系L.P.C.I注入流量等閑																																												
	給水流量																																												
	使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）																																												
[使用清燃料ブール温度]																																													
使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）																																													
[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+7,010mm）]																																													
使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）																																													
[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+6,910mm）]																																													
使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）																																													
[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+6,000mm）]																																													
使用清燃料ブール本体・温度（ヒートサークル式）																																													
[使用清燃料ブール温度（燃料ラック上端+5,090mm）]																																													

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	<p>表3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（9/10）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th><th>対象パラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕</td><td></td></tr> <tr><td>使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）</td><td></td></tr> <tr><td>〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕</td><td></td></tr> <tr><td>燃料プール上部空間放射線モニタ（低周波）</td><td></td></tr> <tr><td>燃料プール上部空間放射線モニタ（高周波）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕		使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）		〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕		燃料プール上部空間放射線モニタ（低周波）		燃料プール上部空間放射線モニタ（高周波）			<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																																																																																				
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+3,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+4,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+2,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端+1,000mm）〕																																																																																					
使用済燃料プール水位・温度（ヒートサーク式）																																																																																					
〔使用済燃料プール温度（燃料ラック上端）〕																																																																																					
燃料プール上部空間放射線モニタ（低周波）																																																																																					
燃料プール上部空間放射線モニタ（高周波）																																																																																					

26条-別添1-3-36

□ : S A範囲

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>表3.5-1 データ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ（10／16）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">水素爆発による熱収容器の 破損防止確認</td> <td>フィルタ装置出口水素濃度（0～30%）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口水素濃度（0～100%）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水位（A）（応答域）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水位（B）（応答域）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水位（C）（応答域）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置入口圧力（応答域）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口圧力（応答域）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水温度（A）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水温度（B）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水温度（C）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ（A）</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ（B）</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度（原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A）</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度（原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B）</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度（「0.0」ボタン位置）</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度（貯蔵・再生）</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度（C.R.D操作室）</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度（計装・再生）</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度（トータス室）</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置1動作監視装置入口温度</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置8動作監視装置入口温度</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置9動作監視装置入口温度</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置10動作監視装置入口温度</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置11動作監視装置入口温度</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置12動作監視装置入口温度</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置13動作監視装置出口温度</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	水素爆発による熱収容器の 破損防止確認	フィルタ装置出口水素濃度（0～30%）	フィルタ装置出口水素濃度（0～100%）	フィルタ装置水位（A）（応答域）	フィルタ装置水位（B）（応答域）	フィルタ装置水位（C）（応答域）	フィルタ装置入口圧力（応答域）	フィルタ装置出口圧力（応答域）	フィルタ装置水温度（A）	フィルタ装置水温度（B）	フィルタ装置水温度（C）	フィルタ装置出口放射線モニタ（A）	フィルタ装置出口放射線モニタ（B）	原子炉建屋内水素濃度（原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A）	原子炉建屋内水素濃度（原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B）	原子炉建屋内水素濃度（「0.0」ボタン位置）	原子炉建屋内水素濃度（貯蔵・再生）	原子炉建屋内水素濃度（C.R.D操作室）	原子炉建屋内水素濃度（計装・再生）	原子炉建屋内水素濃度（トータス室）	静的触媒式水素再結合装置1動作監視装置入口温度	静的触媒式水素再結合装置8動作監視装置入口温度	静的触媒式水素再結合装置9動作監視装置入口温度	静的触媒式水素再結合装置10動作監視装置入口温度	静的触媒式水素再結合装置11動作監視装置入口温度	静的触媒式水素再結合装置12動作監視装置入口温度	静的触媒式水素再結合装置13動作監視装置出口温度		<p>【女川】設計方針の相違      ・女川では格納容器フィルタベントを作動させる際に被ばくを低減するための設備として中央制御室待避所等を整備しており、それらの設備についてここで記載している。</p> <p>・泊では格納容器フィルタベント操作はなく中央制御室待避所及びその内部で活動を行うための設備はない。</p>
目的	対象パラメータ																															
水素爆発による熱収容器の 破損防止確認	フィルタ装置出口水素濃度（0～30%）																															
	フィルタ装置出口水素濃度（0～100%）																															
	フィルタ装置水位（A）（応答域）																															
	フィルタ装置水位（B）（応答域）																															
	フィルタ装置水位（C）（応答域）																															
	フィルタ装置入口圧力（応答域）																															
	フィルタ装置出口圧力（応答域）																															
	フィルタ装置水温度（A）																															
	フィルタ装置水温度（B）																															
	フィルタ装置水温度（C）																															
フィルタ装置出口放射線モニタ（A）																																
フィルタ装置出口放射線モニタ（B）																																
原子炉建屋内水素濃度（原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度A）																																
原子炉建屋内水素濃度（原子炉建屋オペレーティングフロア水素濃度B）																																
原子炉建屋内水素濃度（「0.0」ボタン位置）																																
原子炉建屋内水素濃度（貯蔵・再生）																																
原子炉建屋内水素濃度（C.R.D操作室）																																
原子炉建屋内水素濃度（計装・再生）																																
原子炉建屋内水素濃度（トータス室）																																
静的触媒式水素再結合装置1動作監視装置入口温度																																
静的触媒式水素再結合装置8動作監視装置入口温度																																
静的触媒式水素再結合装置9動作監視装置入口温度																																
静的触媒式水素再結合装置10動作監視装置入口温度																																
静的触媒式水素再結合装置11動作監視装置入口温度																																
静的触媒式水素再結合装置12動作監視装置入口温度																																
静的触媒式水素再結合装置13動作監視装置出口温度																																

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.6 中央制御室の共用取止めに伴う中央制御室居住性への影響について</p> <p>1. はじめに 女川原子力発電所2号炉中央制御室については、申請時の計画において、隣接する1号炉と共用する設計としていたが、その後、中央制御室の共用を取り止め、1号及び2号炉中央制御室間に、扉を有する分離壁を設置することとした旨、平成30年4月の審査会合において説明している。 上記、中央制御室の共用取止めに伴い、2号炉中央制御室居住性に関して変更となる箇所と、その影響等について、以下に示す。</p> <p>2. 中央制御室の共用取止めに伴い変更となる事項 中央制御室の共用取止めに伴い、2号炉中央制御室居住性に関して変更となる箇所は以下のとおり。また、中央制御室の共用取止めの概要を図3.6-1に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号及び2号炉中央制御室間への分離壁、扉の設置</li> <li>・2号炉中央制御室待避所に待避する要員数の変更</li> <li>・中央制御室換気空調系バウンダリの縮小 (14,000m<sup>3</sup>⇒8,900m<sup>3</sup>)</li> <li>・被ばく評価上考慮する中央制御室遮蔽位置の変更</li> </ul>  <p>図3.6-1 中央制御室共用取止めの概要</p> <p>※開示の内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】設備の相違 ・女川は1号炉との中央制御室の共用取止めに伴い、2号炉中央制御室の居住性への影響を整理している。 ・泊3号炉は中央制御室を他号炉と共用していない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 分離壁及び扉の運用等について</p> <p>(1) 分離壁及び扉の機能</p> <p>1号及び2号炉中央制御室間に設置する分離壁及び扉は、基準地震動Ssによる地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とするほか、厚さ400mm以上の普通コンクリートと同等以上の遮蔽性を有する設計とする。また、扉は、機器の搬出入時及び人の通行（緊急時）を可能とするため、機器搬入扉とマンドアの2種類の扉を設置し、内部溢水、内部火災、有毒ガス及び被ばく評価の観点から、水密性（4m水頭）、耐火性（3時間）、気密性及び遮蔽性（厚さ400mmの普通コンクリートと同等以上）を有する設計とする。なお、扉の開閉状態については、中央制御室の運転員にて表示等により認知可能な設計とする。</p> <p>(2) 扉の運用</p> <p>扉は、内部溢水、内部火災、有毒ガス及び被ばく評価の観点から、事象発生時には閉止要求があるため、事象発生時の開操作は行わない運用とする。通常時においては、機器の搬出入及び人の通行（緊急時）に使用する。</p> <p>4. 2号炉中央制御室待避所に待避する要員数の変更について</p> <p>中央制御室の共用取止めに伴い、放射性雲通過時において2号炉中央制御室待避所に待避する要員数を1号及び2号炉運転員の合計10名から、2号炉運転員の7名へ変更し、1号炉運転員4名は、緊急時対策所に待避する運用へ変更する。（表3.6-1 参照）変更の経緯を以下に示す。</p> <p>なお、2号炉中央制御室待避所の設計は、従来のまま12名が収容可能な設計とすることで、設計上の影響はない。</p> <p>(1) 変更前（中央制御室共用）</p> <p>変更前（中央制御室共用）においては、1名の発電課長のもと、1号及び2号炉それぞれの運転員が監視又は操作を行う体制としており、放射性雲通過時には、1号及び2号炉運転員が2号炉中央制御室待避所へ待避することとしていた。</p> <p>(2) 変更後（中央制御室共用取止め）</p> <p>中央制御室の共用取止めに伴い、中央制御室を物理的に分離することとしたこと、また発電課長を各号炉に1名配置することで、指揮系統としても号炉ごとに独立させることとしたことから、放射性雲通過時には、1号炉運転員は、3号炉運転員と同様に、緊急時対策所に待避することとした。なお、緊急時対策所に待避することは、被ばくの観点からも優位性がある。</p>		<p>【女川】設備の相違    ・女川は1号炉との中央制御室の共用取止めに伴い、2号炉中央制御室の居住性への影響を整理している。    ・泊3号炉は中央制御室を他号炉と共用していない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

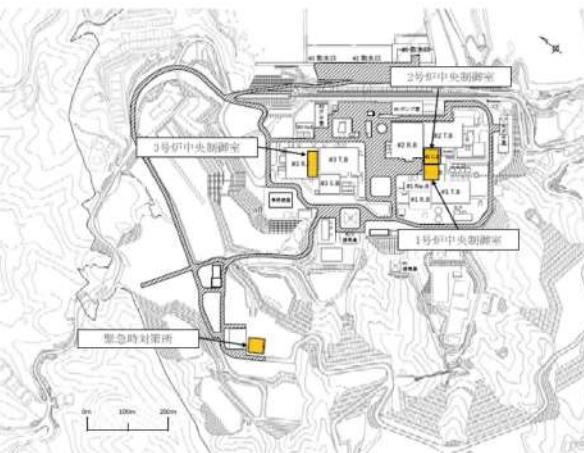
赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>表 3.6-1 放射性雲通過における1号及び2号炉運転員<sup>※1</sup>の待避先 変更前(共用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">待避先(カコ内は人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉運転員</td> <td>2号炉運転員</td> </tr> <tr> <td>発電課長<sup>※2</sup> 2号炉中央制御室待避所(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電副長 2号炉中央制御室 待避所(1)</td> <td>2号炉中央制御室 待避所(1)</td> </tr> <tr> <td>運転員 待避所(2)</td> <td>2号炉中央制御室 待避所(5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 運転員の人数は1号炉停止時、2号炉運転時の人数を示す。    ※2 当初1号及び2号炉合わせて1名配置していたが、共用改正面に伴い、1号及び2号炉それぞれに配置する。</p> <p>5. 空調バウンダリの縮小及び中央制御室遮蔽位置の変更について    図3.6-1に示すとおり、中央制御室換気空調系バウンダリの縮小及び被ばく評価上考慮する中央制御室遮蔽位置が変更となる。これについては、中央制御室居住性に係る被ばく評価の評価条件を変更のうえ再評価を実施し、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している。    評価の詳細については「女川原子力発電所2号炉 原子炉制御室について 別添2 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について」及び「重大事故等対処設備について(補足説明資料) 59-9 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について」に示す。</p>	待避先(カコ内は人数)		1号炉運転員	2号炉運転員	発電課長 <sup>※2</sup> 2号炉中央制御室待避所(1)		発電副長 2号炉中央制御室 待避所(1)	2号炉中央制御室 待避所(1)	運転員 待避所(2)	2号炉中央制御室 待避所(5)		<p>【女川】設備の相違    ・女川は1号炉との中央制御室の共用取止めに伴い、2号炉中央制御室の居住性への影響を整理している。    ・泊3号炉は中央制御室を他号炉と共用していない。</p>
待避先(カコ内は人数)													
1号炉運転員	2号炉運転員												
発電課長 <sup>※2</sup> 2号炉中央制御室待避所(1)													
発電副長 2号炉中央制御室 待避所(1)	2号炉中央制御室 待避所(1)												
運転員 待避所(2)	2号炉中央制御室 待避所(5)												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.7 2号炉重大事故等時の1号及び3号炉における要員の待避先やプラントの対応・監視について</p> <p>女川2号炉重大事故等時の他号炉の対応において、原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる際は、放射性雲による屋外環境の悪化等が懸念されるため、1号及び3号炉運転員は緊急時対策所へ一旦待避することとしている。それら対応について以下にまとめた。図3.7-1に女川原子力発電所2号炉中央制御室と他号炉中央制御室の配置図を示す。</p>  <p>図3.7-1 女川原子力発電所1～3号炉中央制御室配置図</p>		<p>【女川】設備の相違      ・女川2号炉は有効性評価の事故シーケンスにおいて、原子炉格納容器フィルタベント系の作動に期待しているため、放射性雲による屋外環境の悪化を考慮して、2号炉運転員は中央制御室待避室に移動し、他号炉運転員は緊急時対策所に一時的に退避させる必要がある。      ・泊3号炉は原子炉格納容器ベント設備が不要なPWRプラントであることから同様の考慮は不要。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 1号及び3号炉の対応と要員</p> <p>1号及び3号炉の運転員は、女川2号炉において重大事故等が発生した場合、必要に応じて各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する必要な措置を実施する。具体的には、燃料プール水位の監視を実施するとともに、スロッシングや崩壊熱による燃料プール水の蒸発に伴う水位低下に対し、常設設備等を使用した冷却水補給操作等の必要な措置を実施する。</p> <p>これらの対応は、時間的余裕がある中で実施されることから、2号炉におけるペント実施の際は、1号及び3号炉運転員は緊急時対策所へ一旦待避し、放射性雲の影響が少なくなったことを確認した上で各中央制御室に戻り、監視及び必要な対応を再開する。</p>		<p>【女川】設備の相違          ・女川1号炉及び3号炉の運転員が前頁記載の一時的な退避の間に1号炉及び3号炉の使用済燃料プールの監視、注水対応を中断しても問題ないことを記載している。          ・泊3号炉は原子炉格納容器ペント設備が不要なPWRプラントであることから同様の考慮は不要。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
	<p>【参考】1号及び3号炉の使用済燃料プールの水位変動評価について</p> <p>1. 1号及び3号炉の使用済燃料プールの水位変動評価について</p> <p>参考表1 1号及び3号炉の必要な水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉<sup>※1</sup></th> <th>3号炉<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止中<sup>※1</sup></td> <td>停止中<sup>※1</sup></td> <td>停止中<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>SFP</td> <td>SFP</td> <td>SFP</td> </tr> <tr> <td>炉心燃料</td> <td>全燃料取り出し</td> <td>全燃料取り出し</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器／ゴールゲート並列<sup>※2</sup></td> <td>開放(ゴールゲート開)</td> <td>開放(ゴールゲート開)</td> </tr> <tr> <td>水位</td> <td>ワール溢水 (オーバーフロー水位)</td> <td>ワール溢水 (オーバーフロー水位)</td> </tr> <tr> <td>想定するプラントの状態</td> <td>スロッシングによる漏えい+全交流動力遮断喪失</td> <td>スロッシングによる漏えい+全交流動力遮断喪失</td> </tr> <tr> <td>事故初期に喪失を想定する水量 [m<sup>3</sup>] <sup>※3</sup></td> <td>212</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>65°C到達までの時間 [h]</td> <td>316</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>100°C到達までの時間 [h]</td> <td>T50 (約31日)</td> <td>869 (約36日)</td> </tr> <tr> <td>必要な注水量① [m<sup>3</sup>/688]<sup>※4</sup></td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>必要な注水量② [m<sup>3</sup>/688]<sup>※4</sup></td> <td>212</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>通常運転水位(オーバーフロー水位)から必要な遮蔽水位<sup>※5</sup>までの水位差 [m]</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>事故発生から必要な遮蔽水位まで水位が低下する時間 [h]</td> <td>1,964 (約81日)</td> <td>2,217 (約92日)</td> </tr> <tr> <td>事故発生からTAF到達までの時間 [h]</td> <td>6,445 (約268日)</td> <td>7,401 (約308日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 1号及び3号炉については、平成29年4月1日時点の崩壊熱により評価。2号炉については、燃料交換等を考慮した燃料取出スキームにより崩壊熱を算出し評価。</p> <p>※2 1号及び3号炉は原子炉停止中を想定するため「ゴールゲート開」とする。</p> <p>※3 1号及び3号炉は、2号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気乾燥器／気水分離器ピット(以下「DSピット」という。)からのスロッシング量に基づき溢水量を設定(1号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットは2号炉に比べて保有水量やプール表面積が小さいため溢水量は少なくなると考えられる。3号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットは保有水量やプール表面積が2号炉と同程度であり、溢水量は2号炉と同程度と考えられる。)。</p> <p>※4 「必要な注水量①」:蒸発による水位低下防止に必要な注水量。「必要な注水量②」:通常水位までの回復及びその後の水位維持に必要な注水量。</p> <p>※5 2号炉の使用済燃料プールの必要な遮蔽水位については、燃料有効長頂部より約6.1m以上水位を有していれば、燃料取替床高さの線量率が緊急時作業被ばく限度(100mSv)から十分余裕のある10mSv/h未満となるため、通常水位からの許容水位低下量は約1.3mとする。必要な遮蔽の目安とした線量率10mSv/hは、原子炉建屋最上階での操作時間から設定している。原子炉建屋最上階での運転員及び重大事故等対応要員が実施する重大事故等対策の操作時間は3.5時間(保管場所と原子炉建屋最上階の移動時間を含む)以内であることを考慮すると、被ばく量は最大でも35mSvとなるため、緊急作業時における被ばく限度の100mSvに対して余裕がある。なお、1号及び3号炉の使用済燃料プールの必要な遮蔽水位については、保守的に2号炉の評価結果を採用。(2号炉の必要な遮蔽水位の評価は、使用済制御棒ハンガ及びラックに使用済制御棒が全て挿入された状態及び燃料防護ラックに燃料が全て挿入された状態を設定していることなどから、1号及び3号炉の許容水位低下量は2号炉よりも大きくなると考えられる。)</p>		1号炉 <sup>※1</sup>	3号炉 <sup>※1</sup>	停止中 <sup>※1</sup>	停止中 <sup>※1</sup>	停止中 <sup>※1</sup>	SFP	SFP	SFP	炉心燃料	全燃料取り出し	全燃料取り出し	原子炉圧力容器／ゴールゲート並列 <sup>※2</sup>	開放(ゴールゲート開)	開放(ゴールゲート開)	水位	ワール溢水 (オーバーフロー水位)	ワール溢水 (オーバーフロー水位)	想定するプラントの状態	スロッシングによる漏えい+全交流動力遮断喪失	スロッシングによる漏えい+全交流動力遮断喪失	事故初期に喪失を想定する水量 [m <sup>3</sup> ] <sup>※3</sup>	212	212	65°C到達までの時間 [h]	316	366	100°C到達までの時間 [h]	T50 (約31日)	869 (約36日)	必要な注水量① [m <sup>3</sup> /688] <sup>※4</sup>	不要	不要	必要な注水量② [m <sup>3</sup> /688] <sup>※4</sup>	212	212	通常運転水位(オーバーフロー水位)から必要な遮蔽水位 <sup>※5</sup> までの水位差 [m]	1.3	1.3	事故発生から必要な遮蔽水位まで水位が低下する時間 [h]	1,964 (約81日)	2,217 (約92日)	事故発生からTAF到達までの時間 [h]	6,445 (約268日)	7,401 (約308日)		<p>【女川】設備の相違    ・女川1号炉及び3号炉の運転員が前頁記載の一時的な退避の間に1号炉及び3号炉の使用済燃料プールの監視、注水対応を中断しても問題ないことを記載している。</p> <p>・泊3号炉は原子炉格納容器ベント設備が不要なPWRプラントであることから同様の考慮は不要。</p>
	1号炉 <sup>※1</sup>	3号炉 <sup>※1</sup>																																														
停止中 <sup>※1</sup>	停止中 <sup>※1</sup>	停止中 <sup>※1</sup>																																														
SFP	SFP	SFP																																														
炉心燃料	全燃料取り出し	全燃料取り出し																																														
原子炉圧力容器／ゴールゲート並列 <sup>※2</sup>	開放(ゴールゲート開)	開放(ゴールゲート開)																																														
水位	ワール溢水 (オーバーフロー水位)	ワール溢水 (オーバーフロー水位)																																														
想定するプラントの状態	スロッシングによる漏えい+全交流動力遮断喪失	スロッシングによる漏えい+全交流動力遮断喪失																																														
事故初期に喪失を想定する水量 [m <sup>3</sup> ] <sup>※3</sup>	212	212																																														
65°C到達までの時間 [h]	316	366																																														
100°C到達までの時間 [h]	T50 (約31日)	869 (約36日)																																														
必要な注水量① [m <sup>3</sup> /688] <sup>※4</sup>	不要	不要																																														
必要な注水量② [m <sup>3</sup> /688] <sup>※4</sup>	212	212																																														
通常運転水位(オーバーフロー水位)から必要な遮蔽水位 <sup>※5</sup> までの水位差 [m]	1.3	1.3																																														
事故発生から必要な遮蔽水位まで水位が低下する時間 [h]	1,964 (約81日)	2,217 (約92日)																																														
事故発生からTAF到達までの時間 [h]	6,445 (約268日)	7,401 (約308日)																																														

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

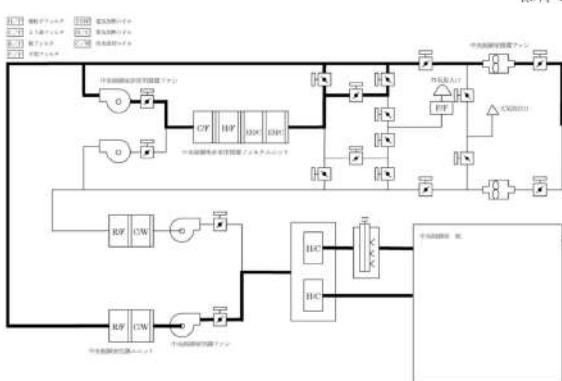
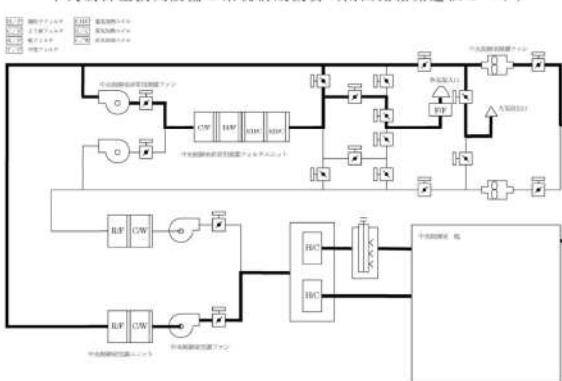
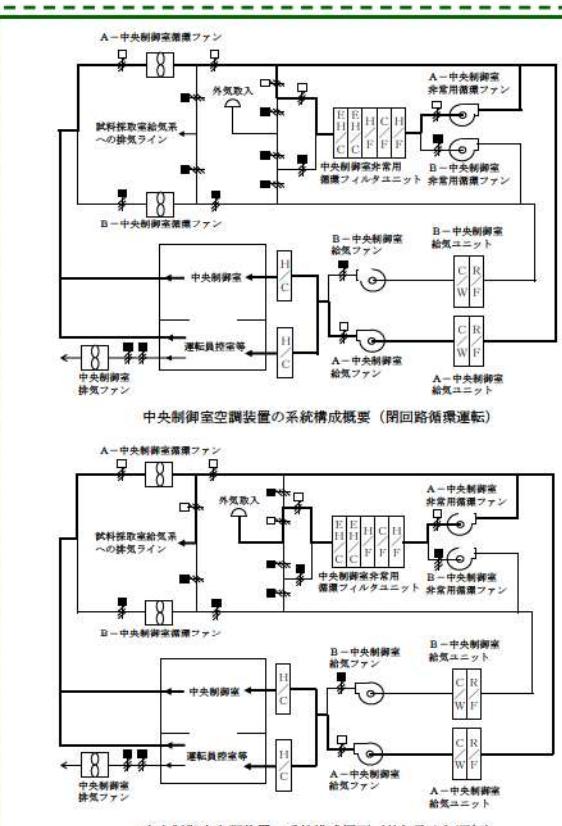
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 酸素濃度、二酸化炭素濃度を踏まえた対応について</p> <p>非常用炉心冷却装置が動作する等の事故時においては、<b>中央制御室換気設備</b>について、通常開いている外気取り込みダンバを閉止し、再循環させて放射線物質をフィルタにより低減する系統構成（閉回路循環運転）となる。</p> <p>閉回路循環運転中には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を定期的に測定し、酸素濃度が1%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1%を超えるおそれがある場合は、外気をフィルタで浄化しながら取り入れることとし、その内容を手順に反映する。系統構成概要を添付1に示す。</p> <p>フィルタで浄化しながらの外気取入れであるため、添付2のとおり、中央制御室の居住性に係る被ばく評価への影響は無視できる程度である。</p> <p>なお、外気取入れを閉止した際ににおいて、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を評価した結果は添付3のとおりであり、中央制御室の居住性に係る被ばく評価の評価期間中、中央制御室に滞在する運転員の操作環境に影響を与えることは考えられない。</p>		<p>3.6 酸素濃度、二酸化炭素濃度を踏まえた対応について</p> <p>非常用炉心冷却装置が動作する等の事故時においては、<b>中央制御室空調装置</b>について、通常開いている外気取り込みダンバを閉止し、再循環させて放射性物質をフィルタにより低減する系統構成（閉回路循環運転）となる。</p> <p>閉回路循環運転中には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を定期的に測定し、酸素濃度が1%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を超えるおそれがある場合は、外気をフィルタで浄化しながら取り入れることとし、その内容を手順に反映する。系統構成概要を添付1に示す。</p> <p>フィルタで浄化しながらの外気取入れであるため、添付2のとおり、中央制御室の居住性に係る被ばく評価への影響は無視できる程度である。</p> <p>なお、外気取入れを閉止した際ににおいて、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を評価した結果は添付3のとおりであり、中央制御室の居住性に係る被ばく評価の評価期間中、中央制御室に滞在する運転員の操作環境に影響を与えることは考えられない。</p>	<p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

DB・SA 条文関連

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付1</p>  <p>中央制御室換気設備の系統構成概要（閉回路循環運転モード）</p>  <p>中央制御室換気設備の系統構成概要（外気取入れ運転モード）</p> 		 <p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p> <p>添付1</p> <p>中央制御室空調装置の系統構成概要（閉回路循環運転）</p> <p>中央制御室空調装置の系統構成概要（外気取入れ運転）</p>	
			DB-SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<p style="text-align: center;">添付2 外気取り入れ時の被ばく影響について</p> <p>重大事故時の中央制御室外気取り入れ遮断（閉回路循環運転）中において酸素濃度及び二酸化炭素濃度に係る環境が悪化し、外気を取り入れた場合の居住性に係る被ばく評価への影響を確認する。</p> <p>外気取入れを考慮した影響確認の評価条件と外気取入れを考慮していない現行評価の結果は表1のとおりであり、フィルタで浄化しながらの外気取入れであるため、中央制御室の居住性に係る被ばく評価への影響は無視できる程度である。</p> <p>評価条件を表2に示す。</p>		<p style="text-align: center;">添付2 外気取り入れ時の被ばく影響について</p> <p>重大事故時の中央制御室外気取り入れ遮断（閉回路循環運転）中において酸素濃度及び二酸化炭素濃度に係る環境が悪化し、外気を取り入れた場合の居住性に係る被ばく評価への影響を確認する。</p> <p>外気取入れを考慮した影響確認の評価結果と外気取入れを考慮していない評価結果は表3.6-1のとおりであり、フィルタで浄化しながらの外気取入れであるため、中央制御室の居住性に係る被ばく評価への影響は無視できる程度である。</p> <p>評価条件を表3.6-2に示す。</p> <p>なお、本評価においては、7日間の評価期間において最も中央制御室の滞在時間が長く入退域回数が多い運転員を対象として、7日間の積算線量を滞在期間及び入退域に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価した。</p> <p>また、本評価結果は、原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対するDFを1とした場合の結果であるが、原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対するDFを10とした場合においては被ばく評価への影響はより軽減される。</p>	<p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・泊は評価条件について明確化した ・原子炉格納容器の貫通部DFの被ばくへの影響について記載。</p>																																								
<p>表1 中央制御室被ばく評価結果比較表（3号機）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="2">7日間の実効線量 (mSv)</th> </tr> <tr> <th>現行評価 (外気取入れを考慮せず)</th> <th>影響確認 (外気取入れを考慮)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく</td> <td>約 <math>4.0 \times 10^{-3}</math></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく</td> <td>約 <math>4.0 \times 10^{-3}</math></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく</td> <td>約 <math>3.0 \times 10^0</math> (約 <math>3.3 \times 10^{-4}</math>) *2</td> <td>約 <math>3.0 \times 10^0</math></td> </tr> <tr> <td>小計 (①+②+③)</td> <td>約 <math>3.1 \times 10^0</math></td> <td>約 <math>3.1 \times 10^0</math></td> </tr> <tr> <td>④ 建屋からのガンマ線による被ばく</td> <td>約 <math>2.7 \times 10^0</math></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく</td> <td>約 <math>1.4 \times 10^0</math></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>小計 (④+⑤)</td> <td>約 <math>4.1 \times 10^0</math></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 <math>7.2^{*1}</math></td> <td>約 <math>7.2^{*1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 詳細値を有効数字2桁に切り上げた値      *2: カッコ内は現行評価からの被ばく線量の増加分を記載</p> <p style="text-align: center;">□ = S A</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv)		現行評価 (外気取入れを考慮せず)	影響確認 (外気取入れを考慮)	① 建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 $4.0 \times 10^{-3}$	同左	② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 $4.0 \times 10^{-3}$	同左	③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 $3.0 \times 10^0$ (約 $3.3 \times 10^{-4}$ ) *2	約 $3.0 \times 10^0$	小計 (①+②+③)	約 $3.1 \times 10^0$	約 $3.1 \times 10^0$	④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 $2.7 \times 10^0$	同左	⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 $1.4 \times 10^0$	同左	小計 (④+⑤)	約 $4.1 \times 10^0$	同左	合計 (①+②+③+④+⑤)	約 $7.2^{*1}$	約 $7.2^{*1}$	<p>表3.6-1 中央制御室被ばく評価結果比較表（3号炉）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被ばく経路</th> <th colspan="2">7日間の実効線量 (mSv)</th> </tr> <tr> <th>ベース評価 (外気取入れを考慮なし)</th> <th>影響確認 (外気取入れを考慮)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室内作業時</td> <td>①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく  ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく  ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく  小計 (①+②+③)</td> <td>約 <math>1.7 \times 10^{-2}</math>  約 <math>1.2 \times 10^{-2}</math>  約 <math>2.2 \times 10^0</math> (約 <math>3.1 \times 10^{-4}</math>) *2 約 <math>2.2 \times 10^0</math></td> <td>同左  同左  約 <math>2.2 \times 10^0</math></td> </tr> <tr> <td>入退域時</td> <td>④建屋からのガンマ線による被ばく  ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく  小計 (④+⑤)  合計 (①+②+③+④+⑤)</td> <td>約 <math>1.0 \times 10^1</math>  約 <math>1.4 \times 10^0</math>  約 <math>1.2 \times 10^1</math> 約 <math>15^{*1}</math></td> <td>同左  同左  同左 約 <math>15^{*1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 詳細値を有効数字2桁に切り上げた値      *2: カッコ内は現行評価からの被ばく線量の増加分を記載</p> <p style="text-align: right;">SA 条文関連</p>	被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv)		ベース評価 (外気取入れを考慮なし)	影響確認 (外気取入れを考慮)	室内作業時	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく  ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく  ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく  小計 (①+②+③)	約 $1.7 \times 10^{-2}$  約 $1.2 \times 10^{-2}$  約 $2.2 \times 10^0$ (約 $3.1 \times 10^{-4}$ ) *2 約 $2.2 \times 10^0$	同左  同左  約 $2.2 \times 10^0$	入退域時	④建屋からのガンマ線による被ばく  ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく  小計 (④+⑤)  合計 (①+②+③+④+⑤)	約 $1.0 \times 10^1$  約 $1.4 \times 10^0$  約 $1.2 \times 10^1$ 約 $15^{*1}$	同左  同左  同左 約 $15^{*1}$
被ばく経路		7日間の実効線量 (mSv)																																									
	現行評価 (外気取入れを考慮せず)	影響確認 (外気取入れを考慮)																																									
① 建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 $4.0 \times 10^{-3}$	同左																																									
② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 $4.0 \times 10^{-3}$	同左																																									
③ 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 $3.0 \times 10^0$ (約 $3.3 \times 10^{-4}$ ) *2	約 $3.0 \times 10^0$																																									
小計 (①+②+③)	約 $3.1 \times 10^0$	約 $3.1 \times 10^0$																																									
④ 建屋からのガンマ線による被ばく	約 $2.7 \times 10^0$	同左																																									
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 $1.4 \times 10^0$	同左																																									
小計 (④+⑤)	約 $4.1 \times 10^0$	同左																																									
合計 (①+②+③+④+⑤)	約 $7.2^{*1}$	約 $7.2^{*1}$																																									
被ばく経路	7日間の実効線量 (mSv)																																										
	ベース評価 (外気取入れを考慮なし)	影響確認 (外気取入れを考慮)																																									
室内作業時	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく  ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく  ③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく  小計 (①+②+③)	約 $1.7 \times 10^{-2}$  約 $1.2 \times 10^{-2}$  約 $2.2 \times 10^0$ (約 $3.1 \times 10^{-4}$ ) *2 約 $2.2 \times 10^0$	同左  同左  約 $2.2 \times 10^0$																																								
入退域時	④建屋からのガンマ線による被ばく  ⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく  小計 (④+⑤)  合計 (①+②+③+④+⑤)	約 $1.0 \times 10^1$  約 $1.4 \times 10^0$  約 $1.2 \times 10^1$ 約 $15^{*1}$	同左  同左  同左 約 $15^{*1}$																																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
表2 評価条件比較表（中央制御室換気設備条件）						表3-6-2 評価条件比較表（中央制御室空調装置条件）					
項目	現行評価での使用値 (外気取入れ考慮なし)	影響確認での使用値 (外気取入れ考慮)	影響確認での使用値の 設定理由	項目	ベース評価での使用値 (外気取入れ考慮なし)	影響確認での使用値 (外気取入れ考慮)	影響確認での使用値の 設定理由	項目	【女川】記載充実 (大飯実績の反映)		
事故時における外 気取り込み	0～168h：外気取入れ なし  101h～168h：外気取 入れなし	0～96h：外気取入れ なし  96～101h：3.3× 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h 外気をフ ィルタを介して取 り込む  101h～168h：外気取 入れなし	・酸素及び二酸化炭素 濃度を初期値近くま で戻すために必要な 外気取入れ時間とし て5時間 <sup>※1</sup> を想 定。  ・7日（168時間）以 内に環境悪化をする ことは想定できない ため。仮に96時間 後の取入れを想定。	事故時における外気取り 込み	0～96h：外気取入れ なし  96～99h：5.1× 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h 外気をフ ィルタを介して取 り込む  99h～168h：外気取 入れなし	0～96h：外気取入れ なし  96～99h：5.1× 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h 外気をフ ィルタを介して取 り込む  99h～168h：外気取 入れなし	・酸素及び二酸化炭素 濃度を初期値近くま で戻すために必要な 外気取入れ時間とし て3時間 <sup>※1</sup> を想定。  ・7日（168時間）以 内に環境悪化をする ことは想定できない ため。仮に96時間後の 取入れを想定。	中央制御室バウン ダリ体積(容積)	5.1×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	同左	条件変更なし
外部ガスマスによる全 身に対する線量評価時 の自由体積	4.9×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	同 左	条件変更なし	外部ガスマスによる全 身に対する線量評価時 の自由体積	3.8×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	同左	条件変更なし	中央制御室バウンダリ体 積(容積)	4.0×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	同左	条件変更なし
空気流入量	2.55×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h (0.5回/h)	同 左	条件変更なし	空気流入量	2.00×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h (0.5回/h)	同左	条件変更なし	外 部 ガ マ マ 線 によ る全 身 に 対 す る 線 量 評 価 時 の 自 由 体 積	3.8×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	同左	条件変更なし
中央制御室非常用 循環設備よう素フ ィルタによる除去 効率	0～300分：0% 300分～7日：95%	同 左	条件変更なし	中央制御室非常用循環フ ィルタユニットによる除去 効率	0～300分：0% 300分～7日：95%	同左	条件変更なし	中 央 制 御 室 非 常 用 循 環 設 備 よ う 素 フ ィルタ による 除 去 効 率	0～300分：0% 300分～7日：95%	同左	条件変更なし
中央制御室非常用 循環設備微粒子フ ィルタによる除去 効率	0～300分：0% 300分～7日：99%	同 左	条件変更なし	中央制御室非常用循環フ ィルタユニット微粒子フ ィルタによる除去効率	0～300分：0% 300分～7日：99%	同左	条件変更なし	中 央 制 御 室 非 常 用 循 環 設 備 微 粒 子 フ ィルタ によ る 除 去 効 率	0～300分：0% 300分～7日：99%	同左	条件変更なし
中央制御室非常用 循環設備フィルタ による除去効率遅 れ時間	300分	同 左	条件変更なし	中央制御室非常用循環フ ィルタユニットフィルタ による除去効率遅れ時間	300分	同左	条件変更なし	中 央 制 御 室 非 常 用 循 環 設 備 フ イルタ によ る 除 去 効 率 遅 れ 時 間	5.1×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h (ただし、300分後に起 動)	同左	条件変更なし
中央制御室換気設 備非常用循環ファ ン流量	1.38×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h (ただし、300分後に起 動)	同 左	条件変更なし	中央制御室非常用循環フ ァン流量	1.38×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h (ただし、300分後に起 動)	同左	条件変更なし				
※1 許容濃度（酸素濃度18%、二酸化炭素濃度1.5%）の環境から、5時間外気取入れを実施した場合、酸素濃度20.81%、二酸化炭素濃度0.101%となる。 (初期酸素濃度：20.95%、初期二酸化炭素濃度：0.03%)					※1：酸素濃度19%，二酸化炭素濃度1.0%（運用上の許容濃度を設定）の環境から、3時間外気取入れを実施した場合、酸 素濃度20.89%、二酸化炭素濃度0.063%となる。（初期酸素濃度：20.95%、初期二酸化炭素濃度：0.03%）					SA 条文関連	
 = S A											

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>添付3 外気遮断時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価について</p> <p>1. 設計基準事故時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価          (1) 概要          「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第38条第13項に規定する「換気設備の隔離その他の適切な防護措置」として、中央制御室換気空調設備は、外気から遮断する閉回路循環運転とすることができます。          設計基準事故が発生した際の閉回路循環運転により、外気の取り込みを一時的に停止した場合の中央制御室の居住性について、以下のとおり評価した。</p> <p>(2) 評価          外気取入遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の劣化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。</p> <p>a. 酸素濃度          「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。          (a) 評価条件          • 在室人員15名          • 中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 4,900m<sup>3</sup>          • 空気流入率 0.05回/h*（閉回路運転）          ※空気流入率試験結果（約0.15回/h）を基に保守的に設定。          • 初期酸素濃度 20.95%          • 1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。          • 1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。          • 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）</p> <p>(b) 評価結果          上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、720時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>96時間</th><th>168時間</th><th>720時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td><td>20.76%</td><td>20.66%</td><td>20.61%</td><td>20.55%</td><td>20.54%</td><td>20.54%</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間	酸素濃度	20.76%	20.66%	20.61%	20.55%	20.54%	20.54%	<p>添付3 外気隔離時の中央制御室の酸素及び二酸化炭素濃度の評価について（設計基準事故及び重大事故時）</p> <p>1. 設計基準事故時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価          (1) 概要          「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解釈」第38条第13項に規定する「換気設備の隔離その他の適切な防護措置」として、中央制御室空調装置は、隔離ダンバを閉操作することにより外気から遮断し閉回路循環運転とすることができます。          設計基準事故発生時において、隔離ダンバを閉操作し、外気から隔離した場合の中央制御室の居住性について、以下のとおり評価した。</p> <p>(2) 評価          外気隔離時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の悪化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。</p> <p>a. 酸素濃度          「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。          (a) 評価条件          • 在室人数 10名          • 中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m<sup>3</sup>          • 空気流入率 0.05回/h*（閉回路循環運転）          ※空気流入率測定試験結果（約0.12回/h）を基に保守的に設定。          • 初期酸素濃度 20.95%          • 1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。          • 1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。          • 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）</p> <p>(b) 評価結果          上記評価条件から求めた酸素濃度は、表3.6-3のとおりであり、720時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <p>表 3.6-3 外気隔離時の酸素濃度（設計基準事故時）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>96時間</th><th>168時間</th><th>720時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td><td>20.78%</td><td>20.69%</td><td>20.64%</td><td>20.58%</td><td>20.58%</td><td>20.58%</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間	酸素濃度	20.78%	20.69%	20.64%	20.58%	20.58%	20.58%	<p>【女川】記載箇所の相違      ・女川の3.4項【補足1】記載箇所で比較する。</p>
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間																								
酸素濃度	20.76%	20.66%	20.61%	20.55%	20.54%	20.54%																								
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間																								
酸素濃度	20.78%	20.69%	20.64%	20.58%	20.58%	20.58%																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 二酸化炭素濃度          「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件          • 在室人員 15名          • 中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積4,900m<sup>3</sup>          • 空気流入率0.05回/h*（閉回路運転）          ※空気流入率試験結果（約0.15回/h）を基に保守的に設定。          • 初期二酸化炭素濃度 0.03%          • 1人当たり二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して適用して、0.046m<sup>3</sup>/hとする。          • 許容二酸化炭素濃度1%以下（鉱山保安法施行規則から）</p>		<p>b. 二酸化炭素濃度          「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件          • 在室人数 10名          • 中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m<sup>3</sup>          • 空気流入率 0.05回/h*（閉回路循環運転）          ※空気流入率測定試験結果（約0.12回/h）を基に保守的に設定。          • 初期二酸化炭素濃度 0.03%          • 1人当たりの二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して、0.046m<sup>3</sup>/hとする。          • 許容二酸化炭素濃度1.0%以下（鉱山保安法施行規則から）</p> <p>なお、米国での研究レポート（U.S. Naval Medical Research Lab. Report No. 228）には、1.5%環境下に42日間滞在しても、生理学的な機能や精神運動機能の明らかな低下はないとされている。          また、消防庁が発行している通知文書「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日）には、2%未満において、はっきりした影響は認められないとされている。（表3.6-4参照）</p>	<p>【女川】記載箇所の相違          ・女川の3.4項【補足1】記載箇所で比較する。</p>

表 3.6-4 二酸化炭素の濃度と人体への影響  
 （「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」より抜粋）

二酸化炭素の濃度（%）	症状発現までの暴露時間	人体への影響
2%未満		はっきりした影響は認められない
2～3%	5～10分	呼吸深度の増加、呼吸数の増加
3～4%	10～30分	頭痛、めまい、恶心、知覚低下
4～6%	5～10分	上記症状、過呼吸による不快感
6～8%	10～60分	意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある
8～10%	1～10分	同上
10%以上	数分以内	意識喪失、その後短時間で生命の危機あり
30%	8～12呼吸	同上

DB・SA 条文関連

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>(b) 評価結果 上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は以下のとおりであり、720時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>96時間</th><th>168時間</th><th>720時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td><td>0.158 %</td><td>0.227 %</td><td>0.266 %</td><td>0.310 %</td><td>0.312 %</td><td>0.312 %</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間	二酸化炭素濃度	0.158 %	0.227 %	0.266 %	0.310 %	0.312 %	0.312 %		<p>(b) 評価結果 上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-5のとおりであり、720時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <p>表 3.6-5 外気隔離時の二酸化炭素濃度（設計基準事故時）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>96時間</th><th>168時間</th><th>720時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td><td>0.149 %</td><td>0.214 %</td><td>0.249 %</td><td>0.291 %</td><td>0.293 %</td><td>0.293 %</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間	二酸化炭素濃度	0.149 %	0.214 %	0.249 %	0.291 %	0.293 %	0.293 %	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川の3.4項【補足1】記載箇所で比較する。</p>
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間																									
二酸化炭素濃度	0.158 %	0.227 %	0.266 %	0.310 %	0.312 %	0.312 %																									
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	720時間																									
二酸化炭素濃度	0.149 %	0.214 %	0.249 %	0.291 %	0.293 %	0.293 %																									

DB・SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>2.重大事故時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価          (1) 概要          「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条に規定する「運転員がとどまるために必要な措置」として、中央制御室換気空調設備は、外気から遮断する閉回路循環運転とすることができます。          重大事故が発生した際の閉回路循環運転により、外気の取り込みを一時的に停止した場合の中央制御室の居住性について、以下のとおり評価した。</p> <p>(2) 評価          外気取入遮断時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の劣化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。</p> <p>a. 酸素濃度          「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。          (a) 評価条件          • 在室人員 24名          • 中央制御室パウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 4,900m<sup>3</sup>          • 空気流入率          0～5h 0回/h (SBO想定によるファン停止)          5～168h 0.05回/h* (閉回路運転)          ※空気流入率試験結果（約0.15回/h）を基に保守的に設定。          • 初期酸素濃度 20.95%          • 1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。          • 1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。          • 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）</p> <p>(b) 評価結果          上記評価条件から求めた酸素濃度は、以下のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したままで、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>96時間</th><th>168時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度</td><td>20.64%</td><td>20.49%</td><td>20.41%</td><td>20.31%</td><td>20.30%</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	酸素濃度	20.64%	20.49%	20.41%	20.31%	20.30%	<p>2.重大事故時の中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の評価          (1) 概要          「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条に規定する「運転員がとどまるために必要な措置」として、中央制御室空調装置は、外気から遮断する閉回路循環運転とすることができます。          重大事故が発生した際の閉回路循環運転により、外気の取り込みを一時的に停止した場合の中央制御室の居住性について、以下のとおり評価した。</p> <p>(2) 評価          外気隔離時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の悪化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。</p> <p>a. 酸素濃度          「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。          (a) 評価条件          • 在室人数 13名          • 中央制御室パウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m<sup>3</sup>          • 空気流入率          0～5h 0回/h (SBO想定によるファン停止)          5～168h 0.05回/h* (閉回路循環運転)          ※空気流入率測定試験結果（約0.12回/h）を基に保守的に設定。          • 初期酸素濃度 20.95%          • 1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。          • 1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。          • 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）</p> <p>(b) 評価結果          上記評価条件から求めた酸素濃度は、表3.6-6のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したまでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違          •女川の3.4項【補足1】記載箇所で比較する。</p>
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間									
酸素濃度	20.64%	20.49%	20.41%	20.31%	20.30%									

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>b. 二酸化炭素濃度          「空気調和・衛生工学便覧空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在室人員 24名</li> <li>中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 4,900m<sup>3</sup></li> <li>空気流入率            0～5h 0回/h (SBO想定によるファン停止)            5～168h 0.05回/h*（閉回路運転）            ※空気流入率試験結果（約0.15回/h）を基に保守的に設定。</li> <li>初期二酸化炭素濃度 0.03%</li> <li>1人当たり二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して適用して、0.046m<sup>3</sup>/hとする。</li> <li>許容二酸化炭素濃度 1%以下（鉱山保安法施行規則から）</li> </ul> <p>(b) 評価結果          上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は以下のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したまでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th><th>12時間</th><th>24時間</th><th>36時間</th><th>96時間</th><th>168時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素濃度</td><td>0.243 %</td><td>0.350 %</td><td>0.409 %</td><td>0.478 %</td><td>0.481 %</td></tr> </tbody> </table>	時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間	二酸化炭素濃度	0.243 %	0.350 %	0.409 %	0.478 %	0.481 %	<p>b. 二酸化炭素濃度          「空気調和・衛生工学便覧空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。</p> <p>(a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在室人数 13人</li> <li>中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m<sup>3</sup></li> <li>空気流入率            0～5h 0回/h (SBO想定によるファン停止)            5～168h 0.05回/h*（閉回路循環運転）            ※空気流入率測定試験結果（約0.12回/h）を基に保守的に設定。</li> <li>初期二酸化炭素濃度 0.03%</li> <li>1人当たりの二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して、0.046 m<sup>3</sup>/hとする。</li> <li>許容二酸化炭素濃度 1.0%以下（鉱山保安法施行規則から）</li> </ul> <p>(b) 評価結果          上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表3.6-7のとおりであり、168時間外気取入れを遮断したまでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違      ・女川の3.4項【補足1】記載箇所で比較する。</p>
時間	12時間	24時間	36時間	96時間	168時間									
二酸化炭素濃度	0.243 %	0.350 %	0.409 %	0.478 %	0.481 %									

DB・SA条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>添付4 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価における人員について</p> <p>大飯3／4号機の中央制御室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価において想定する人員の設定については、評価のベースとなる人数として中央制御室の標準人員である12人を想定している。そのうえで、中央制御室に立入る可能性のある人員を考慮して、本評価においては以下のとおり設定している。</p> <p>すなわち、設計基準事故時については3人、重大事故等時については12人を、評価のベースとなる人数に加えることで、各々15人及び24人が外気隔離の期間中（設計基準事故時：30日、重大事故等時：7日間）に中央制御室に滞在するものとして評価を行っている。（表1）</p> <p>なお、(1)(2)項に設定の考え方を示す。</p> <p>表1 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価における人員の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>在室人員</th><th>評価条件の設定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故時</td><td>15人</td><td>当直員12人<sup>※1</sup>に加えて3人<sup>※2</sup>を考慮</td></tr> <tr> <td>重大事故等時</td><td>24人</td><td>当直員12人<sup>※1</sup>に加えて12人<sup>※3</sup>を考慮</td></tr> <tr> <td>(参考) 高浜3/4</td><td>設計基準事故時 重大事故等時</td><td>上記と同様の考え方で設定 上記と同様の考え方で設定</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：標準人員（表2） ※2：分析要員、互換要員等を想定      ※3：重大事故等時に当直指揮下となる可能性のある運転支援要員等を想定（1、2号からの応援4人、運転支援要員6人、電源要員2人の計12人）</p> <p>(1) 評価のベースとなる人数      評価のベースとなる人数（評価期間中は中央制御室内に滞在）としては、標準人員である12人を考慮している（表2）。「標準人員」は、当直課長、当直主任、当直班長、原子炉制御員、主機運転員及び補機運転員から成り、通常運転時の対応、停止時の対応、事故等時の事象収束対応等の中央制御室内の操作状況によらず変わるものではない。      一方、保安規定では確保する運転員の人数が原子炉の運転モードに応じて定められており、最も多くなる原子炉2基の運転中の場合では「12名以上」と定めている。ここで、保安規定で定める運転員の人数に対しては、欠員が生じないよう補充することも規定されており、当直体制としての人数が確保されることを前提としている。この人数が標準人員の12名であり、評価のベースとしてこの標準人員を用いることは妥当と考える。</p>		在室人員	評価条件の設定	設計基準事故時	15人	当直員12人 <sup>※1</sup> に加えて3人 <sup>※2</sup> を考慮	重大事故等時	24人	当直員12人 <sup>※1</sup> に加えて12人 <sup>※3</sup> を考慮	(参考) 高浜3/4	設計基準事故時 重大事故等時	上記と同様の考え方で設定 上記と同様の考え方で設定	<p>添付4 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価における人員について</p> <p>泊発電所3号炉の中央制御室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価において想定する人員の設定については、評価のベースとなる人数として中央制御室の標準人員である6人を想定している。その上で、中央制御室に立入る可能性のある人員を考慮して、本評価においては以下のとおり設定している。</p> <p>すなわち、設計基準事故時については4人、重大事故等時については7人を、評価のベースとなる人数に加えることで、各々10人及び13人が外気隔離の期間中（設計基準事故時：30日、重大事故等時：7日間）に中央制御室に滞在するものとして評価を行っている。（表3.6-8）</p> <p>なお、(1)(2)項に設定の考え方を示す。</p> <p>表3.6-8 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価における人員の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>在室人員</th><th>評価条件の設定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故時</td><td>10人</td><td>当直員6人<sup>※1</sup>に加えて4人<sup>※2</sup>を考慮</td></tr> <tr> <td>重大事故等時</td><td>13人</td><td>当直員6人<sup>※1</sup>に加えて7人<sup>※3</sup>を考慮</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：標準人員（表2）      ※2：研修員等を想定      ※3：重大事故等時に当直指揮下となる可能性のある灾害対策要員（運転班員）を想定</p> <p>(1) 評価のベースとなる人数      評価のベースとなる人数（評価期間中は中央制御室内に滞在）としては、標準人員である6人を考慮している（表3.6-9）。「標準人員」は、発電課長（当直）、副長、運転員Ⅰ及び運転員Ⅱから成り、通常運転時の対応、停止時の対応、事故等時の事象収束対応等の中央制御室内の操作状況によらず変わるものではない。      一方、保安規定では確保する運転員の人数が発電用原子炉の運転モードに応じて定められており、最も多くなる発電用原子炉運転中の場合では「6名以上」と定めている。ここで、保安規定で定める運転員の人数に対しては、欠員が生じないよう補充することも規定されており、当直体制としての人数が確保されることを前提としている。この人数が標準人員の6人であり、評価のベースとしてこの標準人員を用いることは妥当と考える。</p>		在室人員	評価条件の設定	設計基準事故時	10人	当直員6人 <sup>※1</sup> に加えて4人 <sup>※2</sup> を考慮	重大事故等時	13人	当直員6人 <sup>※1</sup> に加えて7人 <sup>※3</sup> を考慮	<p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】名称及び記載表現の相違      •大飯はツインプラントのため、通常時の在室人数及び重大事故等時の対応要員が多い。      •美浜の評価人数は設計基準事故時11名、重大事故時12名でシングルプラントの泊と同等。</p> <p>【大飯】記載方針の相違      •大飯は分析要員及び互換要員を加えて保守的に酸素濃度及び二酸化炭素濃度を評価している。      •泊も通常時は大飯同様に研修員や互換教育要員が在室する可能性があるため、それらの人数を考慮して保守的に評価している。</p> <p>【大飯】設備の相違      •大飯はツインプラントのため、通常時の在室人数及び重大事故等時の対応要員が多い。      •美浜の評価人数は設計基準事故時11名、重大事故時12名でシングルプラントの泊と同等。</p> <p>【大飯】要員名称の相違      •表3.6-9とのおり運転員の役割に応じた呼称が異なる。</p> <p>【大飯】記載表現の相違      (女川実績の反映)</p>
	在室人員	評価条件の設定																					
設計基準事故時	15人	当直員12人 <sup>※1</sup> に加えて3人 <sup>※2</sup> を考慮																					
重大事故等時	24人	当直員12人 <sup>※1</sup> に加えて12人 <sup>※3</sup> を考慮																					
(参考) 高浜3/4	設計基準事故時 重大事故等時	上記と同様の考え方で設定 上記と同様の考え方で設定																					
	在室人員	評価条件の設定																					
設計基準事故時	10人	当直員6人 <sup>※1</sup> に加えて4人 <sup>※2</sup> を考慮																					
重大事故等時	13人	当直員6人 <sup>※1</sup> に加えて7人 <sup>※3</sup> を考慮																					

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<b>表2 標準人員の内訳</b> <table border="1"> <tr><th></th><th>在室人員</th></tr> <tr><td>当直課長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>当直主任</td><td>1人</td></tr> <tr><td>当直班長</td><td>2人</td></tr> <tr><td>原子炉制御員</td><td>2人</td></tr> <tr><td>主機運転員</td><td>2人</td></tr> <tr><td>補機運転員</td><td>4人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12人</td></tr> </table>		在室人員	当直課長	1人	当直主任	1人	当直班長	2人	原子炉制御員	2人	主機運転員	2人	補機運転員	4人	合計	12人		<b>表3.6-9 標準人員の内訳</b> <table border="1"> <tr><th></th><th>在室人員</th></tr> <tr><td>発電課長（当直）</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>運転員I, 運転員II</td><td>4人</td></tr> </table>		在室人員	発電課長（当直）	1人	副長	1人	運転員I, 運転員II	4人	<small>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</small>
	在室人員																										
当直課長	1人																										
当直主任	1人																										
当直班長	2人																										
原子炉制御員	2人																										
主機運転員	2人																										
補機運転員	4人																										
合計	12人																										
	在室人員																										
発電課長（当直）	1人																										
副長	1人																										
運転員I, 運転員II	4人																										
<p><b>(2) 評価条件の考え方</b>          本評価においては中央制御室に在室する要員として、(1)で設定したベースの人数に加えて、立入る可能性のある人員を追加し、この人員が評価期間中、中央制御室に常駐しているものと想定した。</p> <p>ここで、(1)で設定した運転員についても、評価条件を設定するにあたって運転員に加える人員についても、設計基準事故時及び重大事故等時の評価で想定する評価期間（30日間及び7日間）中、常に中央制御室に在室するわけではないが、これらの合計人数が評価期間中は常に在室するものと想定した。</p> <p>なお、運転員に対して設定している(1)の標準人員に対し、<b>放射線分析（試料採取・放射線測定等）</b>の必要がある場合<b>放射線管理課員が不在の場合には分析資格を持つ運転員</b>が中央制御室に在室することもある。また、重大事故等時においては<b>運転支援要員等12人</b>が当直指揮下に入るため中央制御室に立入る可能性がある。</p> <p>一方、<b>中央制御室への立入りは、原則発電室員のみとされており、その他の者については事前に安全・防災室の許可が必要となる等の管理がなされるとともに、事故発生時においても中央制御室への立入り制限が定められている</b>。これらを踏まえて、今回の評価では設計基準事故時の評価では3人、重大事故等時の評価では12人を(1)の標準人員に加えて評価することとした。</p> <p>なお、中央制御室の平均的な在室人員及び中央制御室の在室人員の推移を表3、表4及び図1、図2にそれぞれ示す。</p>		<p><b>(2) 評価条件の考え方</b>          本評価においては中央制御室に在室する要員として、(1)で設定したベースの人数に加えて、立入る可能性のある人員を追加し、この人員が評価期間中、中央制御室に常駐しているものと想定した。</p> <p>ここで、(1)で設定した運転員についても、評価条件を設定するにあたって運転員に加える人員についても、設計基準事故時及び重大事故等時の評価で想定する評価期間（30日間及び7日間）中、常に中央制御室に在室するわけではないが、これらの合計人数が評価期間中は常に在室するものと想定した。</p> <p>なお、運転員に対して設定している(1)の標準人員に対し、<b>研修員等</b>が中央制御室に在室することもある。また、重大事故等時においては<b>災害対策要員（運転班員）7人</b>が当直指揮下に入るため中央制御室に立入る可能性がある。</p> <p>一方、事故発生時においては中央制御室への立入りを制限が定められている。これらを踏まえて、今回の評価では設計基準事故時の評価では4人、重大事故等時の評価では7人を(1)の標準人員に加えて評価することとした。</p> <p>なお、中央制御室の平均的な在室人員及び中央制御室の在室人員の推移を表3.6-10、表3.6-11及び図3.6-1、図3.6-2にそれぞれ示す。</p>	<small>【大飯】記載方針の相違 ・大飯は分析要員及び互換要員を加えて保守的に酸素濃度及び二酸化炭素濃度を評価している。 ・泊も通常時は大飯同様に研修員や互換教育要員が在室する可能性があるため、それらの人数を考慮して保守的に評価している。 【大飯】要員名称の相違</small>																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉							相違理由																																																																											
表3 設計基準事故時における中央制御室の在室人員		表3.6-10 設計基準事故時における中央制御室の在室人員							【女川】記載充実 (大飯実績の反映)																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1日目</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>...</th><th>29日目</th><th>30日目</th><th>30日間平均</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事象発生時点で1、2、3直</td><td>12.00</td><td>10.75</td><td>12.00</td><td>...</td><td>12.00</td><td>10.75</td><td>11.38</td></tr> <tr> <td>事象発生時点で1・2直、3直</td><td>10.75</td><td>12.00</td><td>10.75</td><td>...</td><td>10.75</td><td>12.00</td><td>11.38</td></tr> </tbody> </table>					1日目	2日目	3日目	...	29日目	30日目	30日間平均	事象発生時点で1、2、3直	12.00	10.75	12.00	...	12.00	10.75	11.38	事象発生時点で1・2直、3直	10.75	12.00	10.75	...	10.75	12.00	11.38	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1日目</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>...</th><th>29日目</th><th>30日目</th><th>30日間平均</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事象発生時点で1、2直</td><td>8.65</td><td>8.44</td><td>8.65</td><td>...</td><td>8.65</td><td>8.44</td><td>8.55</td></tr> <tr> <td>事象発生時点で1・2直、3直</td><td>8.44</td><td>8.65</td><td>8.44</td><td>...</td><td>8.44</td><td>8.65</td><td>8.55</td></tr> </tbody> </table>									1日目	2日目	3日目	...	29日目	30日目	30日間平均	事象発生時点で1、2直	8.65	8.44	8.65	...	8.65	8.44	8.55	事象発生時点で1・2直、3直	8.44	8.65	8.44	...	8.44	8.65	8.55																										
	1日目	2日目	3日目	...	29日目	30日目	30日間平均																																																																														
事象発生時点で1、2、3直	12.00	10.75	12.00	...	12.00	10.75	11.38																																																																														
事象発生時点で1・2直、3直	10.75	12.00	10.75	...	10.75	12.00	11.38																																																																														
	1日目	2日目	3日目	...	29日目	30日目	30日間平均																																																																														
事象発生時点で1、2直	8.65	8.44	8.65	...	8.65	8.44	8.55																																																																														
事象発生時点で1・2直、3直	8.44	8.65	8.44	...	8.44	8.65	8.55																																																																														
(単位：人)		(単位：人)																																																																																			
表4 重大事故等時（過圧破損シナリオの場合）における中央制御室の在室人員		表3.6-11 重大事故等時（過圧破損シナリオの場合）における中央制御室の在室人員																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1日目</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>...</th><th>29日目</th><th>30日目</th><th>7日間平均</th></tr> <tr> <th>2時間(初動)</th><th>2~24時間</th><th>平均</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>4日目</th><th>5日目</th><th>7日間平均</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事象発生時点で1、2直</td><td>14.33</td><td>10.82</td><td>11.11</td><td>10.75</td><td>12.00</td><td>10.75</td><td>12.00</td><td>10.75</td><td>12.00</td><td>11.34</td></tr> <tr> <td>事象発生時点で1・2直、3直</td><td>14.33</td><td>10.55</td><td>10.86</td><td>12.00</td><td>10.75</td><td>12.00</td><td>10.75</td><td>12.00</td><td>10.75</td><td>11.30</td></tr> </tbody> </table>			1日目	2日目	3日目	...	29日目	30日目	7日間平均	2時間(初動)	2~24時間	平均	2日目	3日目	4日目	5日目	7日間平均	事象発生時点で1、2直	14.33	10.82	11.11	10.75	12.00	10.75	12.00	10.75	12.00	11.34	事象発生時点で1・2直、3直	14.33	10.55	10.86	12.00	10.75	12.00	10.75	12.00	10.75	11.30	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1日目</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>...</th><th>29日目</th><th>30日目</th><th>7日間平均</th></tr> <tr> <th>2時間(初動)</th><th>2~24時間</th><th>平均</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>4日目</th><th>5日目</th><th>7日間平均</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事象発生時点で1、2直</td><td>8.31</td><td>8.86</td><td>8.81</td><td>5.25</td><td>5.38</td><td>5.25</td><td>5.38</td><td>5.25</td><td>5.38</td><td>5.82</td></tr> <tr> <td>事象発生時点で1・2直、3直</td><td>8.31</td><td>8.73</td><td>8.69</td><td>5.38</td><td>5.25</td><td>5.38</td><td>5.25</td><td>5.38</td><td>5.25</td><td>5.80</td></tr> </tbody> </table>									1日目	2日目	3日目	...	29日目	30日目	7日間平均	2時間(初動)	2~24時間	平均	2日目	3日目	4日目	5日目	7日間平均	事象発生時点で1、2直	8.31	8.86	8.81	5.25	5.38	5.25	5.38	5.25	5.38	5.82	事象発生時点で1・2直、3直	8.31	8.73	8.69	5.38	5.25	5.38	5.25	5.38	5.25	5.80
	1日目	2日目	3日目	...	29日目	30日目	7日間平均																																																																														
2時間(初動)	2~24時間	平均	2日目	3日目	4日目	5日目	7日間平均																																																																														
事象発生時点で1、2直	14.33	10.82	11.11	10.75	12.00	10.75	12.00	10.75	12.00	11.34																																																																											
事象発生時点で1・2直、3直	14.33	10.55	10.86	12.00	10.75	12.00	10.75	12.00	10.75	11.30																																																																											
	1日目	2日目	3日目	...	29日目	30日目	7日間平均																																																																														
2時間(初動)	2~24時間	平均	2日目	3日目	4日目	5日目	7日間平均																																																																														
事象発生時点で1、2直	8.31	8.86	8.81	5.25	5.38	5.25	5.38	5.25	5.38	5.82																																																																											
事象発生時点で1・2直、3直	8.31	8.73	8.69	5.38	5.25	5.38	5.25	5.38	5.25	5.80																																																																											
(単位：人)		(単位：人)																																																																																			
図1 設計基準事故時における中央制御室の在室人員の推移のイメージ		図3.6-1 設計基準事故時における中央制御室の在室人員の推移のイメージ																																																																																			
図2 重大事故等時（過圧破損シナリオの場合）における中央制御室の在室人員の推移のイメージ		図3.6-2 重大事故等時（過圧破損シナリオの場合）における中央制御室の在室人員の推移のイメージ																																																																																			
									DB・SA 条文関連																																																																												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><u>7. 設置許可基準規則59条における可搬型照明の扱いについて</u></p> <p>1. 中央制御室用の可搬型照明の扱い</p> <p>中央制御室用の照明に関しては、設置許可基準規則59条解釈において、「原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。」とされている。この条文要求は、照明へ給電する代替交流電源設備の設置が要求事項であり、照明自体を重大事故等対処設備とすることが要求事項ではないと考える。</p> <p>したがって、中央制御室用の照明は条文要求上は重大事故等対処設備とすることが必須とは考えていないが、運転員による中央制御室内でのパラメータ監視や操作のために安定的に制御盤等の照度を確保することの重要性に鑑み、重大事故等対処設備として整理する。具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、中央制御室の常設照明は耐震性を有していないため<b>多様性拡張設備</b>として整理する。</p> <p>2. チェンジングエリア用の可搬型照明の扱い</p> <p>チェンジングエリアに関しては、設置許可基準規則59条解釈において、「原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。」とされており、照明設置に関する要求事項はない。</p> <p>したがって、チェンジングエリア用の照明については、条文要求上は重大事故等対処設備とすることが必須とは考えていないが、チェンジングエリアの運用のために照明確保は必要であり、また、59条における照明の扱いの整合性を図るために、チェンジングエリア用の照明についても重大事故等対処設備として扱うこととする。具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、チェンジングエリアの常設照明は耐震性を有していないため<b>多様性拡張設備</b>として整理する。</p>		<p>13. 7 設置許可基準規則59条における可搬型照明の扱いについて          (1) 中央制御室用の可搬型照明の扱い</p> <p>中央制御室用の照明に関しては、設置許可基準規則59条解釈において、「原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。」とされている。この条文要求は、照明へ給電する代替交流電源設備の設置が要求事項であり、照明自体を重大事故等対処設備とすることが要求事項ではないと考える。</p> <p>したがって、中央制御室用の照明は条文要求上は重大事故等対処設備とすることが必須とは考えていないが、運転員による中央制御室内でのパラメータ監視や操作のために安定的に制御盤等の照度を確保することの重要性に鑑み、重大事故等対処設備として整理する。具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、中央制御室の常設照明は耐震性を有していないため<b>自主対策設備</b>として整理する。</p> <p>(2) チェンジングエリア用の可搬型照明の扱い</p> <p>チェンジングエリアに関しては、設置許可基準規則59条解釈において、「原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。」とされており、照明設置に関する要求事項はない。</p> <p>したがって、チェンジングエリア用の照明については、条文要求上は重大事故等対処設備とすることが必須とは考えていないが、チェンジングエリアの運用のために照明確保は必要であり、また、59条における照明の扱いの整合性を図るために、チェンジングエリア用の照明についても重大事故等対処設備として扱うこととする。具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、チェンジングエリアの常設照明は耐震性を有していないため<b>自主対策設備</b>として整理する。</p>	<p>【女川】記載充実 （大飯実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p>

SA 条文関連

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

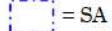
## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添2</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>別添2</p> <p>原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	<p>泊発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p>	別添2

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>目 次</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準)に係る被ばく評価について</p> <p>2. 中央制御室の居住性(重大事故対策)に係る被ばく評価について</p> <p> = DB  = SA</p>	<p>目 次 59条補足説明資料9参照 本資料</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について 26条-別添2-1-1 1.1 大気中への放出量の評価 ..... 26条-別添2-1-1 1.2 大気拡散の評価 ..... 26条-別添2-1-1 1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価 ..... 26条-別添2-1-1 1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価 ..... 26条-別添2-1-1 1.4.1 中央制御室内での被ばく ..... 26条-別添2-1-2 1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路①) ..... 26条-別添2-1-2 1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路②) ..... 26条-別添2-1-2 1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路③) ..... 26条-別添2-1-4 1.4.2 入退城時の被ばく ..... 26条-別添2-1-4 1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく(経路④) ..... 26条-別添2-1-4 1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく(経路⑤) ..... 26条-別添2-1-4 1.5 評価結果のまとめ ..... 26条-別添2-1-5</p> <p>2. 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について 59-9-2-1 2.1 評価事象 ..... 59-9-2-1 2.2 大気中への放出量の評価 ..... 59-9-2-2 2.3 大気拡散の評価 ..... 59-9-2-3 2.4 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価 ..... 59-9-2-4 2.4.1 中央制御室内での被ばく ..... 59-9-2-5 2.4.1.1 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路①) ..... 59-9-2-5 2.4.1.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路②) ..... 59-9-2-5 2.4.1.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路③) ..... 59-9-2-5 2.4.1.4 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路④) ..... 59-9-2-5</p> <p>2.4.2 入退城時の被ばく ..... 59-9-2-6 2.4.2.1 原子炉建屋原子炉棟内等の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑤) ..... 59-9-2-6 2.4.2.2 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑥) ..... 59-9-2-6 2.4.2.3 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路⑦) ..... 59-9-2-6 2.4.2.4 大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による被ばく(経路⑧) ..... 59-9-2-7 2.5 評価結果のまとめ ..... 59-9-2-7</p>	<p>目 次 59条補足説明資料7参照 本資料</p> <p>1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価について ..... 26条-別添2-1-1 1.1 大気中への放出量の評価 ..... 26条-別添2-1-1 1.2 大気拡散の評価 ..... 26条-別添2-1-1 1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価 ..... 26条-別添2-1-1 1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価 ..... 26条-別添2-1-1 1.4.1 中央制御室内での被ばく ..... 26条-別添2-1-2 1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路①) ..... 26条-別添2-1-2 1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく(経路②) ..... 26条-別添2-1-2 1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく(経路③) ..... 26条-別添2-1-2 1.4.2 入退城時の被ばく ..... 26条-別添2-1-4 1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく(経路④) ..... 26条-別添2-1-4 1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく(経路⑤) ..... 26条-別添2-1-4 1.5 評価結果のまとめ ..... 26条-別添2-1-6</p> <p>2. 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価について ..... 59-7-2-1 2.1 評価事象 ..... 59-7-2-1 2.2 大気中への放出量の評価 ..... 59-7-2-1 2.3 大気拡散の評価 ..... 59-7-2-2 2.4 中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価 ..... 59-7-2-3 2.4.1 中央制御室内での被ばく ..... 59-7-2-3 2.4.1.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路①) ..... 59-7-2-3 2.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路②) ..... 59-7-2-3 2.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく(経路③) ..... 59-7-2-4 2.4.2 入退城時の被ばく ..... 59-7-2-4</p> <p>2.4.2.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(経路④) ..... 59-7-2-4 2.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく(経路⑤) ..... 59-7-2-4 2.5 評価結果のまとめ ..... 59-7-2-4</p>	<p>【女川】差異なし 【大飯】資料構成の相違 ・大飯は簡易な目次となつている。</p> <p>・ SA に掛かる事項については 59 条で比較を実施する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>添付資料1 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価について…………… 26条-別添2-添1-1-1</p> <p>1-1 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価条件表…………… 26条-別添2-添1-1-1</p> <p>1-2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について…………… 26条-別添2-添1-2-1</p> <p>1-3 運転員の交替について…………… 26条-別添2-添1-3-1</p> <p>1-4 内規<sup>※1</sup>との整合性について…………… 26条-別添2-添1-4-1</p> <p>添付資料2 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価について…………… 59-9-添2-1-1</p> <p>2-1 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価条件表…………… 59-9-添2-1-1</p> <p>2-2 事象の選定の考え方について…………… 59-9-添2-2-1</p> <p>2-3 核分裂生成物の放出割合について…………… 59-9-添2-3-1</p> <p>2-4 放射性物質の大気放出過程について…………… 59-9-添2-4-1</p> <p>2-5 原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果について…………… 59-9-添2-5-1</p> <p>2-6 原子炉建屋原子炉棟の負圧達成時間について…………… 59-9-添2-6-1</p> <p>2-7 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について…………… 59-9-添2-7-1</p> <p>2-8 被ばく評価に用いる大気拡散評価について…………… 59-9-添2-8-1</p> <p>2-9 地表面への沈着速度の設定について…………… 59-9-添2-9-1</p> <p>2-10 エアロゾル粒子の乾性沈着速度について…………… 59-9-添2-10-1</p> <p>2-11 有機よう素の乾性沈着速度について…………… 59-9-添2-11-1</p> <p>2-12 マスクによる防護係数について…………… 59-9-添2-12-1</p> <p>2-13 原子炉建屋原子炉棟内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について…………… 59-9-添2-13-1</p> <p>2-14 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について…………… 59-9-添2-14-1</p> <p>2-15 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について…………… 59-9-添2-15-1</p> <p>2-16 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法について…………… 59-9-添2-16-1</p> <p>2-17 大気中に放出された放射性物質の入退城時の吸入摂取による被ばくの評価方法について…………… 59-9-添2-17-1</p> <p>2-18 原子炉格納容器フィルタベント系排気管内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について…………… 59-9-添2-18-1</p> <p>2-19 原子炉運転時の炉心熱出力を定格熱出力に余裕を見た出力とした場合の影響について…………… 59-9-添2-19-1</p> <p>2-20 格納容器旁回気直接加熱発生時の被ばく評価について…………… 59-9-添2-20-1</p> <p>2-21 原子炉格納容器の漏えい率の設定について…………… 59-9-添2-21-1</p> <p>2-22 制御建屋における気密性及び遮蔽性に関するひび割れの影響について…………… 59-9-添2-22-1</p> <p>2-23 原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果の設定について…………… 59-9-添2-23-1</p> <p>2-24 原子炉建屋原子炉棟の換気率について…………… 59-9-添2-24-1</p> <p>2-25 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置及び非常用ガス処理系の要否について…………… 59-9-添2-25-1</p> <p>2-26 審査ガイド<sup>※2</sup>への適合状況…………… 59-9-添2-26-1</p> <p>(※1) 原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）</p> <p>(※2) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>添付資料1 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価に 26条-別添2-添1-1-1について</p> <p>1-1 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価条件表 26条-別添2-添1-1-1</p> <p>1-2 原子炉冷却却材喪失における再循環開始時間について 26条-別添2-添1-2-1</p> <p>1-3 居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について 26条-別添2-添1-3-1</p> <p>1-4 線量評価に用いる大気拡散の評価について 26条-別添2-添1-4-1</p> <p>1-5 空気流入率試験結果について 26条-別添2-添1-5-1</p> <p>1-6 直交替の考え方について 26条-別添2-添1-6-1</p> <p>1-7 中央制御室（設計基準事故）居住性に係る被ばく評価との適合状況 26条-別添2-添1-7-1</p> <p>添付資料2 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価について…………… 59-7-添2-1-1</p> <p>2-1 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価条件表 59-7-添2-1-1</p> <p>2-2 事象の選定の考え方について…………… 59-7-添2-2-1</p> <p>2-3 居住性評価に用いる炉心選定の考え方について…………… 59-7-添2-3-1</p> <p>2-4 核分裂生成物の放出割合について…………… 59-7-添2-4-1</p> <p>2-5 放射性物質の大気放出過程について…………… 59-7-添2-5-1</p> <p>2-6 よう素の化学形態の設定について…………… 59-7-添2-6-1</p> <p>2-7 原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果について…………… 59-7-添2-7-1</p> <p>2-8 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について…………… 59-7-添2-8-1</p> <p>2-9 スプレイによるエアロゾルの除去速度の設定について…………… 59-7-添2-9-1</p> <p>2-10 アニユラス空気浄化設備 空気作動弁の開放手順の成立性について…………… 59-7-添2-10-1</p> <p>2-11 アニユラス部の負圧達成時間について…………… 59-7-添2-11-1</p> <p>2-12 フィルタ除去効率の設定について…………… 59-7-添2-12-1</p> <p>2-13 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について…………… 59-7-添2-13-1</p> <p>2-14 被ばく評価に用いる大気拡散評価について…………… 59-7-添2-14-1</p> <p>2-15 地表面への沈着速度の設定について…………… 59-7-添2-15-1</p> <p>2-16 乾性沈着速度の設定について…………… 59-7-添2-16-1</p> <p>2-17 マスクによる防護係数について…………… 59-7-添2-17-1</p> <p>2-18 中央制御室空調装置の閉路循環運転における空気作動ダンパ強制開放手順の成立性について…………… 59-7-添2-18-1</p> <p>2-19 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について…………… 59-7-添2-19-1</p> <p>2-20 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について…………… 59-7-添2-20-1</p> <p>2-21 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について…………… 59-7-添2-21-1</p> <p>2-22 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法について…………… 59-7-添2-22-1</p> <p>2-23 大気中に放出された放射性物質の入退城時の吸入摂取による被ばくの評価方法について…………… 59-7-添2-23-1</p> <p>2-24 原子炉格納容器漏えい率の設定について…………… 59-7-添2-24-1</p> <p>2-25 原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果の設定について…………… 59-7-添2-25-1</p> <p>2-26 審査ガイド<sup>※2</sup>への適合状況…………… 59-7-添2-26-1</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は大飯実績も踏まえた資料構成となっており、女川より資料数が多い</p> <p>・SAに掛かる事項については59条で比較を実施する。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>1. 中央制御室の居住性(設計基準)に係る被ばく評価</b> 設計基準事故時における中央制御室の <b>居住性に係る被ばく評価</b> にあたっては、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)(平成21・07・27原院第1号 平成21年8月12日)」に基づき、評価を行った。	<b>1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価</b> 設計基準事故時における中央制御室等の運転員の被ばく評価にあたっては、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)(平成21・07・27原院第1号 平成21年8月12日)」(以下「被ばく評価手法(内規)」という。)に基づき、評価を行った。	<b>1. 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価</b> 設計基準事故時における中央制御室等の運転員の被ばく評価にあたっては、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)(平成21・07・27原院第1号 平成21年8月12日)」(以下「被ばく評価手法(内規)」という。)に基づき、評価を行った。	<b>【大飯】女川審査実績の反映</b> <b>【女川】記載表現の相違</b>
<b>1.1 大気中への放出量の評価</b> 評価事象は、原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損を対象とした。 想定事故時における放射性物質の建屋内の存在量、大気中への放出量は、仮想事故相当のソースタームを基にする数値、評価手法及び評価条件を使用して評価した。	<b>1.1 大気中への放出量の評価</b> 評価事象は、原子炉冷却材喪失及び <b>主蒸気管破断</b> を対象とした。 想定事故時における放射性物質の建屋内の存在量、大気中への放出量は、仮想事故相当のソースタームを基にする数値、評価手法及び評価条件を使用して評価した。	<b>1.1 大気中への放出量の評価</b> 評価事象は、原子炉冷却材喪失及び <b>蒸気発生器伝熱管破損</b> を対象とした。 想定事故時における放射性物質の建屋内の存在量、大気中への放出量は、仮想事故相当のソースタームを基にする数値、評価手法及び評価条件を使用して評価した。	<b>【女川】型式の相違</b>
<b>1.2 大気拡散の評価</b> 被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては、 <b>2010年1月～2010年12月</b> の1年間における気象データを使用した。なお、当該データの使用にあたっては、風向風速データが不良標本の棄却検定により、 <b>最近10年間</b> の気象状態と比較して特に異常でないことを確認している。	<b>1.2 大気拡散の評価</b> 被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては、 <b>2012年1月～2012年12月</b> の1年間における気象データを使用した。	<b>1.2 大気拡散の評価</b> 被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いた。評価においては、 <b>1997年1月～1997年12月</b> の1年間における気象データを使用した。なお、当該データの使用にあたっては、風向風速データが不良標本の棄却検定により、 <b>1998年1月～2007年12月</b> の気象状態と比較して特に異常でないことを確認している。	<b>【女川・大飯】個別解析による相違</b> <b>【女川】大飯審査実績の反映</b> <b>【大飯】気象データ対象年の相違</b> <b>【大飯】記載表現の相違</b>
<b>1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価</b> 建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による運転員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価した。 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線は SPAN コード及び SCATTERING コードを用いて評価した。	<b>1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価</b> <b>原子炉建屋原子炉棟内</b> の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による運転員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価した。 直接ガンマ線は QAD-CGGP2R コードを用い、スカイシャインガンマ線については、ANISN 及び G33-GP2R コードを用いて評価した。	<b>1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価</b> <b>建屋内</b> の放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による運転員の実効線量は、施設の位置、建屋の配置、形状等から評価した。 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線は SCATTERING コードを用いて評価した。	<b>【女川】設計等の相違</b> • 使用するコードが異なるが、メーカーの差異であり、いずれも実績のあるコードである。 <b>【大飯】設計等の相違</b> • アニラス構造の相違 <b>(泊：鋼製CV、大飯：PCCV)</b> により、用いるコードが異なる。 <b>【女川】記載表現の相違</b> • 泊は解釈に合わせた <b>【大飯】記載表現の相違</b> • 表現が異なるが、同様な勤務体系である(資料1-1-6参照)。 <b>【女川】記載方針の相違</b> • 泊は勤務体制の理由を記載。
<b>1.4 中央制御室居住性に係る被ばく評価</b> 被ばく評価に当たって考慮している被ばく経路(①～⑤)は、 <b>第1.1図</b> に示す。 それぞれの経路における評価方法及び評価条件は以下に示すとおりである。 中央制御室等の運転員に係る被ばく評価期間は事象発生後30日間とした。 運転員の勤務形態としては <b>5直2.5交代</b> とし、事故時は <b>運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化</b> を図ることから、30日間の積算線量を滞在期間及び入退域に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価した。	<b>1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価</b> 被ばく評価に当たって考慮している被ばく経路(①～⑤)を <b>図1-1</b> に示す。 それぞれの経路における評価方法及び評価条件は以下に示すとおりである。 中央制御室等の運転員に係る被ばく評価期間は事象発生後30日間とした。 運転員の勤務形態は <b>5直3交替</b> とし、30日間の積算線量を滞在期間及び入退域に要する時間の割合で配分し、実効線量を評価した。	<b>1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価</b> 被ばく評価に当たって考慮している被ばく経路(①～⑤)は、 <b>第1.1図</b> に示す。 それぞれの経路における評価方法及び評価条件は以下に示すとおりである。 中央制御室等の運転員に係る被ばく評価期間は事象発生後30日間とした。 運転員の勤務形態としては <b>5直3交代</b> とし、事故時においても <b>中長期での運転操作等の対応に支障がないよう、通常時と同様の勤務形態を継続するものとして</b> 、30日間の積算線量を滞在期間及び入退域に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価した。	<b>【女川】記載表現の相違</b> • 泊は解釈に合わせた <b>【大飯】記載表現の相違</b> • 表現が異なるが、同様な勤務体系である(資料1-1-6参照)。 <b>【女川】記載方針の相違</b> • 泊は勤務体制の理由を記載。

 = DB

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4.1 中央制御室内での被ばく 1.4.1.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による中央制御室内での運転員の外部被ばくは、上記1.3の方法で実効線量を評価した。</p> <p>1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（経路②）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性希ガス（以下「希ガス」という。）の放出量を基に大気拡散効果と中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて運転員の実効線量を評価した。</p> <p>1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）</p> <p>事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は外気から中央制御室内に取り込まれる。中央制御室内に取り込まれた希ガスのガンマ線による外部被ばく及び放射性よう素（以下「よう素」という。）の吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算にあたっては、(1)、(2)に示す中央制御室換気設備の効果を考慮した。</p> <p>(1) 事故時運転モード</p> <p>中央制御室換気設備の事故時運転モードは、通常開いている外気取り込みダンバを閉止し、再循環させてよう素をよう素フィルタにより低減する運転モードであり、具体的な系統構成は第1.2図に示すとおりである。なお、大飯発電所3号炉と4号炉の中央制御室はそれぞれ共有している。</p> <p>(2) よう素フィルタを通らない空気流入量</p> <p>大飯発電所3、4号炉中央制御室へのよう素フィルタを通らない空気流入量は、空気流入率測定試験結果を踏まえて保守的に換気率換算で0.5回/hを仮定して評価した。</p> <p style="text-align: center;">□ = DB</p>	<p>1.4.1 中央制御室内での被ばく 1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による中央制御室内での運転員の外部被ばくは、前述1.3の方法で実効線量を評価した。</p> <p>1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路②）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性希ガス（以下、「希ガス」という。）の放出量を基に大気拡散効果と中央制御室の壁・天井によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて運転員の実効線量を評価した。</p> <p>1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく（経路③）</p> <p>事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は外気から中央制御室内に取り込まれる。中央制御室内に取り込まれた希ガスのガンマ線による外部被ばく及び放射性よう素（以下、「よう素」という。）の吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算に当たっては、(1)、(2)に示す中央制御室換気空調系の効果を考慮した。</p> <p>(1) 事故時運転モード</p> <p>中央制御室換気空調系の事故時運転モードは、通常開いている外気取り入れダンバを閉止し、再循環させてよう素をチャコールフィルタにより低減する運転モードであり、具体的な系統構成は図1-2に示すとおりである。</p> <p>(2) チャコールフィルタを通らない空気流入量</p> <p>中央制御室へのチャコールフィルタを通らない空気流入量は換気率換算で1.0回/hを仮定して評価した。</p>	<p>1.4.1 中央制御室内での被ばく 1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路①）</p> <p>事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による中央制御室内での運転員の外部被ばくは、前述1.3の方法で実効線量を評価した。</p> <p>1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路②）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性希ガス（以下、「希ガス」という。）の放出量を基に大気拡散効果と中央制御室の壁・天井によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて運転員の実効線量を評価した。</p> <p>1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく（経路③）</p> <p>事故期間中に大気中へ放出された放射性物質の一部は外気から中央制御室内に取り込まれる。中央制御室内に取り込まれた希ガスのガンマ線による外部被ばく及び放射性よう素（以下、「よう素」という。）の吸入摂取による内部被ばくの和として実効線量を評価した。</p> <p>中央制御室内の放射性物質濃度の計算にあたっては、(1)、(2)に示す中央制御室空調装置の効果を考慮した。</p> <p>(1) 閉回路循環運転</p> <p>中央制御室空調装置の閉回路循環運転は、通常開いている外気取り入れダンバを閉止し、再循環させてよう素をよう素フィルタにより低減する運転モードであり、具体的な系統構成は第1.2図に示すとおりである。</p> <p>(2) よう素フィルタを通らない空気流入量</p> <p>中央制御室へのよう素フィルタを通らない空気流入量は、空気流入率測定試験結果を踏まえて保守的に換気率換算で0.5回/hを仮定して評価した。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・設定の考え方を記載</p> <p>【女川】個別解析による相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1.1図 事故時における中央制御室等の運転員の被ばく経路</p>	<p>図 1-1 事故時における中央制御室等の運転員の被ばく経路</p>	<p>第1.1図 事故時における中央制御室等の運転員の被ばく経路</p>	差異なし。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

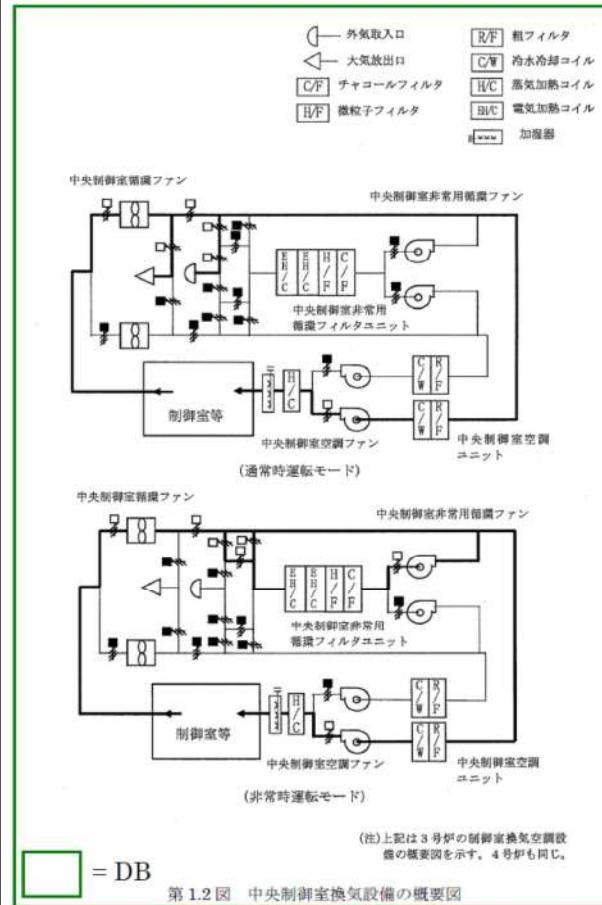
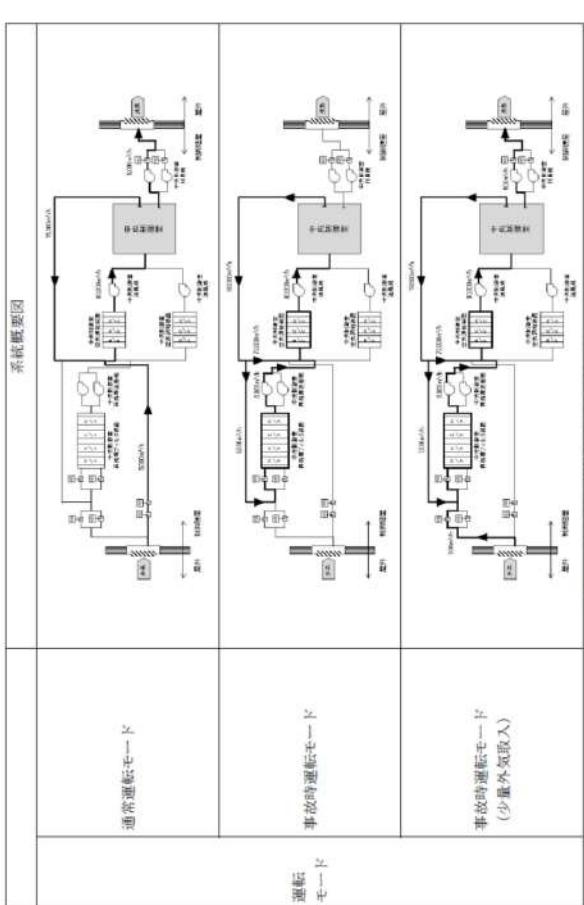
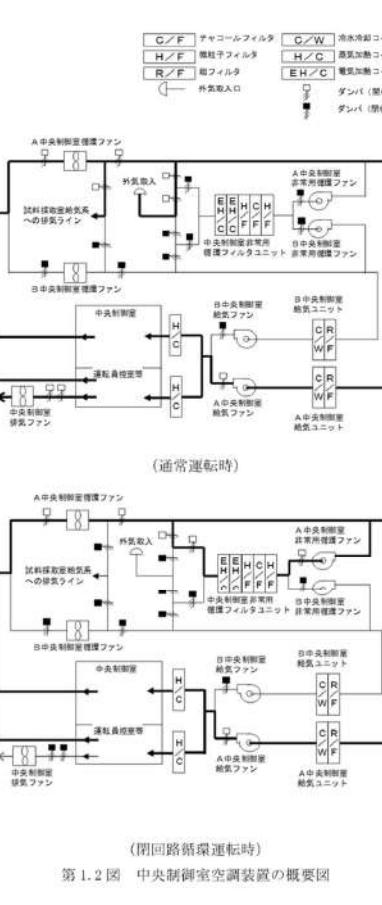
## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4.2 入退域時の被ばく          1.4.2.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路④）</p> <p>事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による入退域時の運転員の外部被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は、「1.4.1.1 建屋からのガンマ線による被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界から中央制御室入口までの運転員の移動経路を対象とした。<b>代表評価点は、入退域の経路に沿って、正門、事務所入口及び中央制御室入口として評価した。</b></p> <p>1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく（経路⑤）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばくは、中央制御室の壁によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（経路②）」と同様な手法で、希ガスのガンマ線による外部被ばく及びよう素の吸入摂取による内部被ばくの和として運転員の実効線量を評価した。入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、上記 1.4.2.1 の仮定と同じである。</p> <p> = DB</p>	<p>1.4.2 入退域時の被ばく          1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく（経路④）</p> <p>事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による入退域時の運転員の外部被ばくは、中央制御室の壁・天井によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は、「1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、入退域時の移動経路及び入退域に要する時間を基に評価した。具体的には、周辺監視区域境界から<b>出入管理所</b>までの移動については<b>出入管理所</b>を代表評価点とし 7 分間滞在するとして、<b>出入管理所</b>から中央制御室までは<b>制御建屋出入口</b>を代表評価点とし 5 分間滞在するとして評価した。</p> <p>1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退域時の被ばく（経路⑤）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばくは、中央制御室の壁・天井によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路②）」と同様な手法で、希ガスのガンマ線による外部被ばく及びよう素の吸入摂取による内部被ばくの和として運転員の実効線量を評価した。入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、上記 1.4.2.1 の仮定と同じである。</p>	<p>1.4.2 入退域時の被ばく          1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく（経路④）</p> <p>事故期間中に建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による入退域時の運転員の外部被ばくは、中央制御室の壁・天井によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は、「1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路①）」と同様な手法で実効線量を評価した。</p> <p>入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、入退域時の移動経路及び入退域に要する時間を基に評価した。具体的には、周辺監視区域境界から<b>出入管理建屋</b>までの移動については<b>出入管理建屋</b>を代表評価点とし 10 分間滞在するとして、<b>出入管理建屋</b>から中央制御室までは<b>中央制御室入口</b>を代表評価点とし 5 分間滞在するとして評価した。</p> <p>1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退域時の被ばく（経路⑤）</p> <p>大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばくは、中央制御室の壁・天井によるガンマ線の遮蔽効果を期待しないこと以外は「1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路②）」と同様な手法で、希ガスのガンマ線による外部被ばく及びよう素の吸入摂取による内部被ばくの和として運転員の実効線量を評価した。入退域時の運転員の実効線量の評価に当たっては、上記 1.4.2.1 の仮定と同じである。</p>	<p><b>【女川】建屋名称の相違</b>  <b>【女川】個別解析の相違</b>  <b>【大飯】女川審査実績の反映</b></p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>（通常時運転モード）</p> <p>（非常時運転モード）</p> <p>= DB</p> <p>第1.2図 中央制御室換気設備の概要図</p> <p>（注）上記は3号炉の制御室換気空調設備の概要図を示す。4号炉も同じ。</p>	 <p>通常運転モード</p> <p>事故時運転モード (少量外気取入)</p> <p>運転モード</p> <p>図1-2 中央制御室換気空調系の概要図</p>	 <p>A中央制御室換気空調ファン</p> <p>B中央制御室換気空調ファン</p> <p>A中央制御室非常用換気空調ファン</p> <p>B中央制御室非常用換気空調ファン</p> <p>A中央制御室非常用換気空調ユニット</p> <p>B中央制御室非常用換気空調ユニット</p> <p>A中央制御室換気空調ユニット</p> <p>B中央制御室換気空調ユニット</p> <p>（通常運転時）</p> <p>（閉回路循環運転時）</p> <p>図1-2 中央制御室空調装置の概要図</p>	<p>【女川】型式の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由				
1.5. 評価結果のまとめ					1.5. 評価結果のまとめ								
大飯発電所3、4号炉の設計基準事故時における中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果は、第1.1表～第1.2表に示すとおり実効線量で原子炉冷却材喪失においてそれぞれ約15mSv、約9.0mSv、蒸気発生器伝熱管破損においてそれぞれ約6.8mSv、約5.6mSvであり、実効線量100mSvを下回っている。なお、評価結果の内訳を第1.3表～第1.4表に示す。					女川原子力発電所2号炉の設計基準事故時における中央制御室の運転員の被ばく評価結果を実施した結果、原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破損において被ばく評価手法（内規）の判断基準100mSvを超えないことを確認した。なお、評価結果を表1-1に、評価内訳を表1-2に示す。また、被ばく経路を表1-3、被ばく評価の条件を表1-4及び表1-5に示す。								
第1.1表 中央制御室居住性に係る被ばく評価（設計基準） の被ばく評価結果（3号炉） (単位:mSv)					第1.1表 中央制御室居住性に係る被ばく評価結果（設計基準） (単位:mSv)								
被ばく経路			3号炉			被ばく経路			被ばく経路				
原子炉冷却材喪失 (実効線量)			原子炉冷却材喪失 (実効線量)			原子炉冷却材喪失 (実効線量)			原子炉冷却材喪失 (実効線量)				
室内作業時	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 $3.1 \times 10^{-2}$	蒸気発生器伝熱管破損 (実効線量)			室内作業時	被ばく経路	原子炉冷却材喪失 (実効線量)	主蒸気管破損 (実効線量)	被ばく経路	原子炉冷却材喪失 (実効線量)	蒸気発生器伝熱管破損 (実効線量)	
	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 $2.6 \times 10^{-1}$	約 $9.8 \times 10^{-1}$				①建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 $6.6 \times 10^{-2}$	約 $6.7 \times 10^{-3}$	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 $3.5 \times 10^{-2}$	—	
	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 $5.3 \times 10^0$	約 $5.8 \times 10^0$				②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 $9.2 \times 10^{-2}$	約 $1.8 \times 10^{-2}$	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 $1.7 \times 10^{-1}$	約 $4.8 \times 10^{-1}$	
	小計 (①+②+③)	約 $5.6 \times 10^0$	約 $6.7 \times 10^0$				③室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 $4.6 \times 10^{-1}$	約1.1	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約 $8.0 \times 10^0$	約 $5.5 \times 10^0$	
	合計 (①+②+③+④+⑤)	約15	約6.8				小計 (①+②+③)	約 $6.2 \times 10^{-2}$	約1.2	小計 (①+②+③)	約 $9.2 \times 10^0$	約 $8.0 \times 10^0$	
入退城時	④建屋からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 $8.2 \times 10^0$	—			入退城時	④建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 $4.8 \times 10^{-2}$	約 $5.8 \times 10^{-3}$	④建屋からのガンマ線による入退城時の被ばく	約 $8.4 \times 10^0$	—	
	⑤大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく	約 $1.1 \times 10^0$	約 $4.8 \times 10^{-3}$				⑤大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく	約 $4.5 \times 10^{-2}$	約 $4.2 \times 10^{-2}$	⑤大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく	約 $1.9 \times 10^0$	約 $7.1 \times 10^{-2}$	
	小計 (④+⑤)	約 $9.3 \times 10^0$	約 $4.8 \times 10^{-3}$				小計 (④+⑤)	約 $5.3 \times 10^{-2}$	約 $4.3 \times 10^{-2}$	小計 (④+⑤)	約 $8.3 \times 10^0$	約 $7.1 \times 10^{-2}$	
	合計 (①+②+③+④+⑤)	約15	約6.8				合計 (①+②+③+④+⑤)	約1.2	約1.2	合計 (①+②+③+④+⑤)	約18	約8.0	
□ = DB													

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; border: 1px solid green;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">第1.2表 中央制御室居住性に係る被ばく評価（設計基準） の被ばく評価結果（4号炉） (単位: mSv)</td></tr> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top; text-align: center; width: 10%;">被ばく経路</td> <th colspan="2" style="text-align: center;">4号炉</th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">原子炉冷却材喪失 (実効線量)</th><th style="text-align: center;">蒸気発生器伝熱管破損 (実効線量)</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">①建屋からのガンマ線による中央制御室内 での被ばく</td><td style="text-align: center;">約 <math>3.1 \times 10^{-2}</math></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">②大気中へ放出された放射性物質のガンマ 線による中央制御室内での被ばく</td><td style="text-align: center;">約 <math>2.2 \times 10^{-1}</math></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">③室内に外気から取り込まれた放射性物質 による中央制御室内での被ばく</td><td style="text-align: center;">約 <math>4.4 \times 10^0</math></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 計 (①+②+③)</td><td style="text-align: center;">約 <math>4.7 \times 10^0</math></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">④建屋からのガンマ線による入退城時の被 ばく</td><td style="text-align: center;">約 <math>3.7 \times 10^0</math></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤大気中へ放出された放射性物質による入 退城時の被ばく</td><td style="text-align: center;">約 <math>5.3 \times 10^{-1}</math></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 計 (④+⑤)</td><td style="text-align: center;">約 <math>4.3 \times 10^0</math></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計 (①+②+③+④+⑤)</td><td style="text-align: center;">約 9.0</td><td style="text-align: center;">約 5.6</td><td></td></tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;"></span> = DB</div>	第1.2表 中央制御室居住性に係る被ばく評価（設計基準） の被ばく評価結果（4号炉） (単位: mSv)			被ばく経路	4号炉		原子炉冷却材喪失 (実効線量)	蒸気発生器伝熱管破損 (実効線量)	①建屋からのガンマ線による中央制御室内 での被ばく	約 $3.1 \times 10^{-2}$	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ 線による中央制御室内での被ばく	約 $2.2 \times 10^{-1}$	③室内に外気から取り込まれた放射性物質 による中央制御室内での被ばく	約 $4.4 \times 10^0$	小 計 (①+②+③)	約 $4.7 \times 10^0$	④建屋からのガンマ線による入退城時の被 ばく	約 $3.7 \times 10^0$	⑤大気中へ放出された放射性物質による入 退城時の被ばく	約 $5.3 \times 10^{-1}$	小 計 (④+⑤)	約 $4.3 \times 10^0$	合 計 (①+②+③+④+⑤)	約 9.0	約 5.6				<p style="color: red; font-weight: bold;">【大飯】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は4号炉についても記載している。</li> </ul>
第1.2表 中央制御室居住性に係る被ばく評価（設計基準） の被ばく評価結果（4号炉） (単位: mSv)																													
被ばく経路	4号炉																												
	原子炉冷却材喪失 (実効線量)	蒸気発生器伝熱管破損 (実効線量)																											
	①建屋からのガンマ線による中央制御室内 での被ばく	約 $3.1 \times 10^{-2}$																											
	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ 線による中央制御室内での被ばく	約 $2.2 \times 10^{-1}$																											
	③室内に外気から取り込まれた放射性物質 による中央制御室内での被ばく	約 $4.4 \times 10^0$																											
	小 計 (①+②+③)	約 $4.7 \times 10^0$																											
	④建屋からのガンマ線による入退城時の被 ばく	約 $3.7 \times 10^0$																											
	⑤大気中へ放出された放射性物質による入 退城時の被ばく	約 $5.3 \times 10^{-1}$																											
小 計 (④+⑤)	約 $4.3 \times 10^0$																												
合 計 (①+②+③+④+⑤)	約 9.0	約 5.6																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

被ばく経路		原子炉冷却材喪失		蒸気発生器伝熱管破損		(単位: mSv)	
		外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計値	実効線量の合計値
①建屋からのガンマ線による中央制御室内外での被ばく	約3.1×10 <sup>-2</sup>	—	約3.1×10 <sup>-2</sup>	—	—	—	—
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	約2.6×10 <sup>-1</sup>	—	約2.6×10 <sup>-1</sup>	約9.8×10 <sup>-1</sup>	—	—	約9.8×10 <sup>-1</sup>
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約4.9×10 <sup>-1</sup>	約4.9×10 <sup>-1</sup>	約5.3×10 <sup>0</sup>	約1.6×10 <sup>0</sup>	約4.1×10 <sup>0</sup>	約5.8×10 <sup>0</sup>	約4.1×10 <sup>0</sup>
小計 (①+②+③)	約7.8×10 <sup>-1</sup>	約4.9×10 <sup>-1</sup>	約5.6×10 <sup>0</sup>	約2.6×10 <sup>0</sup>	約4.1×10 <sup>0</sup>	約6.7×10 <sup>0</sup>	約4.1×10 <sup>0</sup>
④建屋からのガンマ線による入退場時	約8.2×10 <sup>0</sup>	—	約8.2×10 <sup>0</sup>	—	—	—	—
入退場時の被ばく	約3.6×10 <sup>1</sup>	約7.3×10 <sup>1</sup>	約1.1×10 <sup>0</sup>	—	約4.8×10 <sup>0</sup>	約4.8×10 <sup>0</sup>	約4.8×10 <sup>0</sup>
⑤大気中へ放出された放射性物質による入退場時の被ばく	約8.6×10 <sup>0</sup>	約7.3×10 <sup>0</sup>	約9.3×10 <sup>0</sup>	—	約4.8×10 <sup>0</sup>	約4.8×10 <sup>0</sup>	約4.8×10 <sup>0</sup>
小計 (④+⑤)	約9.4	約5.6	約15	約2.6	約4.1	約6.8	約4.1
合計 (①+②+③+④+⑤)	約9.4	約5.6	約15	約2.6	約4.1	約6.8	約4.1

□ = DB

(単位: mSv)

表1-2 中央制御室の居住性(設計基準事故)に係る被ばく評価結果内訳

被ばく経路		原子炉冷却材喪失		主蒸気管破裂		(単位: mSv)	
		内部被ばく	外部被ばく	実効線量の合計値	内部被ばく	外部被ばく	実効線量の合計値
① 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内外での被ばく	—	約6.6×10 <sup>-2</sup>	約6.6×10 <sup>-2</sup>	約6.6×10 <sup>-2</sup>	—	約6.7×10 <sup>-2</sup>	約6.7×10 <sup>-2</sup>
② 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく	—	約9.2×10 <sup>-2</sup>	約9.2×10 <sup>-2</sup>	約9.2×10 <sup>-2</sup>	—	約1.8×10 <sup>-2</sup>	約1.8×10 <sup>-2</sup>
③ 室外に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約4.5×10 <sup>-1</sup>	約1.3×10 <sup>-1</sup>	約4.6×10 <sup>-1</sup>	約1.1	約1.9×10 <sup>-2</sup>	—	約1.1
④ 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退場時の被ばく	—	約4.8×10 <sup>-1</sup>	約4.8×10 <sup>-1</sup>	約4.8×10 <sup>-1</sup>	—	約5.8×10 <sup>-4</sup>	約5.8×10 <sup>-4</sup>
⑤ 大気中へ放出された放射性物質による入退場時の被ばく	約3.3×10 <sup>-2</sup>	約1.3×10 <sup>-2</sup>	約4.5×10 <sup>-2</sup>	約4.1×10 <sup>-2</sup>	約1.2×10 <sup>-3</sup>	約4.2×10 <sup>-2</sup>	約4.2×10 <sup>-2</sup>
小計 (④+⑤)	約3.3×10 <sup>-2</sup>	約5.0×10 <sup>-1</sup>	約5.3×10 <sup>-1</sup>	約4.1×10 <sup>-2</sup>	約1.7×10 <sup>-3</sup>	約4.3×10 <sup>-2</sup>	約4.3×10 <sup>-2</sup>
合計 (①+②+③+④+⑤)	約4.8×10 <sup>-1</sup>	約6.7×10 <sup>-1</sup>	約1.2	約1.2	約4.5×10 <sup>-2</sup>	約1.2	約4.5×10 <sup>-2</sup>

第1-2表 事故時ににおける中央制御室等の運転員の被ばく評価結果

被ばく経路		原子炉冷却材喪失		蒸気発生器伝熱管破損		(単位: mSv)	
		内部被ばくによる実効線量	外部被ばくによる実効線量	実効線量の合計値	内部被ばくによる実効線量	外部被ばくによる実効線量	実効線量の合計値
①建屋からのガンマ線による中央制御室内外での被ばく	約3.5×10 <sup>-2</sup>	—	約3.5×10 <sup>-2</sup>	約3.5×10 <sup>-2</sup>	—	—	—
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内外での被ばく	約1.7×10 <sup>-1</sup>	—	約1.7×10 <sup>-1</sup>	約4.9×10 <sup>-1</sup>	—	—	約4.9×10 <sup>-1</sup>
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内外での被ばく	約4.7×10 <sup>-1</sup>	約8.5×10 <sup>0</sup>	約8.9×10 <sup>0</sup>	約1.2×10 <sup>0</sup>	約4.3×10 <sup>0</sup>	約4.3×10 <sup>0</sup>	約5.5×10 <sup>0</sup>
④建屋からのガンマ線による入退場時の被ばく	—	約6.4×10 <sup>0</sup>	—	約6.4×10 <sup>0</sup>	—	—	—
⑤大気中へ放出された放射性物質による入退場時の被ばく	約8.1×10 <sup>-1</sup>	約1.1×10 <sup>0</sup>	約1.1×10 <sup>0</sup>	約1.9×10 <sup>0</sup>	—	約7.1×10 <sup>-3</sup>	約7.1×10 <sup>-3</sup>
小計 (④+⑤)	約7.2×10 <sup>0</sup>	約1.1×10 <sup>0</sup>	約8.3×10 <sup>0</sup>	—	—	約7.1×10 <sup>-3</sup>	約7.1×10 <sup>-3</sup>
合計 (①+②+③+④+⑤)	約7.9	約9.6	約18	約1.7	約4.3	約6.0	約4.3

泊発電所3号炉

相違理由

個別解析による相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(4号炉)					
		原子炉制御室等の運転員の被ばく評価結果 (4号炉)		(単位: mSv)	
被ばく経路	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量	実効線量の合計値	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる実効線量の合計値
①建屋からのガラスマ繩による中央制御室内での被ばく	約3.1×10 <sup>-2</sup>	—	約3.1×10 <sup>-2</sup>	—	—
②大気中へ放出された放射性物質のガラスマ繩による中央制御室内での被ばく	約2.2×10 <sup>-1</sup>	—	約2.2×10 <sup>-1</sup>	約1.1×10 <sup>-1</sup>	約1.1×10 <sup>-1</sup>
③室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく	約4.1×10 <sup>-1</sup>	約4.0×10 <sup>-2</sup>	約4.4×10 <sup>-1</sup>	約1.3×10 <sup>-2</sup>	約4.5×10 <sup>-2</sup>
小計 (①+②+③)	約6.6×10 <sup>-1</sup>	約4.0×10 <sup>-2</sup>	約4.7×10 <sup>-1</sup>	約2.4×10 <sup>-2</sup>	約5.6×10 <sup>-2</sup>
④建屋からのガラスマ繩による人道被ばく	約3.7×10 <sup>-2</sup>	—	約3.7×10 <sup>-2</sup>	—	—
⑤大気中へ放出された放射性物質による人道被ばく	約1.5×10 <sup>-1</sup>	約3.8×10 <sup>-1</sup>	約5.3×10 <sup>-1</sup>	—	約2.5×10 <sup>-2</sup>
小計 (④+⑤)	約3.9×10 <sup>-1</sup>	約3.8×10 <sup>-1</sup>	約4.3×10 <sup>-1</sup>	—	約2.5×10 <sup>-2</sup>
合計 (①+②+③+④+⑤)	約4.5	約4.4	約9.0	約2.4	約3.2
					約5.6

□ = DB

女川原子力発電所2号炉

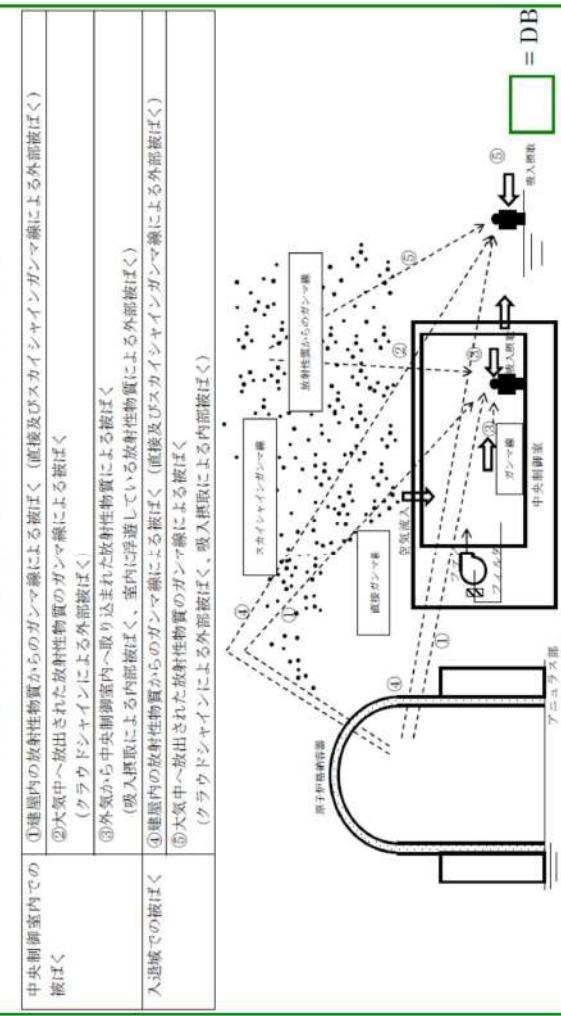
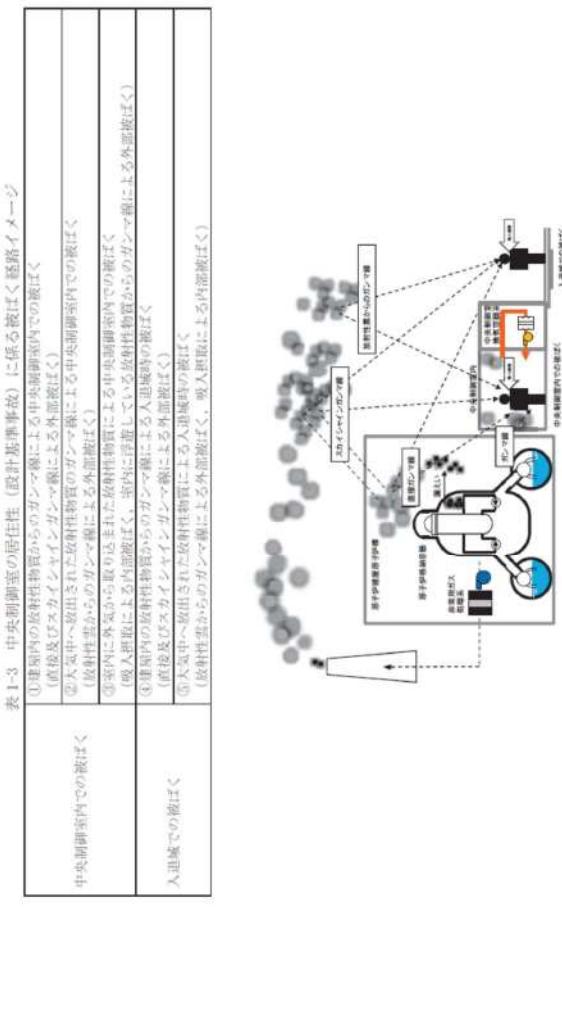
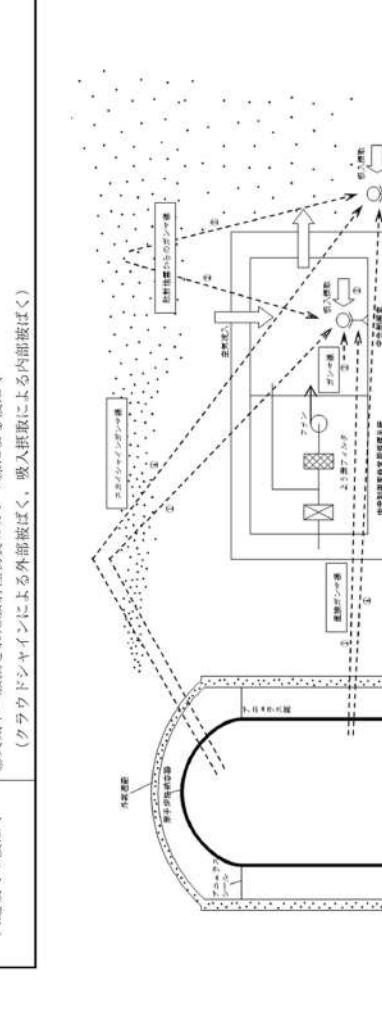
泊発電所3号炉

【大飯】設計の相違  
 ・大飯は4号炉についても記載している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>中央制御室内での被ばく</p> <p>①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）      ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）      ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入攝取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による被ばく）      入退城での被ばく      ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）      ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく、吸入攝取による内部被ばく）</p> 	<p>中央制御室内での被ばく</p> <p>①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）      ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）      ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入攝取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による被ばく）      入退城での被ばく      ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）      ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）</p> <p>表1-3 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく経路イメージ</p> <table border="1"> <tr> <td>①建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内への被ばく      (直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による外部被ばく      (放射性雲からのガンマ線による外部被ばく)</td> </tr> <tr> <td>③室外に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内への被ばく      (吸入攝取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質からのガンマ線による外部被ばく)</td> </tr> <tr> <td>④建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく      (直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく、吸入攝取による内部被ばく      (放射性雲からのガンマ線による外部被ばく、吸入攝取による内部被ばく)</td> </tr> </table> 	①建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内への被ばく (直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による外部被ばく (放射性雲からのガンマ線による外部被ばく)	③室外に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内への被ばく (吸入攝取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質からのガンマ線による外部被ばく)	④建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく (直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)	⑤大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく、吸入攝取による内部被ばく (放射性雲からのガンマ線による外部被ばく、吸入攝取による内部被ばく)	<p>中央制御室内での被ばく</p> <p>①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）      ②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）      ③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入攝取による内部被ばく）      入退城での被ばく      ④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）      ⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）</p> <p>表1-3表 中央制御室居住性（設計基準事故）に係る被ばく経路イメージ</p> <table border="1"> <tr> <td>①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）</td> </tr> <tr> <td>②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）</td> </tr> <tr> <td>③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入攝取による内部被ばく）</td> </tr> <tr> <td>④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）</td> </tr> <tr> <td>⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）</td> </tr> </table> 	①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）	③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入攝取による内部被ばく）	④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）	⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）	<p>【女川】型式の相違      ・図は型式により異なる</p>
①建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内への被ばく (直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)													
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による外部被ばく (放射性雲からのガンマ線による外部被ばく)													
③室外に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内への被ばく (吸入攝取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質からのガンマ線による外部被ばく)													
④建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退城時の被ばく (直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)													
⑤大気中へ放出された放射性物質による入退城時の被ばく、吸入攝取による内部被ばく (放射性雲からのガンマ線による外部被ばく、吸入攝取による内部被ばく)													
①建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）													
②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）													
③外気から中央制御室内へ取り込まれた放射性物質による被ばく（吸入攝取による内部被ばく）													
④建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく）													
⑤大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく（クラウドシャインによる外部被ばく）													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

中央制御室居住性 主要な評価条件表	
大項目	中項目
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量	炉心熱出力 定格出力(4411MW)の1.02%
内での低減効果	原子炉運転時間 40,000時間
環境への放出	希ガス100% 上う素 60%
大気拡散	希ガス100% 上う素 60%
運転員の被ばく評価	無機による無機容器スプレイによる無機より素に対する体感度 原子炉格納容器スプレイによる無機より素に対する体感度 アニオニア空気淨化設備 1号炉運転率 実効放出継続時間 希ガス : 23時間、よう素 : 32時間
着目方位	3号、4号ともうから5% (中央制御室)
運転員の被ばく評価	中央制御室非常用遮蔽設備 中央制御室の空気流入率 交代要員体制の考慮 直接解説スライド SCATTERING 評価期間 30日間

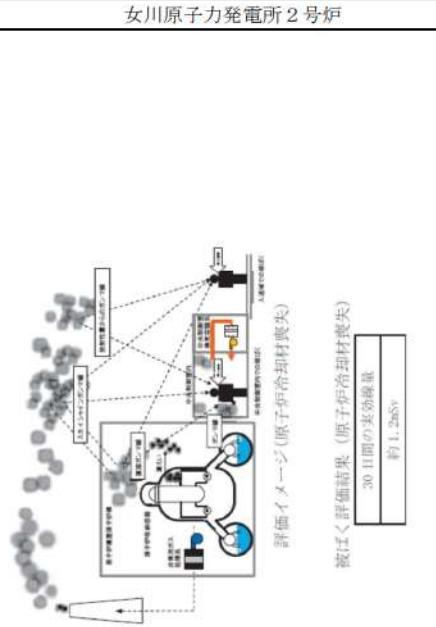
□ = DB

表1-4 中央制御室の居住性（設計基準事故：原子炉冷却却材喪失）に係る被ばく評価の主要条件

主要な評価条件表

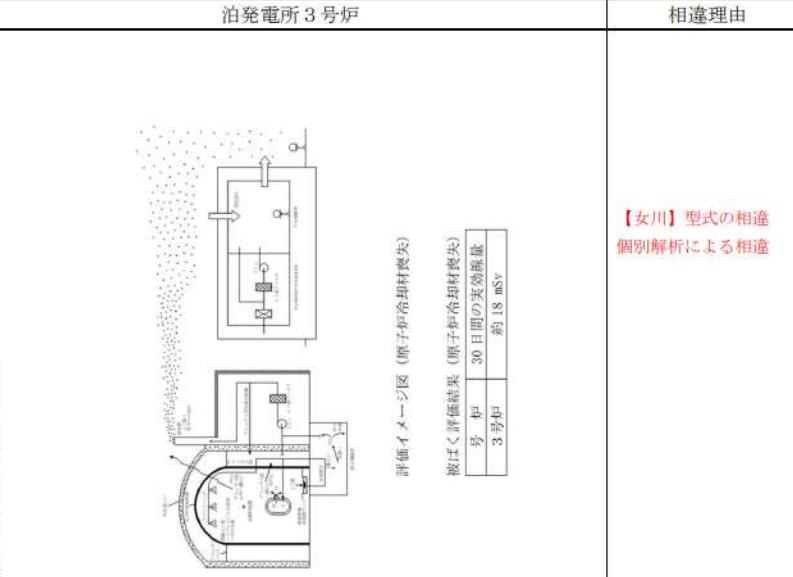
大項目	中項目	主要条件
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量	炉心熱出力 原子炉運転時間	2,540MWt (定格熱出力2,430MWt) の約116%
内での低減効果	希ガス100% 上う素 50%	2,000時間
環境への放出	希ガス100% 上う素 50%	無機による希ガスの沈着効果 サブレーンショーンチャンバーのゾール水による無機による素の気分分布係数 原子炉各部容器からの漏えい率
大気拡散	希ガス出現頻度 着目方位	0.5回/h 24時間 0.5% 1/4位 非常用ガス處理系 非常用ガス處理系 換気装置 交代要員体制の考慮 直接ガムマ線：QND-CG2R スライド 評価コード 評価期間

女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉

大項目	中項目	主要条件
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量	炉心熱出力 原子炉運転時間	定格出力(2,652MWt)の102% 最高40,000時間
内での低減効果	希ガス : 100% 上う素 : 50% 無機による希ガスの沈着効果 原子炉格納容器スプレイによる無機による希ガスの除去効果 アニオニア空気淨化設備 1号炉運転率 実効放出継続時間 累積出現頻度	50% 等価半減期 : 100秒 0~1 d : 0.15%/day 1~30 d : 0.075%/day 90% 1997年1月～12月 希ガス : 13時間、よう素 : 9時間 希ガス : 13時間、よう素 : 9時間
環境への放出	希ガス100% 上う素 50%	希ガス : 13時間、よう素 : 9時間
大気拡散	中央制御室非常用遮蔽系統 中央制御室の空気流入率 交代要員体制の考慮 直接解説スライド 評価期間	0.5回/h 運転員の勤務形態を考慮して最大となる部分在時間及び入退城回数を設定 SCATTERING 30日間



【女川】型式の相違  
個別解析による相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>表-5 中央制御室の居住性（設計基準事故：主蒸気管破断）に係る被ばく評価の主要条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要な評価条件表</th> <th>中項目</th> <th>主要条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量</td> <td>静心熱出力 原子炉運転時間</td> <td>2,540MW<sub>c</sub> (定格熱出力 2,360MW<sub>c</sub>の約 105%) 2,000 日</td> </tr> <tr> <td>事象発生前の原子炉冷却材中の放射性物質濃度</td> <td>I-131を<math>1.4 \times 10^{10} \text{Bq}/\text{g}</math>とし、それに応じて他のハロゲン等の組成を既報組成として考慮</td> </tr> <tr> <td>燃料棒から追加放出される核分裂生成物の量</td> <td>I-131を<math>7.1 \times 10^9 \text{Bq}</math>とし、それに応じて他のハロゲン及び希ガスの組成を平均組成として考慮</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管破裂予防前の破断</td> <td>放出冷却材に含まれる量</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管破裂予防前の放出</td> <td>1.2% 追加放出される核分裂生成物のうち主蒸気管破裂予防止までの破断口からの放出</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管破裂が発生する確率</td> <td>129%/日</td> </tr> <tr> <td>大気放散</td> <td>気象資料 実測放出評定時間 累積出現頻度 着目方位 交代要員体制の考慮 運転員の被ばく評価</td> <td>2012年1月～2012年12月（1年間） 1時間 小さいほうから 97% 2～7方位 5直3交替 直接シヤインガンマ線：QAD-CGGR2R スカイシヤインガンマ線：AN/AN及び G33-GP2R 評価ヨード 評価期間 30日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【女川】記載方針の相違      ・泊は、ここでは代表として線量が高い「原子炉冷却材喪失」についての主要条件を第1.4図に掲載し、「蒸気発生器伝熱管破損」については、後段の添付資料1-1にて評価条件を記載している。</p>	主要な評価条件表	中項目	主要条件	原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量	静心熱出力 原子炉運転時間	2,540MW <sub>c</sub> (定格熱出力 2,360MW <sub>c</sub> の約 105%) 2,000 日	事象発生前の原子炉冷却材中の放射性物質濃度	I-131を $1.4 \times 10^{10} \text{Bq}/\text{g}$ とし、それに応じて他のハロゲン等の組成を既報組成として考慮	燃料棒から追加放出される核分裂生成物の量	I-131を $7.1 \times 10^9 \text{Bq}$ とし、それに応じて他のハロゲン及び希ガスの組成を平均組成として考慮	主蒸気管破裂予防前の破断	放出冷却材に含まれる量	主蒸気管破裂予防前の放出	1.2% 追加放出される核分裂生成物のうち主蒸気管破裂予防止までの破断口からの放出	主蒸気管破裂が発生する確率	129%/日	大気放散	気象資料 実測放出評定時間 累積出現頻度 着目方位 交代要員体制の考慮 運転員の被ばく評価	2012年1月～2012年12月（1年間） 1時間 小さいほうから 97% 2～7方位 5直3交替 直接シヤインガンマ線：QAD-CGGR2R スカイシヤインガンマ線：AN/AN及び G33-GP2R 評価ヨード 評価期間 30日間
主要な評価条件表	中項目	主要条件																	
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量	静心熱出力 原子炉運転時間	2,540MW <sub>c</sub> (定格熱出力 2,360MW <sub>c</sub> の約 105%) 2,000 日																	
事象発生前の原子炉冷却材中の放射性物質濃度	I-131を $1.4 \times 10^{10} \text{Bq}/\text{g}$ とし、それに応じて他のハロゲン等の組成を既報組成として考慮																		
燃料棒から追加放出される核分裂生成物の量	I-131を $7.1 \times 10^9 \text{Bq}$ とし、それに応じて他のハロゲン及び希ガスの組成を平均組成として考慮																		
主蒸気管破裂予防前の破断	放出冷却材に含まれる量																		
主蒸気管破裂予防前の放出	1.2% 追加放出される核分裂生成物のうち主蒸気管破裂予防止までの破断口からの放出																		
主蒸気管破裂が発生する確率	129%/日																		
大気放散	気象資料 実測放出評定時間 累積出現頻度 着目方位 交代要員体制の考慮 運転員の被ばく評価	2012年1月～2012年12月（1年間） 1時間 小さいほうから 97% 2～7方位 5直3交替 直接シヤインガンマ線：QAD-CGGR2R スカイシヤインガンマ線：AN/AN及び G33-GP2R 評価ヨード 評価期間 30日間																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

添付1-1-1

第1表(1／4) 大気中の放出量評価条件（設計基準）に係る被ばく評価条件表  
(原子炉冷却材喪失) (3号、4号共通)

評価条件	件名	使 用 価 値	選 定 理 由	内現での記載
評価事象	原子炉冷却材喪失 (仮想事故相当)	内規に示されたとおり設定		4.2 原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破裂損を対象とする。原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破裂損は、一方の事故で代表してもよい。
炉心熱出力	定格出力 (3,411 MWe) 102%	定格値に定常誤差(+2%)を考慮したとおり設定		4.2.1(1) 原子炉は、定格出力で十分長時間運転していなかったとすると。
原子炉運転時間	最高10,000時間 4	内規に示されたとおり設定		4.2.1(2) 事象発生後、原子炉格納容器内に放出される放射性物質の量は、炉心内蓄積量に対する割合とする。希ガス : 100%, よう素 : 50%の割合とする。
サイクル数（バッチ数）	原子炉格納容器等に放出される核分裂生成物量	希ガス : 100% よう素 : 50%	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 原子炉格納容器内に放出されたよう素のうち、有機よう素は10%とし、残りの90%は無機よう素とする。
よう素の形態	粒状よう素 : 0% 無機 (元素状) よう素 : 90% 有機よう素 : 10%	内規に示されたとおり設定		4.2.1(2) 原子炉格納容器内に放出されたよう素のうち、無機よう素は、50%が原子炉格納容器内及び同容器内の機器等に沈着し、原子炉格納容器からの漏えいに寄与しないとする。有機よう素及び希ガスは、この効果を無視する。
原子炉格納容器等への無機 (元素状) よう素の沈着効果	50%が瞬時に沈着	内規に示されたとおり設定		4.2.1(2) 原子炉格納容器内に放出されたよう素のうち、無機よう素は、50%が原子炉格納容器内及び同容器内の機器等に沈着し、原子炉格納容器からの漏えいに寄与しないとする。有機よう素及び希ガスは、この効果を無視する。

女川原子力発電所2号炉

添付資料1 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価について

1-1 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価条件表

表1-1-1 大気中の放出量評価条件（原子炉冷却材喪失）(1/2)

項目	詳細条件	選定理由	被ばく評価手法（内現）での記載
評価事象	原子炉冷却材喪失 (仮想事故相当)	被ばく評価手法（内現）に示されたとおり設定	4.1 原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破裂を対象とする。原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破裂は、一方の事故で包絡できる場合は、いずれかで代表してもよい。
炉心熱出力	定格出力 (2,430MWe) 約105%	同上	4.1.1(1) 原子炉は、定格出力に余裕を見た出力で十分長時間運転していたとする。
運転時間	2,000 h	同上	解説4.1 「十分長時間運転」とは、原子炉内の出力分布、核分裂生成物の蓄積状況、温度分布等の解析に影響を与える各種の状態量が、運転サイクル等を考慮してほぼ平衡に達している状態をいう。
サイクル数 (バッチ数)	5	同上	4.1.1(2)d) 事象発生後、原子炉格納容器内に放出される放射性物質の量は、炉心内蓄積量に対して希ガス 100%, よう素 50%の割合とする。
原子炉格納容器 に放出される核 分裂生成物量	希ガス : 100% よう素 : 50%	同上	4.1.1(2)e) 原子炉格納容器内に放出されたよう素のうち、有機よう素は 10% とし、残りの 90% は無機よう素とする。
よう素の形態	粒状よう素 : 0% 無機よう素 : 90% 有機よう素 : 10%	同上	4.1.1(2)f) 原子炉格納容器内に放出されたよう素のうち、無機よう素は、50%が原子炉格納容器内及び同容器内の機器等に沈着し、原子炉格納容器からの漏えいに寄与しないとする。有機よう素及び希ガスは、この効果を無視する。
原子炉格納容器 等への無機よう 素の沈着効果	50%が瞬時に沈着	同上	4.1.1(2)g) サプレッションブル水の無機よう素に対する除去効果
サプレッション ブル水の無機 よう素に対する 除去効果	分配係数 : 100	同上	4.1.1(2)g) サプレッションブル水の無機よう素が溶解する割合は、分配係数で 100 とする。有機よう素及び希ガスは、この効果を無視する。

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉

中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価条件表

第1表(1/4) 大気中の放出量評価条件（原子炉冷却材喪失）

評価条件	件名	使 用 価 値	選 定 理 由	内現での記載
評価事象	原子炉冷却材喪失 (仮想事故相当)	内規に示されたとおり設定	4.2 原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破裂を対象とする。原子炉冷却材喪失及び蒸気管破裂は、一方の事故で包絡できる場合は、いずれかで代表してもよい。	
炉心熱出力	定格出力 (2,652 MWe) 102%	定格値に定常誤差 (+2%) を考慮したとおり設定	4.2.1(1) 原子炉は、定格出力に余裕を見た出力で十分長時間運転していたとする。	同上
原子炉運転時間	最高40,000時間 4	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 事象発生後、原子炉格納容器内に放出される放射性物質の量は、炉心内蓄積量に対して希ガス 100%, よう素 50%の割合とする。	同上
サイクル数（バッチ数）	原子炉格納容器等に放出される核分裂生成物量	希ガス : 100% よう素 : 50%	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 原子炉格納容器内に放出されたよう素のうち、有機よう素は 10% とし、残りの 90% は無機よう素とする。
よう素の形態	粒状よう素 : 0% 無機 (元素状) よう素 : 90% 有機よう素 : 10%	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 原子炉格納容器内に放出されたよう素のうち、無機よう素は、50%が原子炉格納容器内及び同容器内の機器等に沈着し、原子炉格納容器からの漏えいに寄与しないとする。有機よう素及び希ガスは、この効果を無視する。	同上
原子炉格納容器等への無機 (元素状) よう素の沈着効果	50%が瞬時に沈着	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 原子炉格納容器内に放出されたよう素のうち、無機よう素は、50%が原子炉格納容器内及び同容器内の機器等に沈着し、原子炉格納容器からの漏えいに寄与しないとする。有機よう素及び希ガスは、この効果を無視する。	同上

相違理由

添付 1-1

【女川・大飯】個別解析による相違

【女川】型式の相違  
・PWR ではサブレッシュブル水の無機よう素に対する除去効果は検討対象外。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等（別添2）

評価条件	使用値	選定理由	内規での記載	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
原子炉格納容器スプレイによる無機（元素状）よう素に対する除去効果率	等価半減期：100秒 0～1日：0.15%/day 1～30日：0.075%/day	内規に示されたとおり設定	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率による無機よう素の除去効率は、設計によって評価された値に余裕を見込んだ値とする。例えば、設計によって評価された等価半減期が50秒以下の場合には、等価半減期を100秒とすることは妥当と認められる。安全評価の安全評価指針（以下、「安全評価検査指針」という）に示されており、その考え方を準用する。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率及び原子炉格納容器内の圧力に余裕を見込んだ値とする。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積 13,100 m <sup>3</sup> 9.36×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h	内規に示されたとおり設定 設計値として設定 ファン1台の起動を想定して設定	4.2.1.(2) 原子炉格納容器から漏えい率は、原子炉格納容器から漏えい率に余裕を見込んだ値とする。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器から漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。
原子炉格納容器からの漏えい率	等価半減期：100秒 0～1日：0.15%/day 1～30日：0.075%/day	内規に示されたとおり設定	解説4.3 原子炉格納容器から漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	4.1.1.(2) 原子炉建屋の非常用換気系（フィルタを含む。）は、起動までの十分な時間的余裕を見込む。非常用換気系等の容量は、設計で定められた値とする。フィルタのよう漏除去効率は設計値に余裕を見込んだ値とする。	4.1.1.(2)g) 原子炉建屋の非常用換気系（フィルタを含む。）は、起動までの十分な時間的余裕を見込む。非常用換気系等の容量は、設計で定められた値とする。フィルタのよう漏除去効率は設計値に余裕を見込んだ値とする。	4.1.1.(2)g) 原子炉建屋における沈着による放射性物質の除去効果は無視し、自然崩壊のみを考える。	4.1.1.(2)g) 原子炉建屋における沈着による放射性物質の除去効果は無視し、自然崩壊のみを考える。
原子炉格納容器からの漏えい率	等価半減期：100秒 0～1日：0.15%/day 1～30日：0.075%/day	内規に示されたとおり設定	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	【女川】型式の相違 ・PWRとBWRで評価条件や設備構成が大きく異なるため、本ページは大飯との比較を行う。	
原子炉格納容器体積	アニエラス部容積 ファン容量	内規に示されたとおり設定	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。	【大飯】個別設計による相違	

表 1-1-1 大気中への放出量評価条件（原子炉冷却材喪失）(2/2)

項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法（内規）での記載
原子炉格納容器内の放射性物質の自然減衰	考慮する	漏えいまでの自然減衰を考慮	—
原子炉格納容器からの漏えい率	0.5%/日	被ばく評価手法（内規）に示されたとおり設定	4.1.1.(2)f) 原子炉格納容器からの漏えい率は、原子炉格納容器の設計漏えい率及び原子炉格納容器内の圧力に対応した漏えい率に余裕を見込んだ値とする。
非常用ガス処理系	換気率 よう素用チヤニール・フィルタ除去効率	同上 0.5回/日 95%	4.1.1.(2)g) 原子炉建屋の非常用換気系（フィルタを含む。）は、起動までの十分な時間的余裕を見込む。非常用換気系等の容量は、設計で定められた値とする。フィルタのよう漏除去効率は設計値に余裕を見込んだ値とする。
原子炉建屋原子炉構造物の放射性物質の自然減衰	瞬時に起動	同上	4.1.1.(2)g) 原子炉建屋における沈着による放射性物質の除去効果は無視し、自然崩壊のみを考える。
事故の評価期間	30日間	同上	解説 3.2 評価期間は、事故発生後 30 日間とする。

第1表 (2/4) 大気中への放出量評価条件（原子炉冷却材喪失）

評価条件	使用値	選定理由	内規での記載
原子炉格納容器スプレイによる無機よう素に対する除去効果	等価半減期：100秒 0～1日：0.15%/day 1～30日：0.075%/day	内規に示されたとおり設定	4.2.1.(2) 原子炉格納容器スプレイによる無機よう素の除去効率は、実験に基づいて評価された値に余裕を見込んだ値とする。例えば、設計によって評価された等価半減期が50秒以下の場合において等価半減期を100秒とすることは妥当と認められる。安全評価指針（以下、「安全評価検査指針」という）に示されており、その考え方を準用する。
原子炉格納容器からの漏えい率	等価半減期：100秒 0～1日：0.15%/day 1～30日：0.075%/day	内規に示されたとおり設定	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、原子炉格納容器の設計漏えい率及び原子炉格納容器内の圧力に対応した漏えい率に余裕を見込んだ値とする。
原子炉格納容器体積	アニエラス部容積 ファン容量	内規に示されたとおり設定 設計値として設定 ファン1台の起動を想定して設定	4.2.1.(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、97%アニエラス部：3%アニエラス部体積について、記載なし。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

詳 細 条 件	使 用 値	選 定 理 由	内規での記載	相違理由
アニュラス負圧遮成時間 率(フィルタによる除去効率)	2分	「非常用炉心冷却設備動作信号」によりアニュラス空気淨化設備が起動する。アニュラス空気淨化設備が起動した設計上の負圧遮成時間(42秒)を考慮した設計上の見込みで、その機能を期待することができる。	4.2.1(2) アニュラス空気再循環設備が起動信号がかかるまで十分な貯留的余裕を見込んでも、その機能を期待する。	【女川】型式の相違 ・PWRとBWRで評価条件や設備構成が大きく異なるため、本ページは大飯との比較を行う。
ECCS再循環開始時間	0~2分: 0% 2分~30日: 90%	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) フィルタのよう素除去効率は設計値に余裕を見込んだ値とする。 再循環切替までの燃料取替用水比 レイポンプの流量を考慮し保守的に 設定(添付1-1-2 参照)	【大飯】個別解析による相違 ・アニュラス負圧達成時間は、大飯が PCCV であり格納容器の熱がアニュラス部に伝わり辛いに対し、泊は鋼製 CV であり、熱が伝わりやすく、温度上昇による影響を受けやすいうことで達成時間がことなる。
再循環系から安全補機室への漏えい率	0~20分: 0 m <sup>3</sup> /h 20分~30日: 8×10 <sup>-3</sup> m <sup>3</sup> /h	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 再循環水中には、事故発生後、よう素の蓄積量の50%が漏えいする。漏えい率は、ECCSの蓄積量から補助遮断水位以下に漏えいする。例えば、設計漏えい率は5%、補助遮断水位は50%と仮定する。	
事故後20分	事故後20分	設計値として設定	再循環水体積について、記載なし。	
再循環水中的放射能量	1.6×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 再循環水中には、事故発生後、よう素の蓄積量の50%が漏えいする。漏えい率は、ECCSの蓄積量から補助遮断水位以下に漏えいする。漏えい率は、設計漏えい率に算入して、2倍の余裕を見込んだ値とする。	
再循環水体積	内規に示されたとおり設定	再循環水体積について、記載なし。		
アニュラス空気淨化設備による除去効率	漏えい率	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) ECCSが再循環モードで運転され、原子炉格納容器外に導かれる導管は、余裕を見込んだ値とする。例えば、設計漏えい率は5%、補助遮断水位は50%と仮定する。	
ECCS再循環開始時間	事故後20分	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	
再循環系から安全補機室への漏えい率	漏えい率	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	
事故の評価期間	30日間	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	
再循環水体積	内規に示されたとおり設定	再循環水体積について、記載なし。	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	
再循環水中的放射能量	内規に示されたとおり設定	再循環水中的放射能量について、記載なし。	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	
再循環系から安全補機室への漏えい率	漏えい率	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	
事故の評価期間	30日間	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	
再循環水体積	内規に示されたとおり設定	再循環水体積について、記載なし。	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	
再循環水中的放射能量	内規に示されたとおり設定	再循環水中的放射能量について、記載なし。	4.2.1(2) ECCS再循環開始時間について、記載なし。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

評価条件	使用値	適用理由	選定理由	内規での記載
再循環系から安全補機室内に漏えいした再循環水中のよう素の移行率	5%	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 再循環水中には、事故発生後、よう素の炉心内蓄積量の50%が溶け出るとし、ECCSのよう素の逃げの気相への移行率は5%、補助建屋内のよう素の沈着率は50%と仮定する。	
安全補機室でのよう素の沈着率	50%	内規に示されたとおり設定	同上	
事故の評価期間	30日	内規に示されたとおり設定	解説3.2 評価期間は、事故発生後30日間とする。	

【再掲】 表1-1-1 大気中への放出量評価条件（原子炉冷却材喪失）(2/2)			
項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法（内規）での記載
原子炉格納容器内での放射性物質の自然減衰	考慮する	漏えいまでの自然減衰を考慮	—
原子炉格納容器からの漏えい率	0.5%/日	被ばく評価手法（内規）に示されたとおり設定	4.1.1(2) 原子炉格納容器からの漏えい率は、原子炉格納容器の設計漏えい率及び原子炉格納容器内の圧力に対応した漏えい率に余裕を見込んだ値とする。
非常用ガス処理系	換気率 よう適用 チャヤコール・フィルタ除去効率	0.5回/日 95%	同上
	起動遅れ時間	瞬時に起動	4.1.1(2)g) 原子炉建屋の非常用換気系等（フィルタを含む。）は、起動するまでの十分な時間的余裕を見込む。非常用換気系等の容量は、設計で定められた値とする。フィルタのよう適用除去効率は設計値に余裕を見込んだ値とする。
原子炉建屋原子炉構内での放射性物質の自然減衰	考慮する	被ばく評価手法（内規）に示されたとおり設定	4.4.1(2)g) 原子炉建屋における沈着による放射性物質の除去効果は無視し、自然崩壊のみを考える。
事故の評価期間	30日間	同上	解説3.2 評価期間は、事故発生後30日間とする。

第1表(4/4) 大気中への放出量評価条件（原子炉冷却材喪失）

評価条件	使用値	選定理由	内規での記載
再循環系から安全補機室内に漏えいした再循環水中のよう素の移行率	5%	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) 再循環水中には、事故発生直後、よう素の炉心内蓄積量の50%が溶け出るとし、ECCSの再循環系から補助建屋内に漏えいしたよう素の逃げの気相への移行率は5%、補助建屋内のよう素の沈着率は50%と仮定する。
安全補機室でのよう素の沈着率	50%	内規に示されたとおり設定	同上
アニユラス空気浄化設備フィルタによる安全補機室の除去効率	90%	内規に示されたとおり設定	4.2.1(2) ECCSの再循環系が設置される補助建屋内換気系によく、空気フィルタが設備される。建屋内には、その除去効率は設計値に余裕を持った値とする。
事故の評価期間	30日	内規に示されたとおり設定	解説3.2 評価期間は、事故発生後30日間とする。

【女川】型式の相違  
 • PWRとBWRで評価条件や設備構成が大きく異なるため、本ページは大飯との比較を行う。

【大飯】記載方針の相違  
 • 泊では、アニユラス空気浄化設備フィルタによる安全保機室の除去効率の値を記載（大飯でも評価上考慮している）。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

評価条件	件件	使	用	値	運定	理由	内規での記載
評価事象	蒸気発生器伝熱管破損 (仮想事故相当)				内規に示されたとおり設定		4.2 原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損及び蒸気発生器伝熱管破損は、一方の事故で包含できてもよい。
外部電源	喪失する				内規に示されたとおり設定	4.2.2(2) 外部電源は、喪失する場合と喪失しない場合のいずれか厳しい場合を仮定する。	4.2.2(2) 外部電源は、喪失する場合と喪失しない場合のいずれか厳しい場合を仮定する。
炉心熱出力	定格出力 (3,411 MWt) 102%				定格値に定常誤差(+2%)を考慮したとおり設定	4.2.2(1) 原子炉は、定格出力に余裕を見た出力で十分長時間運転したとすると。	4.2.2(1) 原子炉は、定格出力に余裕を見た出力を見たとすると。
原子炉運転時間	最高40,000時間				内規に示されたとおり設定		
サイクル数 (バッチ数)	4				内規に示されたとおり設定	4.2.2(4) 事象発生前の一次冷却材中の放射性物質濃度は、設計上想定した燃料被覆管欠陥率を用いて計算された値とする。	4.2.2(4) 事象発生前の一次冷却材中の放射性物質濃度は、設計上想定した燃料被覆管欠陥率を用いて計算された値とする。
通常運転中に1次冷却材中に存在する希ガス・よう素の量							

女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
評価条件	評価条件	運定理由	被ばく評価手法（内規）での記載	評価事象	評価条件	運定理由	被ばく評価手法（内規）での記載	【女川】型式の相違 ・PWRとBWRで評価事象が異なる（PWR:蒸気発生器伝熱管破損、BWR:主蒸気管破断）ため、比較困難であり、本項目については大飯との比較を行う。		
外部電源	主蒸気管破断 (仮想事故相当)	被ばく評価手法（内規）に示されたとおり設定	4.1 原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破断を対象とする。原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破断は、一方の事故で包絡できる場合は、いずれかで代表してもよい。	炉心熱出力	定格出力 (2,436MWt) の約105%	同上	4.1.2(1) 原子炉は、定格出力に余裕を見た出力で十分長時間運転していたとする。	4.1.2(1) 原子炉は、定格出力に余裕を見た出力で十分長時間運転していたとする。		
炉心熱出力				運転時間	2,000日	同上	4.1.2(4) 「十分長時間運転」とは、原子炉内の出力分布、核分裂生成物の蓄積状況、温度分布等の解析に影響を与える各種の状態量が、運転サイクル等を考慮してほぼ平衡に達している状態をいう。	4.1.2(4) 「十分長時間運転」とは、原子炉内の出力分布、核分裂生成物の蓄積状況、温度分布等の解析に影響を与える各種の状態量が、運転サイクル等を考慮してほぼ平衡に達している状態をいう。		
原子炉運転時間				サイクル数 (バッチ数)	5	同上				
サイクル数 (バッチ数)				冷却材流出量						
通常運転中に1次冷却材中に存在する希ガス・よう素の量				事象発生前の原子炉冷却材中の放射性物質濃度	1-131 を $1.8 \times 10^6 \text{ Bq/g}$ とし、それに応じてかのハロゲン等の組成を拡散組成として考慮	同上	4.1.2(2) 原子炉の出力運転中に、主蒸気管 1 本が、原子炉格納容器外で瞬時に両端破断すると仮定する。 (3) 主蒸気隔離弁は、設計上の最大の動作遅れ時間及び閉止時間で全閉する。 (4) 原子炉冷却材の流出流量の計算に当たっては、流量制限器の機能を考慮することができる。ただし、主蒸気隔離弁の部分において臨界流が発生するまでは、弁による流量制限の効果は考へない。 (5) 事象発生と同時に、外部電源は喪失すると仮定する。	蒸気: 11 ton 水: 20 ton	内規に示されたとおりの条件下による事故解析結果	4.1.2(2) 原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損を対象とする。原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損は、一方の事故で包絡できる場合は、いずれかで代表してもよい。
通常運転中に存在する希ガス・よう素の量				冷却材流出量						
1次冷却材中に存在する希ガス・よう素の量				事象発生前の原子炉冷却材中の放射性物質濃度						
1次冷却材中に存在する希ガス・よう素の量				1次冷却材中に存在する希ガス・よう素の量						

第2表 (1/3) 大気中への放出量評価条件（蒸気発生器伝熱管破損）

評価条件	使	用	値	運定理由	内規での記載
評価事象	蒸気発生器伝熱管破損 (仮想事故相当)			内規に示されたとおり設定	4.2 原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損を対象とする。原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損は、一方の事故で包絡できる場合は、いずれかで代表してもよい。
外部電源	喪失する			内規に示されたとおり設定	4.2.2(2) 外部電源は、喪失する場合と喪失しない場合のいずれかで代表する。
炉心熱出力	定格出力 (2,652 MWt) 102%			内規に示されたとおり設定	4.2.2(1) 原子炉は、定格出力に余裕を見た出力で十分長時間運転していたとする。
原子炉運転時間	最高40,000時間			内規に示されたとおり設定	同上
サイクル数 (バッチ数)	4			内規に示されたとおり設定	4.2.2(4) 事象発生前の一次冷却材中の放射性物質濃度は、設計上想定した燃料被覆管欠陥率を用いて計算された値とする。
通常運転中に存在する希ガス・よう素の量					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

評価条件	使 用 値	選 定 理 由	内規での記載	泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表	相違理由
追加放出に寄与する核分裂生成量	追加放出に寄与する放射能量の炉心内蓄積量に対する割合 希ガス：0.02% よう素：0.01%	内規に示されたとおり設定	4.2.2(4) 設計上想定した欠陥を有する燃料棒から、希ガス及びよう素が、事發後直後～一次冷却材系に追加放出される。	4.2.2(4) この一次冷却材内放射性物質のうち、蒸気発生器を隔離するまでの間に、一次冷却材系から二次冷却材系へ流出する放射性物質の割合は、その流量に対する第一次冷却材の全保有水量に対応する割合と同じとする。	【女川】型式の相違 ・PWRとBWRで評査事象が異なる(PWR:蒸気発生器伝熱管破損,BWR:主蒸気管破裂)ため、比較困難であり、本項目については大飯との比較を行う。
破損SG隔壁までの時間	49分	解析上考慮されている隔壁時間と同様	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出してきたよう素のうち、有機よう素は1%とし、残りの99%は無機よう素とする。	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出してきたよう素のうち、有機よう素：1%、無機よう素：99%とする。	【女川】個別解析による相違
隔壁までの1次冷却材流出量	85t	解析結果に余裕を見込んだ値として設定	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出してきたよう素のうち、有機よう素は1%とし、残りの99%は無機よう素とする。	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出してきたよう素のうち、有機よう素：1%、無機よう素：99%とする。	【女川】個別解析による相違
隔壁系に流出するよう素の割合	有機よう素：1% 無機よう素：99%	内規に示されたとおり設定	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出した希ガスは、全量が大気中に放出される。	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出したよう素のうち、有機よう素は1%とし、残りの99%は無機よう素とする。	【女川】個別解析による相違
大気中～放出される希ガス量	2次冷却材系に流出してきた希ガス全量	内規に示されたとおり設定	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出した希ガスは、全量が大気中に放出される。	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出した希ガスは、全量が大気中に放出される。	【女川】個別解析による相違
第2表(2/3) 大気中への放出量評価条件(蒸気発生器伝熱管破損)(3号、4号共通)	内規での記載	内規での記載	内規での記載	内規での記載	
評価条件	使 用 値	選 定 理 由	内規での記載	内規での記載	
追加放出に寄与する核分裂生成量	追加放出に寄与する放射能量の炉心内蓄積量に対する割合 希ガス：0.02% よう素：0.01%	内規に示されたとおり設定	4.1.2(7) e) 原子炉圧力の減少に伴う燃料棒からの追加放出量を、I-131は先行が等での実測データに基づく値に安全余裕を見込んだ値とし、その他の放射性物質はその組成を平衡組成として求める。希ガスはよう素の2倍の放出量とする。	4.1.2(7) e) 原子炉圧力の減少に伴う燃料棒からの追加放出量を、I-131は先行が等での実測データに基づく値に安全余裕を見込んだ値とし、その他の放射性物質はその組成を平衡組成として求める。希ガスはよう素の2倍の放出量とする。	【女川】型式の相違 ・PWRとBWRで評査事象が異なる(PWR:蒸気発生器伝熱管破損,BWR:主蒸気管破裂)ため、比較困難であり、本項目については大飯との比較を行う。
隔壁までの1次冷却材流出量	85t	解析結果に余裕を見込んだ値として設定	4.1.2(7) d) 主蒸気隔壁弁閉止前の燃料棒からの放射性物質の追加放出割合は、主蒸気隔壁弁閉止前の原子炉圧力の低下割合に比例するとし、追加放出された放射性物質の1%が破断口から放出する。	4.1.2(7) d) 主蒸気隔壁弁閉止前の燃料棒からの放射性物質の追加放出割合は、主蒸気隔壁弁閉止前の原子炉圧力の低下割合に比例するとし、追加放出された放射性物質の1%が破断口から放出する。	【女川】個別解析による相違
隔壁系に流出するよう素の割合	有機よう素：1% 無機よう素：99%	内規に示されたとおり設定	4.1.2(7) f) 燃料棒から放出されたよう素のうち、有機よう素は10%とし、残りの90%は無機よう素とする。有機よう素のうち10%は瞬時に気相部に移行する。残りのよう素及びその他のハロゲンが気相部にキャリーオーバーされる割合は、2%とする。希ガスは、すべて瞬時に気相部に移行する。	4.1.2(7) f) 燃料棒から放出されたよう素のうち、有機よう素は10%とし、残りの90%は無機よう素とする。有機よう素のうち10%は瞬時に気相部に移行する。残りのよう素及びその他のハロゲンが気相部にキャリーオーバーされる割合は、2%とする。希ガスは、すべて瞬時に気相部に移行する。	【女川】個別解析による相違
大気中～放出される希ガス量	2次冷却材系に流出してきた希ガス全量	内規に示されたとおり設定	4.1.2(7) h) 主蒸気隔壁弁は、1個が閉止しないとする。閉止した隔壁弁からは、蒸気が漏えいする。閉止した主蒸気隔壁弁の漏えい率は設計値に余裕を見込んだ値とし、この漏えい率は一定とする。	4.1.2(7) h) 主蒸気隔壁弁は、1個が閉止しないとする。閉止した隔壁弁からは、蒸気が漏えいする。閉止した主蒸気隔壁弁の漏えい率は設計値に余裕を見込んだ値とし、この漏えい率は一定とする。	【女川】個別解析による相違
隔壁までの1次冷却材流出量	85t	解析結果に余裕を見込んだ値として設定	4.1.2(7) i) 主蒸気隔壁弁閉止後は、残留熱除去系又は逃がし安全弁等を通して、崩壊熱相当の蒸気が、サブレッショングブルに移行する。	4.1.2(7) i) 主蒸気隔壁弁閉止後は、残留熱除去系又は逃がし安全弁等を通して、崩壊熱相当の蒸気が、サブレッショングブルに移行する。	【女川】個別解析による相違
隔壁系に流出するよう素の割合	有機よう素：1% 無機よう素：99%	内規に示されたとおり設定	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出する放射性物質のうち、蒸気発生器を隔離するまでの間に、一次冷却材から二次冷却材へ流出する放射性物質の割合は、その流量に対する第一次冷却材量の全保有水量に対する割合と同じとする。	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出する放射性物質のうち、蒸気発生器を隔離するまでの間に、一次冷却材から二次冷却材へ流出する放射性物質の割合は、その流量に対する第一次冷却材量の全保有水量に対する割合と同じとする。	【女川】個別解析による相違
隔壁までの1次冷却材流出量	95t	解析結果に余裕を見込んだ値として設定	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出したよう素のうち、有機よう素：1%、無機よう素：99%とする。	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出したよう素のうち、有機よう素：1%、無機よう素：99%とする。	【女川】個別解析による相違
2次冷却材系に流出するよう素の割合	有機よう素：1% 無機よう素：99%	内規に示されたとおり設定	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出した希ガスは、全量が大気中に放出される。	4.2.2(4) 二次冷却材系に流出した希ガスは、全量が大気中に放出される。	【女川】個別解析による相違
大気中～放出される希ガス量	2次冷却材系に流出してきた希ガス全量	内規に示されたとおり設定			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

第2表（3／3） 大気中への放出量評価条件（蒸気発生器伝熱管破損）（3号、4号共通）

評価条件	使用用値	適用理由	選定理由	内規での記載
無機よう素の気液分配係数	100	内規に示されたとおり設定		4.2.2(4) 無機よう素は、気液分配係數100で蒸気とともに大気中に放出される。
弁の漏えい率及び事故時の評価期間	10m <sup>3</sup> /d 30日	内規に示されたとおり設定		4.2.2(4) 破損した蒸気発生器の隔壁は、二次側弁からの蒸気の漏えいによって、無機よう素が大気中へ放出される。弁からの漏えい率は、設計値に余裕を見込んだ値で30日前後で統一する。

女川原子力発電所2号炉

【再掲】

表1-1-2 大気中への放出量評価条件（主蒸気管破断）(2/2)

項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法（内規）での記載
燃料棒から追加放出される放射性物質質量	I-131を $7.4 \times 10^{10}$ Bqとし、それに応じ他のハロゲン及び希ガスの組成を平衡組成として考慮。 希ガスについてはよう素の2倍とする。	被ばく評価手法（内規）に示されたとおり設定	4.1.2(7) c) 原子炉圧力の減少に伴う燃料棒からの追加放出量を、I-131は先行炉等での実測データに基づく値に安全余裕を見込んだ値とし、その他の放射性物質はその組成を平衡組成として求める。希ガスはよう素の2倍の放出量とする。
主蒸気隔壁弁閉止前に破断口より放出される追加放出の放射性物質質量	追加放出された放射性物質の1%	同上	4.1.2(7) d) 主蒸気隔壁弁閉止前の燃料棒からの放射性物質の追加放出割合は、主蒸気隔壁弁閉止前の原子炉圧力の低下割合に比例するとして、追加放出された放射性物質の1%が破断口から放出する。
よう素の形態	粒子状よう素：0% 無機よう素：90% 有機よう素：10%	同上	4.1.2(7) f) 燃料棒から放出されたよう素のうち、有機よう素は10%とし、残りの90%は無機よう素とする。有機よう素のうち10%は瞬時に気相部に移行する。残りのよう素及びその他のハロゲンが気相部にキャリーオーバーされる割合は、2%とする。希ガスは、すべて瞬時に気相部に移行する。
有機よう素が気相部に移行する割合	10%	同上	
有機よう素が分解したよう素、無機よう素、その他のハロゲンのキャリーオーバー割合	2%	同上	
主蒸気隔壁弁隔壁弁漏えい率	120%/H	同上	4.1.2(7) h) 主蒸気隔壁弁は、1個が閉止しないとする。閉止した隔壁弁からは、蒸気が漏えいする。閉止した主蒸気隔壁弁の漏えい率は設計値に余裕を見込んだ値とし、この漏えい率は一定とする。
主蒸気隔壁弁漏えい期間	無限期間	同上	
原子炉圧力容器からサブレッショントエンバへの換気率	原子炉圧力容器気相体積の100倍/日	同上	4.1.2(7) i) 主蒸気隔壁弁閉止後は、残留熱除去系又は逃がし安全弁等を通して、崩壊熱相当の蒸気が、サブレッショントエンバに移行する。
タービン建屋内で床・壁等に沈着する割合	0%	保守的に仮定	—
事故の評価期間	30日間	被ばく評価手法（内規）に示されたとおり設定	解説3.2 評価期間は、事故発生後30日間とする。

泊発電所3号炉

【再掲】

第2表（3/3） 大気中への放出量評価条件（蒸気発生器伝熱管破損）

評価条件	使用用値	適用理由	選定理由	内規での記載
無機よう素の気液分配係数	100	内規に示されたとおり設定		4.2.2(4) 無機よう素は、気液分配係数100で蒸気とともに大気中に放出される。
弁の漏えい率及び事故時の評価期間	10 m <sup>3</sup> /d 30日	内規に示されたとおり設定		4.2.2(4) 破損した蒸気発生器の隔壁後は、二次側弁からの蒸気の漏えいによって、無機よう素が大気中へ放出される。弁からの漏えい率は、設計値に余裕を見込んだ値で30日前後で統一する。

相違理由

【女川】型式の相違  
・PWRとBWRで評価事象が異なる（PWR:蒸気発生器伝熱管破損、BWR:主蒸気管破断）ため、比較困難であり、本項目については大飯との比較を行う。  
  
大飯との差異なし。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																			
第3表 大気中への放出放射能評価結果（3号、4号共通） (30日積算)		表1-1-3 放射性物質の大気中への放出量（30日間積算値）		第3表 大気中への放出放射能評価結果 (30日積算)		【女川・大飯】個別解析による相違																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)</td><td>約<math>8.5 \times 10^{15}</math> Bq</td></tr> <tr> <td>よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))</td><td>約<math>1.3 \times 10^{14}</math> Bq</td></tr> </tbody> </table>		評価項目	評価結果	原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)	約 $8.5 \times 10^{15}$ Bq	よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $1.3 \times 10^{14}$ Bq	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)</td><td>約<math>1.7 \times 10^{16}</math> Bq</td></tr> <tr> <td>よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))</td><td>約<math>3.1 \times 10^{14}</math> Bq</td></tr> </tbody> </table>		評価項目	評価結果	原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)	約 $1.7 \times 10^{16}$ Bq	よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $3.1 \times 10^{14}$ Bq	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>評価結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5 MeV換算)</td><td>約<math>8.1 \times 10^{15}</math> Bq</td></tr> <tr> <td>よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))</td><td>約<math>9.2 \times 10^{13}</math> Bq</td></tr> </tbody> </table>		評価項目	評価結果	原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5 MeV換算)	約 $8.1 \times 10^{15}$ Bq	よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $9.2 \times 10^{13}$ Bq	【女川・大飯】個別解析による相違	
評価項目	評価結果																								
原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)	約 $8.5 \times 10^{15}$ Bq																								
よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $1.3 \times 10^{14}$ Bq																								
評価項目	評価結果																								
原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)	約 $1.7 \times 10^{16}$ Bq																								
よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $3.1 \times 10^{14}$ Bq																								
評価項目	評価結果																								
原子炉冷却材喪失 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5 MeV換算)	約 $8.1 \times 10^{15}$ Bq																								
よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $9.2 \times 10^{13}$ Bq																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管破損 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)</td><td>約<math>3.1 \times 10^{15}</math> Bq</td></tr> <tr> <td>よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))</td><td>約<math>3.7 \times 10^{12}</math> Bq</td></tr> </tbody> </table>		蒸気発生器伝熱管破損 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)	約 $3.1 \times 10^{15}$ Bq	よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $3.7 \times 10^{12}$ Bq	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>主蒸気管破断 希ガス及びハロゲン等 (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)</td><td>約<math>3.5 \times 10^{15}</math> Bq</td></tr> <tr> <td>よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))</td><td>約<math>7.5 \times 10^{14}</math> Bq</td></tr> </tbody> </table>		主蒸気管破断 希ガス及びハロゲン等 (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)	約 $3.5 \times 10^{15}$ Bq	よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $7.5 \times 10^{14}$ Bq	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管破損 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5 MeV換算)</td><td>約<math>3.4 \times 10^{15}</math> Bq</td></tr> <tr> <td>よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))</td><td>約<math>3.9 \times 10^{12}</math> Bq</td></tr> </tbody> </table>		蒸気発生器伝熱管破損 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5 MeV換算)	約 $3.4 \times 10^{15}$ Bq	よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $3.9 \times 10^{12}$ Bq	【女川・大飯】個別解析による相違							
蒸気発生器伝熱管破損 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)	約 $3.1 \times 10^{15}$ Bq																								
よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $3.7 \times 10^{12}$ Bq																								
主蒸気管破断 希ガス及びハロゲン等 (ガンマ線エネルギー0.5MeV換算)	約 $3.5 \times 10^{15}$ Bq																								
よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $7.5 \times 10^{14}$ Bq																								
蒸気発生器伝熱管破損 希ガス (ガンマ線エネルギー0.5 MeV換算)	約 $3.4 \times 10^{15}$ Bq																								
よう素 (I-131等価量(成人実効線量係数換算))	約 $3.9 \times 10^{12}$ Bq																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

項目	使用用 値	設 定 理 由	内規での記載	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
大気拡散評価モデル	ガウスブルームモデル	内規に示されたとおり設定	5.1.1(1) 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ、風向、風速、大気安定度に応じて、空気濃度分布が水平方向、鉛直方向となると仮定した。	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られた気象資料を拡散式に用いる。 5.1.1(2) 建屋影響は、放出源高さから地上高さに渡る気象条件の影響を受けため、地上高さに相当する比較的低風速の気象データを採用するには保守のかつ適切である。	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られたとおり発電所に於ける気象条件の影響を受けたため、地上高さに相当する比較的低風速の気象データを採用するには保守のかつ適切である。	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られたとおり発電所に於ける気象条件の影響を受けたため、地上高さに相当する比較的低風速の気象データを採用するには保守のかつ適切である。	【女川・大飯】個別解析による相違								
気象資料 実効放出 継続時間	大飯発電所における 1年間の気象資料 (2010.1～2010.12) (地上風を代表する観測点（地上 約10m）の気象データ)	【原子炉冷却材喪失】 希ガス：23時間 よう素：32時間 【蒸気発生器伝熱管破損】 希ガス：1時間 よう素：1時間	建屋影響を受ける大気拡散評価を行いうため保守的に地上風（地上約10m）の気象データを使用 内規に示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を用いる（添付1-1-3 参照）	解説5.1.3 実効放出継続時間( $T_f$ )は、想定事象によって放出率に変化があるので、放出モードを考慮して適切に定めなければならないが、事故期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いること一つの方法である。	内規に示されたとおり設定	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られた気象資料を拡散式に用いる。放出源の高さにおける気象データが得られている場合にはそれを活用してよい。  放出源及び 放出高さ  実効放出 継続時間	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られた気象資料を拡散式に用いる。放出源の高さにおける気象データが得られている場合にはそれを活用してよい。  （原子炉冷却材喪失） 放出源：排気筒 放出源高さ：80m <sup>81</sup>  （主蒸気管破断） 放出源：原子炉建屋プローブ アウトババル又は タービン建屋プローブ ウトバナル 放出源高さ：0m  （原子炉冷却材喪失） 24時間  （主蒸気管破断） 1時間	同上	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られた気象資料を拡散式に用いる。放出源の高さにおける気象データが得られている場合にはそれを活用してよい。  （原子炉冷却材喪失） 24時間  （主蒸気管破断） 1時間	同上	【解説 5.1.3】(3) 実効放出継続時間( $T_f$ )は、想定事故の種類によって放出率に変化があるので、放出モードを考慮して適切に定めなければならないが、事故期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いること一つの方法である。	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られた気象資料を拡散式に用いる。 5.1.1(2) 建屋影響は、放出源高さから地上高さに渡る気象条件の影響を受けたため、地上高さに相当する比較的低風速の気象データを採用するには保守のかつ適切である。  解説 5.1.3 実効放出継続時間( $T_f$ )は、想定事象によって放出率に変化があるので、放出モードを考慮して適切に定めなければならないが、事故期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いること一つの方法である。	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られた気象資料を拡散式に用いる。 5.1.1(2) 建屋影響は、放出源高さから地上高さに渡る気象条件の影響を受けたため、地上高さに相当する比較的低風速の気象データを採用するには保守のかつ適切である。	5.1.1(1) 風向、風速、大気安定度等の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測し得られた気象資料を拡散式に用いる。 5.1.1(2) 建屋影響は、放出源高さから地上高さに渡る気象条件の影響を受けたため、地上高さに相当する比較的低風速の気象データを採用するには保守のかつ適切である。	【解説 5.1.3】(3) 実効放出継続時間( $T_f$ )は、想定事故の種類によって放出率に変化があるので、放出モードを考慮して適切に定めなければならないが、事故期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いること一つの方法である。
			※1 排気筒の放出源高さは、敷地境界における有効高さを使用		第4表 (1/4) 大気拡散条件	第4表 (1/4) 大気拡散条件									

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

項目	使用値	設定理由	内規での記載	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
放出源及び放出源高さ	【原子炉冷却材喪失】 【排気筒 73m】 【蒸気発生器伝熱管破裂】 地上 0m	内規に示されたとおり設定 【原子炉冷却材喪失】 【蒸気発生器伝熱管破裂】 放出源高さについて、記載なし	【原子炉冷却材喪失】 4.2.1(2)すべての放射性物質は、排気筒から放出されるとする。 【蒸気発生器伝熱管破裂】 放出源高さについて、記載なし	5.2.1(2)評価点の相対濃度は、毎時刻の相対濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる相対濃度とする。	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	【女川・大飯】個別解析による相違 ・女川では原子炉冷却材喪失について、放出点高さが建屋高さの2.5倍以上の場合、建屋の影響はないものとして大気拡散評価を実施している。
累積出現頻度	小さい方から 97%	内規に示されたとおり設定 考慮する	放出点から近距離の建屋(原子炉格納容器)の影響を受けるため、建屋による巻き込み現象を考慮する。	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	【女川・大飯】個別解析による相違 ・女川では原子炉冷却材喪失について、放出点高さが建屋高さの2.5倍以上の場合、建屋の影響はないものとして大気拡散評価を実施している。
建屋の影響				5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	【女川・大飯】個別解析による相違 ・女川では原子炉冷却材喪失について、放出点高さが建屋高さの2.5倍以上の場合、建屋の影響はないものとして大気拡散評価を実施している。
【再掲】							
表1-1-4 大気拡散条件(1/4)							
項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法(内規)での記載				
大気拡散評価モデル	ガウスブルームモデル	被ばく評価手法(内規)に示されたとおり設定	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。				
気象条件	女川原子力発電所の2012.1~2013.12 1年間の気象データ	同上	5.1.2(1) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。				
放出源及び放出高さ	(原子炉冷却材喪失) 放出源: 排気筒 放出源高さ: 80m <sup>41</sup>	同上	4.1.2(7)(g) 主蒸気管遮断閉止前に放出された原子炉冷却材は、原子炉建屋内非常用ガス遮断系で処理され後、排気筒を通じて環境に放出される。4.1.2(7)(g) 主蒸気管遮断閉止前に放出された原子炉冷却材は、完全蒸発し、同時に放出された放射性物質を均一に含む蒸気雲になる。隔離閉止後に放出された放射性物質は、大気中で地上放散する。				
実測放出時間	(主蒸気管遮断) 24時間	前ページで比較	【解説】日本原燃放出源開口(以下)は、想定事態の種類によって放出率が変化があるので、放出モードを考慮して最初に定めなければならないが、実験期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いることとする方法				
実測放出時間	(主蒸気管遮断) 1時間	前ページで比較	【解説】日本原燃放出源開口(以下)は、想定事態の種類によって放出率が変化があるので、放出モードを考慮して最初に定めなければならないが、実験期間中の放射性物質の全放出量を1時間当たりの最大放出量で除した値を用いることとする方法				
※1 排気筒の放出源高さは、敷地境界における有効高さを使用							
表1-1-4 大気拡散条件(2/4)							
項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法(内規)での記載				
累積出現頻度	小さい方から 97%	被ばく評価手法(内規)に示されたとおり設定	5.2.1(2)評価点の相対濃度は、毎時刻の相対濃度を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる相対濃度とする。				
建屋巻き込み	(原子炉冷却材喪失) 考慮しない (主蒸気管遮断) 考慮する	同上	5.1.2(1)(a) 中央制御室のように、事故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。				
巻き込みを生じる代表建屋	(主蒸気管遮断) 原子炉建屋ブローバー タービン建屋からの放 出: 原子炉建屋 タービン建屋ブローバー タービン建屋からの放 出: タービン建屋	次ページで比較 被ばく評価手法(内規)に示された選定例に基づき選定	5.1.2(1)(b)巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納建屋、原子炉建屋、コントロール室、燃料取り扱い建屋等、建屋として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表として、対象濃度を算出することには、保守的な結果をみる。巻き込みを生じる代表的建屋として、表3-1に示す建屋を選択することは適切である。				
累積出現頻度							
建屋の影響							

## 自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等(別添2)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉

項目	使用値	設定理由	内規での記載
着目方位	3号機 中央制御室 正門 : 5方位 事務所入口 : 2方位 中央制御室入口 : 3方位	5.1.2(3) 中央制御室の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出处と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。	
	4号機 中央制御室 正門 : 5方位 事務所入口 : 1方位 中央制御室入口 : 2方位		
	中央制御室入口 : 3方位		
建屋投影面積	原子炉格納容器の垂直な 投影面積( $2.8 \times 10^3 \text{ m}^2$ )	内規に示されたとおり設定	内規に示されたとおり設定
形状係数	1/2	内規に示されたとおり設定	5.1.1(2)(3) 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求める、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。

女川原子力発電所2号炉

【再掲】

表1-1-4 大気拡散条件(3/4)

項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法(内規)での記載
大気拡散評価地点	(原子炉格納容器) 相对濃度 $\pm 1\%$ ・中央制御室換気空調系の給気口 ・出入管理所 ・制御盤屋出入口 〔土蒸気管破断〕 相对濃度 $\pm 1\%$ ・中央制御室換気空調系の給気口 ・出入管理所 ・制御盤屋出入口 相对濃度 $\pm 1\%$ ・中央制御室中心 ・出入管理所 ・制御盤屋出入口	被ばく評価 前ページで比較 に示されたとおり設定	【中央制御室内】 5.1.2(2)(b)の日 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、中央制御室の属する建屋表面での濃度は風下距離の依存性は小さくほぼ一定と考えられるので、評価点は厳密に定める必要はない。建屋を代表とする場合、例え中央制御室の中心点を評価点とするのは妥当である。 5.2(3) 相対濃度 $\pm 1\%$ の評価点は、中央制御室内の中心、操作盤位置等の代表となる。複数の評価点の計算結果が右側面壁最も大きな点を評価点としてよい。 7.3.2(5) 相対濃度 $\pm 1\%$ の評価点は、外気取入れを行う場合は中央制御室の外気取入口とする。また、外気を遮断する場合は中央制御室の中心点とする。 【入退院】 7.3.1(6) 入退院時の移動経路及び入退院に要する時間をプランごとに計算し、移動経路に沿った適切な評価点及び測定時間点を設定する。この場合、移動に伴って、複数の評価点を設定してもよい。
着目方位	(原子炉格納容器) ・中央制御室換気空調系の給気口 : 1方位 ・中央制御室中心 : 1方位 ・出入管理所 : 1方位 ・制御盤屋出入口 : 1方位 〔主蒸気管破断〕 【原子炉建屋プローブ露出部からの放出】 ・中央制御室換気空調系の給気口 : 5方位 ・中央制御室中心 : 6方位 ・出入管理所 : 4方位 ・制御盤屋出入口 : 6方位 〔タービン建屋プローブ露出部からの放出〕 ・中央制御室換気空調系の給気口 : 7方位 ・中央制御室中心 : 2方位 ・出入管理所 : 4方位	被ばく評価 手法(内規) に示されたとおり設定	5.1.1(2)(3)(c) 1) 中央制御室の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側の広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出处と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5.4に示すように、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。
建屋の投影面積	(主蒸気管破断) 【原子炉建屋プローブ露出部からの放出】 $2,050 \text{ m}^2$ 〔原子炉建屋、短手方向〕 〔タービン建屋プローブ露出部からの放出〕 $1,630 \text{ m}^2$ 〔タービン建屋、短手方向〕	被ばく評価手法(内規)に示されたとおり設定	5.1.2(3)(d) 2) 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるので、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求める。ただし、対象となる複数の方位の投影面積の中で、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。
巻き込みを生じる代表建屋の形状係数	1/2	同上	5.1.1(2)(b) 形状係数 $c$ の値は、特に推奨が示されるものは原則として 1/2 を用いる。

表1-1-4 大気拡散条件(4/4)

項目	評価条件	使用値	選定理由	被ばく評価手法(内規)での記載
着目方位	中央制御室 出入管理建屋入口 中央制御室入口	: 5方位 : 3方位 : 6方位		5.1.2(3) 中央制御室の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出处と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点を対象とする。
建屋投影面積	原子炉格納容器の垂直な投影面積 ( $2,700 \text{ m}^2$ )	内規に示されたとおり設定		5.1.2(3) 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求める、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。
形状係数	1/2	内規に示されたとおり設定		5.1.1(2) 形状係数 $c$ の値は、特に推奨が示されるものは原則として 1/2 を用いる。

泊発電所3号炉

大飯発電所3号炉

相違理由

【女川・大飯】個別解析による相違  
・女川は原子炉冷却材喪失時の建屋巻き込みは考慮していないため、着目方位が少ない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

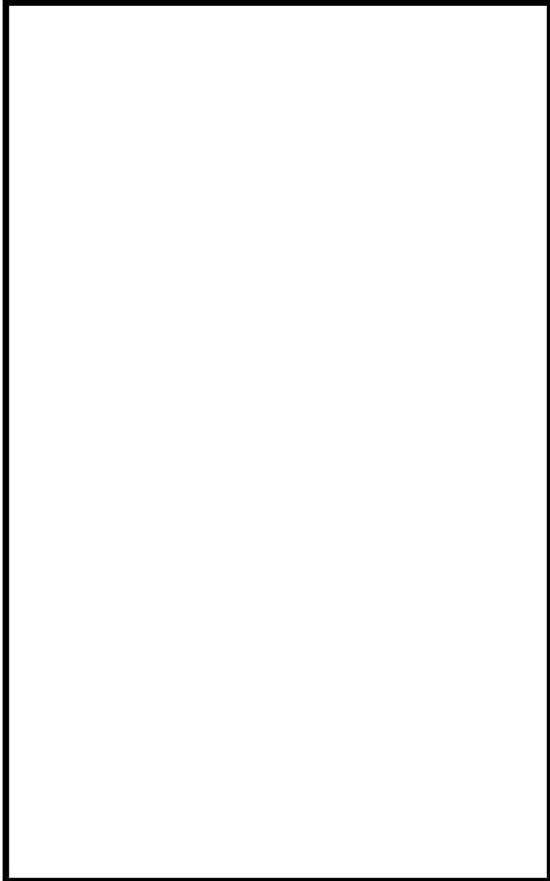
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 第4-1図 評価点全体図	<p>【女川・大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は評価地点を図示している。</li> </ul>

 (本図の内容は機密情報に属しますので公開できません。)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <small>■ 付図の内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>【女川・大飯】記載方針の相違          ・泊は評価地点を図示している。</p> <p>第4-2図 中央制御室中心及び入口評価点</p> <p>第4-3図 出入管理機能入口評価点</p>



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

評価条件	件	使	用	値	選	定	理	由	内規での記載	相違理由			
第6表（1／3） 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件（原子炉冷却材喪失）（3号、4号共通）													
原子炉格納容器に放出される核分裂生成物量	希ガス(Xe類) : 100% ハロゲン(1類) : 50% その他 : 1%	内規に示されたとおり設定	6.1.(3) 原子炉格納容器内に放された放射性物質の量の標準に対する割合は、希ガス100%、ハロゲン50%、その他1%とする。							【大飯】設計方針の相違 (アニュラス内線源強度分布)			
原子炉格納容器内核分裂生成物量分布	原子炉格納容器内れた核分裂生成物が均一に分布	内規に示されたとおり設定	6.1.(3) 事故時に炉心から原子弹性格納容器内に放出された放射性物質は、すべて原子炉格納容器内に均一に分布するものと仮定し、格納容器から漏えいによる減少効果及び原子炉格納容器による除去効果は無視する。							・泊は鋼製CVであるのに対し、大飯はプレストコンクリート型CV(PCCV)であり、アニュラスが外部遮蔽の外側に位置している。そのため、大飯では内規にも記載のとおりアニュラスの遮蔽や線源を別途考慮した被ばく評価を行っている。			
以下の事項を除き、大気中への放出量評価条件と同様													
線源強度	アニュラス内線源強度分布	アニュラス内線源強度分布	6.1.(3) PWR型原子炉施設のプレストコンクリート型原子炉格納容器のようないわゆるアニュラス部が外側部逃へり壁の漏えいによる減少効果を考慮する場合は、アニュラス部内にによるガンマ線も含めて計算する。原子炉格納容器から漏えいしてきた放射性物質は、アニュラス部内に均一に分布するものと仮定する。	表1-1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件(原子炉冷却材喪失)	項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法(内規)での記載					
	事故の評価期間	30日	説3.2 評価期間は、事故発生後30日間とする。	表1-4に基づき、以下のとおり評価する。	線源強度	原子炉建屋 原子炉内 線源強度分布	被ばく評価手法(内規)に示されたとおり設定	6.1.(1)c) 二次格納施設内の放射性物質は自由空間容積に均一に分布するものとする。					
					計算モデル	原子炉建屋 遮蔽厚さ	同上	7.1.1.(1)e), 7.1.2.(1)e) 露出から中央制御室内に至るまでの遮へい効果を、構造物の配置、形状及び組成から計算する。建屋等の構造壁や天井に対して、配置形状及び組成を明らかにして、遮へい効果を見込んでもよい。					
						中央制御室 遮蔽厚さ	同上	7.1.1.(1)d), 7.1.2.(1)d) 露出の評価点は、中央制御室内の中心、操作盤位置等の代表点とする。室内の複数点の計算結果から値が最大となる点を評価点としてもよい。					
						評価点	(中央制御室内) 原子炉建屋隔壁 (入退庫等) 出入管理所 制御建屋出入口	次ページ以降で比較	6.2.(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は回路計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適用組み合わせて用いる。 6.3.(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰積分法を用いる。				
						計算コード	(直接ガンマ線) QAH-CGCF2 コード (スカイシャイン ガンマ線) AMSN 及び G33-GP2R コード	許認可評価で使用実績あり	7.1.1.(1)e), 7.1.2.(1)d) 露出の評価点は、中央制御室内の中心、操作盤位置等の代表点とする。室内の複数点の計算結果から値が最大となる点を評価点としてもよい。				
					第6表（1／3） 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件（原子炉冷却材喪失）								
線源強度	原子炉格納容器に放出される核分裂生成物	希ガス(Xe類) : 100% ハロゲン(1類) : 50% その他 : 1%	内規に示されたとおり設定	以下の事項を除き、大気中への放出量評価条件と同様	評価条件	使	用	値	選	定	理	由	内規での記載
	原子炉格納容器内 線源強度分布	放出された核分裂生成物が均一に分布	6.1.(3) 原子炉格納容器内に放出される放射性物質の量の標準に対する割合は、希ガス100%、ハロゲン50%、その他1%とする。	6.1.(3) 事故時に炉心から原子弹性格納容器内に放出された放射性物質は、すべて原子炉格納容器内に均一に分布するものと仮定し、原子炉格納容器から漏えいによる減少効果及び格納容器スプレイ水による除去効果は無視する。									
	事故の評価期間	30日	説3.2 評価期間は、事故発生後30日間とする。	内規に示されたとおり設定									

括弧内の内容は商業機密の範囲から公開できません。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等(別添2)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>第6表(3/3) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件(原子炉冷却材喪失)(3号、4号共通)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価条件</th><th>使用値</th><th>選定理由</th><th>内規での記載</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接線・スカイシャインコード 直接線評価コード スカイシャイン線評価コード</td><td>原子炉格納容器内線源： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.90m) アニュラス内線源： SPANコード (SPAN Ver.90m)</td><td>内規に示されたとおり設定。</td><td>6.2(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は一回散乱計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適宜組み合わせて用いる。 6.3(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰積分法を用いる。</td></tr> </tbody> </table>	評価条件	使用値	選定理由	内規での記載	直接線・スカイシャインコード 直接線評価コード スカイシャイン線評価コード	原子炉格納容器内線源： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.90m) アニュラス内線源： SPANコード (SPAN Ver.90m)	内規に示されたとおり設定。	6.2(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は一回散乱計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適宜組み合わせて用いる。 6.3(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰積分法を用いる。	<p>【再掲】</p> <p>表1-1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件(原子炉冷却材喪失)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>評価条件</th><th>選定理由</th><th>被ばく評価手法(内規)での記載</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線源強度</td><td>原子炉建屋 原子炉建屋内 線源強度分布</td><td>原子炉建屋原子炉建屋内に放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布</td><td>被ばく評価手法(内規)で示されたとおり設定</td></tr> <tr> <td>計算モデル</td><td>原子炉建屋 遮蔽厚さ</td><td>同上</td><td>6.1(1)c) 二次格納施設内の放射性物質は自由空間容積に均一に分布するものとする。</td></tr> <tr> <td></td><td>中央制御室 遮蔽厚さ</td><td>同上</td><td>7.1.1(1)c), 7.1.2(1)c) 線源から中央制御室内に至るまでの遮へい効果を、構造物の配置、形状及び組成から計算する。建屋等の構造壁や天井に対して、配置形状及び組成を明らかにして、遮へい効果を見込んでよい。</td></tr> <tr> <td></td><td>評価点 (中央制御室内) 原子炉建屋隔壁間 (入退城時) 出入管理消 防隔壁昇出入口</td><td>同上</td><td>7.1.1(1)d), 7.1.2(1)d) 線量の評価点は、中央制御室内の中心操作盤位置等の代表点とする。室内の複数点の計算結果から線量が最大となる点を評価点としてもよい。</td></tr> <tr> <td></td><td>計算コード (直接ガンマ線) QdP-GGP2Bコード (スカイシャイン ガンマ線) ANISN及びG33-GP2R コード</td><td>許認可評価で使 用実績あり</td><td>6.2(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は一回散乱計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適宜組み合わせて用いる。 6.3(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰積分法を用いる。</td></tr> </tbody> </table> <p>前ページ以前で比較</p> <p>内規での記載</p> <p>内規に示されたとおり設定</p>	項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法(内規)での記載	線源強度	原子炉建屋 原子炉建屋内 線源強度分布	原子炉建屋原子炉建屋内に放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布	被ばく評価手法(内規)で示されたとおり設定	計算モデル	原子炉建屋 遮蔽厚さ	同上	6.1(1)c) 二次格納施設内の放射性物質は自由空間容積に均一に分布するものとする。		中央制御室 遮蔽厚さ	同上	7.1.1(1)c), 7.1.2(1)c) 線源から中央制御室内に至るまでの遮へい効果を、構造物の配置、形状及び組成から計算する。建屋等の構造壁や天井に対して、配置形状及び組成を明らかにして、遮へい効果を見込んでよい。		評価点 (中央制御室内) 原子炉建屋隔壁間 (入退城時) 出入管理消 防隔壁昇出入口	同上	7.1.1(1)d), 7.1.2(1)d) 線量の評価点は、中央制御室内の中心操作盤位置等の代表点とする。室内の複数点の計算結果から線量が最大となる点を評価点としてもよい。		計算コード (直接ガンマ線) QdP-GGP2Bコード (スカイシャイン ガンマ線) ANISN及びG33-GP2R コード	許認可評価で使 用実績あり	6.2(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は一回散乱計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適宜組み合わせて用いる。 6.3(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰積分法を用いる。	<p>【女川】型式の相違 ・PWRである泊ではスカイシャイン線の評価に三菱重工業(株)が開発した SCATTERING を用いている。</p> <p>【大飯】設計方針の相違 (アニュラス内線源) ・泊は鋼製 CV であるのに対し、大飯はプレストレストコンクリート型 CV(PCCV)であり、アニュラスが外部遮蔽の外側に位置している。そのため、大飯では内規にも記載のとおりアニュラスの遮蔽や線源を別途考慮した被ばく評価を行っており、アニュラス内線源に対しては SPAN コードを用いて評価を行っている。</p>
評価条件	使用値	選定理由	内規での記載																															
直接線・スカイシャインコード 直接線評価コード スカイシャイン線評価コード	原子炉格納容器内線源： SCATTERINGコード (SCATTERING Ver.90m) アニュラス内線源： SPANコード (SPAN Ver.90m)	内規に示されたとおり設定。	6.2(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は一回散乱計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適宜組み合わせて用いる。 6.3(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰積分法を用いる。																															
項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法(内規)での記載																															
線源強度	原子炉建屋 原子炉建屋内 線源強度分布	原子炉建屋原子炉建屋内に放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布	被ばく評価手法(内規)で示されたとおり設定																															
計算モデル	原子炉建屋 遮蔽厚さ	同上	6.1(1)c) 二次格納施設内の放射性物質は自由空間容積に均一に分布するものとする。																															
	中央制御室 遮蔽厚さ	同上	7.1.1(1)c), 7.1.2(1)c) 線源から中央制御室内に至るまでの遮へい効果を、構造物の配置、形状及び組成から計算する。建屋等の構造壁や天井に対して、配置形状及び組成を明らかにして、遮へい効果を見込んでよい。																															
	評価点 (中央制御室内) 原子炉建屋隔壁間 (入退城時) 出入管理消 防隔壁昇出入口	同上	7.1.1(1)d), 7.1.2(1)d) 線量の評価点は、中央制御室内の中心操作盤位置等の代表点とする。室内の複数点の計算結果から線量が最大となる点を評価点としてもよい。																															
	計算コード (直接ガンマ線) QdP-GGP2Bコード (スカイシャイン ガンマ線) ANISN及びG33-GP2R コード	許認可評価で使 用実績あり	6.2(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は一回散乱計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適宜組み合わせて用いる。 6.3(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰積分法を用いる。																															

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】記載方針の相違    • 泊の遮へいモデルは女川程複雑ではないため、表6(2/3)で示している。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由								
評価条件	使用値	適用理由	内規での記載	評価条件	使用値	適用理由	内規での記載	評価条件	使用値	適用理由	内規での記載	相違理由								
建屋からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線評価	評価せず	内規に示されたとおり設定	6.(2) PWR型原子炉施設の蒸気発生器伝熱管破裂の蒸気室内に放射性物質が滞留する。建屋から直接環境へ放出される事象については、建屋からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の評価は不要である。	輝度強度 計算モデル	タービン建屋内導源強度分布 中央制御室遮蔽厚さ 評価点 計算コード	タービン建屋内に放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布 同上 (中央制御室内) タービン建屋隔壁際 (入退城時) 出入管理所 制御建屋出入口 (直接ガンマ線) QAD-CGHP2R コード (スカイシャイン ガンマ線) ANISN 及び G33-GP2R コード	被ばく評価手法（内規）に示されたとおり設定 7.1.1(1)c), 7.1.2(1)c) 線源から中央制御室に至るまでの遮へい効果を、構造物の配置、形状及び組成から計算する。建屋等の構造壁や天井に対して、配置、形状及び組成を明らかにして、遮へい効果を見込んでよい。 7.1.1(1)d), 7.1.2(1)d) 線量の評価点は、中央制御室内の中心、操作盤位置等の代表点とする。室内の複数点の計算結果から線量が最大となる点を評価点としてもよい。 許認可評価で使用実績あり 6.2(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は一回散乱計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適宜組み合わせて用いる。 6.3(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰横積分法を用いる。	6.1(2)b) 事故時に主蒸気管破裂口からタービン建屋内に放出された放射性物質は、全量がタービン建屋から漏れることなく、タービン建屋の自由空間容積に均一に分布するものとする。 6.1(2)c) 事故時に主蒸気管破裂口からタービン建屋内に放出された放射性物質は、全量がタービン建屋から漏れることなく、タービン建屋の自由空間容積に均一に分布するものとする。 6.2(4)a) スカイシャインガンマ線の計算は一回散乱計算法を用いるものとし、必要に応じて輸送計算コードを適宜組み合わせて用いる。 6.3(3)a) 直接ガンマ線の計算は、点減衰横積分法を用いる。	表1-1-7 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件（主蒸気管破断） 表1-5に基づき、以下のとおり評価する。	内規での記載	【女川】型式の相違 ・PWRにおけるSGTRでは、放射性物質が建屋内に滞留しない事象であり、直接線・スカイシャイン線については評価しない（内規の通り）。 ・PWRとBWRで評価事象が異なる（PWR:蒸気発生器伝熱管破裂、BWR:主蒸気管破断）ため、比較困難であり、本項目については大飯との比較を行う。 大飯との差異なし。									
建屋からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線評価	評価せず	内規に示されたとおり設定	6.(2) PWR型原子炉施設の蒸気発生器伝熱管破裂の蒸気室内に放射性物質が滞留する。建屋から直接環境へ放出される事象については、建屋からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の評価は不要である。	評価条件	使用値	適用理由	内規での記載	評価条件	使用値	適用理由	内規での記載	相違理由								

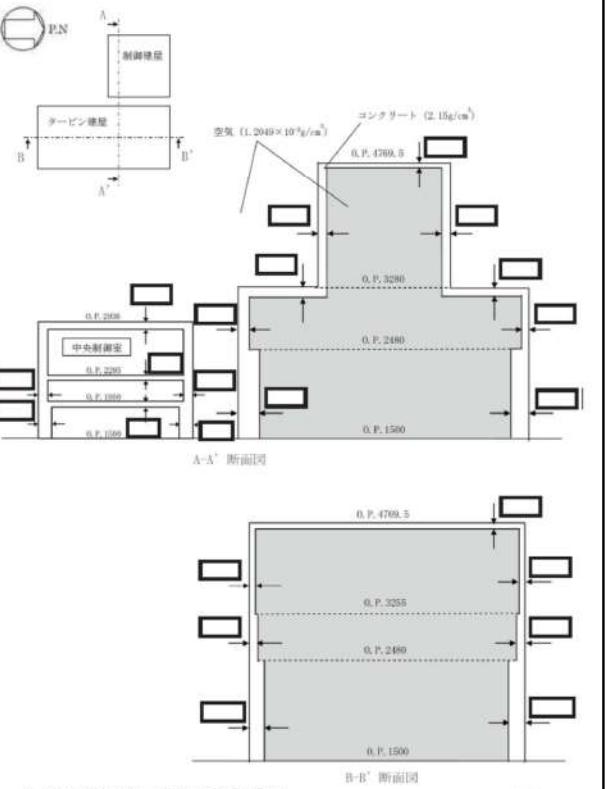
第7表 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件（蒸気発生器伝熱管破裂）（3号、4号共通）

評価条件	使用値	適用理由	内規での記載
建屋からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線評価	評価せず	内規に示されたとおり設定	6.(2) PWR型原子炉施設の蒸気発生器伝熱管破裂の蒸気室内に放射性物質が滞留する。建屋から直接環境へ放出される事象については、建屋からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の評価は不要である。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【女川】型式の相違      • PWRにおけるSGTRでは、放射性物質が建屋内に滞留しない事象であり、直接線・スカイシャイン線については評価しない（内規の通り）。</p>		

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由																																																																																																																																																																																																																																											
<b>第8表 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる 建屋内の積算線源強度（原子炉冷却材喪失）（3号、4号共通） (30日積算)</b>																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)</th> <th>アニュラス内 積算線源強度 (MeV)</th> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>資源強度 (photons)</th> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>資源強度 (photons)</th> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>資源強度 (photons)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4</td><td><math>E \leq 0.4</math></td><td><math>8.7 \times 10^{23}</math></td><td><math>5.7 \times 10^{19}</math></td><td>0.01</td><td><math>E \leq 0.01</math></td><td><math>9.07E+16</math></td><td>1.7</td><td><math>E \leq 1.7</math></td><td><math>1.34E+19</math></td><td>0.4</td><td><math>E \leq 0.4</math></td><td><math>6.43E+19</math></td></tr> <tr> <td>0.8</td><td><math>0.4 &lt; E \leq 1.0</math></td><td><math>9.1 \times 10^{23}</math></td><td><math>7.3 \times 10^{19}</math></td><td>0.02</td><td><math>0.01E \leq 0.02</math></td><td><math>1.72E+16</math></td><td>1.60</td><td><math>1.5^{\circ}E \leq 1.60</math></td><td><math>1.60E+18</math></td><td>0.8</td><td><math>0.4 &lt; E \leq 0.8</math></td><td><math>1.25E+19</math></td></tr> <tr> <td>1.3</td><td><math>1.0 &lt; E \leq 1.5</math></td><td><math>1.8 \times 10^{23}</math></td><td><math>2.5 \times 10^{19}</math></td><td>0.03</td><td><math>0.02E \leq 0.03</math></td><td><math>3.72E+17</math></td><td>2.0</td><td><math>1.60E \leq 2.0</math></td><td><math>2.0E+19</math></td><td>1.3</td><td><math>0.8 &lt; E \leq 1.3</math></td><td><math>2.17E+19</math></td></tr> <tr> <td>1.7</td><td><math>1.5 &lt; E \leq 1.8</math></td><td><math>2.3 \times 10^{23}</math></td><td><math>2.4 \times 10^{19}</math></td><td>0.043</td><td><math>0.03E \leq 0.043</math></td><td><math>7.70E+14</math></td><td>2.10</td><td><math>2.0E \leq 2.10</math></td><td><math>2.10E+17</math></td><td>1.7</td><td><math>1.3 &lt; E \leq 1.7</math></td><td><math>2.23E+16</math></td></tr> <tr> <td>2.5</td><td><math>1.8 &lt; E</math></td><td><math>1.6 \times 10^{23}</math></td><td><math>1.2 \times 10^{19}</math></td><td>0.06</td><td><math>0.043E \leq 0.06</math></td><td><math>9.09E+16</math></td><td>2.2</td><td><math>2.0E \leq 2.2</math></td><td><math>2.2E+17</math></td><td>2.5</td><td><math>1.7 &lt; E \leq 2.5</math></td><td><math>3.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.073</td><td><math>0.07E \leq 0.073</math></td><td><math>9.10E+16</math></td><td>3.0</td><td><math>3.0E \leq 3.0</math></td><td><math>3.0E+16</math></td><td>3.0</td><td><math>2.5 &lt; E \leq 3.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.10</td><td><math>0.073E \leq 0.10</math></td><td><math>9.11E+16</math></td><td>4.5</td><td><math>4.0E \leq 4.5</math></td><td><math>4.0E+16</math></td><td>4.5</td><td><math>3.5 &lt; E \leq 4.5</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.15</td><td><math>0.10E \leq 0.15</math></td><td><math>1.49E+19</math></td><td>5.0</td><td><math>4.5E \leq 5.0</math></td><td><math>4.5E+16</math></td><td>5.0</td><td><math>4.0 &lt; E \leq 5.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.20</td><td><math>0.15E \leq 0.20</math></td><td><math>1.42E+19</math></td><td>6.0</td><td><math>5.0E \leq 6.0</math></td><td><math>5.0E+16</math></td><td>6.0</td><td><math>4.5 &lt; E \leq 6.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.30</td><td><math>0.20E \leq 0.30</math></td><td><math>5.05E+20</math></td><td>7.0</td><td><math>6.0E \leq 7.0</math></td><td><math>6.0E+16</math></td><td>7.0</td><td><math>5.5 &lt; E \leq 7.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.40</td><td><math>0.30E \leq 0.40</math></td><td><math>5.05E+20</math></td><td>7.5</td><td><math>7.0E \leq 7.5</math></td><td><math>7.0E+16</math></td><td>8.0</td><td><math>6.0 &lt; E \leq 8.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.60</td><td><math>0.412E \leq 0.60</math></td><td><math>2.45E+20</math></td><td>10.0</td><td><math>8.0E \leq 10.0</math></td><td><math>8.0E+16</math></td><td>10.0</td><td><math>7.5 &lt; E \leq 10.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.70</td><td><math>0.60E \leq 0.70</math></td><td><math>7.09E+20</math></td><td>12.0</td><td><math>10.0E \leq 12.0</math></td><td><math>10.0E+16</math></td><td>12.0</td><td><math>9.0 &lt; E \leq 12.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.90</td><td><math>0.70E \leq 0.90</math></td><td><math>4.70E+20</math></td><td>14.0</td><td><math>12.0E \leq 14.0</math></td><td><math>12.0E+16</math></td><td>14.0</td><td><math>11.0 &lt; E \leq 14.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.0</td><td><math>0.90E \leq 1.0</math></td><td><math>4.70E+20</math></td><td>20.0</td><td><math>14.0E \leq 20.0</math></td><td><math>14.0E+16</math></td><td>20.0</td><td><math>13.0 &lt; E \leq 20.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.33</td><td><math>1.0E \leq 1.33</math></td><td><math>7.23E+19</math></td><td>30.0</td><td><math>20.0E \leq 30.0</math></td><td><math>20.0E+16</math></td><td>30.0</td><td><math>25.0 &lt; E \leq 30.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1.34</td><td><math>1.33E \leq 1.34</math></td><td><math>4.02E+16</math></td><td>35.0</td><td><math>30.0E \leq 35.0</math></td><td><math>30.0E+16</math></td><td>35.0</td><td><math>30.0 &lt; E \leq 35.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> </tbody> </table>	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)									アニュラス内 積算線源強度 (MeV)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	0.4	$E \leq 0.4$	$8.7 \times 10^{23}$	$5.7 \times 10^{19}$	0.01	$E \leq 0.01$	$9.07E+16$	1.7	$E \leq 1.7$	$1.34E+19$	0.4	$E \leq 0.4$	$6.43E+19$	0.8	$0.4 < E \leq 1.0$	$9.1 \times 10^{23}$	$7.3 \times 10^{19}$	0.02	$0.01E \leq 0.02$	$1.72E+16$	1.60	$1.5^{\circ}E \leq 1.60$	$1.60E+18$	0.8	$0.4 < E \leq 0.8$	$1.25E+19$	1.3	$1.0 < E \leq 1.5$	$1.8 \times 10^{23}$	$2.5 \times 10^{19}$	0.03	$0.02E \leq 0.03$	$3.72E+17$	2.0	$1.60E \leq 2.0$	$2.0E+19$	1.3	$0.8 < E \leq 1.3$	$2.17E+19$	1.7	$1.5 < E \leq 1.8$	$2.3 \times 10^{23}$	$2.4 \times 10^{19}$	0.043	$0.03E \leq 0.043$	$7.70E+14$	2.10	$2.0E \leq 2.10$	$2.10E+17$	1.7	$1.3 < E \leq 1.7$	$2.23E+16$	2.5	$1.8 < E$	$1.6 \times 10^{23}$	$1.2 \times 10^{19}$	0.06	$0.043E \leq 0.06$	$9.09E+16$	2.2	$2.0E \leq 2.2$	$2.2E+17$	2.5	$1.7 < E \leq 2.5$	$3.00E+19$					0.073	$0.07E \leq 0.073$	$9.10E+16$	3.0	$3.0E \leq 3.0$	$3.0E+16$	3.0	$2.5 < E \leq 3.0$	$6.00E+19$					0.10	$0.073E \leq 0.10$	$9.11E+16$	4.5	$4.0E \leq 4.5$	$4.0E+16$	4.5	$3.5 < E \leq 4.5$	$6.00E+19$					0.15	$0.10E \leq 0.15$	$1.49E+19$	5.0	$4.5E \leq 5.0$	$4.5E+16$	5.0	$4.0 < E \leq 5.0$	$6.00E+19$					0.20	$0.15E \leq 0.20$	$1.42E+19$	6.0	$5.0E \leq 6.0$	$5.0E+16$	6.0	$4.5 < E \leq 6.0$	$6.00E+19$					0.30	$0.20E \leq 0.30$	$5.05E+20$	7.0	$6.0E \leq 7.0$	$6.0E+16$	7.0	$5.5 < E \leq 7.0$	$6.00E+19$					0.40	$0.30E \leq 0.40$	$5.05E+20$	7.5	$7.0E \leq 7.5$	$7.0E+16$	8.0	$6.0 < E \leq 8.0$	$6.00E+19$					0.60	$0.412E \leq 0.60$	$2.45E+20$	10.0	$8.0E \leq 10.0$	$8.0E+16$	10.0	$7.5 < E \leq 10.0$	$6.00E+19$					0.70	$0.60E \leq 0.70$	$7.09E+20$	12.0	$10.0E \leq 12.0$	$10.0E+16$	12.0	$9.0 < E \leq 12.0$	$6.00E+19$					0.90	$0.70E \leq 0.90$	$4.70E+20$	14.0	$12.0E \leq 14.0$	$12.0E+16$	14.0	$11.0 < E \leq 14.0$	$6.00E+19$					1.0	$0.90E \leq 1.0$	$4.70E+20$	20.0	$14.0E \leq 20.0$	$14.0E+16$	20.0	$13.0 < E \leq 20.0$	$6.00E+19$					1.33	$1.0E \leq 1.33$	$7.23E+19$	30.0	$20.0E \leq 30.0$	$20.0E+16$	30.0	$25.0 < E \leq 30.0$	$6.00E+19$					1.34	$1.33E \leq 1.34$	$4.02E+16$	35.0	$30.0E \leq 35.0$	$30.0E+16$	35.0	$30.0 < E \leq 35.0$	$6.00E+19$	<b>第1-4-8 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる建屋内の積算線源強度（指標炉冷却材喪失）</b>				
代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)	アニュラス内 積算線源強度 (MeV)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)																																																																																																																																																																																																																																											
0.4	$E \leq 0.4$	$8.7 \times 10^{23}$	$5.7 \times 10^{19}$	0.01	$E \leq 0.01$	$9.07E+16$	1.7	$E \leq 1.7$	$1.34E+19$	0.4	$E \leq 0.4$	$6.43E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
0.8	$0.4 < E \leq 1.0$	$9.1 \times 10^{23}$	$7.3 \times 10^{19}$	0.02	$0.01E \leq 0.02$	$1.72E+16$	1.60	$1.5^{\circ}E \leq 1.60$	$1.60E+18$	0.8	$0.4 < E \leq 0.8$	$1.25E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
1.3	$1.0 < E \leq 1.5$	$1.8 \times 10^{23}$	$2.5 \times 10^{19}$	0.03	$0.02E \leq 0.03$	$3.72E+17$	2.0	$1.60E \leq 2.0$	$2.0E+19$	1.3	$0.8 < E \leq 1.3$	$2.17E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
1.7	$1.5 < E \leq 1.8$	$2.3 \times 10^{23}$	$2.4 \times 10^{19}$	0.043	$0.03E \leq 0.043$	$7.70E+14$	2.10	$2.0E \leq 2.10$	$2.10E+17$	1.7	$1.3 < E \leq 1.7$	$2.23E+16$																																																																																																																																																																																																																																											
2.5	$1.8 < E$	$1.6 \times 10^{23}$	$1.2 \times 10^{19}$	0.06	$0.043E \leq 0.06$	$9.09E+16$	2.2	$2.0E \leq 2.2$	$2.2E+17$	2.5	$1.7 < E \leq 2.5$	$3.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.073	$0.07E \leq 0.073$	$9.10E+16$	3.0	$3.0E \leq 3.0$	$3.0E+16$	3.0	$2.5 < E \leq 3.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.10	$0.073E \leq 0.10$	$9.11E+16$	4.5	$4.0E \leq 4.5$	$4.0E+16$	4.5	$3.5 < E \leq 4.5$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.15	$0.10E \leq 0.15$	$1.49E+19$	5.0	$4.5E \leq 5.0$	$4.5E+16$	5.0	$4.0 < E \leq 5.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.20	$0.15E \leq 0.20$	$1.42E+19$	6.0	$5.0E \leq 6.0$	$5.0E+16$	6.0	$4.5 < E \leq 6.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.30	$0.20E \leq 0.30$	$5.05E+20$	7.0	$6.0E \leq 7.0$	$6.0E+16$	7.0	$5.5 < E \leq 7.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.40	$0.30E \leq 0.40$	$5.05E+20$	7.5	$7.0E \leq 7.5$	$7.0E+16$	8.0	$6.0 < E \leq 8.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.60	$0.412E \leq 0.60$	$2.45E+20$	10.0	$8.0E \leq 10.0$	$8.0E+16$	10.0	$7.5 < E \leq 10.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.70	$0.60E \leq 0.70$	$7.09E+20$	12.0	$10.0E \leq 12.0$	$10.0E+16$	12.0	$9.0 < E \leq 12.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				0.90	$0.70E \leq 0.90$	$4.70E+20$	14.0	$12.0E \leq 14.0$	$12.0E+16$	14.0	$11.0 < E \leq 14.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				1.0	$0.90E \leq 1.0$	$4.70E+20$	20.0	$14.0E \leq 20.0$	$14.0E+16$	20.0	$13.0 < E \leq 20.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				1.33	$1.0E \leq 1.33$	$7.23E+19$	30.0	$20.0E \leq 30.0$	$20.0E+16$	30.0	$25.0 < E \leq 30.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
				1.34	$1.33E \leq 1.34$	$4.02E+16$	35.0	$30.0E \leq 35.0$	$30.0E+16$	35.0	$30.0 < E \leq 35.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																											
<b>第8表 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる 建屋内の積算線源強度（原子炉冷却材喪失） (30日積算)</b>																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>資源強度 (photons)</th> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>資源強度 (photons)</th> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>資源強度 (photons)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4</td><td><math>E \leq 0.4</math></td><td><math>6.8 \times 10^{23}</math></td><td>1.7</td><td><math>E \leq 1.7</math></td><td><math>1.34E+19</math></td><td>0.4</td><td><math>E \leq 0.4</math></td><td><math>6.8 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr> <td>0.8</td><td><math>0.4 &lt; E \leq 1.0</math></td><td><math>7.1 \times 10^{23}</math></td><td>1.60</td><td><math>1.5^{\circ}E \leq 1.60</math></td><td><math>1.60E+18</math></td><td>0.8</td><td><math>0.4 &lt; E \leq 0.8</math></td><td><math>7.1 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr> <td>1.3</td><td><math>1.0 &lt; E \leq 1.5</math></td><td><math>1.8 \times 10^{23}</math></td><td>2.0</td><td><math>1.60E \leq 2.0</math></td><td><math>1.60E+19</math></td><td>1.3</td><td><math>0.8 &lt; E \leq 1.3</math></td><td><math>2.17E+19</math></td></tr> <tr> <td>1.7</td><td><math>1.5 &lt; E \leq 1.8</math></td><td><math>2.3 \times 10^{23}</math></td><td>2.10</td><td><math>2.0E \leq 2.10</math></td><td><math>2.10E+17</math></td><td>1.7</td><td><math>1.3 &lt; E \leq 1.7</math></td><td><math>2.23E+16</math></td></tr> <tr> <td>2.5</td><td><math>1.8 &lt; E</math></td><td><math>1.6 \times 10^{23}</math></td><td>3.0</td><td><math>3.0E \leq 3.0</math></td><td><math>3.0E+16</math></td><td>2.5</td><td><math>2.5 &lt; E \leq 3.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>4.0</td><td><math>4.0E \leq 4.0</math></td><td><math>4.0E+16</math></td><td>4.0</td><td><math>3.5 &lt; E \leq 4.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>5.0</td><td><math>5.0E \leq 5.0</math></td><td><math>5.0E+16</math></td><td>5.0</td><td><math>4.5 &lt; E \leq 5.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>6.0</td><td><math>6.0E \leq 6.0</math></td><td><math>6.0E+16</math></td><td>6.0</td><td><math>5.5 &lt; E \leq 6.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>7.0</td><td><math>7.0E \leq 7.0</math></td><td><math>7.0E+16</math></td><td>7.0</td><td><math>6.0 &lt; E \leq 7.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>7.5</td><td><math>7.5E \leq 7.5</math></td><td><math>7.5E+16</math></td><td>7.5</td><td><math>7.0 &lt; E \leq 7.5</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>8.0</td><td><math>8.0E \leq 8.0</math></td><td><math>8.0E+16</math></td><td>8.0</td><td><math>7.5 &lt; E \leq 8.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>10.0</td><td><math>10.0E \leq 10.0</math></td><td><math>10.0E+16</math></td><td>10.0</td><td><math>9.0 &lt; E \leq 10.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>12.0</td><td><math>12.0E \leq 12.0</math></td><td><math>12.0E+16</math></td><td>12.0</td><td><math>11.0 &lt; E \leq 12.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>14.0</td><td><math>14.0E \leq 14.0</math></td><td><math>14.0E+16</math></td><td>14.0</td><td><math>13.0 &lt; E \leq 14.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>20.0</td><td><math>20.0E \leq 20.0</math></td><td><math>20.0E+16</math></td><td>20.0</td><td><math>18.0 &lt; E \leq 20.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>30.0</td><td><math>30.0E \leq 30.0</math></td><td><math>30.0E+16</math></td><td>30.0</td><td><math>25.0 &lt; E \leq 30.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>50.0</td><td><math>50.0E \leq 50.0</math></td><td><math>50.0E+16</math></td><td>50.0</td><td><math>30.0 &lt; E \leq 50.0</math></td><td><math>6.00E+19</math></td></tr> </tbody> </table>	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	0.4	$E \leq 0.4$	$6.8 \times 10^{23}$	1.7	$E \leq 1.7$	$1.34E+19$	0.4	$E \leq 0.4$	$6.8 \times 10^{23}$	0.8	$0.4 < E \leq 1.0$	$7.1 \times 10^{23}$	1.60	$1.5^{\circ}E \leq 1.60$	$1.60E+18$	0.8	$0.4 < E \leq 0.8$	$7.1 \times 10^{23}$	1.3	$1.0 < E \leq 1.5$	$1.8 \times 10^{23}$	2.0	$1.60E \leq 2.0$	$1.60E+19$	1.3	$0.8 < E \leq 1.3$	$2.17E+19$	1.7	$1.5 < E \leq 1.8$	$2.3 \times 10^{23}$	2.10	$2.0E \leq 2.10$	$2.10E+17$	1.7	$1.3 < E \leq 1.7$	$2.23E+16$	2.5	$1.8 < E$	$1.6 \times 10^{23}$	3.0	$3.0E \leq 3.0$	$3.0E+16$	2.5	$2.5 < E \leq 3.0$	$6.00E+19$				4.0	$4.0E \leq 4.0$	$4.0E+16$	4.0	$3.5 < E \leq 4.0$	$6.00E+19$				5.0	$5.0E \leq 5.0$	$5.0E+16$	5.0	$4.5 < E \leq 5.0$	$6.00E+19$				6.0	$6.0E \leq 6.0$	$6.0E+16$	6.0	$5.5 < E \leq 6.0$	$6.00E+19$				7.0	$7.0E \leq 7.0$	$7.0E+16$	7.0	$6.0 < E \leq 7.0$	$6.00E+19$				7.5	$7.5E \leq 7.5$	$7.5E+16$	7.5	$7.0 < E \leq 7.5$	$6.00E+19$				8.0	$8.0E \leq 8.0$	$8.0E+16$	8.0	$7.5 < E \leq 8.0$	$6.00E+19$				10.0	$10.0E \leq 10.0$	$10.0E+16$	10.0	$9.0 < E \leq 10.0$	$6.00E+19$				12.0	$12.0E \leq 12.0$	$12.0E+16$	12.0	$11.0 < E \leq 12.0$	$6.00E+19$				14.0	$14.0E \leq 14.0$	$14.0E+16$	14.0	$13.0 < E \leq 14.0$	$6.00E+19$				20.0	$20.0E \leq 20.0$	$20.0E+16$	20.0	$18.0 < E \leq 20.0$	$6.00E+19$				30.0	$30.0E \leq 30.0$	$30.0E+16$	30.0	$25.0 < E \leq 30.0$	$6.00E+19$				50.0	$50.0E \leq 50.0$	$50.0E+16$	50.0	$30.0 < E \leq 50.0$	$6.00E+19$	<b>第8表 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる 建屋内の積算線源強度（原子炉冷却材喪失） (30日積算)</b>																																																																																				
代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (photons)																																																																																																																																																																																																																																															
0.4	$E \leq 0.4$	$6.8 \times 10^{23}$	1.7	$E \leq 1.7$	$1.34E+19$	0.4	$E \leq 0.4$	$6.8 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																															
0.8	$0.4 < E \leq 1.0$	$7.1 \times 10^{23}$	1.60	$1.5^{\circ}E \leq 1.60$	$1.60E+18$	0.8	$0.4 < E \leq 0.8$	$7.1 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																															
1.3	$1.0 < E \leq 1.5$	$1.8 \times 10^{23}$	2.0	$1.60E \leq 2.0$	$1.60E+19$	1.3	$0.8 < E \leq 1.3$	$2.17E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
1.7	$1.5 < E \leq 1.8$	$2.3 \times 10^{23}$	2.10	$2.0E \leq 2.10$	$2.10E+17$	1.7	$1.3 < E \leq 1.7$	$2.23E+16$																																																																																																																																																																																																																																															
2.5	$1.8 < E$	$1.6 \times 10^{23}$	3.0	$3.0E \leq 3.0$	$3.0E+16$	2.5	$2.5 < E \leq 3.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			4.0	$4.0E \leq 4.0$	$4.0E+16$	4.0	$3.5 < E \leq 4.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			5.0	$5.0E \leq 5.0$	$5.0E+16$	5.0	$4.5 < E \leq 5.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			6.0	$6.0E \leq 6.0$	$6.0E+16$	6.0	$5.5 < E \leq 6.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			7.0	$7.0E \leq 7.0$	$7.0E+16$	7.0	$6.0 < E \leq 7.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			7.5	$7.5E \leq 7.5$	$7.5E+16$	7.5	$7.0 < E \leq 7.5$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			8.0	$8.0E \leq 8.0$	$8.0E+16$	8.0	$7.5 < E \leq 8.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			10.0	$10.0E \leq 10.0$	$10.0E+16$	10.0	$9.0 < E \leq 10.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			12.0	$12.0E \leq 12.0$	$12.0E+16$	12.0	$11.0 < E \leq 12.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			14.0	$14.0E \leq 14.0$	$14.0E+16$	14.0	$13.0 < E \leq 14.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			20.0	$20.0E \leq 20.0$	$20.0E+16$	20.0	$18.0 < E \leq 20.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			30.0	$30.0E \leq 30.0$	$30.0E+16$	30.0	$25.0 < E \leq 30.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
			50.0	$50.0E \leq 50.0$	$50.0E+16$	50.0	$30.0 < E \leq 50.0$	$6.00E+19$																																																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>代表エネルギー (MeV/dis)</th> <th>エネルギー範囲 (MeV/dis)</th> <th>資源強度 (MeV)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4</td><td><math>E \leq 0.4</math></td><td><math>6.8 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr> <td>0.8</td><td><math>0.4 &lt; E \leq 1.0</math></td><td><math>7.1 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr> <td>1.3</td><td><math>1.0 &lt; E \leq 1.5</math></td><td><math>1.8 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr> <td>1.7</td><td><math>1.5 &lt; E \leq 1.8</math></td><td><math>2.3 \times 10^{23}</math></td></tr> <tr> <td>2.5</td><td><math>1.8 &lt; E</math></td><td><math>1.6 \times 10^{23}</math></td></tr> </tbody> </table>	代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (MeV)	0.4	$E \leq 0.4$	$6.8 \times 10^{23}$	0.8	$0.4 < E \leq 1.0$	$7.1 \times 10^{23}$	1.3	$1.0 < E \leq 1.5$	$1.8 \times 10^{23}$	1.7	$1.5 < E \leq 1.8$	$2.3 \times 10^{23}$	2.5	$1.8 < E$	$1.6 \times 10^{23}$	<b>【女川・大飯】個別解析による相違 ・女川と泊では評価コードが異なるため、エネルギーの区分が異なる。</b>																																																																																																																																																																																																																																				
代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	資源強度 (MeV)																																																																																																																																																																																																																																																					
0.4	$E \leq 0.4$	$6.8 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																																					
0.8	$0.4 < E \leq 1.0$	$7.1 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																																					
1.3	$1.0 < E \leq 1.5$	$1.8 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																																					
1.7	$1.5 < E \leq 1.8$	$2.3 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																																					
2.5	$1.8 < E$	$1.6 \times 10^{23}$																																																																																																																																																																																																																																																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

項目	使用値	設定理由	内規での記載	相違理由	
事故時における外気取り込み	評価において考慮せず	内規に示されたとおり中央制御室内に直接流入することのみを考慮	7.3.2(1) 建屋の表面空気中から、次のa)及びb)の経路で放射性物質が外気から取り込まれることを想定する。 7.3.2(7)a 中央制御室内への取り込み空気放射能濃度に基づき、空調システムの設計に従って中央制御室内の放射能濃度を求める。	<b>【女川】</b> 設計の相違 (事故時における外気取込) ・泊では積極的な外気の取り込みは考慮していない（女川では「少量外気取込」だが、泊では「事故時回路循環運転」を行つため）。	
中央制御室非常用換気設備処理空間容積	$5.1 \times 10^3 \text{ m}^3$	内規に示されたとおり設計値を基に設定	7.3.2(7)a 中央制御室内への取り込み空気放射能濃度に基づき、空調システムの設計に従って中央制御室内の放射能濃度を求める。	<b>【女川】</b> 設計の相違 (事故時における外気取込) ・泊では積極的な外気の取り込みは考慮していない（女川では「少量外気取込」だが、泊では「事故時回路循環運転」を行つため）。	
外部Y線による全身に対する換気率との自由体積	$4.9 \times 10^3 \text{ m}^3$	内規に示されたとおり設定	7.3.4(3) ガンマ線による被ばく計算では、中央制御室と異なる階層部分のエントロープによる遮蔽があることで、階層間の天井等による遮蔽から除外してよい。	<b>【女川】</b> 設計の相違 (事故時における外気取込) ・一方で、泊も空気流入は考慮している（第9表2/2）。	
中央制御室非常用換気設備	[通常時] $0 \text{ m}^3/\text{時}$ [事故時] $1.38 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{時}$	[通常時] $0 \text{ m}^3/\text{時}$ [事故時] $1.38 \times 10^4 \text{ m}^3/\text{時}$	設計値に余裕をみた値（設計上は95%以上）	7.3.2(3) 中央制御室換気系フィルタの効率は、設計値又は管理値を用いる。	<b>【女川・大飯】</b> 個別設計による相違
中央制御室非常用隔離設備よう素フィルタによる除去効率	90%				
表1-1-10 防護措置の条件(1/2)					
項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法（内規）での記載		
中央制御室換気空調系	(0～20分) 通常運転モード (20分～30日) 事故時運転モード（少 量外気取込） ※	次ページで比較 たとおり設定	7.3.2(6) 中央制御室と異なる階層部分のエントロープによる遮蔽があることで、階層間の天井等による遮蔽から除外してよい。		
中央制御室換気空調系処理空間容積	$8,900 \text{ m}^3$	設計値を基に設定	7.3.4(3)(b) 中央制御室に相当する区画の容積は、中央制御室バウンダリ内体積（容積）とする。		
中央制御室 （バウンダリへの 空気流入量）	$8,900 \text{ m}^3/\text{h}$ (空気流入 1.0回/h)	次ページで比較	2. 定義 b) 別添の「原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手順」において定められた空気流入率に、中央制御室バウンダリ内体積（容積）を乗じたものである。		
事故時運転モード（少量外気取込）時には排風機を使用するが、排風機は定格風量でのみ運転可能な設備であり、風量バランスはあらかじめ設定しているダンパ開度によって調整することから、排風機によって過剰な空気流入を発生させることはない。 なお、風量バランス、ダンパ開度については試験によって確認を行っている。					
表1-1-10 防護措置の条件(2/2)					
項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法（内規）での記載		
チャコールフィルタの除去効率	90%	設計値を基に設定	7.3.2(3) 中央制御室換気系フィルタの効率は、設計値又は管理値を用いる。		
マスクによる防護器具	考慮しない	—	7.3.3(3) 被ばく低減方策として、防護マスク着用による放射性よう素の吸入による内部被ばくの低減をはかる場合には、その効果及び適用条件を適切に示して評価に反映してもよい。		
交代要員の考慮	5直3交替	次ページ以降で比較	7.3.3(3) 通常時における外気取り込みは、通常時の直交替を基に設定する。ただし、直交替の設定を通常時のものから変更する場合、事前マニュアル等に当該の運用を記載することが前提である。		
事故時における外気取り込み	評価において考慮せず	内規に示されたとおり中央制御室内に直接流入することのみを考慮	7.3.2(1) 建屋の表面空気中から、次のa)及びb)の経路で放射性物質が外気から取り込まれることを想定する。		
中央制御室非常用循環系統処理空間容積	$4.0 \times 10^3 \text{ m}^3$	内規に示されたとおり設定	7.3.2(7)a 中央制御室内への取り込み空気放射能濃度に基づき、空調システムの設計に従って中央制御室内の放射能濃度を求める。		
外部Y線による全身に対する換気率の自由体積	$3.8 \times 10^3 \text{ m}^3$	内規に示されたとおり設定	7.3.4(3) ガンマ線による被ばく計算では、中央制御室と異なる階層部分のエントロープについて、階層間の天井等による遮蔽があることで、階層間の空気取込外してもよい。		
中央制御室非常用循環系統フィルタ流量	[通常時] $0 \text{ m}^3/\text{h}$ [事故時] $5.1 \times 10^3 \text{ m}^3/\text{h}$	内規に示されたとおり設定	7.3.2(7)a 中央制御室内への取り込み空気放射能濃度に基づき、空調システムの設計に従って中央制御室内の放射能濃度を求める。		
中央制御室非常用循環系統よう素フィルタ除去効率	90%	設計値に余裕をみた値（設計上以上）	7.3.2(3) 中央制御室換気系フィルタの効率は、設計値又は管理値を用いる。		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

項目	使用値	設定理由	内規での記載
事故時運転モードへの切替時間	【原子炉冷却材喪失】 1分 【蒸気発生器伝熱管破裂】 13分	SI信号発信後の隔離時間を保持的に明確にすることともに隔離に要する時間を見込む。	7.3(2)(6) 中央制御室の自動隔離を期待する場合には、その起動信号を明確にすることともに隔離に要する時間を見込む。
空気流入率	0.5回/h	空気流入率測定試験結果（0.17回/h）を基に余裕を見込んだ値として設定（添付1-1-5参照）	7.3(1) なお、中央制御室の空気流入率について、「原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」に従うこと。

女川原子力発電所2号炉

【再掲】 表1-1-10 防護措置の条件(1/2)			
項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法（内規）での記載
中央制御室換気空調系	(0～20分) 通常運転モード (20分～30日) 事故時運転モード（少量外気取込）※	被ばく評価手法（内規）に示されたとおり設定	7.3.2(6) 中央制御室の自動隔離を期待する場合には、その起動信号を明確にすることともに隔離に要する時間を見込む。また、隔離のために手動操作が必要な場合には、隔離に要する時間に加えて運転員が事故を検知してから操作を開始するまで10分以上の時間的余裕を見込んで計算する。
中央制御室換気空調系処理空間容積	8,900m <sup>3</sup> /h	前ページで比較	7.3.4(3)(b) 中央制御室に相当する区画の容積は、中央制御室パウンダリ内体積（容積）とする。
中央制御室パウンダリへの空気流入量	8,900m <sup>3</sup> /h (空気流入率1.0回/h)	同上	2.定義 b) 別添の「原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」において定められた空気流入率に、中央制御室パウンダリ内体積（容積）を乗じたものである。

※ 事故時運転モード（少量外気取込）時には排風機を使用するが、排風機は定格風量でのみ運転可能な設備であり、風量バランスはあらかじめ設定しているダンバ開度によって調整することから、排風機によって過剰な空気流入を発生させることはない。  
 なお、風量バランス、ダンバ開度については試験によって確認を行っている。

泊発電所3号炉

第9表 (2/2) 中央制御室空調装置条件			
項目	使用量	選定理由	内規での記載
閉回路循環運転への切替時間	【原子炉冷却材喪失】 1分 【蒸気発生器伝熱管破裂】 10分	SI信号発信後の隔離時間を保持的に明確にすることともに隔離に要する時間を見込む。	7.3.2(6) 中央制御室の自動隔離を期待する場合には、その起動信号を明確にすることともに隔離に要する時間を見込む。
空気流入率	0.5回/h	空気流入率測定試験結果（0.15回/h）を基に余裕を見込んだ値として設定（添付1-1-5参照）	7.3(1)(b) 中央制御室の空気流入率について、「原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」に従うこと。

【女川・大飯】個別設計による相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

評価条件	使用値	運定期由	運定期由	内規での記載	
中央制御室滞在期間	163時間20分	7.1.1(2) 中央制御室の滞在時間を、運転員の勤務状態に即して計算し、30日間の積算線量を滞在時間の割合で配分する。	7.1.1(2) 入退城での所要時間を、運転員の勤務状態に即して計算し、30日間の積算線量を滞在時間の割合で配分する。	内規での記載	
入退城	回数 34回	7.4.1(2) 入退城での所要時間を、運転員の勤務形態として5直25交代とし、事故時には放射線管理上の措置として被ばく線量の平准化が図られるることを仮定した場合に、運転員の勤務状態に即して計算し、30日間の積算線量を滞在時間の割合で配分する。  運転員の勤務形態として5直25交代とし、事故時には放射線管理上の措置として被ばく線量の平准化が図られるることを仮定した場合に、運転員の勤務状態に即して計算し、30日間の積算線量を滞在時間の割合で配分する。（添付1-1-6参照）	7.4.1(2) 入退城での所要時間を、運転員の勤務形態として5直25交代とし、事故時には放射線管理上の措置として被ばく線量の平准化が図られるることを仮定した場合に、運転員の勤務状態に即して計算し、30日間の積算線量を滞在時間の割合で配分する。（添付1-1-6参照）	内規での記載	
入退城	時間 ・入退城1回あたり、 ・入退城の経路に沿って、 ・正門に3分 ・事務所入り口に3分 ・中央制御室入り口に5分 などまるものとする。	周辺監視区境界から制御室入口までを評価対象とし、周辺監視区域から正門、正門から事務所入り口までは車での移動を考慮して、事務所入り口から中央制御室入り口までは徒歩での移動を考慮して設定。	周辺監視区境界から制御室入口までを評価対象とし、周辺監視区域から正門、正門から事務所入り口までは車での移動を考慮して、事務所入り口から中央制御室入り口までは徒歩での移動を考慮して設定。	内規での記載	
【再掲】					
表 1-1-10 防護措置の条件(2/2)					
項目	評価条件	運定期由	被ばく評価手法(内規)での記載		
チャコールフィルタの除去効率	前ページ以前で比較設定	7.3.2(1) 中央制御室換気系フィルタの効率は、設計値又は管理値を用いる。			
マスクによる防護係数	考慮しない	7.3.3(3) 被ばく低減方策として、防護マスク着用による放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの低減をはかる場合には、その効果及び運用条件を適切に示して評価に反映してもよい。			
交代要員の考慮	5直3交替	7.(3) 運転員の勤務状態については、平常時の直交替を基に設定する。ただし、直交替の設定を平常時のものから変更する場合、事故時マニュアル等に当該の運用を記載することが前提である。			
第10表 防護措置の条件					
項目	使用値	運定期由	内規での記載		
マスクによる防護係数	考慮しない	7.3.3(3) 被ばく低減方策として、防護マスク着用による放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの低減をはかる場合には、その効果及び運用条件を適切に示して評価してもよい。	7.3.3(3) 被ばく低減方策として、防護マスク着用による放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの低減をはかる場合には、その効果及び運用条件を適切に示して評価してもよい。		
中央制御室滞在期間	196時間00分	7.1.1(2) 中央制御室内の滞在時間を、運転員の勤務状態に即して計算し、30日間の積算線量を滞在時間の割合で配分する。	7.1.1(2) 中央制御室内の滞在時間を、運転員の勤務状態に即して計算し、30日間の積算線量を滞在時間の割合で配分する。		
入退城	回数 40回	7.4.1(2) 入退城での所要時間を、運転員の勤務形態として5直3交替とし、評価期間中、最大となる運転員の入退城回数として設定（添付1-1-6参照）	7.4.1(2) 入退城での所要時間を、運転員の勤務形態として5直3交替とし、評価期間中、最大となる運転員の入退城回数として設定（添付1-1-6参照）		
入退城	時間 ・入退城1回あたり、入退城の経路に沿つて、 ・出入管理建屋入り口に10分間 ・中央制御室入り口に5分間 などまるものとする。	周辺監視区境界から中央制御室入り口までを評価対象とし、周辺監視区域から出入管理建屋入り口までは車での移動を考慮して、出入管理建屋入り口から中央制御室入り口までは徒歩での移動を考慮して設定。	周辺監視区境界から中央制御室入り口までを評価対象とし、周辺監視区域から出入管理建屋入り口までは車での移動を考慮して、出入管理建屋入り口から中央制御室入り口までは徒歩での移動を考慮して設定。	内規での記載	
【女川】記載方針の相違					
・女川では「交代要員の考慮」として交替制を記載しているが、泊は交替制に係る評価条件を記載している。					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

項目	使用値	設定理由	内規での記載
線量換算係数	よう素の吸入摂取に対して、成人実効線量換算係数を使用 I-131 : $2.0 \times 10^{-8}$ Sv/Bq I-132 : $3.1 \times 10^{-10}$ Sv/Bq I-133 : $4.0 \times 10^{-9}$ Sv/Bq I-134 : $1.5 \times 10^{-10}$ Sv/Bq I-135 : $9.2 \times 10^{-10}$ Sv/Bq	ICRP Publication 71に基づく 線量換算係数について、記載なし。	
呼吸率	1.2 m <sup>3</sup> /h	成人活動時の呼吸率を設定 ICRP Publication 71に基づく	7.3.3(4) 吸入摂取による運転員の内部被ばく線量は、次のとおり計算する。 $H_I = \int_0^T RH_\infty C_I(t) dt$ R : 呼吸率（成人活動時）

項目	評価条件	選定理由	被ばく評価手法（内規）での記載
線量換算係数	成人実効線量換算係数を使用 I-131 : 2, $0 \times 10^{-8}$ Sv/Bq I-132 : 3, $1 \times 10^{-10}$ Sv/Bq I-133 : $4.0 \times 10^{-9}$ Sv/Bq I-134 : $1.5 \times 10^{-10}$ Sv/Bq I-135 : $9.2 \times 10^{-10}$ Sv/Bq	ICRP Publication 71に基づく	—
呼吸率	1.2 m <sup>3</sup> /h	ICRP Publication 71に基づき、成人活動時の呼吸率を設定	7.3.3(4) 吸入摂取による運転員の内部被ばく線量は、次のとおり計算する。 R:呼吸率（成人活動時）(m <sup>3</sup> /s)

項目	使用値	選定理由	内規での記載
線量換算係数	よう素の吸入摂取に対して、成人実効線量換算係数を使用 I-131 : $2.0 \times 10^{-8}$ Sv/Bq I-132 : $3.1 \times 10^{-10}$ Sv/Bq I-133 : $4.0 \times 10^{-9}$ Sv/Bq I-134 : $1.5 \times 10^{-10}$ Sv/Bq I-135 : $9.2 \times 10^{-10}$ Sv/Bq	ICRP Publication 71に基づく 線量換算係数について、記載なし。	7.3.3(4) 吸入摂取による運転員の内部被ばく線量は、次のとおり計算する。 $H_I = \int_0^T RH_\infty C_I(t) dt$ R:呼吸率（成人活動時）
呼吸率	1.2 m <sup>3</sup> /h	成人活動時の呼吸率を設定 ICRP Publication 71に基づく	差異なし。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p style="text-align: center;">添付 1-1-2</p> <p>原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について</p> <p>原子炉冷却材喪失時においては、長期炉心冷却を維持するために、非常用炉心注入系ポンプ及び格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水ピットから格納容器再循環サンプに切り替えることにより再循環モードを確立する。</p> <p>燃料取替用水ピットの貯蔵水量と各ポンプの取水流量の合計から想定される再循環開始時間は表1のとおりである。原子炉冷却材喪失（被ばく評価）では、再循環開始から安全補機室への無機よう素の漏えいが開始すると想定しているため、再循環開始時間が早いほうが厳しい条件である。したがって、想定される再循環開始時間が20分以上そのため安全側に20分で評価している。</p> <p>表1 ピット容量とポンプ注入流量から想定される再循環開始時間</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①燃料取替用水ピットの通常水位*から再循環切替開始水位までの貯蔵水量 (m<sup>3</sup>)</td> <td>約1,640</td> </tr> <tr> <td>②取水流量の合計値 (m<sup>3</sup>/h)</td> <td>約4,820</td> </tr> <tr> <td>a. 高圧注入ポンプ (m<sup>3</sup>/h)</td> <td>約190×2台</td> </tr> <tr> <td>b. 余熱除去ポンプ (m<sup>3</sup>/h)</td> <td>約1,020×2台</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器スプレイポンプ (m<sup>3</sup>/h)</td> <td>約1,200×2台</td> </tr> <tr> <td>再循環開始時間 [①／②×60分]</td> <td>約20分</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失（被ばく評価）における再循環開始時間</td> <td>20分</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 通常水位低警報設定水位</p>	①燃料取替用水ピットの通常水位*から再循環切替開始水位までの貯蔵水量 (m <sup>3</sup> )	約1,640	②取水流量の合計値 (m <sup>3</sup> /h)	約4,820	a. 高圧注入ポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約190×2台	b. 余熱除去ポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約1,020×2台	c. 格納容器スプレイポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約1,200×2台	再循環開始時間 [①／②×60分]	約20分	原子炉冷却材喪失（被ばく評価）における再循環開始時間	20分		<p style="text-align: center;">添付 1-2</p> <p>原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について</p> <p>原子炉冷却材喪失時においては、長期炉心冷却を維持するために、非常用炉心注入系ポンプ及び格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水ピットから格納容器再循環サンプに切り替えることにより再循環モードを確立する。</p> <p>燃料取替用水ピットの貯蔵水量と各ポンプの最大流量の合計から想定される再循環開始時間は第1表のとおりである。原子炉冷却材喪失（被ばく評価）では、再循環開始から安全補機室への無機よう素の漏えいが開始すると想定しているため、再循環開始時間が早いほうが厳しい条件である。したがって、想定される再循環開始時間が20分以上そのため安全側に20分で評価している。</p> <p>第1表 燃料取替用水ピットの貯蔵水量とポンプ注入流量から想定される再循環開始時間</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①燃料取替用水ピットの通常水位*から再循環切替開始水位までの貯蔵水量 (m<sup>3</sup>)</td> <td>1,497</td> </tr> <tr> <td>②最大流量の合計値 (m<sup>3</sup>/h)</td> <td>約4,430</td> </tr> <tr> <td>a. 高圧注入ポンプ (m<sup>3</sup>/h)</td> <td>約350 (2台)</td> </tr> <tr> <td>b. 余熱除去ポンプ (m<sup>3</sup>/h)</td> <td>約1,820 (2台)</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器スプレイポンプ (m<sup>3</sup>/h)</td> <td>約2,260 (2台)</td> </tr> <tr> <td>再循環開始時間 (①／②×60分)</td> <td>約20.28分</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失（被ばく評価）における再循環開始時間</td> <td>20分</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : 通常水位低警報設定水位</p>	①燃料取替用水ピットの通常水位*から再循環切替開始水位までの貯蔵水量 (m <sup>3</sup> )	1,497	②最大流量の合計値 (m <sup>3</sup> /h)	約4,430	a. 高圧注入ポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約350 (2台)	b. 余熱除去ポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約1,820 (2台)	c. 格納容器スプレイポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約2,260 (2台)	再循環開始時間 (①／②×60分)	約20.28分	原子炉冷却材喪失（被ばく評価）における再循環開始時間	20分	<p>女川には当該資料がないため、大飯と比較。</p> <p>【大飯】表現の相違 個別解析による相違</p>
①燃料取替用水ピットの通常水位*から再循環切替開始水位までの貯蔵水量 (m <sup>3</sup> )	約1,640																														
②取水流量の合計値 (m <sup>3</sup> /h)	約4,820																														
a. 高圧注入ポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約190×2台																														
b. 余熱除去ポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約1,020×2台																														
c. 格納容器スプレイポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約1,200×2台																														
再循環開始時間 [①／②×60分]	約20分																														
原子炉冷却材喪失（被ばく評価）における再循環開始時間	20分																														
①燃料取替用水ピットの通常水位*から再循環切替開始水位までの貯蔵水量 (m <sup>3</sup> )	1,497																														
②最大流量の合計値 (m <sup>3</sup> /h)	約4,430																														
a. 高圧注入ポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約350 (2台)																														
b. 余熱除去ポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約1,820 (2台)																														
c. 格納容器スプレイポンプ (m <sup>3</sup> /h)	約2,260 (2台)																														
再循環開始時間 (①／②×60分)	約20.28分																														
原子炉冷却材喪失（被ばく評価）における再循環開始時間	20分																														

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
<p style="text-align: center;">添付 1-1-3</p> <p>居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について</p> <p>敷地において観測した 2010 年 1 月から 2010 年 12 月までの 1 年間の気象資料により解析を行うに当たり、この 1 年間の気象資料が長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を行った結果、代表性があると判断した。</p> <p>以下に検定方法及び検定結果を示す。</p> <p>(1) 検定方法</p> <p>a. 検定に用いた観測記録</p> <p>本居住性評価では、保守的に地上風(標高 30m)の気象データを使用して被ばく評価を実施しているが、気象データの代表性を確認するにあたり、標高 30m の観測点に加えて排気筒高さ付近を代表する標高 80m の観測記録を用いて検定を行った。</p> <p>b. データ統計期間</p> <p>統計年：2002 年 1 月～2012 年 12 月(10 年間)    検定年：2010 年 1 月～2010 年 12 月(1 年間)</p> <p>c. 検定方法</p> <p>異常年かどうか、F 分布検定により検定を行った。</p> <p>(2) 検定結果</p> <p>表 1 に検定結果を示す。また、標高 30m での棄却検定表(風向別出現頻度)及び(風速階級別出現頻度)を表 2 及び表 3 に、標高 80m での棄却検定表を表 4 及び表 5 に示す。</p> <p>標高 30m での観測点では 28 項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目が 0 個であり、標高 80m での観測点では 28 項目のうち 0 個といずれの観測点でも棄却された項目がないことから検定年が十分長期間の気象状態を代表していると判断される。</p> <p>表 1：異常年検定結果(2010 年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測項目</th> <th>検定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標高 30m</td> <td>風向別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td>風速階級別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">標高 80m</td> <td>風向別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td>風速階級別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>検定結果を表 1-2-1 から表 1-2-4 に示す。</p>		観測項目	検定結果	標高 30m	風向別出現頻度	棄却項目なし	風速階級別出現頻度	棄却項目なし	標高 80m	風向別出現頻度	棄却項目なし	風速階級別出現頻度	棄却項目なし	<p style="text-align: center;">1-2 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について</p> <p>女川原子力発電所敷地内において観測した 2012 年 1 月から 2012 年 12 月までの 1 年間の気象データを用いて評価を行うにあたり、当該 1 年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を行った結果、異常年かどうかの検討を F 分布検定により実施した。</p> <p>以下に検定方法及び検討結果を示す。</p> <p>1. 検定方法</p> <p>(1) 検定に用いた観測データ</p> <p>気象資料の代表性を確認するに当たっては、通常は被ばく評価上重要な排気筒高風を用いて検定するものの、被ばく評価では保守的に地上風を使用することもあることから、排気筒高さ付近を代表する地上高 71m の観測データに加え、参考として地上高 10m の観測データを用いて検定を行った。</p> <p>(2) データ統計期間</p> <p>統計年：2002 年 1 月～2011 年 12 月    検定年：2012 年 1 月～2012 年 12 月</p> <p>(3) 検定方法</p> <p>不良標本の棄却検定に関する F 分布検定の手順に従って検定を行った。</p> <p>2. 検定結果</p> <p>検定の結果、排気筒高さ付近を代表する地上高 71m の観測データについては、有意水準 5%で棄却された項目が 0 項目であり、地上高 10m の観測データについては 1 項目であったことから、棄却数が少なく検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。</p>	<p style="text-align: center;">添付 1-3</p> <p>居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について</p> <p>泊発電所敷地内において観測した 1997 年 1 月から 1997 年 12 月までの 1 年間の気象データを用いて評価を行うに当たり、当該 1 年間の気象データが異常か否かの検討を F 分布検定により実施した。</p> <p>以下に検定方法及び検討結果を示す。</p> <p>1. 検定方法</p> <p>(1) 検定に用いた観測データ</p> <p>気象資料の代表性を確認するに当たっては、通常は被ばく評価上重要な排気筒高風を用いて検定するものの、被ばく評価では保守的に地上風を使用していることから、排気筒高さ付近を代表する標高 84m の観測データに加え、標高 20m の観測データを用いて検定を行った。</p> <p>(2) データ統計期間</p> <p>統計年：1998 年 1 月～2007 年 12 月    検定年：1997 年 1 月～1997 年 12 月</p> <p>(3) 検定方法</p> <p>不良標本の棄却検定に関する F 分布検定の手順に従って検定を行った。</p> <p>2. 検定結果</p> <p>検定の結果、排気筒高さ付近を代表する標高 84m の観測データ、標高 20m の観測データとともに有意水準 5%で棄却された項目が 0 項目であったことから、棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。</p>	<p style="text-align: center;">【女川・大飯】個別解析による相違    【大飯】女川審査実績の反映    【女川・大飯】記載表現の相違    ・本検定により得られる情報を考慮した表現とした。</p> <p style="text-align: center;">個別解析の相違    ・泊は保守的に全て地上風のデータを使用している    【大飯】女川審査実績の反映    【女川・大飯】個別解析による相違    【大飯】女川審査実績の反映</p> <p style="text-align: center;">【大飯】記載順序の相違    ・泊は女川同様次段落に表について記載    【女川・大飯】個別解析による相違    【大飯】女川審査実績の反映    【女川・大飯】記載表現の相違    ・本検定により得られる情報を考慮した表現とした。</p>
	観測項目	検定結果														
標高 30m	風向別出現頻度	棄却項目なし														
	風速階級別出現頻度	棄却項目なし														
標高 80m	風向別出現頻度	棄却項目なし														
	風速階級別出現頻度	棄却項目なし														

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 気象官署の評価について      データ拡充の観点から、気象官署のデータについても、以下について検定を行い、データを拡充した。      これらについて、不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従って検定を行った。結果いずれも、有意水準5%で棄却された項目が小樽特別地域気象観測所で0項目、寿都特別地域気象観測所で2項目であったことから、棄却数が少なく検定年の気象は統計年の気象と比べて異常ではなかったと判断した。      検定結果を第5表から第8表に示す。また、気象官署の所在地について第1図に示す。</p> <p>(1) 小樽特別地域気象観測所      1999年2月に風向風速計設置高さの変更（12.3m～13.6m）があったため以下の期間を評価する。      統計年：1988年1月～1998年12月（1997年を除く）      検定年：1997年1月～1997年12月</p> <p>(2) 寿都特別地域気象観測所      統計年：1998年1月～2007年12月      検定年：1997年1月～1997年12月</p>	<p>【女川・大飯】個別解析による相違    •泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、データの拡充のため付近の気象官署についても確認を行った。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

風向	統計年											
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	平均値
N	12.37	18.26	15.49	17.54	19.43	17.58	18.48	19.60	15.51	15.42	16.97	16.00
NNE	8.21	7.06	7.89	7.67	9.54	8.28	7.78	7.67	6.79	7.27	7.82	8.25
NE	2.28	2.35	2.62	2.11	2.47	3.23	3.30	2.94	3.26	2.56	2.71	2.78
ENE	0.69	0.56	0.52	0.57	0.55	0.73	0.70	0.62	0.61	0.73	0.63	0.57
E	0.43	0.41	0.39	0.49	0.33	0.37	0.47	0.38	0.46	0.41	0.41	0.53
ESE	1.21	0.65	0.70	0.66	0.72	0.86	0.62	0.73	0.63	0.71	0.75	0.64
SE	8.73	8.30	8.81	7.30	8.76	8.87	7.45	5.83	7.82	8.81	8.07	6.97
SSE	25.24	25.28	27.22	23.99	24.87	26.32	25.56	25.87	25.14	23.88	25.34	26.16
S	6.32	6.60	7.07	7.53	6.76	7.13	7.56	7.93	9.02	7.89	7.38	8.26
SSW	3.35	2.06	2.95	3.57	2.38	2.80	2.70	2.91	3.14	3.62	2.95	3.86
SW	4.92	3.06	3.49	5.00	2.60	3.46	2.72	2.91	5.00	5.26	3.84	4.13
WSW	3.44	2.26	2.36	2.69	1.83	2.03	2.33	1.68	2.72	2.36	2.37	2.39
W	1.39	0.87	1.15	1.15	1.14	0.97	1.07	0.76	1.11	1.13	1.07	1.13
WNW	2.66	0.92	1.22	1.00	1.03	0.74	0.96	1.02	1.16	1.24	1.20	1.02
NW	5.39	4.77	5.25	6.74	5.57	5.78	5.27	5.19	6.55	6.72	5.72	5.74
NNW	12.04	14.33	10.74	10.19	9.78	8.86	9.72	9.92	8.91	9.22	10.37	9.04
C	1.34	2.27	2.09	1.85	2.22	1.99	3.32	4.04	2.18	2.76	2.41	2.51

表1-2-1 薄却検定表(風向) (地上高 71m)

検定年：敷地内B点 (標高 175m、地上高 71m) 2012年1月～2012年12月

統計期間：敷地内B点 (標高 175m、地上高 71m) 2002年1月～2011年12月

(%)

測定場所：大飯発電所 (標高 30m)

測定器：風車型風向風速計

統計期間：2002年1月～2012年12月

検定年：2010年1月～2010年12月

単位：%

風向	統計年											
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	平均値
N	1.22	1.28	1.39	1.57	1.24	1.43	1.45	1.69	1.66	1.49	1.44	1.23
NNE	1.06	1.04	1.13	1.09	1.33	1.56	1.13	1.29	1.18	0.87	1.17	1.23
NE	3.08	2.94	3.30	3.22	4.36	3.94	3.30	2.89	2.94	3.17	3.31	3.41
ENE	9.29	10.16	9.54	9.75	12.54	13.76	11.13	10.66	9.93	11.60	10.84	10.87
E	22.98	20.68	22.55	21.30	17.76	20.98	19.55	21.08	23.79	18.84	20.95	20.26
ESE	6.58	6.09	6.27	4.89	5.42	5.92	6.17	6.36	5.81	5.78	5.31	5.48
SE	2.77	2.75	2.58	2.96	2.49	2.31	2.90	2.51	2.72	2.42	2.64	2.77
SSE	1.05	0.97	0.95	0.71	0.89	0.87	1.10	0.97	0.88	0.52	0.89	1.03
S	0.62	0.66	0.77	0.85	1.03	0.65	0.79	0.87	0.88	0.82	0.79	0.70
SSW	0.45	0.42	0.66	0.67	0.92	0.66	0.57	0.62	0.51	0.65	0.61	0.67
SW	3.08	3.25	3.41	3.34	0.87	0.97	1.66	1.04	0.89	0.81	0.92	1.61
WSW	12.50	14.44	11.97	14.18	18.92	12.26	13.30	12.54	13.32	16.26	13.97	14.10
WW	21.36	23.41	23.15	22.67	18.89	19.70	22.22	18.94	19.22	20.38	20.97	22.17
NW	10.41	8.48	8.63	9.07	7.53	8.91	9.33	11.62	9.16	8.50	9.16	11.85
NNW	2.32	2.27	2.29	2.23	1.54	2.14	1.93	2.63	2.60	1.72	2.17	2.01

第1表 薄却検定表(風向) (標高 84m)

風向	統計年											
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	平均値
N	1.22	1.28	1.39	1.57	1.24	1.43	1.45	1.69	1.66	1.49	1.44	1.23
NNE	1.06	1.04	1.13	1.09	1.33	1.56	1.13	1.29	1.18	0.87	1.17	1.23
NE	3.08	2.94	3.30	3.22	4.36	3.94	3.30	2.89	2.94	3.17	3.31	3.41
ENE	9.29	10.16	9.54	9.75	12.54	13.76	11.13	10.66	9.93	11.60	10.84	10.87
E	22.98	20.68	22.55	21.30	17.76	20.98	19.55	21.08	23.79	18.84	20.95	20.26
ESE	6.58	6.09	6.27	4.89	5.42	5.92	6.17	6.36	5.81	5.78	5.31	5.48
SE	2.77	2.75	2.58	2.96	2.49	2.31	2.90	2.51	2.72	2.42	2.64	2.77
SSE	1.05	0.97	0.95	0.71	0.89	0.87	1.10	0.97	0.88	0.52	0.89	1.03
S	0.62	0.66	0.77	0.85	1.03	0.65	0.79	0.87	0.88	0.82	0.79	0.70
SSW	0.45	0.42	0.66	0.67	0.92	0.66	0.57	0.62	0.51	0.65	0.61	0.67
SW	3.08	3.25	3.41	3.34	0.87	0.97	1.66	1.04	0.89	0.81	0.92	1.61
WSW	12.50	14.44	11.97	14.18	18.92	12.26	13.30	12.54	13.32	16.26	13.97	14.10
WW	21.36	23.41	23.15	22.67	18.89	19.70	22.22	18.94	19.22	20.38	20.97	22.17
NW	10.41	8.48	8.63	9.07	7.53	8.91	9.33	11.62	9.16	8.50	9.16	11.85
NNW	2.32	2.27	2.29	2.23	1.54	2.14	1.93	2.63	2.60	1.72	2.17	2.01

【女川・大飯】個別解析による相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表3：葉却検定表（風速階級別出現頻度）（標高30m）（検定年：2010年）

観測場所：大飯発電所（標高約30m）  
 測定器：風車型風向風速計  
 統計期間：2002年1月～2012年12月  
 検定年：2010年1月～2010年12月  
 単位：%

風速階級 m/s	統計年										検定年 2010年
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2011年	2012年	
0.0～0.4	1.34	2.27	2.09	1.86	2.22	1.99	3.32	4.04	2.18	2.76	2.41
0.5～1.4	12.01	15.84	16.64	14.54	13.84	13.89	16.48	17.67	16.68	17.32	15.49
1.5～2.4	20.49	20.66	22.82	21.86	19.14	19.32	18.98	22.02	22.80	21.70	20.98
2.5～3.4	19.83	17.89	18.72	19.46	17.23	17.82	16.26	17.12	18.24	17.12	17.97
3.5～4.4	15.49	13.57	13.05	14.54	14.38	13.25	12.27	13.24	13.33	12.70	13.67
4.5～5.4	10.33	8.93	9.15	9.50	10.49	11.50	11.44	9.98	8.69	8.39	9.84
5.5～6.4	6.68	5.98	6.20	5.84	6.96	8.10	10.29	6.47	5.51	5.64	6.77
6.5～7.4	4.29	4.52	3.93	4.27	4.65	5.49	5.95	3.80	3.86	4.15	4.49
7.5～8.4	2.85	3.28	2.22	2.44	3.30	3.27	2.74	2.19	2.74	3.32	2.83
8.5～9.4	1.79	2.46	1.62	2.14	2.41	2.18	1.06	1.37	1.98	2.47	3.16
9.5～	4.90	4.61	2.97	3.54	5.38	3.19	1.19	2.08	4.01	4.43	3.63

表1-2-2 葉却検定表（風速）（地上高71m）

検定年：敷地内B点（標高175m、地上高71m） 2012年1月～2012年12月  
 総計期間：敷地内B点（標高175m、地上高71m） 2002年1月～2011年12月  
 (%)

統計年 風速(m/s)	葉却限界										検定年 2012
	上界	下界	○保証 ×要却	上界	下界	○保証 ×要却	上界	下界	○保証 ×要却	上界	
0.0～0.4	1.48	1.73	1.37	2.0	1.44	0.98	1.44	1.39	1.48	1.35	1.47
0.5～1.4	9.43	8.36	7.98	8.18	10.11	8.36	10.99	8.87	9.64	9.20	9.11
1.5～2.4	12.93	13.70	12.69	12.09	15.86	12.66	15.36	14.10	14.75	13.95	13.74
2.5～3.4	14.26	14.48	13.32	12.39	14.62	15.09	14.91	15.12	14.79	14.98	14.39
3.5～4.4	12.70	13.10	12.70	12.70	11.94	14.10	12.74	13.00	12.16	12.46	12.73
4.5～5.4	10.22	10.40	10.27	10.16	9.33	10.24	8.91	9.83	10.28	10.89	10.05
5.5～6.4	8.46	7.98	8.74	9.08	7.87	8.79	7.94	7.75	7.62	8.29	8.24
6.5～7.4	7.33	6.79	7.45	7.45	6.09	7.27	6.67	6.47	6.30	6.38	6.84
7.5～8.4	5.89	5.32	5.89	6.11	5.32	6.08	5.28	5.18	5.58	5.60	5.63
8.5～9.4	4.62	4.56	4.49	5.68	4.04	4.71	4.19	4.74	4.59	4.57	4.62
9.5以上	12.69	13.60	15.69	14.56	13.38	11.71	11.55	13.55	12.81	12.15	13.18

26別添2-別添1-2-3

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

統計年	葉却限界										検定年 2012
	上界	下界	○保証 ×要却	上界	下界	○保証 ×要却	上界	下界	○保証 ×要却	上界	
風速 (m/s)	0.0～0.4	0.58	0.42	0.54	0.51	0.47	0.87	0.94	0.97	0.91	1.51
0.5～1.4	6.04	5.42	5.99	4.62	5.20	9.15	7.98	9.08	8.32	7.89	6.97
1.5～2.4	14.95	13.42	14.78	12.82	13.79	16.59	14.51	16.73	14.60	16.07	14.83
2.5～3.4	16.35	14.37	14.67	14.50	14.91	15.47	14.78	15.18	13.88	15.54	14.97
3.5～4.4	11.54	11.75	10.86	11.77	11.32	11.28	11.46	11.72	11.52	11.28	11.45
4.5～5.4	8.89	10.00	9.55	9.62	9.66	9.86	9.47	9.19	9.68	9.28	9.52
5.5～6.4	7.38	8.03	7.98	8.25	7.93	6.97	7.69	7.60	7.85	7.87	7.76
6.5～7.4	5.70	6.71	6.37	7.43	7.18	6.34	6.61	6.12	7.65	6.75	6.69
7.5～8.4	5.79	6.02	5.44	6.13	6.20	4.88	5.68	5.30	6.02	5.28	5.67
8.5～9.4	4.81	5.00	4.40	4.86	5.42	4.72	5.25	3.98	4.66	4.63	4.77
9.5～	17.97	18.87	19.42	19.52	17.90	13.87	15.63	14.13	14.89	13.90	16.61

【女川・大飯】個別解析による相違



表5：棄却検定表（風速階級別出現頻度）（標高80m）（検定年：2010年）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

測定器 : ドップラーレーザー

統計期間 : 2002年1月～2012年12月

検定年 : 2010年1月～2010年12月

単位 : %

風速階級 m/s	統計年										検定年 2010年	上限	下限	用 意 ○採 用 ×棄 却
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2011年	2012年				
0.0～0.4	0.96	0.97	0.86	0.79	1.01	0.69	1.06	0.80	1.50	1.48	1.01	1.07	1.67	0.35
0.5～1.4	6.63	7.77	8.14	7.40	8.90	6.50	6.75	6.54	8.47	9.68	7.68	7.95	10.31	5.05
1.5～2.4	12.01	12.97	14.33	13.55	12.59	10.85	11.37	11.84	14.48	15.48	12.95	13.00	16.50	9.40
2.5～3.4	15.48	14.17	15.71	15.64	14.63	12.67	12.86	13.37	17.49	17.07	14.91	15.48	18.86	10.96
3.5～4.4	14.95	13.48	14.47	15.44	13.23	12.55	12.59	12.63	15.66	14.36	13.93	14.74	16.73	11.07
4.5～5.4	12.94	10.43	11.08	12.18	11.57	11.15	10.87	11.37	11.08	10.53	11.32	12.64	13.12	9.52
5.5～6.4	9.25	8.83	8.49	9.44	8.86	9.56	9.12	9.19	8.18	7.42	8.83	9.06	10.38	7.29
6.5～7.4	7.13	6.53	6.42	6.68	6.31	8.06	7.36	7.38	5.65	5.87	6.74	6.17	8.50	4.98
7.5～8.4	4.98	5.15	4.75	4.79	4.77	6.45	5.32	6.35	4.96	5.10	5.26	4.78	6.75	3.77
8.5～9.4	3.69	4.57	3.98	3.82	4.07	4.77	4.14	4.51	3.80	4.25	4.16	4.18	5.02	3.30
9.5～	11.98	15.13	11.78	10.27	14.06	16.70	18.65	16.03	8.73	8.76	13.21	10.93	21.36	5.05

(注) 測定器注、2010年11月以前は風車型風向風速計、2010年12月以降はドップラーレーザーである。

表1-2-4 弃却検定表（風速）（地上高10m）

検定年：敷地内4点（標高70m、地上高10m）2012年1月～2012年12月  
統計期間：敷地内4点（標高70m、地上高10m）2002年1月～2011年12月（%）

統計年 風速(m/s)	2012										検定年 2012	棄却限界 上限	棄却限界 下限	
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011				
0.0～0.4	5.40	5.37	4.69	5.17	6.60	3.76	6.04	4.87	4.66	5.96	5.23	5.80	7.17	3.28
0.5～1.4	34.04	34.09	31.73	33.29	38.00	35.73	40.82	38.53	37.30	39.68	36.20	38.52	43.16	29.25
1.5～2.4	29.75	28.20	28.64	30.49	28.23	31.70	29.52	28.47	30.39	28.80	29.44	30.05	32.21	26.68
2.5～3.4	16.45	16.81	17.14	16.74	14.32	16.98	13.26	15.18	15.24	15.79	15.41	15.76	18.85	12.76
3.5～4.4	8.41	8.58	9.44	8.46	7.54	7.88	6.84	7.66	7.47	6.76	7.92	6.46	9.89	5.95
4.5～5.4	3.59	4.06	4.72	3.68	3.46	2.55	2.14	3.42	3.35	2.35	3.35	2.30	5.23	1.47
5.5～6.4	1.28	1.81	2.25	1.42	1.34	0.97	1.02	1.26	1.17	0.99	1.36	0.71	2.31	0.41
6.5～7.4	0.65	0.66	0.86	0.56	0.35	0.30	0.27	0.41	0.33	0.18	0.16	0.21	0.97	-0.06
7.5～8.4	0.25	0.36	0.32	0.15	0.11	0.09	0.04	0.15	0.08	0.05	0.16	0.10	0.43	-0.11
8.5～9.4	0.11	0.05	0.16	0.02	0.03	0.03	0.04	0.03	0.00	0.01	0.05	0.03	0.17	-0.07
9.5以上	0.06	0.01	0.06	0.00	0.01	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.02	0.00	0.07	-0.03

26条別添2-添1-2-5

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

【女川・大飯】個別解析による相違

統計年 風速 (m/s)	2010年										検定年 2010年	棄却限界(5%)	判定 ○採 用 ×棄 却	
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007				
0.0～0.4	1.45	0.53	0.66	0.91	0.51	0.35	0.50	0.47	0.40	0.65	0.95	1.42	-0.12	
0.5～1.4	10.76	10.04	10.78	10.13	11.14	9.35	7.75	7.43	6.30	7.84	9.15	11.76	13.16	
1.5～2.4	15.87	14.21	15.17	13.90	14.10	17.64	16.21	17.10	14.66	17.38	15.62	15.14	18.99	12.25
2.5～3.4	13.74	13.60	13.25	13.74	12.30	13.91	13.60	14.51	14.52	13.69	14.52	14.44	15.18	12.20
3.5～4.4	11.76	11.67	10.42	11.68	10.88	12.21	12.04	12.33	12.41	11.29	11.67	11.92	13.20	10.14
4.5～5.4	9.62	9.33	10.13	10.34	9.51	10.17	9.97	10.09	11.13	9.07	9.94	9.68	11.33	8.55
5.5～6.4	7.45	7.61	7.15	7.28	7.90	7.49	7.52	7.45	9.21	8.07	7.71	7.13	9.11	6.31
6.5～7.4	5.20	6.12	6.18	5.51	6.21	5.77	5.68	5.66	6.94	6.51	5.98	5.75	7.20	4.76
7.5～8.4	4.17	4.97	4.83	4.39	4.97	4.99	5.04	4.40	5.20	4.97	4.55	5.61	3.97	0.00
8.5～9.4	3.87	4.08	3.64	3.90	4.47	3.65	4.22	3.63	4.06	4.08	3.96	4.26	4.62	3.30
9.5～	16.11	17.84	17.79	18.47	17.60	14.31	17.62	16.90	15.92	15.87	16.84	14.43	19.85	13.83

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度		
風向	N 2.80 N 3.04 2.63 2.88 3.20 2.69 2.05 3.05 2.02 2.82 2.75 2.48 3.78 1.72 O NE 4.30 4.11 3.59 4.13 3.34 2.90 4.36 3.94 3.60 6.22 4.05 4.50 6.16 1.94 O E 8.88 7.58 7.91 8.44 7.15 5.56 6.44 8.31 7.52 6.91 7.47 8.50 9.84 5.10 O SE 6.42 6.57 5.98 6.16 6.09 7.43 5.34 5.72 5.97 5.98 6.17 6.11 7.80 4.84 O SW 2.53 2.70 2.79 2.83 2.66 2.42 2.94 2.47 2.35 2.71 2.80 2.53 4.86 1.54 O SE 1.64 1.82 1.51 1.38 1.20 1.67 1.35 1.13 1.22 1.20 1.41 1.35 1.97 0.85 O S 1.23 1.35 1.19 0.98 0.81 0.88 1.07 0.87 1.19 1.03 0.87 1.51 1.75 0.69 O SSW 3.69 4.18 4.17 3.36 4.35 2.45 14.35 15.27 21.27 23.15 22.02 21.83 20.23 21.57 27.70 12.76 O SW 19.36 19.81 23.69 21.40 21.43 19.27 20.54 21.23 16.74 19.59 18.68 18.68 17.57 22.44 14.92 O WSW 19.33 16.95 17.43 17.43 17.02 17.02 17.02 17.02 17.02 17.02 17.02 17.02 17.02 17.02 17.02 O W 11.24 9.32 8.63 9.14 8.61 12.80 13.20 6.27 9.84 8.59 9.78 8.73 14.83 4.73 O WW 4.88 5.63 5.09 5.15 5.26 6.44 6.44 5.14 5.90 5.34 5.53 5.88 6.86 4.20 O NW 3.11 4.21 4.11 3.79 4.17 4.58 4.78 4.69 4.86 3.78 4.21 4.21 5.51 2.91 O NNW 2.77 3.54 2.84 3.23 3.21 3.34 2.77 3.57 3.33 2.51 3.11 3.03 3.87 2.25 O	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度
風速	0.0~0.4 4.00 5.22 4.53 4.25 8.05 7.37 6.78 5.14 3.74 4.13 5.32 3.43 8.87 1.67 O 0.5~1.4 21.48 22.81 21.98 18.88 20.63 11.71 18.38 21.92 21.27 25.21 26.59 26.29 16.57 O 1.5~2.4 28.55 27.98 26.72 25.89 26.88 24.20 27.33 28.25 27.90 30.97 22.93 30.97 22.93 O 2.5~3.4 22.44 21.19 20.48 20.01 19.32 18.84 20.97 19.80 19.96 18.26 17.27 19.71 17.27 O 3.5~4.4 12.30 11.95 12.59 13.82 14.17 13.34 11.99 13.66 11.69 12.19 12.58 15.03 10.55 O 4.5~5.4 6.66 5.96 6.21 8.50 7.57 8.25 8.06 7.16 8.01 6.92 7.33 7.08 9.43 5.23 O 5.5~6.4 6.70 3.00 2.81 4.20 3.93 4.95 4.32 3.75 4.30 3.54 3.75 3.25 5.90 2.00 O 6.5~7.4 0.96 1.48 1.96 1.40 2.35 2.16 1.40 1.74 1.31 1.64 1.50 2.84 0.64 O 7.5~8.4 0.31 0.64 0.70 0.79 0.52 0.87 1.09 1.00 0.60 0.55 0.71 0.64 1.27 0.15 O 8.5~9.4 0.34 0.13 0.24 0.42 0.18 0.37 0.38 0.33 0.34 0.19 0.28 0.29 0.32 0.06 O 9.5~~ 0.27 0.00 0.16 0.41 0.13 0.26 0.31 0.18 0.13 0.09 0.19 0.08 0.47 -0.09 O	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度

第5表 梅雨季検定表(風向)(小樽特別地域気象観測所)(標高12.3m)※

統計年	監査場所・小樽 梅雨季検定表(風向)(小樽特別地域気象観測所)(標高12.3m)※										判定 ○採用 ×棄却	
	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1998		
風向	N	2.39	2.46	2.39	2.31	2.25	1.72	2.59	2.40	2.58	3.78	O
NE	4.30	4.11	3.59	4.13	3.34	2.90	4.36	3.94	3.60	6.22	4.05	O
E	6.42	6.57	5.98	6.16	6.09	7.43	5.34	5.72	5.97	5.98	6.17	O
SE	1.64	1.82	1.51	1.38	1.20	1.67	1.35	1.13	1.22	1.20	1.41	O
S	1.30	1.28	1.45	1.43	1.07	0.78	0.98	1.48	1.24	1.15	1.22	O
SSW	19.36	19.81	23.69	21.40	21.43	19.27	20.54	21.23	16.74	19.59	18.68	O
SW	19.33	16.95	17.43	17.43	17.02	17.02	17.02	17.02	17.02	17.02	17.02	O
WSW	11.24	9.32	8.63	9.14	8.61	12.80	13.20	6.27	9.84	8.59	9.78	O
W	4.88	5.63	5.09	5.15	5.26	6.44	6.44	5.14	5.90	5.34	5.53	O
WW	3.11	4.21	4.11	3.79	4.17	4.58	4.78	4.69	4.86	3.78	4.21	O
NW	2.77	3.54	2.84	3.23	3.21	3.34	2.77	3.57	3.33	2.51	3.11	O

第6表 梅雨季検定表(風速)(小樽特別地域気象観測所)(標高12.3m)※

統計年	監査場所・小樽 梅雨季検定表(風速)(小樽特別地域気象観測所)(標高12.3m)※										判定 ○採用 ×棄却
	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1998	
風速	0.0~0.4 4.00 5.22 4.53 4.25 8.05 7.37 6.78 5.14 3.74 4.13 5.32 3.43 8.87 1.67 O 0.5~1.4 21.48 22.81 21.98 18.88 20.63 11.71 18.38 21.92 21.27 25.21 26.59 26.29 16.57 O 1.5~2.4 28.55 27.98 26.72 25.89 26.88 24.20 27.33 28.25 27.90 30.97 22.93 30.97 22.93 O 2.5~3.4 22.44 21.19 20.48 20.01 19.32 18.84 20.97 19.80 19.96 18.26 17.27 19.71 17.27 O 3.5~4.4 12.30 11.95 12.59 13.82 14.17 13.34 11.99 13.66 11.69 12.19 12.58 15.03 10.55 O 4.5~5.4 6.66 5.96 6.21 8.50 7.57 8.25 8.06 7.16 8.01 6.92 7.33 7.08 9.43 5.23 O 5.5~6.4 6.70 3.00 2.81 4.20 3.93 4.95 4.32 3.75 4.30 3.54 3.75 3.25 5.90 2.00 O 6.5~7.4 0.96 1.48 1.96 1.40 2.35 2.16 1.40 1.74 1.31 1.64 1.50 2.84 0.64 O 7.5~8.4 0.31 0.64 0.70 0.79 0.52 0.87 1.09 1.00 0.60 0.55 0.71 0.64 1.27 0.15 O 8.5~9.4 0.34 0.13 0.24 0.42 0.18 0.37 0.38 0.33 0.34 0.19 0.28 0.29 0.32 0.06 O 9.5~~ 0.27 0.00 0.16 0.41 0.13 0.26 0.31 0.18 0.13 0.09 0.19 0.08 0.47 -0.09 O	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度	監査年	1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1998 年度		

※1988～1989年については風向風速の監測は時間ごとに行われている。

【女川・大飯】個別解析による相違  
 ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、データの拡充のため付近の気象官署についても確認を行った。

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等(別添2)

大飯発電所3／4号炉

## 女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

### 相違理由

風向	総合年						季節別						期別 割合(%)
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	平均値	標準偏差	
N	7.44	8.71	6.79	6.00	6.46	7.02	6.89	7.41	6.86	7.71	7.05	7.00	8.12
NNE	1.80	1.64	2.40	1.79	1.63	2.15	2.05	2.16	2.29	1.62	1.96	1.93	2.26
NE	0.85	0.84	0.85	0.81	0.84	0.73	0.76	1.14	1.14	1.19	1.13	1.13	1.37
E	0.87	0.58	0.67	0.57	0.59	0.53	0.61	0.49	0.59	0.61	0.60	0.61	0.47
SE	0.57	0.68	0.45	0.45	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.57	0.53	0.53	0.27
SSE	0.90	0.82	0.65	0.72	0.88	0.91	0.86	0.91	0.86	0.86	0.86	0.86	0.48
SE	5.49	4.35	4.22	5.51	5.93	5.31	4.65	3.92	4.47	4.88	5.08	5.06	3.19
SSE	1.58	15.73	17.38	18.32	16.79	12.90	19.26	12.72	22.10	16.86	18.13	20.30	13.86
S	1.47	14.62	14.23	13.90	13.14	12.66	12.59	12.72	11.68	13.05	11.86	12.50	10.54
SSW	3.43	5.11	4.13	3.96	4.52	3.47	3.46	4.03	3.47	3.64	4.21	5.24	2.64
SW	4.45	5.88	4.61	3.95	5.32	4.59	4.51	4.58	4.68	5.61	4.54	5.48	3.62
WSW	5.28	5.38	4.06	3.45	5.16	4.29	5.61	5.04	4.57	5.18	4.74	5.20	3.41
WW	4.31	3.66	3.51	2.92	5.01	3.39	4.61	3.90	3.80	3.55	3.90	3.66	2.55
WNW	1.36	13.32	12.11	11.99	11.93	8.77	10.15	9.00	11.11	9.53	10.94	12.39	8.33
NNW	11.43	4.78	1.76	18.20	15.65	14.43	15.33	14.37	15.20	15.65	15.16	15.10	12.19
NNW	5.39	7.74	5.82	6.66	6.51	7.03	6.36	6.75	6.02	6.82	6.23	5.48	7.91

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	平均值
6.77	6.75	6.60	6.46	7.02	6.89	7.41	6.86	7.71	7.05	
1.64	2.40	1.79	1.63	2.15	2.06	2.16	2.49	1.62	1.96	
0.84	0.96	0.91	0.94	0.98	0.73	0.76	1.14	1.19	1.04	
0.56	0.67	0.57	0.59	0.63	0.61	0.49	0.59	0.61	0.60	
0.59	0.63	0.45	0.55	0.40	0.90	0.57	0.73	0.60		
0.82	0.69	0.65	0.72	0.88	0.97	0.70	0.66	1.06	0.85	
4.35	4.22	5.51	5.33	5.89	5.31	4.65	3.82	4.47	4.88	
17.73	17.26	18.32	17.69	22.90	19.72	22.10	18.76	18.98	19.06	
14.42	14.92	13.94	11.84	12.66	12.99	13.42	12.21	11.66	13.05	
5.01	4.13	3.96	4.32	3.47	3.49	4.03	3.47	3.67	3.61	
5.88	5.91	4.61	5.24	4.59	4.51	4.98	4.88	4.54	5.04	
5.38	4.06	3.85	5.16	4.29	5.61	5.98	4.57	5.18	4.85	
3.56	3.51	2.22	5.91	3.39	4.61	3.90	3.60	3.90		
33.23	31.12	11.19	11.93	8.77	10.51	10.90	11.11	9.53	10.94	
14.78	17.36	12.00	14.55	14.43	15.33	14.37	15.20	15.10	15.65	
7.76	5.92	6.66	6.51	7.03	6.38	6.75	6.62	6.82	6.23	

統計年 年	漁獲場所・漁船(%)										判定 ○葉井
	1986 1989	1990 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
漁獲 量(t)											
0.0~0.4	0.87	0.62	1.12	0.67	0.55	0.52	0.56	0.70	0.69	1.61	1.22
0.5~0.4	18.90	16.53	16.42	12.67	15.47	14.50	13.34	12.79	12.67	14.43	17.21
(m <sup>3</sup> )											
0.5~0.4	24.64	22.60	21.26	23.82	22.07	22.94	20.50	21.76	21.27	22.78	26.18
2.5~2.4	19.54	21.53	20.40	20.25	20.77	15.77	18.76	18.76	20.13	19.51	19.98
3.5~4.4	18.31	16.06	16.96	19.54	19.11	18.66	18.85	18.17	16.78	15.35	20.29
4.5~5.4	10.32	10.06	13.77	13.66	13.66	13.66	13.66	13.66	12.33	16.55	16.00
5.5~6.4	7.34	5.72	4.73	7.17	5.48	5.74	5.74	8.16	6.03	5.02	5.92
6.5~7.4	4.55	3.74	3.22	2.82	2.08	4.73	7.32	3.45	3.82	3.95	3.96
8.5~9.4	0.45	0.54	0.50	0.25	0.25	0.15	1.16	0.96	0.59	0.84	0.85
10.5~11.4	0.31	0.20	0.20	0.34	0.15	0.13	0.73	0.96	0.51	0.55	0.98

- ・泊は代表性を確認しようとすると気象データが比較的古いため、データの拡充のため付近の気象官署についても確認を行った。

\* 寿都特別地域気象観測所の風向風速計は1897年12月

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【女川・大飯】個別解析による相違 ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、データの拡充のため付近の気象官署についても確認を行った。</p>	<p>【女川・大飯】個別解析による相違 ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、データの拡充のため付近の気象官署についても確認を行った。</p>

第1図 気象官署の所在地

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="color: red;">(参考) 至近のデータを用いた検定について</p> <p>泊発電所敷地内において観測した1997年1月から1997年12月までの1年間の気象データについて至近の気象データを用いた検定についても参考として行った。</p> <p>統計年は前述の評価における統計年1998年1月～2007年12月との連続性を考慮し、2008年1月～2017年12月と設定した。</p> <p>1. 検定方法</p> <p>(1) 検定に用いた観測データ</p> <p>気象資料の代表性を確認するに当たっては、通常は被ばく評価上重要な排気筒高風を用いて検定するものの、被ばく評価では保守的に地上風を使用していることから、排気筒高さ付近を代表する標高84mの観測データに加え、標高20mの観測データを用いて検定を行った。</p> <p>(2) データ統計期間</p> <p>統計年：2008年1月～2017年12月 検定年：1997年1月～1997年12月</p> <p>(3) 検定方法</p> <p>不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従って検定を行った。</p> <p>2. 検定結果</p> <p>検定の結果、排気筒高さ付近を代表する標高84mの観測データについては、有意水準5%で棄却された項目が2項目であり、標高20mの観測データについては0項目であった。</p> <p>検定結果を第1表から第4表に示す。</p>	<p>【女川・大飯】個別解析による相違</p> <p>・泊は代表性を確認しようとするとする気象データが比較的古いため、至近のデータを用いた確認結果を参考として掲載した。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

風向	統計年	観測場所：敷地内C点 標高84m 地上高10m (%)										1997	上限	下限	判定 ○採択 ✗棄却
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017				
N	1.51	1.64	1.68	1.55	1.62	1.42	1.53	1.48	1.17	1.33	1.49	1.23	1.86	1.12	○
NNNE	0.68	1.12	1.09	0.87	1.10	0.86	1.02	1.38	1.24	1.50	1.11	1.23	1.62	0.60	○
NE	2.99	3.43	3.66	3.18	3.47	3.28	4.11	3.19	3.04	3.73	3.41	3.41	4.24	2.58	○
ENE	12.06	12.02	11.42	11.13	10.25	11.21	14.75	13.73	13.00	14.83	12.44	10.87	16.19	8.69	○
E	21.01	22.30	18.44	19.47	23.30	22.09	18.29	19.84	18.19	16.62	19.96	20.26	25.08	14.84	○
ESE	5.43	4.89	4.54	3.69	5.91	4.64	4.44	5.09	5.72	4.59	4.90	5.31	6.47	3.33	○
SE	2.89	2.75	2.65	2.40	2.57	2.16	1.78	1.59	2.45	1.97	2.32	2.77	3.34	1.30	○
SSE	0.74	0.78	0.67	0.49	0.62	0.59	0.76	0.72	0.88	0.62	0.69	1.03	0.96	0.42	✗
S	0.66	0.79	0.85	0.85	0.89	0.87	0.71	0.66	0.53	0.62	0.74	0.70	1.03	0.45	○
SSW	0.52	0.65	0.78	0.54	0.63	0.66	0.73	0.77	0.70	0.82	0.66	0.67	0.92	0.44	○
SW	0.95	1.03	1.50	1.10	1.18	0.87	0.88	0.63	0.81	1.01	0.61	1.57	0.45	○	
WSW	4.29	4.82	5.12	4.14	3.42	3.26	2.05	1.54	1.70	1.61	3.20	3.91	6.49	0.00	○
W	14.53	16.05	19.21	19.82	16.69	19.41	19.92	18.61	15.95	17.15	17.73	14.10	22.25	13.21	○
WNW	18.46	15.14	16.42	17.00	17.15	18.01	18.13	24.52	21.02	18.23	22.17	24.67	11.79	○	
NW	9.21	9.47	9.23	11.59	8.77	8.76	8.40	9.26	8.13	10.31	9.31	9.30	11.69	6.93	○
NNW	2.48	2.24	1.91	1.88	1.70	1.54	1.92	2.13	1.79	1.72	1.93	2.01	2.60	1.26	○

第1表 熱却検定表(風向) (標高 84m)

【女川・大飯】個別解析による相違  
 •泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、最近のデータを用いた確認結果を参考として掲載した。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第2表 葉却検定表(風速)(標高 84m)			
観測場所:敷地内C点 標高84m 地上高10m (%)			
測定年 年度年 年度年 年度年			
2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 平均値 1997 上限 下限			
評定年 年度年 年度年 年度年			
○保証 ×葉却			
風速 (m/s)			
0.0～0.4	1.39	0.88	0.84
0.5～1.4	8.79	8.74	9.88
1.5～2.4	16.94	15.81	16.14
2.5～3.4	15.24	14.30	14.39
3.5～4.4	11.54	11.19	10.55
4.5～5.4	8.96	9.40	8.27
5.5～6.4	7.97	7.57	7.02
6.5～7.4	6.64	6.88	6.31
7.5～8.4	5.59	5.53	5.16
8.5～9.4	4.01	4.85	3.95
9.5～	12.93	14.85	17.49
階級			
0.0～1.4	8.79	8.87	8.82
1.5～2.4	14.79	15.76	13.79
2.5～3.4	15.33	14.30	13.71
3.5～4.4	11.64	11.56	11.50
4.5～5.4	9.17	9.02	9.41
5.5～6.4	7.62	7.19	8.40
6.5～7.4	6.47	6.23	6.99
7.5～8.4	5.27	5.50	5.75
8.5～9.4	4.23	5.24	4.54
9.5～	15.72	15.39	17.22
葉却率			
0.0～1.4	0.91	0.73	1.00
1.5～2.4	7.79	8.62	9.20
2.5～3.4	16.16	14.37	14.37
3.5～4.4	13.71	14.48	13.98
4.5～5.4	11.66	10.87	10.80
5.5～6.4	9.62	9.06	9.62
6.5～7.4	8.11	9.47	9.05
7.5～8.4	7.47	7.75	7.62
8.5～9.4	6.39	6.76	6.76
9.5～	5.93	5.93	5.93
葉却率			
0.0～1.4	0.38	0.66	0.66
1.5～2.4	7.07	9.55	8.73
2.5～3.4	15.37	15.37	15.59
3.5～4.4	13.80	13.46	13.46
4.5～5.4	11.31	11.26	11.97
5.5～6.4	9.41	9.05	9.91
6.5～7.4	8.11	8.23	8.23
7.5～8.4	7.75	7.62	7.63
8.5～9.4	6.76	6.59	6.49
9.5～	5.93	5.93	5.93
葉却率			
0.0～1.4	0.42	0.42	0.42
1.5～2.4	6.11	10.65	6.81
2.5～3.4	15.25	18.00	13.18
3.5～4.4	15.10	15.76	12.84
4.5～5.4	11.97	12.20	10.32
5.5～6.4	10.24	10.24	7.86
6.5～7.4	7.63	7.63	6.72
7.5～8.4	8.54	8.54	6.72
8.5～9.4	7.53	7.53	5.65
9.5～	6.20	6.20	4.92
葉却率			
0.0～1.4	1.47	1.47	1.47
1.5～2.4	6.81	6.81	6.81
2.5～3.4	13.18	13.18	13.18
3.5～4.4	12.84	12.84	12.84
4.5～5.4	10.32	10.32	10.32
5.5～6.4	7.86	7.86	7.86
6.5～7.4	6.72	6.72	6.72
7.5～8.4	5.65	5.65	5.65
8.5～9.4	4.92	4.92	4.92
9.5～	3.01	3.01	3.01

【女川・大飯】個別解析による相違  
 ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、最近のデータを用いた確認結果を参考として掲載した。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3表 乗却検定表(風向)(標高20m)

風向	純計年	検定年						乗却限界(5%)	判定 ○深振 ×業却
		2008	2009	2010	2011	2012	2013		
N	3.96	3.59	3.18	3.17	2.90	3.39	3.98	3.77	3.44
NNNE	2.38	2.68	2.23	2.29	2.15	1.96	2.00	2.24	1.74
NE	2.75	3.90	4.79	3.50	3.91	3.69	4.52	4.48	3.36
ENE	6.84	6.04	6.78	6.77	6.66	5.66	8.14	6.68	6.63
E	7.84	9.57	9.27	9.65	15.28	15.71	15.19	15.02	14.92
ESE	16.40	16.08	10.18	11.35	9.29	8.65	5.98	6.82	6.44
SE	5.90	5.59	5.78	4.60	7.35	6.04	6.71	7.15	7.87
SSE	3.18	3.34	2.86	2.62	2.54	2.48	2.34	2.76	2.31
S	1.99	1.40	1.16	1.09	1.41	1.46	1.30	1.50	1.37
SSW	0.80	0.88	0.92	0.73	0.72	0.86	0.66	0.59	0.55
SW	1.26	1.54	2.42	1.60	1.75	2.52	1.95	1.61	1.82
WSW	2.80	3.49	4.69	3.56	2.82	3.42	3.36	3.15	2.60
W	5.94	7.63	11.30	10.82	7.91	9.58	9.54	9.60	7.09
VNW	11.56	13.05	16.42	15.98	15.40	14.68	13.09	13.22	15.92
NW	16.13	12.21	12.59	13.92	14.02	13.14	13.45	13.36	17.47
NNW	9.41	7.38	4.59	7.69	5.46	5.43	7.20	7.38	5.75

【女川・大飯】個別解析による相違  
 ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、至近のデータを用いた確認結果を参考として掲載した。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																	
第4表 雨却換定表(風速)(標高20m)																																																																																																																																																																																																				
観測場所：敷地内Z点 標高20m、地上高10m (5%)																																																																																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>統計年</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>平均値</th> <th>1997</th> <th>検定年</th> <th>雨却限界(5%)</th> <th>判定 ○採択 ×棄却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>0.0~0.4</td> <td>0.86</td> <td>1.64</td> <td>0.85</td> <td>0.64</td> <td>0.43</td> <td>1.33</td> <td>0.59</td> <td>0.67</td> <td>0.71</td> <td>0.63</td> <td>0.84</td> <td>0.95</td> <td>1.72</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>階級 (m/s)</td> <td>0.5~1.4</td> <td>12.02</td> <td>11.02</td> <td>10.36</td> <td>7.99</td> <td>6.08</td> <td>7.63</td> <td>8.93</td> <td>7.84</td> <td>10.45</td> <td>9.13</td> <td>11.76</td> <td>13.45</td> <td>4.81</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1.5~2.4</td> <td>14.65</td> <td>17.02</td> <td>16.55</td> <td>16.38</td> <td>15.84</td> <td>13.44</td> <td>17.13</td> <td>18.09</td> <td>15.15</td> <td>16.09</td> <td>16.03</td> <td>15.14</td> <td>19.22</td> <td>12.84</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2.5~3.4</td> <td>13.32</td> <td>13.45</td> <td>13.94</td> <td>13.38</td> <td>13.92</td> <td>11.61</td> <td>13.41</td> <td>14.23</td> <td>12.30</td> <td>13.71</td> <td>13.33</td> <td>14.44</td> <td>15.22</td> <td>11.44</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3.5~4.4</td> <td>11.65</td> <td>11.41</td> <td>9.88</td> <td>11.04</td> <td>11.83</td> <td>12.36</td> <td>12.36</td> <td>12.23</td> <td>10.78</td> <td>12.70</td> <td>11.62</td> <td>11.92</td> <td>13.68</td> <td>9.56</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4.5~5.4</td> <td>9.79</td> <td>9.87</td> <td>8.27</td> <td>9.79</td> <td>12.34</td> <td>13.84</td> <td>12.57</td> <td>12.47</td> <td>12.30</td> <td>11.67</td> <td>11.29</td> <td>9.68</td> <td>15.43</td> <td>7.15</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5.5~6.4</td> <td>7.72</td> <td>8.12</td> <td>7.32</td> <td>8.05</td> <td>9.34</td> <td>8.39</td> <td>7.16</td> <td>7.65</td> <td>8.10</td> <td>7.22</td> <td>7.91</td> <td>7.13</td> <td>9.47</td> <td>6.35</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6.5~7.4</td> <td>5.91</td> <td>6.45</td> <td>5.93</td> <td>6.45</td> <td>5.11</td> <td>5.40</td> <td>4.90</td> <td>4.93</td> <td>5.03</td> <td>5.18</td> <td>5.53</td> <td>5.75</td> <td>6.97</td> <td>4.09</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7.5~8.4</td> <td>4.26</td> <td>5.03</td> <td>5.01</td> <td>4.26</td> <td>4.31</td> <td>4.57</td> <td>4.25</td> <td>4.13</td> <td>4.39</td> <td>4.40</td> <td>4.40</td> <td>4.55</td> <td>5.30</td> <td>3.50</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8.5~9.4</td> <td>4.10</td> <td>4.29</td> <td>4.26</td> <td>4.06</td> <td>3.43</td> <td>4.00</td> <td>3.37</td> <td>4.46</td> <td>4.02</td> <td>3.94</td> <td>4.26</td> <td>4.89</td> <td>2.99</td> <td>3.50</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9.5~</td> <td>13.33</td> <td>14.07</td> <td>17.63</td> <td>17.95</td> <td>17.38</td> <td>17.43</td> <td>15.27</td> <td>13.29</td> <td>18.96</td> <td>14.54</td> <td>15.99</td> <td>14.43</td> <td>21.00</td> <td>10.98</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	統計年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	平均値	1997	検定年	雨却限界(5%)	判定 ○採択 ×棄却	風速	0.0~0.4	0.86	1.64	0.85	0.64	0.43	1.33	0.59	0.67	0.71	0.63	0.84	0.95	1.72	0.00	階級 (m/s)	0.5~1.4	12.02	11.02	10.36	7.99	6.08	7.63	8.93	7.84	10.45	9.13	11.76	13.45	4.81	○	1.5~2.4	14.65	17.02	16.55	16.38	15.84	13.44	17.13	18.09	15.15	16.09	16.03	15.14	19.22	12.84	○	2.5~3.4	13.32	13.45	13.94	13.38	13.92	11.61	13.41	14.23	12.30	13.71	13.33	14.44	15.22	11.44	○	3.5~4.4	11.65	11.41	9.88	11.04	11.83	12.36	12.36	12.23	10.78	12.70	11.62	11.92	13.68	9.56	○	4.5~5.4	9.79	9.87	8.27	9.79	12.34	13.84	12.57	12.47	12.30	11.67	11.29	9.68	15.43	7.15	○	5.5~6.4	7.72	8.12	7.32	8.05	9.34	8.39	7.16	7.65	8.10	7.22	7.91	7.13	9.47	6.35	○	6.5~7.4	5.91	6.45	5.93	6.45	5.11	5.40	4.90	4.93	5.03	5.18	5.53	5.75	6.97	4.09	○	7.5~8.4	4.26	5.03	5.01	4.26	4.31	4.57	4.25	4.13	4.39	4.40	4.40	4.55	5.30	3.50	○	8.5~9.4	4.10	4.29	4.26	4.06	3.43	4.00	3.37	4.46	4.02	3.94	4.26	4.89	2.99	3.50	○	9.5~	13.33	14.07	17.63	17.95	17.38	17.43	15.27	13.29	18.96	14.54	15.99	14.43	21.00	10.98	○	【女川・大飯】個別解析による相違 ・泊は代表性を確認しようとする気象データが比較的古いため、至近のデータを用いた確認結果を参考として掲載した。			
統計年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	平均値	1997	検定年	雨却限界(5%)	判定 ○採択 ×棄却																																																																																																																																																																																					
風速	0.0~0.4	0.86	1.64	0.85	0.64	0.43	1.33	0.59	0.67	0.71	0.63	0.84	0.95	1.72	0.00																																																																																																																																																																																					
階級 (m/s)	0.5~1.4	12.02	11.02	10.36	7.99	6.08	7.63	8.93	7.84	10.45	9.13	11.76	13.45	4.81	○																																																																																																																																																																																					
1.5~2.4	14.65	17.02	16.55	16.38	15.84	13.44	17.13	18.09	15.15	16.09	16.03	15.14	19.22	12.84	○																																																																																																																																																																																					
2.5~3.4	13.32	13.45	13.94	13.38	13.92	11.61	13.41	14.23	12.30	13.71	13.33	14.44	15.22	11.44	○																																																																																																																																																																																					
3.5~4.4	11.65	11.41	9.88	11.04	11.83	12.36	12.36	12.23	10.78	12.70	11.62	11.92	13.68	9.56	○																																																																																																																																																																																					
4.5~5.4	9.79	9.87	8.27	9.79	12.34	13.84	12.57	12.47	12.30	11.67	11.29	9.68	15.43	7.15	○																																																																																																																																																																																					
5.5~6.4	7.72	8.12	7.32	8.05	9.34	8.39	7.16	7.65	8.10	7.22	7.91	7.13	9.47	6.35	○																																																																																																																																																																																					
6.5~7.4	5.91	6.45	5.93	6.45	5.11	5.40	4.90	4.93	5.03	5.18	5.53	5.75	6.97	4.09	○																																																																																																																																																																																					
7.5~8.4	4.26	5.03	5.01	4.26	4.31	4.57	4.25	4.13	4.39	4.40	4.40	4.55	5.30	3.50	○																																																																																																																																																																																					
8.5~9.4	4.10	4.29	4.26	4.06	3.43	4.00	3.37	4.46	4.02	3.94	4.26	4.89	2.99	3.50	○																																																																																																																																																																																					
9.5~	13.33	14.07	17.63	17.95	17.38	17.43	15.27	13.29	18.96	14.54	15.99	14.43	21.00	10.98	○																																																																																																																																																																																					

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>2009年 気象データの代表性について</p> <p>従来の評価において使用していた2009年の気象データについては、申請時点での至近10年の気象データ（2001年～2011年/2009年を除く）に対しては代表性を有していたが、最新の気象データである2012年の気象データも考慮した異常年検定を実施した結果、代表性を有しておらず、また、2011年、2012年についても同様に代表性を有していないかったため、本評価においては、2010年の気象データを使用する。以下に2009年の気象データの異常年検定結果を示す。</p> <p>(1) 検定方法</p> <p>a. 検定に用いた観測記録 標高30mの観測点に加えて排気筒高さ付近を代表する標高80mの観測記録を用いて検定を行った。</p> <p>b. データ統計期間 統計年：①2002年1月～2012年12月(10年間)及び ②2001年1月～2011年12月(10年間)の2つの統計年 検定年：2009年1月～2009年12月(1年間)</p> <p>c. 検定方法 異常年かどうか、F分布検定により検定を行った。</p> <p>(2) 検定結果</p> <p>表6、表7にそれぞれの統計年での検定結果を示す。また、①2002年1月～2012年12月の統計年に対する棄却検定表を表8～表11に、②2001年1月～2011年12月の統計年に対する棄却検定表を表12～表15に示す。</p> <p>②2001年1月～2011年12月の統計年に対する検定結果は、標高30mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目が0個であり、標高80mでの観測点では28項目のうち1個であることから、代表性を有していると判断していたものの、①2002年1月～2012年12月の統計年に対しては、標高30mでの観測点では28項目のうち、有意水準(危険率)5%で棄却された項目が4個であり、標高80mでの観測点では28項目のうち1個であることから、代表性を有していないと判断した。</p> <p>表6：異常年検定結果(検定年：2009年、統計年：①2002年1月～2012年12月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測項目</th> <th>検定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標高30m</td> <td>風向別出現頻度</td> <td>棄却項目3項目</td> </tr> <tr> <td>風速階級別出現頻度</td> <td>棄却項目1項目</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">標高80m</td> <td>風向別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td>風速階級別出現頻度</td> <td>棄却項目1項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>表7：異常年検定結果(検定年：2009年、統計年：②2001年1月～2011年12月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測項目</th> <th>検定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標高30m</td> <td>風向別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td>風速階級別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">標高80m</td> <td>風向別出現頻度</td> <td>棄却項目なし</td> </tr> <tr> <td>風速階級別出現頻度</td> <td>棄却項目1項目</td> </tr> </tbody> </table>		観測項目	検定結果	標高30m	風向別出現頻度	棄却項目3項目	風速階級別出現頻度	棄却項目1項目	標高80m	風向別出現頻度	棄却項目なし	風速階級別出現頻度	棄却項目1項目		観測項目	検定結果	標高30m	風向別出現頻度	棄却項目なし	風速階級別出現頻度	棄却項目なし	標高80m	風向別出現頻度	棄却項目なし	風速階級別出現頻度	棄却項目1項目			<p>【大飯】個別解析による相違</p> <p>・大飯発電所は従来使用していた気象の代表性が失われたことから、被ばく評価において使用する気象年を変更したが、泊発電所は気象の代表性が失われていないことから記載不要。</p>
	観測項目	検定結果																											
標高30m	風向別出現頻度	棄却項目3項目																											
	風速階級別出現頻度	棄却項目1項目																											
標高80m	風向別出現頻度	棄却項目なし																											
	風速階級別出現頻度	棄却項目1項目																											
	観測項目	検定結果																											
標高30m	風向別出現頻度	棄却項目なし																											
	風速階級別出現頻度	棄却項目なし																											
標高80m	風向別出現頻度	棄却項目なし																											
	風速階級別出現頻度	棄却項目1項目																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉															女川原子力発電所2号炉															泊発電所3号炉															相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
表8：要却検定表（風向別出現頻度）（標高30m）（検定年：2009年、統計年：①2002年1月～2012年12月）															表9：要却検定表（風速階級別出現頻度）（標高30m）（検定年：2009年、統計年：①2002年1月～2012年12月）															表10：要却検定表（風向別出現頻度）（標高80m）（検定年：2009年、統計年：①2002年1月～2012年12月）															【大飯】個別解析による相違																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
風向	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	平均値	2009年	上	下	東	西	北	南	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	A	B	C	D	E	F	G	H	I

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		【大飯】個別解析による 相違											
						・大飯発電所は從来使用 していた気象の代表 性が失われたことか ら、被ばく評価におい て使用する気象年を 変更したが、泊発電所 は気象の代表性が失 われていないことか ら記載不要。											
						・大飯発電所は從來使用 していた気象の代表 性が失われたことか ら、被ばく評価におい て使用する気象年を 変更したが、泊発電所 は気象の代表性が失 われていないことか ら記載不要。											
表1.2：葉却換定表（風向別出現頻度）(標高 30m)(検定年：2009年、統計年：②2001年1月～2011年12月)																	
観測場所 : 大飯発電所 (標高約30m) 測定期間 : 風向別出現頻度 統計期間 : 2001年1月～2011年12月 検定年 : 2009年1月～2009年12月 単位 : %																	
風向	統計年		標準年														
2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	平均値	2009年	上層	下層	間	○標準 X検定	
N	15.79	12.77	19.29	15.49	17.54	19.43	17.55	18.48	16.26	15.51	16.7	16.63	21.59	11.59	11.99		
NE	8.93	8.21	7.06	7.89	7.67	9.54	8.38	7.79	8.2	6.74	8.6	7.67	9.56	6.11			
E	5.97	6.22	6.25	6.55	6.03	6.45	6.5	6.28	6.21	5.29	6.22	6.31	5.94	6.39			
SE	5.36	5.22	5.25	5.03	5.25	5.25	5.25	5.25	5.25	5.25	5.25	5.25	5.25	5.25			
S	5.30	5.31	5.41	5.39	5.26	5.33	5.31	5.37	5.36	5.36	5.36	5.36	5.37	5.26			
SW	9.21	1.51	0.65	0.70	0.93	0.72	0.36	0.62	0.64	0.63	0.64	0.73	1.27	0.41			
W	5.69	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44	5.44			
NW	24.04	6.51	20.78	21.02	25.99	23.87	26.5	25.54	26.14	23.14	22.39	25.81	27.75	25.65			
NEE	10.15	6.52	6.60	7.07	7.51	6.16	5.17	7.56	8.78	9.07	9.07	9.07	10.47	4.81			
SEW	2.53	3.55	2.99	2.95	3.57	2.28	2.28	2.73	3.2	3.14	3.3	2.91	4.25	1.92			
SWN	3.69	9.44	2.39	9.36	2.69	3.63	2.25	3.33	3.3	2.73	3.3	3.69	1.38				
W	1.79	1.39	0.81	1.18	1.15	1.14	0.91	1.07	1.11	1.11	1.11	1.11	1.79	0.69			
SWE	1.47	2.66	0.92	1.62	0.01	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	2.04	0.25			
ENE	4.45	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	4.45	1.70			
WNW	17.24	17.04	14.33	16.74	16.19	9.38	9.38	9.73	9.04	8.91	10.59	9.97	14.81	6.36			
	9.74	1.51	2.21	2.09	1.98	2.23	1.99	2.32	2.51	2.18	2.03	4.04	6.29	0.96			
表1.3：葉却換定表（風速階級別出現頻度）(標高 30m)(検定年：2009年、統計年：②2001年1月～2011年12月)																	
観測場所 : 大飯発電所 (標高約30m) 測定期間 : 風速階級別出現頻度 統計期間 : 2001年1月～2011年12月 検定年 : 2009年1月～2009年12月 単位 : %																	
風速階級	統計年		標準年														
2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	平均値	2009年	上層	下層	間	○標準 X検定	
0.5~1.4	8.74	5.34	3.21	4.09	3.48	1.84	1.84	1.84	1.84	1.84	1.84	1.84	4.04	6.40	0.90		
1.5~2.4	16.78	13.03	15.84	16.64	14.54	15.89	16.46	16.43	16.69	15.31	17.62	17.62	11.41				
2.5~3.4	22.69	20.49	10.66	22.92	21.86	19.14	18.32	19.98	21.49	23.89	21.03	22.01	24.06	17.38			
3.5~4.4	12.42	19.62	12.95	10.72	14.46	12.82	12.82	14.98	15.24	15.06	15.06	15.06	12.25	15.45			
4.5~5.4	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97	19.97			
5.5~6.4	9.30	10.33	9.93	9.12	9.59	9.59	10.49	11.05	11.41	9.56	8.69	8.78	9.39	12.46	6.35		
6.5~7.4	5.04	6.68	5.98	6.70	5.84	6.90	6.10	10.24	5.53	5.53	6.51	6.47	10.31	2.92			
7.5~8.4	5.76	4.52	4.52	2.95	4.27	3.03	3.09	3.97	4.16	2.74	2.74	2.74	4.26	5.25	1.79		
8.5~9.4	1.90	1.70	2.46	1.02	2.14	2.41	2.18	1.06	2.42	1.88	1.88	1.88	1.37	2.96	0.94		
9.5~10.4	2.32	4.94	4.01	2.97	5.54	5.28	5.19	1.19	2.99	4.01	2.51	2.99	6.50	5.31			
(II) 測定期1a、2010年11月以降は標準型風速計、2010年12月以降はフリップフロータである。																	
表1.4：葉却換定表（風向別出現頻度）(標高 80m)(検定年：2009年、統計年：②2001年1月～2011年12月)																	
観測場所 : 大飯発電所 (標高約80m) 測定期間 : 風向別出現頻度 統計期間 : 2001年1月～2011年12月 検定年 : 2009年1月～2009年12月 単位 : %																	
風向	統計年		標準年														
2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	平均値	2009年	上層	下層	間	○標準 X検定	
N	11.12	8.59	8.44	8.35	8.57	11.47	9.63	9.26	9.13	7.87	9.55	9.76	11.59	6.59			
NE	1.93	1.69	1.11	4.45	1.50	6.98	5.6	5.59	5.8	5.60	5.21	5.55	5.13	3.38			
E	4.81	4.81	2.05	2.39	2.91	2.40	2.40	2.52	2.52	2.50	2.50	2.50	2.50	1.45			
SE	2.97	4.37	4.41	5.63	3.90	3.14	3.63	3.53	4.01	2.5	3.42	3.94	4.94	1.87			
S	1.69	5.23	5.90	5.32	5.15	2.99	3.15	3.21	4.27	4.5	3.52	3.52	3.52	3.41			
SW	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24			
W	4.85	4.22	3.00	5.47	3.77	5.28	5.36	3.40	3.55	5.17	3.56	3.61	4.55	2.56			
WNW	5.11	4.31	4.28	4.37	4.84	4.01	4.28	3.90	3.98	5.63	4.31	4.53	5.82	3.38			
SWN	9.4	9.49	1.81	9.41	1.62	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	7.67	5.25			
SWW	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18			
	3.63	0.56	0.59	0.36	0.79	1.01	0.68	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	0.68	0.43		
(II) 測定期1a、2010年11月以降は標準型風速計、2010年12月以降はフリップフロータである。																	
表1.5：葉却換定表（風速階級別出現頻度）(標高 80m)(検定年：2009年、統計年：②2001年1月～2011年12月)																	
観測場所 : 大飯発電所 (標高約80m) 測定期間 : 風速階級別出現頻度 統計期間 : 2001年1月～2011年12月 検定年 : 2009年1月～2009年12月 単位 : %																	
風速階級	統計年		標準年														
2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	平均値	2009年	上層	下層	間	○標準 X検定	
0.0~1.4	9.03	9.46	9.71	9.14	9.45	9.65	6.36	8.75	7.65	8.17	7.56	8.21	9.61	5.63			
1.5~2.4	11.95	12.01	12.91	14.32	13.03	12.29	10.03	11.31	10.93	14.41	12.71	11.81	12.50	9.57			
2.5~3.4	18.40	15.49	15.21	15.61	14.63	12.92	12.89	13.05	17.10	14.85	13.85	13.31	18.26	11.45			
3.5~4.4	12.66	12.94	10.43	11.08	12.18	11.57	11.15	10.87	12.64	11.08	11.66	11.21	13.74	9.58			
4.5~5.4	9.58	9.26	8.81	9.41	8.86	9.56	9.18	9.06	8.18	9.61	9.61	9.18	10.17	7.03			
5.5~6.4	6.69	7.32	6.35	6.54	6.62	6.21	6.96	7.39	6.32	6.55	6.20	7.26	8.31	5.69			
7.5~8.4	3.63	3.69	3.57	3.98	3.61	4.02	4.77	4.14	4.18	3.86	4.09	4.21	4.92	3.29			
8.5~9.4	3.63	3.69	3.57	3.98	3.61	4.02	4.77	4.14	4.18	3.86	4.09	4.21	4.92	3.29			
9.5~10.4	11.62	11.98	15.11	11.78	10.27	14.06	6.10	10.65	10.93	8.73	12.98	16.61	20.31	5.67			
	11.62	11.98	15.11	11.78	10.27	14.06	6.10	10.65	10.93	8.73	12.98	16.61	20.31	5.67			
(II) 測定期1a、2010年11月以降は標準型風速計、2010年12月以降はフリップフロータである。																	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

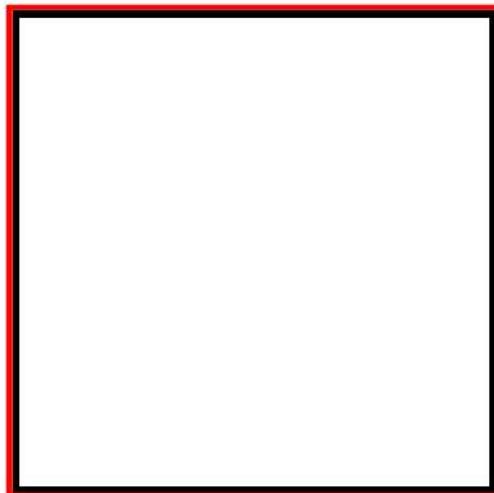
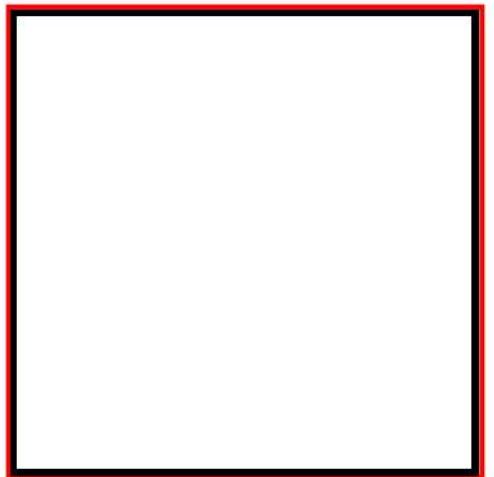
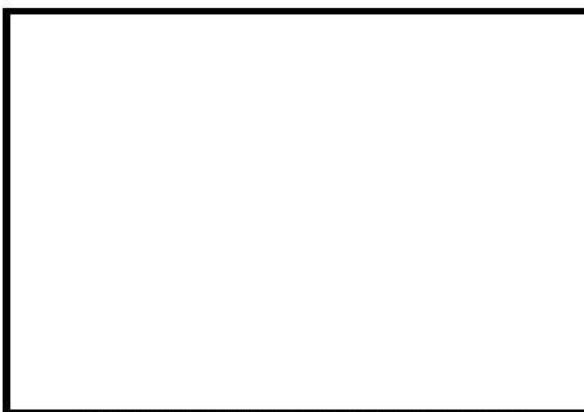
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 1-1-4</p> <p>線量評価に用いる大気拡散の評価について</p> <p>線量評価に用いる大気拡散の評価としては、実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値としている。また、着目方位としては、第1図に示すとおり、建屋による拡がりの影響を考慮し、複数の方位を対象としている。</p>  <p>第1図 室内作業時の評価対象方位(着目方位)の選定 (放出源：3号、4号／評価点：中央制御室中心)</p> <p>■ 内は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>(補足1) 線量評価に用いる大気拡散評価</p> <p>線量評価に用いる大気拡散の評価は、実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値としている。また、着目方位は、図1-2-1～図1-2-12に示すとおり、建屋による拡がりの影響を考慮し、複数方位を対象としている。</p>  <p>図1-2-1 原子炉冷却材喪失時の評価対象方位の選定 (放出点：排気筒、評価点：中央制御室中心)</p>  <p>図1-2-2 原子炉冷却材喪失時の評価対象方位の選定 (放出点：排気筒、評価点：中央制御室換気空調系給気口)</p> <p>■ 内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p>添付 1-4</p> <p>線量評価に用いる大気拡散の評価について</p> <p>線量評価に用いる大気拡散の評価は、実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい値から順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値としている。また、着目方位は、第1図から第3図に示すとおり、建屋による拡がりの影響を考慮し、複数方位を対象としている。</p>  <p>第1図 帶在時の評価対象方位の選定 (評価点：中央制御室中心)</p> <p>■ 内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>【大飯】女川審査実績の反映 【女川】図名称の相違</p> <p>【女川・大飯】個別解析による相違</p> <p>【女川】設計方針による相違 ・泊、大飯は外気を遮断するので、空調の給気口における選定条件は示していない（内規通り）。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図1-2-3 原子炉冷却材喪失時の評価対象方位の選定 (放出点：排気筒、評価点：出入管理所)  枠内の内容は防護上の観点から公開できません。	 第2図 入退城時の評価対象方位の選定(評価点：中央制御室入口)	 【女川・大飯】個別解析による相違
 内は機密に係る事項のため公開できません。	 図1-2-4 原子炉冷却材喪失時の評価対象方位の選定 (放出点：排気筒、評価点：制御建屋出入口)  枠内の内容は防護上の観点から公開できません。	 第3図 入退城時の評価対象方位の選定(評価点：出入管理建屋入口)	 【女川・大飯】個別解析による相違

第2図 入退城時の評価対象方位(着目方位)の選定  
(放出源：3号、4号／評価点：正門)

内は機密に係る事項のため公開できません。

第3図 入退城時の評価対象方位(着目方位)の選定  
(放出源：3号、4号／評価点：事務所入口)

内は機密に係る事項のため公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第4図 入退域時の評価対象方位(着目方位)の選定 (放出源: 3号、4号／評価点: 中央制御室入口)	 図1-2-5 主蒸気管破断時の評価対象方位の選定 (放出点: 原子炉建屋プローアウトパネル、評価点: 中央制御室中心)		<b>【大飯】</b> 評価条件の相違 ・大飯は入退域時の評価地点が泊より多い。
			<b>【女川】</b> 型式の相違 ・PWRである泊ではプローアウトパネルからの放出はない。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 1-2-6 主蒸気管破裂時の評価対象方位の選定 (放出点：原子炉建屋プローブアウトバルブ。評価点：中央制御室熱気空調系給気口)</p> <p>評価のみの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】型式の相違 ・PWRである泊ではプローブアウトバルブからの放出はない。</p>
	<p>図 1-2-7 主蒸気管破裂時の評価対象方位の選定 (放出点：原子炉建屋プローブアウトバルブ。評価点：出入管廻所)</p> <p>評価のみの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		
	<p>図 1-2-8 主蒸気管破裂時の評価対象方位の選定 (放出点：原子炉建屋プローブアウトバルブ。評価点：制御建屋出入口)</p> <p>評価のみの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

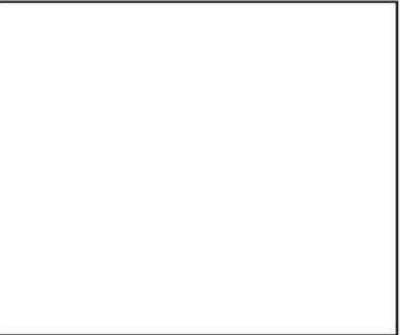
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 1-2-9 主蒸気管破断時の評価対象方位の選定    (放出点: タービン建屋プローアウトバネル、評価点: 中央制御室中心)</p> <p>枠内の内容は防護上の観点から公開できません。</p> <p>図 1-2-10 主蒸気管破断時の評価対象方位の選定    (放出点: タービン建屋プローアウトバネル、評価点: 中央制御室換気空調送給口)</p> <p>枠内の内容は防護上の観点から公開できません。</p> <p>図 1-2-11 主蒸気管破断時の評価対象方位の選定    (放出点: タービン建屋プローアウトバネル、評価点: 出入管理所)</p> <p>枠内の内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】型式の相違    • PWR である泊ではプローアウトバネルからの放出はない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図1-2-12 主蒸気管破裂時の評価対象方位の選定 (放出点: タービン建屋プローアウトパネル、評価点: 制御建屋出入口)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">説明の内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川】型式の相違 ・PWRである泊ではプローアウトパネルからの放出はない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 1-1-5 空気流入率試験結果について</p> <p>「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成21・07・27 原院第1号 平成21年8月12日）」の別添資料「原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」に基づき、<b>大飯3、4号機</b>中央制御室について平成20年6月に試験を実施した結果、空気流入率は最大で 0.17 回/h (<math>\pm 0.0047</math> (95%信頼限界値)) である。</p> <p>保全活動としては、中央制御室の気密性に影響する換気空調設備及び電気計装設備の定期的な点検等に加え、空気流入率試験（6年毎）を実施することにより、中央制御室の気密性の健全性を確認することとしている。</p> <p>なお、平成16年8月に弊社の美浜発電所3号機2次系配管破損事故において中央制御室に蒸気が進入した事象に鑑みて、大飯発電所3、4号機の中央制御室等の天井・壁・床面の貫通部シール等の点検・補修を行っており、結果は原子力安全・保安院からの調査指示文書に基づき報告している。</p> <p>また、運転開始前に中央制御室の空気流入率を測定する試験を実施し、中央制御室の居住性を確認する。</p> <p>空気流入率試験結果の詳細を次ページ以降に示す。</p>		<p>添付 1-5 空気流入率試験結果について</p> <p>「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成21・07・27 原院第1号 平成21年8月12日）」の別添資料「原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」に基づき、<b>泊3号炉</b>中央制御室について平成20年12月に試験を実施した結果、空気流入率は最大で 0.14 回/h (<math>\pm 0.0024</math> (95%信頼限界値)) である。</p> <p>保全活動としては、中央制御室の気密性に影響する換気空調設備及び電気計装設備の定期的な点検等に加え、空気流入率試験（6年毎）を実施することにより、中央制御室の気密性の健全性を確認することとしている。</p> <p>また、運転開始前に中央制御室の空気流入率を測定する試験を実施し、中央制御室の居住性を確認する。</p> <p>空気流入率試験結果の詳細を次ページ以降に示す。</p>	<p>女川は資料がないので 大飯と比較を実施</p> <p><b>【大飯】個別解析による相違</b></p> <p><b>【大飯】プラント固有の相違</b></p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

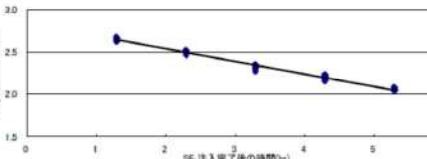
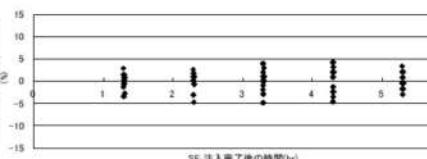
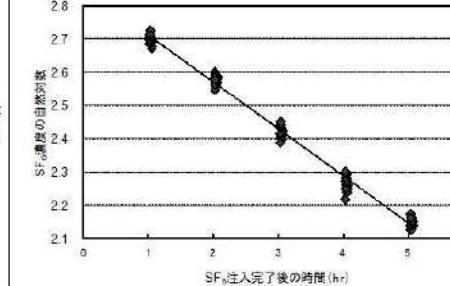
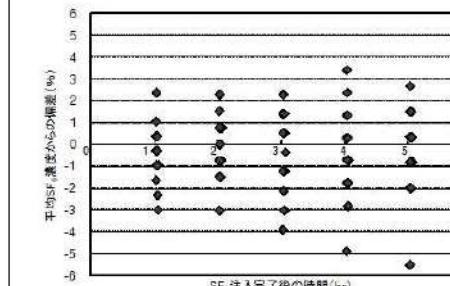
## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																																																																																															
大飯発電所3、4号機 中央制御室空気流入率測定試験結果					泊発電所3号炉 中央制御室空気流入率測定試験結果																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験日程</td><td colspan="2">平成20年6月3日～平成20年6月8日 (試験時のプラント状態：3号機 停止中、4号機 運転中)</td></tr> <tr> <td>空気流入率測定試験における均一化の程度</td><td>系 統</td><td>トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)</td></tr> <tr> <td></td><td>3 B、4 A系</td><td>-4.8～-4.3</td></tr> <tr> <td></td><td>3 A、4 B系</td><td>-9.0～-5.9</td></tr> <tr> <td>試験手法</td><td colspan="2">内規に定める空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施</td></tr> <tr> <td>適用条件</td><td>内 容</td><td>適用</td><td>備 考</td><td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験日程</td><td colspan="2">平成20年11月10日～平成20年11月21日 (試験時のプラント状態：建設中)</td></tr> <tr> <td>均一化の程度</td><td>系 統</td><td>トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)</td></tr> <tr> <td></td><td>A系</td><td>-5.5～-3.4</td></tr> <tr> <td></td><td>B系</td><td>-4.8～-3.1</td></tr> <tr> <td>試験手法</td><td colspan="2">原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施</td></tr> <tr> <td></td><td>内 容</td><td>適用</td><td>備 考</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>トレーサガス濃度測定値のばらつきが平均値の±10%以内か。</td><td>○</td><td>トレーサガス濃度測定値のバラツキが平均値の±10%以内か。</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>決定係数R<sup>2</sup>が0.90以上であること。</td><td>—</td><td>*均一化の目安を満足しているため不要</td><td>—</td><td>*均一化の目安を満足している</td></tr> <tr> <td>①中央制御室の空気流入率が、別区画に比べて小さいこと。</td><td>—</td><td>*均一化の目安を満足しているため不要</td><td>—</td><td>*1区画で構成されている</td></tr> <tr> <td>②特異点の除外が、1時点の全測定データ個数の10%以内であること。</td><td>—</td><td>*特異点の除外はない</td><td>—</td><td>*特異点の除去はない</td></tr> <tr> <td>③中央制御室以外の空気流入率が大きい区画に、立入規制等の管理的措置を各種マニュアル等に明記し、運転員へ周知すること。</td><td>—</td><td>*均一化の目安を満足しているため不要</td><td>—</td><td>*特定の区画を除外せず、全ての区画を包含するリーグ率で評価している</td></tr> <tr> <td>系 統 (3号機、4号機)</td><td>空気流入率 (±以下は95%信頼限界値)</td><td>決定係数R<sup>2</sup></td><td>系 統</td><td>空気流入率 (±以下は95%信頼限界値)</td><td>決定係数R<sup>2</sup></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>試験結果</td><td>3 B、4 A系</td><td>0.15回/h (±0.0039)</td><td>—</td><td>A系</td><td>0.14回/h (±0.0024)</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>3 A、4 B系</td><td>0.17回/h (±0.0047)</td><td>—</td><td>B系</td><td>0.13回/h (±0.0021)</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>特記事項</td><td colspan="5"></td><td>特記事項</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td></td><td colspan="5"></td><td></td><td colspan="3">【大飯】個別試験結果の相違</td></tr> </tbody> </table>	項目	内 容		試験日程	平成20年6月3日～平成20年6月8日 (試験時のプラント状態：3号機 停止中、4号機 運転中)		空気流入率測定試験における均一化の程度	系 統	トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)		3 B、4 A系	-4.8～-4.3		3 A、4 B系	-9.0～-5.9	試験手法	内規に定める空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施		適用条件	内 容	適用	備 考	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験日程</td><td colspan="2">平成20年11月10日～平成20年11月21日 (試験時のプラント状態：建設中)</td></tr> <tr> <td>均一化の程度</td><td>系 統</td><td>トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)</td></tr> <tr> <td></td><td>A系</td><td>-5.5～-3.4</td></tr> <tr> <td></td><td>B系</td><td>-4.8～-3.1</td></tr> <tr> <td>試験手法</td><td colspan="2">原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施</td></tr> <tr> <td></td><td>内 容</td><td>適用</td><td>備 考</td></tr> </tbody> </table>		項目	内 容		試験日程	平成20年11月10日～平成20年11月21日 (試験時のプラント状態：建設中)		均一化の程度	系 統	トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)		A系	-5.5～-3.4		B系	-4.8～-3.1	試験手法	原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施			内 容	適用	備 考	トレーサガス濃度測定値のばらつきが平均値の±10%以内か。	○	トレーサガス濃度測定値のバラツキが平均値の±10%以内か。	○		決定係数R <sup>2</sup> が0.90以上であること。	—	*均一化の目安を満足しているため不要	—	*均一化の目安を満足している	①中央制御室の空気流入率が、別区画に比べて小さいこと。	—	*均一化の目安を満足しているため不要	—	*1区画で構成されている	②特異点の除外が、1時点の全測定データ個数の10%以内であること。	—	*特異点の除外はない	—	*特異点の除去はない	③中央制御室以外の空気流入率が大きい区画に、立入規制等の管理的措置を各種マニュアル等に明記し、運転員へ周知すること。	—	*均一化の目安を満足しているため不要	—	*特定の区画を除外せず、全ての区画を包含するリーグ率で評価している	系 統 (3号機、4号機)	空気流入率 (±以下は95%信頼限界値)	決定係数R <sup>2</sup>	系 統	空気流入率 (±以下は95%信頼限界値)	決定係数R <sup>2</sup>				試験結果	3 B、4 A系	0.15回/h (±0.0039)	—	A系	0.14回/h (±0.0024)	—					3 A、4 B系	0.17回/h (±0.0047)	—	B系	0.13回/h (±0.0021)	—				特記事項						特記事項											【大飯】個別試験結果の相違		
項目	内 容																																																																																																																							
試験日程	平成20年6月3日～平成20年6月8日 (試験時のプラント状態：3号機 停止中、4号機 運転中)																																																																																																																							
空気流入率測定試験における均一化の程度	系 統	トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)																																																																																																																						
	3 B、4 A系	-4.8～-4.3																																																																																																																						
	3 A、4 B系	-9.0～-5.9																																																																																																																						
試験手法	内規に定める空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施																																																																																																																							
適用条件	内 容	適用	備 考	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験日程</td><td colspan="2">平成20年11月10日～平成20年11月21日 (試験時のプラント状態：建設中)</td></tr> <tr> <td>均一化の程度</td><td>系 統</td><td>トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)</td></tr> <tr> <td></td><td>A系</td><td>-5.5～-3.4</td></tr> <tr> <td></td><td>B系</td><td>-4.8～-3.1</td></tr> <tr> <td>試験手法</td><td colspan="2">原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施</td></tr> <tr> <td></td><td>内 容</td><td>適用</td><td>備 考</td></tr> </tbody> </table>		項目	内 容		試験日程	平成20年11月10日～平成20年11月21日 (試験時のプラント状態：建設中)		均一化の程度	系 統	トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)		A系	-5.5～-3.4		B系	-4.8～-3.1	試験手法	原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施			内 容	適用	備 考																																																																																													
項目	内 容																																																																																																																							
試験日程	平成20年11月10日～平成20年11月21日 (試験時のプラント状態：建設中)																																																																																																																							
均一化の程度	系 統	トレーサガス濃度測定値の場所によるバラツキ (測定値-平均値) / 平均値 (%)																																																																																																																						
	A系	-5.5～-3.4																																																																																																																						
	B系	-4.8～-3.1																																																																																																																						
試験手法	原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法のうち 「基本的な試験手順」／「全サンプリング点による試験手順」にて実施																																																																																																																							
	内 容	適用	備 考																																																																																																																					
トレーサガス濃度測定値のばらつきが平均値の±10%以内か。	○	トレーサガス濃度測定値のバラツキが平均値の±10%以内か。	○																																																																																																																					
決定係数R <sup>2</sup> が0.90以上であること。	—	*均一化の目安を満足しているため不要	—	*均一化の目安を満足している																																																																																																																				
①中央制御室の空気流入率が、別区画に比べて小さいこと。	—	*均一化の目安を満足しているため不要	—	*1区画で構成されている																																																																																																																				
②特異点の除外が、1時点の全測定データ個数の10%以内であること。	—	*特異点の除外はない	—	*特異点の除去はない																																																																																																																				
③中央制御室以外の空気流入率が大きい区画に、立入規制等の管理的措置を各種マニュアル等に明記し、運転員へ周知すること。	—	*均一化の目安を満足しているため不要	—	*特定の区画を除外せず、全ての区画を包含するリーグ率で評価している																																																																																																																				
系 統 (3号機、4号機)	空気流入率 (±以下は95%信頼限界値)	決定係数R <sup>2</sup>	系 統	空気流入率 (±以下は95%信頼限界値)	決定係数R <sup>2</sup>																																																																																																																			
試験結果	3 B、4 A系	0.15回/h (±0.0039)	—	A系	0.14回/h (±0.0024)	—																																																																																																																		
	3 A、4 B系	0.17回/h (±0.0047)	—	B系	0.13回/h (±0.0021)	—																																																																																																																		
特記事項						特記事項																																																																																																																		
							【大飯】個別試験結果の相違																																																																																																																	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

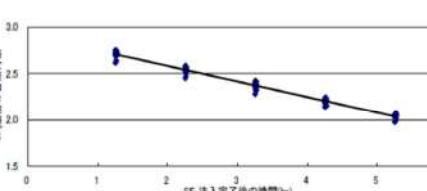
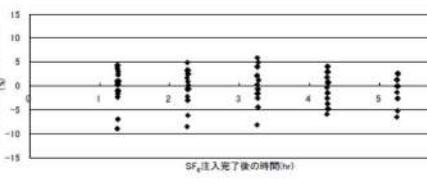
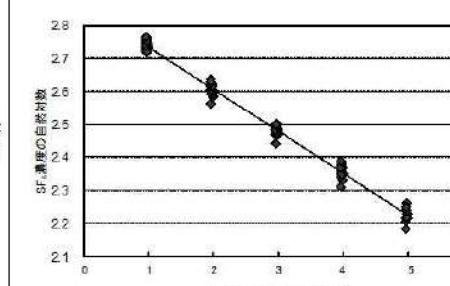
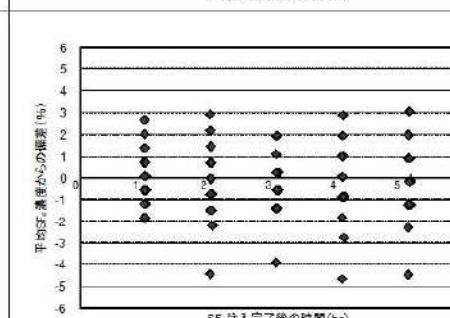
## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3, 4号機 中央制御室空気流入率測定試験結果</p> <p>3B、4A系 0.15回/h (<math>\pm 0.0039</math> (95%信頼限界値))</p>  <p>空気流入率及び95%信頼限界</p> <p>均一性</p> 		<p>泊3号炉 中央制御室空気流入率測定試験結果</p> <p>A系 0.14回/h (<math>\pm 0.0024</math> (95%信頼限界値))</p>  <p>空気流入率及び95%信頼限界値</p> <p>均一性</p> 	<p>【大飯】個別試験結果の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3, 4号機 中央制御室空気流入率測定試験結果</p> <p>3 A, 4 B系 0.17回/h (±0.0047 (95%信頼限界値))</p>  <p>空気流入率及び95%信頼限界</p> <p>均一性</p> 		<p>泊3号炉 中央制御室空気流入率測定試験結果</p> <p>卫系 0.13回/h (±0.0021 (95%信頼限界値))</p>  <p>空気流入率及び95%信頼限界値</p> <p>均一性</p> 	<p>【大飯】個別試験結果の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>中央制御室空気流入率測定試験方法の概要</p> <p>1. 中央制御室の空気流入率の試験方法          米国材料試験協会規格 ASTM E741-00(2006) 及び空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 116-2003 に規定された「濃度減衰法」に準拠して実施。          (濃度減衰法)          トーレーサガスを中央制御室バウンダリ内へ注入し、適切な時間間隔で濃度測定を実施。トーレーサガス濃度の対数をサンプリング時間に対してプロットし、その傾きを中央制御室の空気流入率とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <math display="block">\frac{V \times dC(t)}{dt} = S(t) - f \times C(t)</math> <math display="block">C(t) : \text{トーレーサガス濃度}</math> <math display="block">S(t) : \text{トーレーサガス注入量}</math> <math display="block">f : \text{空気流出量}</math> <math display="block">A : \text{空気流入率 (換気率)}</math> <math display="block">A = \frac{\ln C(t) - \ln C(t_0)}{t - t_0}</math> <math display="block">t_0 : \text{サンプリング開始時間}</math> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1"> <caption>測定点 A, B, C のデータ</caption> <thead> <tr> <th>測定点</th> <th>時間 (t)</th> <th>ln(C(t)/C(t0))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.5</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>3.0</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>2. 試験対象範囲 (NISA内規より抜粋)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>中央制御室バウンダリ（下図太線）内が対象</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>中央制御室バウンダリ（下図太線）内が対象</p> </div> </div>	測定点	時間 (t)	ln(C(t)/C(t0))	A	0.5	1.0	B	1.5	0.8	C	3.0	0.4
測定点	時間 (t)	ln(C(t)/C(t0))										
A	0.5	1.0										
B	1.5	0.8										
C	3.0	0.4										
<p>中央制御室空気流入率測定試験方法の概要</p> <p>1. 中央制御室の空気流入率の試験方法          米国材料試験協会規格 ASTM E741-00(2006) 及び空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 116-2003 に規定された「濃度減衰法」に準拠して実施。          (濃度減衰法)          トーレーサガスを中央制御室バウンダリ内へ注入し、適切な時間間隔で濃度測定を実施。トーレーサガス濃度の対数をサンプリング時間に対してプロットし、その傾きを中央制御室の空気流入率とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <math display="block">\frac{V \times dC(t)}{dt} = S(t) - f \times C(t)</math> <math display="block">C(t) : \text{トーレーサガス濃度}</math> <math display="block">S(t) : \text{トーレーサガス注入量}</math> <math display="block">f : \text{空気流出量}</math> <math display="block">A : \text{空気流入率 (換気率)}</math> <math display="block">A = \frac{\ln C(t) - \ln C(t_0)}{t - t_0}</math> <math display="block">t_0 : \text{サンプリング開始時間}</math> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1"> <caption>測定点 A, B, C のデータ</caption> <thead> <tr> <th>測定点</th> <th>時間 (t)</th> <th>ln(C(t)/C(t0))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.5</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>3.0</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>2. 試験対象範囲 (NISA 内規より抜粋)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>中央制御室バウンダリ（下図太線）内が対象</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>太線: 中央制御室バウンダリ</p> </div> </div>	測定点	時間 (t)	ln(C(t)/C(t0))	A	0.5	1.0	B	1.5	0.8	C	3.0	0.4
測定点	時間 (t)	ln(C(t)/C(t0))										
A	0.5	1.0										
B	1.5	0.8										
C	3.0	0.4										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(補足2) 気象資料の変更に伴う平常運転時における一般公衆の受け る線量と設計基準事故時における敷地境界外の線量につい て</p> <p>気象資料の変更に伴い、平常運転時における一般公衆の受けける線量 と設計基準事故時における敷地境界外の線量が変更となる。評価に当 たっては、2012年1月から2012年12月までの気象資料を用いて、各 種指針に基づき線量評価を実施した。具体的な評価結果について以下 に示す。</p> <p>1. 平常運転時における一般公衆の受けける線量      「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づ き、気体廃棄物中の希ガスからの<math>\gamma</math>線、液体廃棄物中に含まれる放射 性物質（よう素を除く）及び気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれ るよう素に起因する実効線量を、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量 目標値に対する評価指針」に従って評価する。</p> <p>1.1 実効線量の計算方法      女川2号炉の気象資料の変更に伴い、平常運転時における一般公衆 の受けける実効線量について、線量評価指針及び気象指針に基づき計算 している。      (1) 気体廃棄物中の放射性希ガスの<math>\gamma</math>線に起因する実効線量      気体廃棄物中の希ガスによる実効線量の計算は、放射性雲からの<math>\gamma</math> 線による外部被ばくを対象に行っている。計算に当たっては、蒸気式 空気抽出器及び換気系からの放出を連続放出、起動用真空ポンプから の放出を間欠放出とし、それぞれの放出モードにおける表1-2-5の希 ガスの年間放出量及びガンマ線実効エネルギーを用いて計算してい る。      気体廃棄物中の希ガスの濃度 <math>\chi(x', y', z')</math> (Bq/m<sup>3</sup>) は、気象指 針に規定される次の(1.1)式を用いて計算している。</p> $\chi(x', y', z') = \frac{Q}{2\pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \exp\left(-\frac{y'^2}{2\sigma_y^2}\right) \times \left[ \exp\left(-\frac{(z'-H)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z'+H)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right] \quad \dots \quad (1.1)$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>Q</math> : 放出率 (Bq/s)</li> <li><math>U</math> : 放出源高さを代表する風速 (m/s)</li> <li><math>H</math> : 放出源の有効高さ (m)</li> <li><math>\sigma_y</math> : 濃度分布の <math>y'</math> 方向の拡がりのパラメータ (m)</li> <li><math>\sigma_z</math> : 濃度分布の <math>z'</math> 方向の拡がりのパラメータ (m)</li> </ul>		<p>個別解析結果の相違      ・泊では気象資料の変 更はないため、本資料 は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>評価地点における希ガスによる空気カーマ率の計算は、線量評価指針に規定される次の(1.2)式を用いている。</p> $D = K_1 \cdot E \cdot \mu_{\text{en}} \int_0^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \int_0^{\infty} \frac{e^{-\mu r}}{4\pi r^3} \cdot B(\mu r) \cdot \chi(x', y', z') dx' dy' dz' \quad \dots \quad (1.2)$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>D</math> : 計算地点(<math>x, y, 0</math>)における空気カーマ率 (<math>\mu \text{ Gy/h}</math>)</li> <li><math>K_1</math> : 空気カーマ率への換算係数 (<math>\frac{\text{dis}\cdot\text{m}^4 \cdot \mu\text{Gy}}{\text{MeV}\cdot\text{Bq}\cdot\text{h}}</math>)</li> <li><math>E</math> : <math>\gamma</math>線の実効エネルギー (MeV/dis)</li> <li><math>\mu_{\text{en}}</math> : 空気にに対する <math>\gamma</math>線の線エネルギー吸収係数 (<math>\text{m}^{-1}</math>)</li> <li><math>\mu</math> : 空気にに対する <math>\gamma</math>線の線減衰係数 (<math>\text{m}^{-1}</math>)</li> <li><math>r</math> : 放射性雲中の点(<math>x', y', z'</math>)から計算地点(<math>x, y, 0</math>)までの距離 (m)</li> <li><math>B(\mu r)</math> : 空気にに対する <math>\gamma</math>線の再生係数</li> </ul> $B(\mu r) = 1 + \alpha(\mu r) + \beta(\mu r)^2 + \gamma(\mu r)^3$ <p>ただし、<math>\mu_{\text{en}}, \mu, \alpha, \beta, \gamma</math>については、0.5MeVの <math>\gamma</math>線に対する値を用い、以下のとおりとする。</p> $\mu_{\text{en}} = 3.84 \times 10^{-3} \text{ (m}^{-1}\text{)} \quad \mu = 1.05 \times 10^{-2} \text{ (m}^{-1}\text{)}$ $\alpha = 1.000 \quad \beta = 0.4492 \quad \gamma = 0.0038$ <p>計算地点における年間の実効線量は、計算地点を含む方位及びその隣接方位に向かう放射性雲の <math>\gamma</math>線からの空気カーマを合計して、次式により計算する。</p> $H_{\gamma} = K_2 \cdot f_h \cdot f_o (\bar{D}_L + \bar{D}_{L-1} + \bar{D}_{L+1})$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>H_{\gamma}</math> : 計算地点における実効線量 (<math>\mu \text{ Sv/y}</math>)</li> <li><math>K_2</math> : 空気カーマから実効線量への換算係数 (<math>\mu \text{ Sv}/\mu \text{ Gy}</math>)</li> <li><math>f_h</math> : 家屋の遮へい係数</li> <li><math>f_o</math> : 居住係数</li> <li><math>\bar{D}_L, \bar{D}_{L-1}, \bar{D}_{L+1}</math> : 計算地点を含む方位 (<math>L</math>) 及びその隣接方位に向かう放射性雲による年間平均の <math>\gamma</math>線による空気カーマ (<math>\mu \text{ Gy/y}</math>)。これらは(1.2)式から得られる空気カーマ率 <math>D</math>を放出モード、大気安定度別風向分布及び風速分布を考慮して年間について積算して求める。</li> </ul> <p>線量の計算は、1号炉排気筒を中心として16方位に分割した陸側13方位の周辺監視区域境界外での希ガス <math>\gamma</math>線による実効線量が最大となる地点での線量を求める。</p> <p>これらの地点は、図1-2-13に示す。</p>		<p>個別解析結果の相違    ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 液体廃棄物中に含まれる放射性物質(よう素を除く)に起因する実効線量      液体廃棄物中に含まれる放射性物質(よう素を除く)に起因する実効線量は、気象資料の変更に依存しないことから実効線量の評価結果に変更はない。</p> <p>(3) 放射性よう素に起因する実効線量      よう素による実効線量の計算は、気体廃棄物及び液体廃棄物中のよう素に着目し、成人、幼児及び乳児がそれぞれ呼吸、葉菜、牛乳及び海産物を介してよう素を摂取する場合の内部被ばくを対象に行ってい      る。</p> <p>a. 気体廃棄物中のよう素による実効線量      気体廃棄物中のよう素の地上空気中濃度は、蒸気式空気抽出器及び換気系からの放出を連続放出、起動用真空ポンプからの放出を間欠放出とし、それぞれの放出モードにおける表1-2-5のよう素の年間放出量を用いて計算している。      気体廃棄物中のよう素の濃度<math>\bar{x}</math>は、(1.1)式を用い、隣接方位からの寄与も考慮して、次の(1.3)式により計算する。</p> $\bar{x} = \sum_j \bar{x}_{jL} + \sum_j \bar{x}_{j,L-1} + \sum_j \bar{x}_{j,L+1} \quad \dots \quad (1.3)$ <p>ここで、  <math>j</math> : 大気安定度(A～F)  <math>L</math> : 計算地点を含む方位</p> <p>気体廃棄物中のよう素による実効線量は、濃度が最大となる地点の年平均地上空気中濃度を用いて、線量評価指針に従い、計算している。</p> <p>b. 液体廃棄物中に含まれる放射性よう素に起因する実効線量      液体廃棄物中に含まれる放射性よう素に起因する実効線量は、気象資料の変更に依存しないことから実効線量の評価結果に変更はない。</p> <p>c. 気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれる放射性よう素を同時に摂取する場合の実効線量      1号、2号及び3号炉からの気体廃棄物中及び液体廃棄物中のよう素を同時に摂取する場合の実効線量は線量評価指針に従い評価を行っている。このうち、気体廃棄物中のよう素の起因する実効線量はa.と同様に評価した空气中濃度を用いて評価を実施している。</p>		<p>個別解析結果の相違      ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

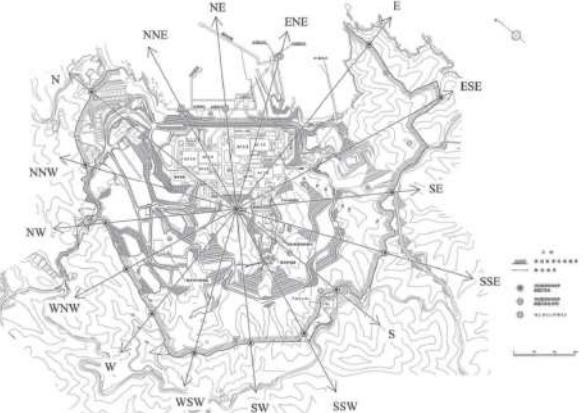
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2 計算結果</p> <p>1号、2号及び3号炉からの気体廃棄物中の放射性希ガスのγ線に起因する実効線量、液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量及び放射性よう素に起因する実効線量を以下に示す。</p> <p>(1) 気体廃棄物中の放射性希ガスのγ線に起因する実効線量 周辺監視区域境界外陸側13方位並びに参考として海側3方位について希ガスのγ線による実効線量の計算を行った結果は、表1-2-6に示すとおりである。陸側13方位の周辺監視区域境界外のうち、1号、2号及び3号炉からの希ガスのγ線による実効線量が最大となるのは1号炉排気筒の南東約790mの周辺監視区域境界(敷地境界)であり、その実効線量は年間約<math>13\mu\text{Sv}</math>である。</p> <p>(2) 液体廃棄物中に含まれる放射性物質(よう素を除く)に起因する実効線量 液体廃棄物中に含まれる放射性物質(よう素を除く)に起因する実効線量は、気象資料の変更に依存しないことから変更はなく、約<math>0.9\mu\text{Sv}/\text{y}</math>である。</p> <p>(3) 放射性よう素に起因する実効線量</p> <p>a. 気体廃棄物中のよう素による実効線量 敷地境界外陸側13方位で気体廃棄物中に含まれるよう素の年平均地上空気中濃度が最大となる地点は、1号炉排気筒の南東約790mであり、この地点におけるよう素-131及びよう素-133の年平均地上空気中濃度の計算結果を、表1-2-7に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉合計でそれぞれ約<math>4.5 \times 10^{-10}\text{Bq}/\text{cm}^3</math>及び約<math>8.5 \times 10^{-10}\text{Bq}/\text{cm}^3</math>である。 気体廃棄物中のよう素による実効線量は幼児が最大となり約<math>2.0\mu\text{Sv}/\text{y}</math>である。(表1-2-8)</p> <p>b. 液体廃棄物中に含まれる放射性よう素に起因する実効線量 液体廃棄物中に含まれる放射性よう素に起因する実効線量は、気象資料の変更に依存しないことから変更はなく、実効線量は海藻類を摂取する場合の乳児が最大となり約<math>0.006\mu\text{Sv}/\text{y}</math>である。</p> <p>c. 気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれる放射性よう素を同時に摂取する場合の実効線量 気体廃棄物及び液体廃棄物中のよう素による実効線量は、海藻類を摂取しない場合の幼児が最大となり約<math>2.0\mu\text{Sv}/\text{y}</math>である。(表1-2-9) したがって、周辺監視区域境界外における1号、2号及び3号炉からの気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量、液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、それぞれ約<math>13\mu\text{Sv}/\text{y}</math>、約<math>0.9\mu\text{Sv}/\text{y}</math>及び約<math>2.0\mu\text{Sv}/\text{y}</math>となり、合計約<math>16\mu\text{Sv}/\text{y}</math>である。 これらの値は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する</p>		<p>個別解析結果の相違 ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>指針」に示される線量目標値の <math>50 \mu \text{Sv}/\text{y}</math> を下回る。</p>  <p>図1-2-15 風量評価地点</p> <p>表1-2-5 希ガス及びよう素の年間放出量(原子炉1基当たり)</p> <table border="1" data-bbox="729 706 1246 881"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1号炉排気筒</th> <th>2号炉及び3号炉 排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">連続 放出</td> <td>希ガス放出率(Bq/s)</td> <td>約<math>1.1 \times 10^7</math></td> <td>約<math>3.6 \times 10^7</math></td> </tr> <tr> <td>γ線実効エネルギー(MeV)</td> <td>約<math>2.5 \times 10^{-4}</math></td> <td>約<math>2.2 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間欠 放出</td> <td>希ガス放出率(Bq/s)</td> <td>約<math>1.4 \times 10^{11}</math></td> <td>約<math>4.6 \times 10^{11}</math></td> </tr> <tr> <td>γ線実効エネルギー(MeV)</td> <td>約<math>2.5 \times 10^{-4}</math></td> <td>約<math>2.5 \times 10^{-4}</math></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="729 913 1246 1056"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">放出率(Bq/s)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">連続 放出</th> <th></th> <th>1号炉排気筒</th> <th>2号炉及び3号炉 排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>\text{m}_1</math></td> <td>約<math>2.5 \times 10^3</math></td> <td>約<math>6.0 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td><math>\text{m}_2</math></td> <td>約<math>5.1 \times 10^3</math></td> <td>約<math>1.0 \times 10^4</math></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="729 1087 1246 1230"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">年間放出率(Bq/y)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">間欠 放出</th> <th></th> <th>1号炉排気筒</th> <th>2号炉及び3号炉 排気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>\text{m}_1</math></td> <td>約<math>4.4 \times 10^8</math></td> <td>約<math>1.5 \times 10^9</math></td> </tr> <tr> <td><math>\text{m}_2</math></td> <td>約<math>4.4 \times 10^8</math></td> <td>約<math>1.5 \times 10^9</math></td> </tr> </tbody> </table>			1号炉排気筒	2号炉及び3号炉 排気筒	連続 放出	希ガス放出率(Bq/s)	約 $1.1 \times 10^7$	約 $3.6 \times 10^7$	γ線実効エネルギー(MeV)	約 $2.5 \times 10^{-4}$	約 $2.2 \times 10^{-4}$	間欠 放出	希ガス放出率(Bq/s)	約 $1.4 \times 10^{11}$	約 $4.6 \times 10^{11}$	γ線実効エネルギー(MeV)	約 $2.5 \times 10^{-4}$	約 $2.5 \times 10^{-4}$			放出率(Bq/s)		連続 放出		1号炉排気筒	2号炉及び3号炉 排気筒	$\text{m}_1$	約 $2.5 \times 10^3$	約 $6.0 \times 10^3$	$\text{m}_2$	約 $5.1 \times 10^3$	約 $1.0 \times 10^4$			年間放出率(Bq/y)		間欠 放出		1号炉排気筒	2号炉及び3号炉 排気筒	$\text{m}_1$	約 $4.4 \times 10^8$	約 $1.5 \times 10^9$	$\text{m}_2$	約 $4.4 \times 10^8$	約 $1.5 \times 10^9$		<p>個別解析結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</li> </ul>
		1号炉排気筒	2号炉及び3号炉 排気筒																																														
連続 放出	希ガス放出率(Bq/s)	約 $1.1 \times 10^7$	約 $3.6 \times 10^7$																																														
	γ線実効エネルギー(MeV)	約 $2.5 \times 10^{-4}$	約 $2.2 \times 10^{-4}$																																														
間欠 放出	希ガス放出率(Bq/s)	約 $1.4 \times 10^{11}$	約 $4.6 \times 10^{11}$																																														
	γ線実効エネルギー(MeV)	約 $2.5 \times 10^{-4}$	約 $2.5 \times 10^{-4}$																																														
		放出率(Bq/s)																																															
連続 放出		1号炉排気筒	2号炉及び3号炉 排気筒																																														
	$\text{m}_1$	約 $2.5 \times 10^3$	約 $6.0 \times 10^3$																																														
$\text{m}_2$	約 $5.1 \times 10^3$	約 $1.0 \times 10^4$																																															
		年間放出率(Bq/y)																																															
間欠 放出		1号炉排気筒	2号炉及び3号炉 排気筒																																														
	$\text{m}_1$	約 $4.4 \times 10^8$	約 $1.5 \times 10^9$																																														
$\text{m}_2$	約 $4.4 \times 10^8$	約 $1.5 \times 10^9$																																															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																												
	<p>表1-2-6 放射性ホガスのγ線に起因する実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">計測地点の方位</th> <th rowspan="3">1号炉 換気扇小室の距離 (m)</th> <th colspan="2">ホガスのγ線に起因する実効線量 (<math>\mu\text{Sv}/\text{y}</math>)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1～3号炉合計</th> </tr> <tr> <th>(変更前) 1991年1月から 1992年10月までの気象資料</th> <th>(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td><td>約890</td><td>約7.5×10<sup>-9</sup></td><td>約7.7×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>NNW</td><td>約750</td><td>約8.1×10<sup>-9</sup></td><td>約9.6×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>NW</td><td>約840</td><td>約7.9×10<sup>-9</sup></td><td>約8.6×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>WNW</td><td>約620</td><td>約7.9×10<sup>-9</sup></td><td>約8.8×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>W</td><td>約670</td><td>約6.8×10<sup>-9</sup></td><td>約6.6×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>WSW</td><td>約750</td><td>約5.1×10<sup>-9</sup></td><td>約6.9×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>SW</td><td>約950</td><td>約6.2×10<sup>-9</sup></td><td>約7.8×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>S SW</td><td>約680</td><td>約4.2×10<sup>-9</sup></td><td>約4.7×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>S</td><td>約640</td><td>約4.4×10<sup>-9</sup></td><td>約5.1×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>S SE</td><td>約700</td><td>約4.9×10<sup>-9</sup></td><td>約5.9×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>SE</td><td>約750</td><td>约1.1×10<sup>-9</sup></td><td>约1.3×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>E SE</td><td>約1,150</td><td>约1.0×10<sup>-9</sup></td><td>约9.2×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>E</td><td>約1,040</td><td>约6.9×10<sup>-9</sup></td><td>约6.5×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>E NE</td><td>約700</td><td>约6.5×10<sup>-9</sup></td><td>约6.1×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>NE</td><td>约490</td><td>约1.5×10<sup>-9</sup></td><td>约1.2×10<sup>-9</sup></td></tr> <tr> <td>NNE</td><td>约570</td><td>约1.7×10<sup>-9</sup></td><td>约1.4×10<sup>-9</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>表1-2-7 放射性ヨウ素の年平均地上空気中濃度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">1～3号炉 (合計)</th> <th rowspan="3">(変更前) 1991年1月から 1992年10月までの気象資料</th> <th colspan="3">年平均地上空気中濃度 (<math>\text{Bq}/\text{m}^3</math>)</th> </tr> <tr> <th>建設段出分</th> <th>開久段出分</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>約2.7×10<sup>-19</sup></th> <th>约1.9×10<sup>-19</sup></th> <th>约2.9×10<sup>-19</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料</td> <td>約5.2×10<sup>-19</sup></td> <td>约1.9×10<sup>-19</sup></td> <td>约5.4×10<sup>-19</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(変更前) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料</td> <td>约1.2×10<sup>-19</sup></td> <td>约3.0×10<sup>-19</sup></td> <td>约4.5×10<sup>-19</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料</td> <td>约8.2×10<sup>-19</sup></td> <td>约3.0×10<sup>-19</sup></td> <td>约8.5×10<sup>-19</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>表1-2-8 気体廃棄物中に含まれる放射性ヨウ素の年平均する実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">年齢 グループ</th> <th rowspan="4">済市経路</th> <th colspan="6">実効線量 (<math>\mu\text{Sv}/\text{y}</math>)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">1～3号炉 (合計)</th> <th colspan="3">2012年1月から 2012年12月までの気象資料</th> </tr> <tr> <th><math>m_1</math></th> <th><math>m_2</math></th> <th>合計</th> <th><math>m_1</math></th> <th><math>m_2</math></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">成人</td> <td>吸入</td> <td>约0.8×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.5×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.7×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>便器</td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.2×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.7×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.8×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>约1.1×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.1×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.2×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.2×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>约3.5×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.2×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.8×10<sup>-9</sup></td> <td>约3.4×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约3.7×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">幼児</td> <td>吸入</td> <td>约6.8×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.8×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.2×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.9×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.8×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>便器</td> <td>约2.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.6×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约3.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>约1.6×10<sup>-8</sup></td> <td>约4.4×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.5×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.6×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">乳化</td> <td>吸入</td> <td>约0.8×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.5×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.4×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.2×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>便器</td> <td>约2.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.6×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.6×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约3.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.3×10<sup>-9</sup></td> <td>约1.3×10<sup>-9</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>约1.6×10<sup>-8</sup></td> <td>约4.4×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.0×10<sup>-9</sup></td> <td>约0.5×10<sup>-9</sup></td> <td>约2.6×10<sup>-9</sup></td> </tr> </tbody> </table>	計測地点の方位	1号炉 換気扇小室の距離 (m)	ホガスのγ線に起因する実効線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )		1～3号炉合計		(変更前) 1991年1月から 1992年10月までの気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料	N	約890	約7.5×10 <sup>-9</sup>	約7.7×10 <sup>-9</sup>	NNW	約750	約8.1×10 <sup>-9</sup>	約9.6×10 <sup>-9</sup>	NW	約840	約7.9×10 <sup>-9</sup>	約8.6×10 <sup>-9</sup>	WNW	約620	約7.9×10 <sup>-9</sup>	約8.8×10 <sup>-9</sup>	W	約670	約6.8×10 <sup>-9</sup>	約6.6×10 <sup>-9</sup>	WSW	約750	約5.1×10 <sup>-9</sup>	約6.9×10 <sup>-9</sup>	SW	約950	約6.2×10 <sup>-9</sup>	約7.8×10 <sup>-9</sup>	S SW	約680	約4.2×10 <sup>-9</sup>	約4.7×10 <sup>-9</sup>	S	約640	約4.4×10 <sup>-9</sup>	約5.1×10 <sup>-9</sup>	S SE	約700	約4.9×10 <sup>-9</sup>	約5.9×10 <sup>-9</sup>	SE	約750	约1.1×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	E SE	約1,150	约1.0×10 <sup>-9</sup>	约9.2×10 <sup>-9</sup>	E	約1,040	约6.9×10 <sup>-9</sup>	约6.5×10 <sup>-9</sup>	E NE	約700	约6.5×10 <sup>-9</sup>	约6.1×10 <sup>-9</sup>	NE	约490	约1.5×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>	NNE	约570	约1.7×10 <sup>-9</sup>	约1.4×10 <sup>-9</sup>	1～3号炉 (合計)	(変更前) 1991年1月から 1992年10月までの気象資料	年平均地上空気中濃度 ( $\text{Bq}/\text{m}^3$ )			建設段出分	開久段出分	合計	約2.7×10 <sup>-19</sup>	约1.9×10 <sup>-19</sup>	约2.9×10 <sup>-19</sup>		(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料	約5.2×10 <sup>-19</sup>	约1.9×10 <sup>-19</sup>	约5.4×10 <sup>-19</sup>		(変更前) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料	约1.2×10 <sup>-19</sup>	约3.0×10 <sup>-19</sup>	约4.5×10 <sup>-19</sup>		(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料	约8.2×10 <sup>-19</sup>	约3.0×10 <sup>-19</sup>	约8.5×10 <sup>-19</sup>	年齢 グループ	済市経路	実効線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )						1～3号炉 (合計)			2012年1月から 2012年12月までの気象資料			$m_1$	$m_2$	合計	$m_1$	$m_2$	合計	成人	吸入	约0.8×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.0×10 <sup>-9</sup>	约1.5×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约1.7×10 <sup>-9</sup>	便器	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约0.6×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>	约1.7×10 <sup>-9</sup>	约0.3×10 <sup>-9</sup>	约1.8×10 <sup>-9</sup>	牛乳	约1.1×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>	约1.1×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>	约0.6×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>	合計	约3.5×10 <sup>-9</sup>	约2.2×10 <sup>-9</sup>	约2.8×10 <sup>-9</sup>	约3.4×10 <sup>-9</sup>	约0.3×10 <sup>-9</sup>	约3.7×10 <sup>-9</sup>	幼児	吸入	约6.8×10 <sup>-9</sup>	约2.8×10 <sup>-9</sup>	约2.2×10 <sup>-9</sup>	约1.9×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.8×10 <sup>-9</sup>	便器	约2.6×10 <sup>-9</sup>	约1.6×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约0.6×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>	牛乳	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约3.0×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约0.3×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	合計	约1.6×10 <sup>-8</sup>	约4.4×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约0.5×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>	乳化	吸入	约0.8×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.0×10 <sup>-9</sup>	约1.5×10 <sup>-9</sup>	约0.4×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>	便器	约2.6×10 <sup>-9</sup>	约1.6×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约0.6×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>	牛乳	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约3.0×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约0.3×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	合計	约1.6×10 <sup>-8</sup>	约4.4×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约0.5×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>	<p>個別解析結果の相違 ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>
計測地点の方位	1号炉 換気扇小室の距離 (m)			ホガスのγ線に起因する実効線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )																																																																																																																																																																																																											
				1～3号炉合計																																																																																																																																																																																																											
		(変更前) 1991年1月から 1992年10月までの気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料																																																																																																																																																																																																												
N	約890	約7.5×10 <sup>-9</sup>	約7.7×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
NNW	約750	約8.1×10 <sup>-9</sup>	約9.6×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
NW	約840	約7.9×10 <sup>-9</sup>	約8.6×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
WNW	約620	約7.9×10 <sup>-9</sup>	約8.8×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
W	約670	約6.8×10 <sup>-9</sup>	約6.6×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
WSW	約750	約5.1×10 <sup>-9</sup>	約6.9×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
SW	約950	約6.2×10 <sup>-9</sup>	約7.8×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
S SW	約680	約4.2×10 <sup>-9</sup>	約4.7×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
S	約640	約4.4×10 <sup>-9</sup>	約5.1×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
S SE	約700	約4.9×10 <sup>-9</sup>	約5.9×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
SE	約750	约1.1×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
E SE	約1,150	约1.0×10 <sup>-9</sup>	约9.2×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
E	約1,040	约6.9×10 <sup>-9</sup>	约6.5×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
E NE	約700	约6.5×10 <sup>-9</sup>	约6.1×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
NE	约490	约1.5×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
NNE	约570	约1.7×10 <sup>-9</sup>	约1.4×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																												
1～3号炉 (合計)	(変更前) 1991年1月から 1992年10月までの気象資料	年平均地上空気中濃度 ( $\text{Bq}/\text{m}^3$ )																																																																																																																																																																																																													
		建設段出分	開久段出分	合計																																																																																																																																																																																																											
		約2.7×10 <sup>-19</sup>	约1.9×10 <sup>-19</sup>	约2.9×10 <sup>-19</sup>																																																																																																																																																																																																											
	(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料	約5.2×10 <sup>-19</sup>	约1.9×10 <sup>-19</sup>	约5.4×10 <sup>-19</sup>																																																																																																																																																																																																											
	(変更前) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料	约1.2×10 <sup>-19</sup>	约3.0×10 <sup>-19</sup>	约4.5×10 <sup>-19</sup>																																																																																																																																																																																																											
	(変更後) 2012年1月から 2012年12月までの気象資料	约8.2×10 <sup>-19</sup>	约3.0×10 <sup>-19</sup>	约8.5×10 <sup>-19</sup>																																																																																																																																																																																																											
年齢 グループ	済市経路	実効線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )																																																																																																																																																																																																													
		1～3号炉 (合計)			2012年1月から 2012年12月までの気象資料																																																																																																																																																																																																										
		$m_1$	$m_2$	合計	$m_1$	$m_2$	合計																																																																																																																																																																																																								
		成人	吸入	约0.8×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.0×10 <sup>-9</sup>	约1.5×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约1.7×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																						
便器	约1.3×10 <sup>-9</sup>		约0.6×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>	约1.7×10 <sup>-9</sup>	约0.3×10 <sup>-9</sup>	约1.8×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
牛乳	约1.1×10 <sup>-9</sup>		约2.6×10 <sup>-9</sup>	约1.1×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>	约0.6×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
合計	约3.5×10 <sup>-9</sup>		约2.2×10 <sup>-9</sup>	约2.8×10 <sup>-9</sup>	约3.4×10 <sup>-9</sup>	约0.3×10 <sup>-9</sup>	约3.7×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
幼児	吸入	约6.8×10 <sup>-9</sup>	约2.8×10 <sup>-9</sup>	约2.2×10 <sup>-9</sup>	约1.9×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.8×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
	便器	约2.6×10 <sup>-9</sup>	约1.6×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约0.6×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
	牛乳	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约3.0×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约0.3×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
	合計	约1.6×10 <sup>-8</sup>	约4.4×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约0.5×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
乳化	吸入	约0.8×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.0×10 <sup>-9</sup>	约1.5×10 <sup>-9</sup>	约0.4×10 <sup>-9</sup>	约1.2×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
	便器	约2.6×10 <sup>-9</sup>	约1.6×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约0.6×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
	牛乳	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约3.0×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>	约0.3×10 <sup>-9</sup>	约1.3×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								
	合計	约1.6×10 <sup>-8</sup>	约4.4×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约2.0×10 <sup>-9</sup>	约0.5×10 <sup>-9</sup>	约2.6×10 <sup>-9</sup>																																																																																																																																																																																																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>表1-2-9 気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれる放射性ヨウ素に起因する実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢 才～歳</th> <th colspan="2">液体廃棄物中に含まれる よう素に起因する 実効線量 (<math>\mu\text{Sv}/\text{y}</math>)</th> <th colspan="2">気体廃棄物中及び 液体廃棄物中に含まれる よう素を同時に摂取する 場合の実効線量 (<math>\mu\text{Sv}/\text{y}</math>)</th> </tr> <tr> <th>海藻類を摂取 する場合</th> <th>海藻類を摂取 しない場合</th> <th>海藻類を摂取 する場合</th> <th>海藻類を摂取 しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(変更前) 1991年11月から 1992年10月までの 気象資料</td> <td>成人 約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>1.9 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>2.8 \times 10^{-3}</math></td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>幼児 約<math>4.3 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>3.3 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>1.4 \times 10^{-4}</math></td> <td>約<math>1.7 \times 10^0</math></td> </tr> <tr> <td>(変更後) 2012年4月から 2012年12月までの 気象資料</td> <td>成人 約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>2.5 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>3.8 \times 10^{-3}</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td>幼児 約<math>4.3 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>3.3 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>1.7 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>2.0 \times 10^0</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td>乳児 約<math>5.3 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>2.5 \times 10^{-3}</math></td> <td>約<math>1.9 \times 10^{-4}</math></td> <td>約<math>1.4 \times 10^0</math></td> </tr> </tbody> </table>	年齢 才～歳	液体廃棄物中に含まれる よう素に起因する 実効線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )		気体廃棄物中及び 液体廃棄物中に含まれる よう素を同時に摂取する 場合の実効線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )		海藻類を摂取 する場合	海藻類を摂取 しない場合	海藻類を摂取 する場合	海藻類を摂取 しない場合	(変更前) 1991年11月から 1992年10月までの 気象資料	成人 約 $1.4 \times 10^{-3}$	約 $1.4 \times 10^{-3}$	約 $1.9 \times 10^{-3}$	約 $2.8 \times 10^{-3}$	(合計)	幼児 約 $4.3 \times 10^{-3}$	約 $3.3 \times 10^{-3}$	約 $1.4 \times 10^{-4}$	約 $1.7 \times 10^0$	(変更後) 2012年4月から 2012年12月までの 気象資料	成人 約 $1.4 \times 10^{-3}$	約 $1.4 \times 10^{-3}$	約 $2.5 \times 10^{-3}$	約 $3.8 \times 10^{-3}$		幼児 約 $4.3 \times 10^{-3}$	約 $3.3 \times 10^{-3}$	約 $1.7 \times 10^{-3}$	約 $2.0 \times 10^0$		乳児 約 $5.3 \times 10^{-3}$	約 $2.5 \times 10^{-3}$	約 $1.9 \times 10^{-4}$	約 $1.4 \times 10^0$		<p>個別解析結果の相違 ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>
年齢 才～歳	液体廃棄物中に含まれる よう素に起因する 実効線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )		気体廃棄物中及び 液体廃棄物中に含まれる よう素を同時に摂取する 場合の実効線量 ( $\mu\text{Sv}/\text{y}$ )																																		
	海藻類を摂取 する場合	海藻類を摂取 しない場合	海藻類を摂取 する場合	海藻類を摂取 しない場合																																	
(変更前) 1991年11月から 1992年10月までの 気象資料	成人 約 $1.4 \times 10^{-3}$	約 $1.4 \times 10^{-3}$	約 $1.9 \times 10^{-3}$	約 $2.8 \times 10^{-3}$																																	
(合計)	幼児 約 $4.3 \times 10^{-3}$	約 $3.3 \times 10^{-3}$	約 $1.4 \times 10^{-4}$	約 $1.7 \times 10^0$																																	
(変更後) 2012年4月から 2012年12月までの 気象資料	成人 約 $1.4 \times 10^{-3}$	約 $1.4 \times 10^{-3}$	約 $2.5 \times 10^{-3}$	約 $3.8 \times 10^{-3}$																																	
	幼児 約 $4.3 \times 10^{-3}$	約 $3.3 \times 10^{-3}$	約 $1.7 \times 10^{-3}$	約 $2.0 \times 10^0$																																	
	乳児 約 $5.3 \times 10^{-3}$	約 $2.5 \times 10^{-3}$	約 $1.9 \times 10^{-4}$	約 $1.4 \times 10^0$																																	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 設計基準事故時における敷地境界外の線量</p> <p>設計基準事故（以下、「事故」という。）時における敷地境界外の線量は、各種事故時において大気中へ放出される核分裂生成物の放出量を評価し、大気拡散係数を乗じて実効線量を計算している。具体的には以下の仮定に基づいて行う。</p> <p>① 敷地境界外の地表空気中濃度は、添付書類六の「2.5 安全解析に使用する気象条件」に記述する相対濃度に核分裂生成物の全放出量を乗じて求める。</p> <p>② 敷地境界外の希ガスによる<math>\gamma</math>線空気カーマは、添付書類六の「2.5 安全解析に使用する気象条件」に記述する相対線量に希ガスの全放出量を乗じて求める。</p> <p>女川2号炉の気象資料の変更に伴い、相対濃度と相対線量を再評価しており、これに伴って、事故時における敷地境界外の線量を再評価している。以下に評価方法及び評価結果について示す。</p> <p>2.1 大気拡散係数（相対濃度、相対線量）の評価</p> <p>事故時に放出される放射性物質が、敷地周辺の公衆に及ぼす影響を評価するに当たって、放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象条件については、現地における出現頻度からみて、これより悪い条件がめったに現れないと言えるものを選ばなければならない。</p> <p>そこで、線量等の評価に用いる放射性物質の相対濃度（以下「<math>\chi/Q</math>」という。）を、標高70m及び標高175mにおける2012年1月から2012年12月までの1年間の観測データを使用して求めた。すなわち、          (2.1) 式に示すように、風向、風速、大気安定度及び実効放出継続時間を考慮した<math>\chi/Q</math>を陸側方位について求め、方位別にその値の小さい方からの累積度数を年間のデータ数に対する出現頻度（%）として表することにする。横軸に<math>\chi/Q</math>を、縦軸に累積出現頻度をとり、着目方位ごとに<math>\chi/Q</math>の累積出現頻度分布を描き、この分布から、累積出現頻度が97%に当たる<math>\chi/Q</math>を方位別に求め、そのうち最大のものを安全解析に使用する相対濃度とする。</p> <p>ただし、<math>\chi/Q</math>の計算の着目地点は、各方位とも敷地境界までの距離とし、着目地点以遠で<math>\chi/Q</math>が最大になる場合は、その<math>\chi/Q</math>を着目地点における当該時刻の<math>\chi/Q</math>とする。</p>		<p>個別解析結果の相違          ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><math>\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \cdot \delta_i \quad \cdots \quad (2.1)</math></p> <p>ここで、</p> <p><math>\chi/Q</math> : 実効放出継続時間中の相対濃度 (<math>s/m^3</math>)  <math>T</math> : 実効放出継続時間 (h)  <math>(\chi/Q)_i</math> : 時刻 <math>i</math> における相対濃度 (<math>s/m^3</math>)  <math>\delta_i</math> : 時刻 <math>i</math> において風向が当該方位にあるとき  <math>\delta_i = 1</math>    時刻 <math>i</math> において風向が他の方位にあるとき  <math>\delta_i = 0</math></p> <p><math>(\chi/Q)_i</math> の計算に当たっては、短時間放出の場合、方位内で風向軸が一定と仮定して (2.2) 式で計算し、長時間放出の場合、当該方位における放射性物質の全量が一方位内のみに一様分布すると仮定して、(2.3) 式で計算する。</p> <p>短時間放出の場合、</p> $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_\mu \cdot \sigma_\nu \cdot U_i} \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_\mu^2}\right) \quad \cdots \quad (2.2)$ <p>長時間放出の場合、</p> $(\chi/Q)_i = \frac{2.032}{\sigma_\mu \cdot U_i \cdot x} \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_\nu^2}\right) \quad \cdots \quad (2.3)$ <p>ここで、</p> <p><math>\sigma_\mu</math> : 時刻 <math>i</math> における濃度分布の水平方向の拡がりのパラメータ (m)  <math>\sigma_\nu</math> : 時刻 <math>i</math> における濃度分布の高さ方向の拡がりのパラメータ (m)  <math>U_i</math> : 時刻 <math>i</math> における風速 (m/s)  <math>H</math> : 放出源の有効高さ (m)  <math>x</math> : 放出地点から着目地点までの距離 (m)</p> <p>方位別 <math>\chi/Q</math> の累積出現頻度を求めるとき、静穏の場合には風速を 0.5m/s として計算し、その風向は静穏出現前の風向を使用する。なお、放射性雲からの γ 線による空気カーマについては、<math>\chi/Q</math> の代わりに空間濃度分布と γ 線による空気カーマ計算モデルを組み合わせた相対線量(以下「D/Q」という。)を <math>\chi/Q</math> と同様な方法で求めて使用する。ただし、長時間放出の場合でも方位内で風向が一定と仮定して計算する。γ 線による空気カーマ計算には (1.2) 式を使用する。本原子炉の事故のうち、原子炉冷却材喪失は、大気中への放射性物質の放出が長時間継続するので、実効放出継続時間を 1 日とし、長時間放出の <math>(\chi/Q)_i</math> を使用して <math>\chi/Q</math> を求める。また、原子炉冷却材喪失以外の事故については、放射性物質が短時間に大気中に放出されるので、実効放出継続時間を 1 時間とし、短時間放出の <math>(\chi/Q)_i</math> を使用して <math>\chi/Q</math> を求める。計算に使用する風向、風速は、排気筒放出の場合は排気筒高さ付近の風を代表する標高 175m (地上高 71m) の風向、風速とする。また、タービン建屋から直接放出される場合は、地表付近の風を代表する標高 70m (地上高 10m) の風向、風速とする。なお、D/Q についても <math>\chi/Q</math> と同じ方法で求める。以上により、計算した安全評価に使用する <math>\chi/Q</math> 及び D/Q を表 1-2-10 に示す。</p>		<p>個別解析結果の相違    泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2 事故時の線量評価</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物処理施設の破損</p> <p>a. 評価方法</p> <p>敷地境界外における希ガスの<math>\gamma</math>線外部被ばくによる実効線量 <math>H_{\gamma}</math> (Sv) は、(2.4) 式で計算する。</p> $H_{\gamma} = K \cdot D/Q \cdot Q_{\gamma} \quad \dots \quad (2.4)$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>K</math> : 空気カーマから実効線量への換算係数 (<math>K=1 \text{ Sv/Gy}</math>)</li> <li><math>Q_{\gamma}</math> : 事故期間中の希ガスの大気放出量(Bq) (<math>\gamma</math>線実効エネルギー=0.5MeV 換算値)</li> </ul> <p>b. 評価結果</p> <p>放射性気体廃棄物処理施設の破損の場合、気象資料の変更に伴って <math>D/Q</math> の数値が変更とならないことから、実効線量に変更はなく、従前と同じく約 <math>1.1 \times 10^{-2} \text{ mSv}</math> のままである。</p> <p>(2) 主蒸気管破断</p> <p>a. 評価方法</p> <p>敷地境界外における実効線量は、次に述べる内部被ばくによる実効線量及び外部被ばくによる実効線量の和として計算する。</p> <p>(a) よう素の吸入による内部被ばく</p> <p>i. 主蒸気隔離弁閉止前</p> <p>流出した冷却材が外気中で完全蒸発し、半球状の蒸気雲になるものとする。この半球状の蒸気雲が風により地上を移動する際のよう素の内部被ばくによる実効線量 <math>H_{II}</math> (Sv) は、(2.5) 式で計算する。</p> $H_{II} = \frac{Q_I}{V} \cdot R \cdot H_{\infty} \cdot \frac{\alpha}{u} \quad \dots \quad (2.5)$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>Q_I</math> : よう素の放出量 (Bq) (I-131 等価量—小児実効線量係数換算)</li> <li><math>V</math> : 半球状の蒸気雲の体積 (<math>2.64 \times 10^6 \text{ m}^3</math>)</li> <li><math>R</math> : 呼吸率 (<math>\text{m}^3/\text{s}</math>)</li> </ul> <p>呼吸率 <math>R</math> は、事故期間が比較的短いことを考慮し、活動時の呼吸率 <math>0.31 \text{ m}^3/\text{h}</math> を秒当たりに換算して用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>H_{\infty}</math> : よう素 (I-131) を 1 Bq 吸入した場合の小児の実効線量 (<math>1.6 \times 10^{-7} \text{ Sv/Bq}</math>)</li> <li><math>\alpha</math> : 半球状の蒸気雲の直径 (216m)</li> <li><math>u</math> : 蒸気雲の移動の評価のための風速 (1m/s)</li> </ul> <p>なお、蒸気雲が敷地境界外に達するまでの間に核分裂生成物が崩壊することは考慮しない。</p>		<p>個別解析結果の相違    ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ii. 主蒸気隔離弁閉止後      よう素の内部被ばくによる実効線量 <math>H_{12}</math> (Sv) は、(2.6) 式で計算する。</p> $H_{12} = R \cdot H_a \cdot \chi / Q \cdot Q_t \quad \dots \quad (2.6)$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>R</math> : 呼吸率 (<math>\text{m}^3/\text{s}</math>)        呼吸率 <math>R</math> は、事故期間が比較的短いことを考慮し、活動時の呼吸率 <math>0.31\text{m}^3/\text{h}</math> を秒当たりに換算して用いる。</li> <li><math>H_a</math> : よう素 (I-131) を <math>1\text{Bq}</math> 吸入した場合の小児の実効線量  <math>(1.6 \times 10^{-7}\text{Sv/Bq})</math></li> <li><math>Q_t</math> : 事故期間中のよう素の大気放出量 (Bq)  <math>(\text{I}-131\text{等価量}-\text{小児実効線量係数換算})</math></li> </ul> <p>(b) 希ガス及びハロゲン等の<math>\gamma</math>線による外部被ばく</p> <p>i. 主蒸気隔離弁閉止前      半径 <math>r</math> の半球状の蒸気雲に核分裂生成物が一様に分布している場合、半球底部の中心点における希ガス及びハロゲン等の<math>\gamma</math>線外部被ばくによる実効線量 <math>H_{\gamma 1}</math> (Sv) は、(2.7) 式で計算する。</p> $H_{\gamma 1} = 6.2 \times 10^{-14} \frac{Q_t}{V} \cdot E_\gamma \cdot \frac{\alpha}{u} \cdot (1 - e^{-\mu r}) \quad \dots \quad (2.7)$ <p>ここで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><math>Q_t</math> : 蒸気雲中の核分裂生成物量 (Bq)  <math>(\gamma\text{線実効エネルギー}-0.5\text{MeV}\text{換算値})</math></li> <li><math>V</math> : 半球状の蒸気雲の体積 (<math>2.64 \times 10^6\text{m}^3</math>)</li> <li><math>E_\gamma</math> : <math>\gamma</math>線のエネルギー (0.5MeV)</li> <li><math>\mu</math> : 空気に対する<math>\gamma</math>線のエネルギー吸收係数 (<math>3.9 \times 10^{-3}/\text{m}</math>)</li> <li><math>\alpha</math> : 半球状の蒸気雲の直径 (216m)</li> <li><math>u</math> : 蒸気雲の移動の評価のための風速 (1 m/s)</li> </ul> <p>ii. 主蒸気隔離弁閉止後      主蒸気隔離弁閉止後、主蒸気隔離弁を通して漏えいしてくる希ガス及びハロゲン等の<math>\gamma</math>線外部被ばくによる実効線量 <math>H_{\gamma 2}</math> (Sv) は、「2.2(1) 放射性気体廃棄物処理施設の破損」において希ガスの<math>\gamma</math>線外部被ばくによる実効線量を求める際に用いた(2.4)式で計算する。</p> <p>b. 評価結果      上記の評価方法に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果は、表1-2-11のとおり約 <math>9.9 \times 10^{-2}\text{mSv}</math> である。      上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p>		<p>個別解析結果の相違    • 泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 燃料集合体の落下</p> <p>a. 評価方法</p> <p>敷地境界外における実効線量は、次に述べる内部被ばくによる実効線量及び外部被ばくによる実効線量の和として計算する。</p> <p>よう素の内部被ばくによる実効線量 <math>H_I</math> (Sv) は、「2.2 (2) 主蒸気管破断」において主蒸気隔離弁閉止後のような素の内部被ばくによる実効線量を求める際に用いた(2.6)式で計算する。</p> <p>また、希ガスの<math>\gamma</math>線外部被ばくによる実効線量 <math>H_\gamma</math> (Sv) は、「2.2 (1) 放射性気体廃棄物処理施設の破損」において、希ガスの<math>\gamma</math>線外部被ばくによる実効線量を求める際に用いた(2.4)式で計算する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>上記の評価前提に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果は、表1-2-12のとおり約 <math>3.9 \times 10^{-2}</math>mSv である。</p> <p>上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p> <p>(4) 原子炉冷却材喪失</p> <p>a. 評価方法</p> <p>敷地境界外における実効線量は、次に述べる内部被ばくによる実効線量及び外部被ばくによる実効線量の和として計算する。</p> <p>よう素の内部被ばくによる実効線量 <math>H_I</math> (Sv) は、「2.2 (2) 主蒸気管破断」において主蒸気隔離弁閉止後のような素の内部被ばくによる実効線量を求める際に用いた(2.6)式で計算する。ただし、呼吸率 R は事故期間が長いことを考慮し、1日平均の呼吸率 <math>5.16</math> (<math>m^3/d</math>) を用いる。</p> <p>また、希ガスの<math>\gamma</math>線外部被ばくによる実効線量 <math>H_\gamma</math> (Sv) は、「2.2 (1) 放射性気体廃棄物処理施設の破損」において、希ガスの<math>\gamma</math>線外部被ばくによる実効線量を求める際に用いた(2.4)式で計算する。</p> <p>また、直接線及びスカイシャイン線の外部被ばくによる実効線量は、直接線についてはQADコード、スカイシャイン線についてはANSI SN, G-33 コードにより求めた<math>\gamma</math>線空気カーマに換算係数 (1 Sv/Gy) を乗じて評価する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>上記の評価前提に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果は、表1-2-13のとおり約 <math>8.0 \times 10^{-5}</math>mSv である。</p> <p>上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p>		<p>個別解析結果の相違    ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>(5) 制御棒落下</p> <p>a. 評価方法</p> <p>敷地境界外における実効線量は次に述べる内部被ばくによる実効線量及び外部被ばくによる実効線量の和として計算する。</p> <p>よう素の内部被ばくによる実効線量 <math>H_1</math> (Sv) は、「2.2 (2) 主蒸気管破断」において主蒸気隔離弁閉止後のような素の内部被ばくによる実効線量を求める際に用いた(2.6)式で計算する。</p> <p>また、希ガスの <math>\gamma</math> 線外部被ばくによる実効線量 <math>H_\gamma</math> (Sv) は、「2.2 (1) 放射性気体廃棄物処理施設の破損」において、希ガスの <math>\gamma</math> 線外部被ばくによる実効線量を求める際に用いた(2.4)式で計算する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>上記の評価前提に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果は、表1-2-14のとおり約 <math>8.0 \times 10^{-3}</math>mSv である。</p> <p>上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p> <p>表1-2-10 安全評価に使用する相対濃度 (<math>\chi/Q</math>) 及び相対線量 (<math>D/Q</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放出条件</th> <th colspan="2">実効放出継続時間 1日</th> <th colspan="2">実効放出継続時間 1時間</th> <th colspan="2">実効放出継続時間 1時間</th> </tr> <tr> <th>放出位置</th> <th>排気筒</th> <th>放出位置</th> <th>タービン建屋</th> <th>放出位置</th> <th>排気筒</th> </tr> <tr> <th></th> <th><math>\chi/Q</math> (<math>s/m^3</math>)</th> <th><math>D/Q</math> (<math>Gy/Bq</math>)</th> <th><math>\chi/Q</math> (<math>s/m^3</math>)</th> <th><math>D/Q</math> (<math>Gy/Bq</math>)</th> <th><math>\chi/Q</math> (<math>s/m^3</math>)</th> <th><math>D/Q</math> (<math>Gy/Bq</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前<sup>#1</sup></td> <td><math>1.8 \times 10^{-8}</math></td> <td><math>7.6 \times 10^{-20}</math></td> <td><math>6.4 \times 10^{-8}</math></td> <td><math>2.6 \times 10^{-18}</math></td> <td><math>4.7 \times 10^{-8}</math></td> <td><math>1.3 \times 10^{-18}</math></td> </tr> <tr> <td>変更後<sup>#2</sup></td> <td><math>2.4 \times 10^{-8}</math></td> <td><math>9.3 \times 10^{-20}</math></td> <td><math>7.5 \times 10^{-8}</math></td> <td><math>3.1 \times 10^{-18}</math></td> <td><math>5.5 \times 10^{-8}</math></td> <td><math>1.3 \times 10^{-18}</math></td> </tr> <tr> <td>事故の種類</td> <td>○原子炉冷却材喪失</td> <td>○主蒸気管破断 (主蒸気隔離弁閉止後)</td> <td>○放射性気体廃棄物処理施設の破損</td> <td>○制御棒落下</td> <td>○燃料集合体の落下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>#1</sup> 1991年11月から1992年10月までの気象資料  <sup>#2</sup> 2012年1月から2012年12月までの気象資料</p>	放出条件	実効放出継続時間 1日		実効放出継続時間 1時間		実効放出継続時間 1時間		放出位置	排気筒	放出位置	タービン建屋	放出位置	排気筒		$\chi/Q$ ( $s/m^3$ )	$D/Q$ ( $Gy/Bq$ )	$\chi/Q$ ( $s/m^3$ )	$D/Q$ ( $Gy/Bq$ )	$\chi/Q$ ( $s/m^3$ )	$D/Q$ ( $Gy/Bq$ )	変更前 <sup>#1</sup>	$1.8 \times 10^{-8}$	$7.6 \times 10^{-20}$	$6.4 \times 10^{-8}$	$2.6 \times 10^{-18}$	$4.7 \times 10^{-8}$	$1.3 \times 10^{-18}$	変更後 <sup>#2</sup>	$2.4 \times 10^{-8}$	$9.3 \times 10^{-20}$	$7.5 \times 10^{-8}$	$3.1 \times 10^{-18}$	$5.5 \times 10^{-8}$	$1.3 \times 10^{-18}$	事故の種類	○原子炉冷却材喪失	○主蒸気管破断 (主蒸気隔離弁閉止後)	○放射性気体廃棄物処理施設の破損	○制御棒落下	○燃料集合体の落下				個別解析結果の相違 ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要
放出条件	実効放出継続時間 1日		実効放出継続時間 1時間		実効放出継続時間 1時間																																								
	放出位置	排気筒	放出位置	タービン建屋	放出位置	排気筒																																							
	$\chi/Q$ ( $s/m^3$ )	$D/Q$ ( $Gy/Bq$ )	$\chi/Q$ ( $s/m^3$ )	$D/Q$ ( $Gy/Bq$ )	$\chi/Q$ ( $s/m^3$ )	$D/Q$ ( $Gy/Bq$ )																																							
変更前 <sup>#1</sup>	$1.8 \times 10^{-8}$	$7.6 \times 10^{-20}$	$6.4 \times 10^{-8}$	$2.6 \times 10^{-18}$	$4.7 \times 10^{-8}$	$1.3 \times 10^{-18}$																																							
変更後 <sup>#2</sup>	$2.4 \times 10^{-8}$	$9.3 \times 10^{-20}$	$7.5 \times 10^{-8}$	$3.1 \times 10^{-18}$	$5.5 \times 10^{-8}$	$1.3 \times 10^{-18}$																																							
事故の種類	○原子炉冷却材喪失	○主蒸気管破断 (主蒸気隔離弁閉止後)	○放射性気体廃棄物処理施設の破損	○制御棒落下	○燃料集合体の落下																																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>表1-2-11 主蒸気管破断(設計基準事故)時の実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">実効線量 (aSv)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料</th> <th>(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス及びハロゲン等のγ線外部被ばくによる実効線量</td> <td>約5.0×10<sup>-3</sup></td> <td>約5.3×10<sup>-3</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素の内部被ばくによる実効線量</td> <td>約9.0×10<sup>-4</sup></td> <td>約9.4×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約9.5×10<sup>-3</sup></td> <td>約9.9×10<sup>-3</sup></td> </tr> </tbody> </table>		実効線量 (aSv)			(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料	希ガス及びハロゲン等のγ線外部被ばくによる実効線量	約5.0×10 <sup>-3</sup>	約5.3×10 <sup>-3</sup>	よう素の内部被ばくによる実効線量	約9.0×10 <sup>-4</sup>	約9.4×10 <sup>-4</sup>	合計	約9.5×10 <sup>-3</sup>	約9.9×10 <sup>-3</sup>		個別解析結果の相違 ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要			
	実効線量 (aSv)																				
	(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料																			
希ガス及びハロゲン等のγ線外部被ばくによる実効線量	約5.0×10 <sup>-3</sup>	約5.3×10 <sup>-3</sup>																			
よう素の内部被ばくによる実効線量	約9.0×10 <sup>-4</sup>	約9.4×10 <sup>-4</sup>																			
合計	約9.5×10 <sup>-3</sup>	約9.9×10 <sup>-3</sup>																			
	<p>表1-2-12 燃料集合体の落下時の実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">実効線量 (aSv)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料</th> <th>(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量</td> <td>約3.4×10<sup>-3</sup></td> <td>約3.4×10<sup>-3</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素の内部被ばくによる実効線量</td> <td>約4.6×10<sup>-4</sup></td> <td>約5.4×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約3.8×10<sup>-3</sup></td> <td>約3.9×10<sup>-3</sup></td> </tr> </tbody> </table>		実効線量 (aSv)			(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料	希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量	約3.4×10 <sup>-3</sup>	約3.4×10 <sup>-3</sup>	よう素の内部被ばくによる実効線量	約4.6×10 <sup>-4</sup>	約5.4×10 <sup>-4</sup>	合計	約3.8×10 <sup>-3</sup>	約3.9×10 <sup>-3</sup>					
	実効線量 (aSv)																				
	(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料																			
希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量	約3.4×10 <sup>-3</sup>	約3.4×10 <sup>-3</sup>																			
よう素の内部被ばくによる実効線量	約4.6×10 <sup>-4</sup>	約5.4×10 <sup>-4</sup>																			
合計	約3.8×10 <sup>-3</sup>	約3.9×10 <sup>-3</sup>																			
	<p>表1-2-13 原子炉冷却材喪失(設計基準事故)時の実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">実効線量 (aSv)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料</th> <th>(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量</td> <td>約4.3×10<sup>-3</sup></td> <td>約5.2×10<sup>-3</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素の内部被ばくによる実効線量</td> <td>約2.0×10<sup>-4</sup></td> <td>約2.6×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋原子炉棟内の核分裂生成物からの直接吸収及びスカイシャイン線による実効線量</td> <td>約1.9×10<sup>-4</sup></td> <td>約1.9×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約6.4×10<sup>-3</sup></td> <td>約8.0×10<sup>-3</sup></td> </tr> </tbody> </table>		実効線量 (aSv)			(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料	希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量	約4.3×10 <sup>-3</sup>	約5.2×10 <sup>-3</sup>	よう素の内部被ばくによる実効線量	約2.0×10 <sup>-4</sup>	約2.6×10 <sup>-4</sup>	原子炉建屋原子炉棟内の核分裂生成物からの直接吸収及びスカイシャイン線による実効線量	約1.9×10 <sup>-4</sup>	約1.9×10 <sup>-4</sup>	合計	約6.4×10 <sup>-3</sup>	約8.0×10 <sup>-3</sup>		
	実効線量 (aSv)																				
	(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料																			
希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量	約4.3×10 <sup>-3</sup>	約5.2×10 <sup>-3</sup>																			
よう素の内部被ばくによる実効線量	約2.0×10 <sup>-4</sup>	約2.6×10 <sup>-4</sup>																			
原子炉建屋原子炉棟内の核分裂生成物からの直接吸収及びスカイシャイン線による実効線量	約1.9×10 <sup>-4</sup>	約1.9×10 <sup>-4</sup>																			
合計	約6.4×10 <sup>-3</sup>	約8.0×10 <sup>-3</sup>																			
	<p>表1-2-14 制御棒落下時の実効線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">実効線量 (aSv)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料</th> <th>(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量</td> <td>約1.4×10<sup>-3</sup></td> <td>約1.4×10<sup>-3</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素の内部被ばくによる実効線量</td> <td>約5.7×10<sup>-4</sup></td> <td>約6.7×10<sup>-4</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約7.1×10<sup>-3</sup></td> <td>約8.0×10<sup>-3</sup></td> </tr> </tbody> </table>		実効線量 (aSv)			(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料	希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量	約1.4×10 <sup>-3</sup>	約1.4×10 <sup>-3</sup>	よう素の内部被ばくによる実効線量	約5.7×10 <sup>-4</sup>	約6.7×10 <sup>-4</sup>	合計	約7.1×10 <sup>-3</sup>	約8.0×10 <sup>-3</sup>					
	実効線量 (aSv)																				
	(変更前) 1991年11月から 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月から 2012年12月まで の気象資料																			
希ガスのγ線外部被ばくによる実効線量	約1.4×10 <sup>-3</sup>	約1.4×10 <sup>-3</sup>																			
よう素の内部被ばくによる実効線量	約5.7×10 <sup>-4</sup>	約6.7×10 <sup>-4</sup>																			
合計	約7.1×10 <sup>-3</sup>	約8.0×10 <sup>-3</sup>																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">参考1</p> <p>平常運転時における一般公衆の受ける実効線量が増加した理由及び よう素の年平均地上空気中濃度の最大地点が変化した理由について</p> <p>気象資料の変更に伴い、平常運転時における一般公衆の受ける実効 線量が増加した要因は1号炉排気筒から南東方向に対する風向出現頻 度が増加したことによるものである。第1表に変更前後における風向 出現頻度を示す。</p> <p>変更前において希ガスのγ線による実効線量が最大となるのは南 東、よう素による年平均地上空気中濃度が最大となる地点は東南東で あったが、風向出現頻度を見ると東南東の風向出現頻度は18.5%から 14.8%に低下しており、南東については9.6%から15.2%に増加してい る。</p> <p>また、年平均の空気カーマ及び地上空気中濃度計算は、風向別大氣 安定度別の空気カーマ率及び地上空気中濃度に、風向別大氣安定度別 風速逆数の総和を乗じたうえで、隣接3方位分の合計値として評価し ている。東南東、南東及びこれらの隣接方位について、風向別大氣安 定度別風速逆数の総和に対する気象資料の変更前後の比較表を第2表 に示す。気象資料の変更前に対して、変更後には全体的に南東方位を 中心とした数値が増加している。</p> <p>さらに線量評価地点までの距離は、南東は約790mであるのに対し、 東南東は約1,150mであり、南東の方が線量評価地点までの距離が近 い。一般的に線量評価地点までの距離が近いほど、大気安定度が安定側 (F側)よりも不安定側(A側)の線量への寄与が大きくなること から、不安定側(A側)の風速逆数の総和が増加したこと、南東約 790m地点がよう素の地上空気中濃度の最大地点になったものと考 える。</p> <p>以上のことから、希ガスのγ線による実効線量は増加し、よう素に よる年平均地上空気中濃度が最大となる地点が東南東から南東に変化 したものと考えられる。</p>		<p>個別解析結果の相違 ・泊では気象資料の変 更はないため、本資料 は作成不要</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添2）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																												
	<p>第1表 風向出現頻度に対する気象資料の変更前後比較表 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">風向</th> <th rowspan="2">風下方位</th> <th colspan="2">風向出現頻度</th> <th rowspan="2">差</th> </tr> <tr> <th>(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月まで の気象資料</th> <th>(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月まで の気象資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td><td>S</td><td>2.5</td><td>2.7</td><td>-0.2</td></tr> <tr> <td>NNE</td><td>SSW</td><td>3.5</td><td>3.1</td><td>-0.4</td></tr> <tr> <td>NE</td><td>SW</td><td>7.2</td><td>7.5</td><td>-0.3</td></tr> <tr> <td>ENE</td><td>WSW</td><td>4.4</td><td>6.8</td><td>+2.4</td></tr> <tr> <td>E</td><td>W</td><td>5.1</td><td>6.2</td><td>+1.1</td></tr> <tr> <td>ESE</td><td>WNW</td><td>2.5</td><td>3.5</td><td>+1.0</td></tr> <tr> <td>SE</td><td>NW</td><td>4.4</td><td>3.1</td><td>-1.3</td></tr> <tr> <td>SSE</td><td>NNW</td><td>4.0</td><td>4.1</td><td>+0.1</td></tr> <tr> <td>S</td><td>N</td><td>4.4</td><td>3.9</td><td>-0.5</td></tr> <tr> <td>SSW</td><td>NNE</td><td>9.2</td><td>5.8</td><td>-3.4</td></tr> <tr> <td>SW</td><td>NE</td><td>8.9</td><td>7.6</td><td>-0.7</td></tr> <tr> <td>WSW</td><td>ENE</td><td>7.1</td><td>4.4</td><td>-2.7</td></tr> <tr> <td>W</td><td><u>E</u> <u>(東)</u></td><td>2.9</td><td>2.2</td><td>-0.6</td></tr> <tr> <td>WNW</td><td><u>ESE</u> <u>(東南東)</u></td><td>16.3</td><td>14.8</td><td>-0.7</td></tr> <tr> <td>NW</td><td><u>SE</u> <u>(南東)</u></td><td>9.6</td><td>15.2</td><td>-0.6</td></tr> <tr> <td>NNW</td><td><u>SSE</u> <u>(南東東)</u></td><td>4.0</td><td>3.7</td><td>-0.7</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表 風向別大気密度別風速過積の結果に対する気象資料の変更前後比較表 (E, ESE, SE, SSE方位) (m/s)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">風下方位</th> <th rowspan="2">大気密度</th> <th colspan="6"></th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">E (東)</td> <td>(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月</td> <td>9.30</td> <td>49.37</td> <td>31.37</td> <td>55.67</td> <td>6.65</td> <td>81.57</td> </tr> <tr> <td>(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月</td> <td>15.90</td> <td>53.27</td> <td>5.67</td> <td>69.87</td> <td>4.36</td> <td>64.15</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>+6.6</td> <td>+6.7</td> <td>+0.2</td> <td>+14.2</td> <td>-2.29</td> <td>-17.42</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ESE (東南東)</td> <td>(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月</td> <td>3.99</td> <td>33.77</td> <td>29.29</td> <td>108.65</td> <td>17.46</td> <td>88.79</td> </tr> <tr> <td>(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月</td> <td>6.02</td> <td>51.78</td> <td>12.60</td> <td>96.06</td> <td>10.34</td> <td>102.99</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>+2.03</td> <td>+18.01</td> <td>-8.2</td> <td>-12.59</td> <td>-7.12</td> <td>+14.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S-E (南東)</td> <td>(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月</td> <td>3.55</td> <td>34.34</td> <td>9.90</td> <td>67.94</td> <td>3.36</td> <td>121.99</td> </tr> <tr> <td>(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月</td> <td>9.75</td> <td>56.31</td> <td>13.84</td> <td>83.23</td> <td>8.05</td> <td>128.76</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>+6.2</td> <td>+21.97</td> <td>-0.94</td> <td>+15.32</td> <td>+4.69</td> <td>+7.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SSE (南東東)</td> <td>(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月</td> <td>1.68</td> <td>10.14</td> <td>2.00</td> <td>40.83</td> <td>3.76</td> <td>48.80</td> </tr> <tr> <td>(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月</td> <td>2.31</td> <td>24.02</td> <td>0.56</td> <td>50.66</td> <td>1.76</td> <td>59.83</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>+0.63</td> <td>+5.48</td> <td>-1.44</td> <td>+9.87</td> <td>-2.00</td> <td>+11.01</td> </tr> </tbody> </table>	風向	風下方位	風向出現頻度		差	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月まで の気象資料	N	S	2.5	2.7	-0.2	NNE	SSW	3.5	3.1	-0.4	NE	SW	7.2	7.5	-0.3	ENE	WSW	4.4	6.8	+2.4	E	W	5.1	6.2	+1.1	ESE	WNW	2.5	3.5	+1.0	SE	NW	4.4	3.1	-1.3	SSE	NNW	4.0	4.1	+0.1	S	N	4.4	3.9	-0.5	SSW	NNE	9.2	5.8	-3.4	SW	NE	8.9	7.6	-0.7	WSW	ENE	7.1	4.4	-2.7	W	<u>E</u> <u>(東)</u>	2.9	2.2	-0.6	WNW	<u>ESE</u> <u>(東南東)</u>	16.3	14.8	-0.7	NW	<u>SE</u> <u>(南東)</u>	9.6	15.2	-0.6	NNW	<u>SSE</u> <u>(南東東)</u>	4.0	3.7	-0.7	風下方位	大気密度							A	B	C	D	E	F	E (東)	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月	9.30	49.37	31.37	55.67	6.65	81.57	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月	15.90	53.27	5.67	69.87	4.36	64.15	差	+6.6	+6.7	+0.2	+14.2	-2.29	-17.42	ESE (東南東)	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月	3.99	33.77	29.29	108.65	17.46	88.79	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月	6.02	51.78	12.60	96.06	10.34	102.99	差	+2.03	+18.01	-8.2	-12.59	-7.12	+14.2	S-E (南東)	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月	3.55	34.34	9.90	67.94	3.36	121.99	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月	9.75	56.31	13.84	83.23	8.05	128.76	差	+6.2	+21.97	-0.94	+15.32	+4.69	+7.77	SSE (南東東)	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月	1.68	10.14	2.00	40.83	3.76	48.80	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月	2.31	24.02	0.56	50.66	1.76	59.83	差	+0.63	+5.48	-1.44	+9.87	-2.00	+11.01	個別解析結果の相違 ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要
風向	風下方位			風向出現頻度			差																																																																																																																																																																																								
		(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月まで の気象資料	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月まで の気象資料																																																																																																																																																																																												
N	S	2.5	2.7	-0.2																																																																																																																																																																																											
NNE	SSW	3.5	3.1	-0.4																																																																																																																																																																																											
NE	SW	7.2	7.5	-0.3																																																																																																																																																																																											
ENE	WSW	4.4	6.8	+2.4																																																																																																																																																																																											
E	W	5.1	6.2	+1.1																																																																																																																																																																																											
ESE	WNW	2.5	3.5	+1.0																																																																																																																																																																																											
SE	NW	4.4	3.1	-1.3																																																																																																																																																																																											
SSE	NNW	4.0	4.1	+0.1																																																																																																																																																																																											
S	N	4.4	3.9	-0.5																																																																																																																																																																																											
SSW	NNE	9.2	5.8	-3.4																																																																																																																																																																																											
SW	NE	8.9	7.6	-0.7																																																																																																																																																																																											
WSW	ENE	7.1	4.4	-2.7																																																																																																																																																																																											
W	<u>E</u> <u>(東)</u>	2.9	2.2	-0.6																																																																																																																																																																																											
WNW	<u>ESE</u> <u>(東南東)</u>	16.3	14.8	-0.7																																																																																																																																																																																											
NW	<u>SE</u> <u>(南東)</u>	9.6	15.2	-0.6																																																																																																																																																																																											
NNW	<u>SSE</u> <u>(南東東)</u>	4.0	3.7	-0.7																																																																																																																																																																																											
風下方位	大気密度																																																																																																																																																																																														
		A	B	C	D	E	F																																																																																																																																																																																								
E (東)	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月	9.30	49.37	31.37	55.67	6.65	81.57																																																																																																																																																																																								
	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月	15.90	53.27	5.67	69.87	4.36	64.15																																																																																																																																																																																								
	差	+6.6	+6.7	+0.2	+14.2	-2.29	-17.42																																																																																																																																																																																								
ESE (東南東)	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月	3.99	33.77	29.29	108.65	17.46	88.79																																																																																																																																																																																								
	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月	6.02	51.78	12.60	96.06	10.34	102.99																																																																																																																																																																																								
	差	+2.03	+18.01	-8.2	-12.59	-7.12	+14.2																																																																																																																																																																																								
S-E (南東)	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月	3.55	34.34	9.90	67.94	3.36	121.99																																																																																																																																																																																								
	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月	9.75	56.31	13.84	83.23	8.05	128.76																																																																																																																																																																																								
	差	+6.2	+21.97	-0.94	+15.32	+4.69	+7.77																																																																																																																																																																																								
SSE (南東東)	(変更前) 1991年11月5日～ 1992年10月	1.68	10.14	2.00	40.83	3.76	48.80																																																																																																																																																																																								
	(変更後) 2012年1月5日～ 2012年12月	2.31	24.02	0.56	50.66	1.76	59.83																																																																																																																																																																																								
	差	+0.63	+5.48	-1.44	+9.87	-2.00	+11.01																																																																																																																																																																																								

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

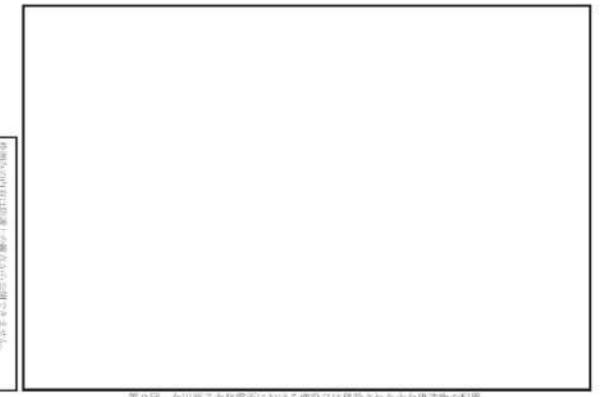
赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">参考2</p> <p>建造物の増設又は移設による大気拡散条件への影響について</p> <p>女川原子力発電所における建造物の増設又は移設による大気拡散条件の変化は、風洞実験結果に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>「発電用原子炉施設の安全解析における放出源の有効高さを求めるための風洞実験実施基準：2009」においては、「既設放出源に対する増設建屋の影響が著しくないと予想される条件」として、「放出源近傍の地形が増設により極端に変化しない場合であって、既設放出源の実高さが増設建屋の高さの2.5倍以上ある場合、又は既設放出源と増設建屋の距離が十分にある場合」と記載されている。</p> <p>この記載を踏まえ、女川原子力発電所敷地内における建造物の増設又は移設が上記の条件に該当し、大気拡散条件に影響しないことを以下のとおり確認した。</p> <p>1. 建造物の増設又は移設の影響</p> <p>建造物が増設されたことによる影響を検討するうえでは、第1図のとおり建造物の設置位置の標高を基準とし、その標高に建造物の高さの2.5倍を加えた高さが、排気筒実高さ175mを上回る場合には、建造物の増設による影響があるものと整理することが保守的であると考えられる。</p> <p>女川原子力発電所における増設又は移設された主な建造物及びその配置を第2図に示す。</p> <p>上記の考え方に基づき確認した結果は第1表のとおりであり、「既設放出源の実高さが増設建屋の高さの2.5倍以上ある場合、又は既設放出源と増設建屋の距離が十分ある場合」に該当するため、大気拡散条件には影響しないことを確認した。</p> <p>第1図 建造物の増設による影響イメージ</p>		<p>個別解析結果の相違    ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添2)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	 <p>第2図 女川原子力発電所における増設又は移設された主な建造物の配置</p> <p>第1表 女川原子力発電所における増設又は移設された 主な建造物による大気拡散条件への影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>増設又は移設された 建造物の名称</th> <th>(A) 建造物 の設置面か らの高さ</th> <th>(B) 建造物 の設置面の 敷地高さ</th> <th>(B) + (A) ×2.5</th> <th>判定 (&lt;175m)</th> <th>増設 又は 移設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>事務建屋</td> <td>36.7m</td> <td>14.9m</td> <td>196.65m</td> <td>○</td> <td>増設</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>固体廃棄物貯蔵所</td> <td>19.3m</td> <td>23.8m</td> <td>72.05m</td> <td>○</td> <td>増設</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>防潮堤<sup>※</sup></td> <td>16.2m</td> <td>14.8m</td> <td>55.30m</td> <td>○</td> <td>増設</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>緊急時対策建屋</td> <td>14.7m</td> <td>62.0m</td> <td>98.75m</td> <td>○</td> <td>増設</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>緊急用電気品建屋</td> <td>7.5m</td> <td>62.3m</td> <td>81.05m</td> <td>○</td> <td>増設</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>女川2号軽油タンク</td> <td>9.1m</td> <td>9.5m</td> <td>32.25m</td> <td>○</td> <td>移設 (地下化)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 防潮堤は防潮堤高さに包絡されるため影響はない。</p>		増設又は移設された 建造物の名称	(A) 建造物 の設置面か らの高さ	(B) 建造物 の設置面の 敷地高さ	(B) + (A) ×2.5	判定 (<175m)	増設 又は 移設	①	事務建屋	36.7m	14.9m	196.65m	○	増設	②	固体廃棄物貯蔵所	19.3m	23.8m	72.05m	○	増設	③	防潮堤 <sup>※</sup>	16.2m	14.8m	55.30m	○	増設	④	緊急時対策建屋	14.7m	62.0m	98.75m	○	増設	⑤	緊急用電気品建屋	7.5m	62.3m	81.05m	○	増設	⑥	女川2号軽油タンク	9.1m	9.5m	32.25m	○	移設 (地下化)		個別解析結果の相違 ・泊では気象資料の変更はないため、本資料は作成不要
	増設又は移設された 建造物の名称	(A) 建造物 の設置面か らの高さ	(B) 建造物 の設置面の 敷地高さ	(B) + (A) ×2.5	判定 (<175m)	増設 又は 移設																																														
①	事務建屋	36.7m	14.9m	196.65m	○	増設																																														
②	固体廃棄物貯蔵所	19.3m	23.8m	72.05m	○	増設																																														
③	防潮堤 <sup>※</sup>	16.2m	14.8m	55.30m	○	増設																																														
④	緊急時対策建屋	14.7m	62.0m	98.75m	○	増設																																														
⑤	緊急用電気品建屋	7.5m	62.3m	81.05m	○	増設																																														
⑥	女川2号軽油タンク	9.1m	9.5m	32.25m	○	移設 (地下化)																																														